

Disclosure checklist

**Guide to annual
financial statements**

年次財務諸表ガイド開示チェックリスト

IFRS®会計基準

2023年9月

kpmg.com/jp/ifrs



目次

本冊子について	1	4. 特別トピックス	116
参照及び略語	4	4.1 リース	116
チェックリスト	5	4.2 サービス委譲契約	120
1. 表示総論	5	4.3 事業セグメント	120
1.1 財務諸表の表示	5	4.4 1株当たり利益	124
1.2 資本の変動	22	4.5 売却目的または分配目的で保有する非流動資産	126
1.3 キャッシュフロー計算書	23	4.6 関連当事者の開示	128
1.4 会計処理の基礎	30	4.7 投資企業	134
1.5 公正価値測定	35	4.8 保険契約	136
1.6 連結及び分離財務諸表	38	4.9 採掘活動	150
1.7 企業結合	44	4.10 共通支配下の取引及び新会社の設立	151
1.8 外貨取引及び超インフレ	49	5. IFRS会計基準の初度適用	152
1.9 会計方針、誤謬及び見積り	50	5.1 IFRS会計基準の初度適用	152
1.10 後発事象	52	5.2 規制繰延勘定とIFRS会計基準初度適用企業	154
2. 財政状態計算書	54	6. IFRS会計基準の任意の早期適用	159
2.1 有形固定資産	54	6.1 特約条項付の非流動負債及び負債の流動又は非流動への分類（IAS第1号の改訂）	159
2.2 無形資産及びのれん	55	6.2 セール・アンド・リースバックにおけるリース負債（IFRS第16号の改訂）	160
2.3 投資不動産	57	6.3 サプライヤー・ファイナンス契約（IAS第7号及びIFRS第7号の改訂）	160
2.4 関連会社及び共同支配の取決め	59	6.4 交換可能性の欠如（IAS第21号の改訂）	162
2.5 金融商品	63		
2.6 棚卸資産	88		
2.7 生物資産	89		
2.8 非金融資産の減損	90		
2.9 資本	95		
2.10 引当金	95		
2.11 法人所得税	96		
2.12 偶発資産及び偶発負債	100		
3. 純損益及びその他の包括利益計算書	102		
3.1 収益	102		
3.2 政府補助金	106		
3.3 従業員給付	106		
3.4 株式に基づく報酬	112		
3.5 借入コスト	115		
		Appendix	
		I 2023年に適用される新しいIFRS会計基準及びIFRS会計基準の改訂並びに将来適用される規定	164
		KPMGによるその他の刊行物	166

本冊子について

この開示チェックリストは、KPMG International Standards Group（KPMG IFRG Limitedの一部。以下、ISG）が作成したものです。

本冊子は、企業が財務諸表をIFRS会計基準^aに準拠して作成及び表示する際に必要となり得る開示項目を示すことにより、利用者に役立つものとなることを目的として作成しています。また、IFRS会計基準の初度適用企業の財務諸表で要求される最低限の開示も含まれています。

2023年版における変更点

本冊子は、KPMGの刊行物「[Insights into IFRS](#)」（第20版）に盛り込まれている表示及び開示に関する新たなガイダンスを含んでいます（[1.1章](#)、[1.4章](#)、[2.11章](#)、[4.8章](#)及び[6.3章](#)をご参照ください）。

[Appendix I](#)には、国際会計基準審議会（IASB）が公表した新しいIFRS会計基準及びIFRS会計基準の改訂の包括的なリストを掲載しています。同リストでは2023年1月1日を事業年度の期首とする企業に適用されるIFRS会計基準とそれよりも後に適用されるIFRS会計基準とを区別しています。

本冊子は今回の更新により、2023年1月1日以降開始する事業年度から適用されるIFRS第17号「保険契約」、「会計方針の開示（IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の改訂）」、「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金（IAS第12号の改訂）」及び「国際的な税制改革—第2の柱モデルルール（IAS第12号の改訂）^b」に関する年次財務諸表で要求される経過措置及び新たな開示を収載しています。

対象となる会計基準

本冊子は、2023年8月31日までにIASBにより公表されたIFRS会計基準、IFRS会計基準の改訂及び解釈指針（本冊子では、これらをまとめて「IFRS会計基準」と称する）を反映しています。1章から5章は、2023年1月1日から開始する事業年度から企業に適用が義務付けられるIFRS会計基準（「現在適用されている」規定）に基づいています。

本冊子はまた、IFRS会計基準の任意の早期適用（[6章](#)参照）も対象としており、2023年1月1日より後に開始する事業年度に適用が義務付けられる、任意の早期適用が可能な開示規定（「今後適用される」規定）を示しています。

本冊子は開示規定のみを取り扱うものであり、参照されている個々のIFRS会計基準の適用範囲またはその認識及び測定の規定を示すものではありません。また、IAS第26号「退職給付制度の会計及び報告」及びIAS第34号「期中財務報告」については対象外としています。IAS第34号により義務付けられ得る開示は、KPMGの刊行物[Guide to condensed interim financial statements – Disclosure checklist](#)で解説しています（「[IFRS会計基準要約期中財務諸表ガイドー開示チェックリスト（2023年4月版）](#)」もご参照ください）。

IAS 1.7, Preface 2

- a. 「IFRS[®]会計基準」は権威のある基準全体を指す用語であり、以下を含む。
 - 国際会計基準審議会（IASB）が発行するIFRS[®]会計基準
 - 国際会計基準委員会（IASC、IASBの前身）が発行するIAS[®]会計基準またはIASBが発行するIAS会計基準の改訂
 - IFRS会計基準及びIAS基準に関してIFRS解釈指針委員会が策定しIASBが発行を承認した解釈指針（IFRIC[®]解釈指針）
 - IAS基準に関して解釈指針委員会が策定しIASBまたはIASCが発行を承認する解釈指針（SIC[®]解釈指針）
- b. 本冊子は今回の更新により、2023年5月23日の改訂公表時から直ちに適用された、第2の柱法人所得税に関する繰延税金の認識及び情報開示に係る例外規定を適用した旨の注記を要求する新しい開示規定も収載している。

© IFRS[®] Foundationすべての権利は保護されています。KPMG IFRG Limited及びあずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製及び使用の権利は厳しく制限されています。
第三者が複製または配布することは認められません。すべてのIFRS会計基準並びにIFRS財団の出版物については<http://eifrs.ifrs.org>でご確認ください。

また、会計基準及びその解釈指針は時とともに変化します。したがって、本冊子を、規定及びその他の関連する解釈指針そのものを参照せずにその代用として利用することはできません。

財務諸表作成者は適用される現地の法規制を考慮する必要があります。本冊子は特定の管轄地域の規定については考慮していません。

不確実な時期における財務報告

昨今の不確実な時期において、多くの企業は課題に直面している可能性があります。COVID-19、自然災害、インフレ、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめとする地政学的事象等の外部事象は、今日の世界経済に不確実性をもたらす主な世界的な論点の一部にすぎません。

この絶えず変化する不確実性は、消費者需要の変化、サプライチェーンの混乱、人員不足、金利の上昇、市場ボラティリティの増大及び企業の営業手法の変更を含む、様々な問題やリスクを創出します。また、追加的な会計上及び開示上の影響が生じる可能性もあります。

企業が事業を行っている業界及び経済環境によって、企業の資産・負債、収益・費用の認識及び測定に様々な外部事象が影響を及ぼす可能性があります。また、そうした事象の結果として、企業は流動性圧力により、継続企業の前提に係る困難に直面していることがあります。

財務諸表作成者は、外部事象が2023年度の財務報告に及ぼす影響について注意深く評価及び検討し、関連する企業特有の開示を提供しなければなりません。

ガイダンスとして、KPMGの[Financial reporting in uncertain times resource centre](#)をご参照ください。

気候変動と財務報告

すべての企業は、気候変動に関するリスクと機会に直面しており、その対応として、低炭素経済への移行を含む戦略的意思決定を行っています。これらの気候変動に関するリスクと戦略的意思決定は、企業の財務諸表及びKPIに影響を及ぼす可能性があります。

気候変動の影響が強まる中、投資家や規制当局は財務諸表における気候関連情報の透明性の向上をますます求めるようになっています。財務諸表が気候関連事項に関する唯一の情報源というわけではなく、企業は年次報告書の前段またはその他の部分でより包括的な開示を行うことも期待されていますが、財務諸表は重要な役割を果たしています。IFRS会計基準は気候関連のリスクや事項について明示的に言及していませんが、財務諸表を作成する際に考慮される気候関連事項に重要性がある場合には、財務諸表において関連する開示を行うことを默示的に要求しています。気候関連事項の影響の開示に関するより詳細なガイダンスについては、[KPMGのウェブページ](#)をご参照ください。

[Climate change financial reporting resource centre](#)（KPMGの気候変動に関する財務報告のリソースセンター）では、企業が自らの事業にとっての財務諸表上の潜在的な影響を識別するのに役立つFAQを提供しています。

また、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は2023年6月に、気候関連のリスクと機会の報告方法に関する詳細なガイダンスが示された気候関連基準を含む最初の2つのIFRSサステナビリティ開示基準を公表しました。それらの開示基準及び関連する動向の詳細については、KPMGのウェブページ[Sustainability reporting](#)をご参照ください（「[IFRSサステナビリティ開示基準 S1号及びS2号の解説](#)」もご参照ください）。

本文の構成

本冊子はテーマごとに配列しており、全体をチェックし終えることにより、1組の財務諸表を作成するにあたって必要とされ得るすべての開示について検討できるように作成しています。2つ以上のテーマに関連する開示は、必ずしもそれぞれが関連するテーマにおいて繰り返し記載しているわけではありません。例えば、当期の費用として認識した研究開発費の合計金額を開示することを求める規定は、[1.1章「財務諸表の表示」](#)に記載していますが、[2.2章「無形資産及びのれん」](#)には記載していません。

判断の必要性

本冊子は、KPMGの冊子のシリーズ [guides to financial statements](#)の一環として発行されたものであり、IFRS会計基準の遵守に特に焦点を当てています（「[IFRS会計基準財務諸表開示例・ガイド](#)」もご参照ください）。財務諸表作成者は、財務諸表を作成及び表示する際に、例えば会計方針の選択、財務諸表の注記の記載の順序、企業特有の状況を反映する開示の調整、及び財務諸表利用者のニーズに照らした開示の必要性に関する判断が求められます。

重要性

重要性は、財務諸表における項目の表示及び開示に関連します。財務諸表作成者は、企業の報告日時点の財政状態及び報告期間における経営成績の理解に関連するすべての情報を含めなければなりません。

財務諸表作成者は、重要性のない情報を含めることで重要性のある情報を曖昧にしたり、性質や機能が異なる重要な勘定科目を集約したりすることで企業の財務諸表を理解しにくいものとしないよう、留意しなければなりません。財務諸表において個々の開示に重要性がない場合は、それがIFRS会計基準における特定の要求事項であっても、表示する必要はありません。財務諸表作成者は、報告期間に係る重要性に基づき、適切な開示のレベルを決定しなければなりません。

IAS第1号「財務諸表の表示」第29項から第31項には、重要性及び重要性の財務諸表への適用に関するガイダンスが含まれています。また、第117項から第117E項には会計方針の開示に係る重要性の適用に関するガイダンスが含まれています。財務諸表作成者は、IFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」にある、財務諸表の作成における重要性の適用に関するガイダンス及び例示を考慮することもできます。

常に大局的な見地に立つ

財務報告では、規定に準拠することだけを目的とするのではなく、効果的なコミュニケーションを行うことが重要です。投資家は事業報告の品質向上を引き続き求めているため、関連性のある情報が除外されないように留意しなければなりません。企業は財務諸表を作成する際に、財務情報を有効な方法で報告することによって、コミュニケーションを改善することに重点を置く必要があります。

また、企業はより広義の企業報告の観点から財務諸表の表示及び開示の刷新を検討することができます。さらなる情報については、KPMGのウェブページ[Better Business Reporting](#)を参照してください。

参照及び略語

関連する会計基準の規定及びKPMGの刊行物「Insights into IFRS」の項目を識別するため、本冊子の左の余白には、参照条項を付しています。

IAS 1.51 IAS第1号第51項

IU 03-11 IFRIC Update (2011年3月)

Insights 4.1.190.10 KPMGの刊行物「Insights into IFRS (第20版)」の第4.1.190.10項

「IFRS会計基準年次財務諸表ガイドー開示チェックリスト (2022年9月版)」からの主要な変更については、左側に二重線を付しています。

本冊子では以下の略語が用いられています。

FVOCI その他の包括利益を通じての公正価値評価

FVTPL 純損益を通じての公正価値評価

NCI 非支配持分

OCI その他の包括利益

チェックリスト

1. 表示総論

1.1 財務諸表の表示

適正表示

IAS 1.15, 17(c)

財務諸表は、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュフローを適正に表示しなければならない。適正な表示をするためには、「財務報告に関する概念フレームワーク（フレームワーク）」に示されている資産、負債、収益及び費用の定義と認識要件に従って、取引及びその他の事象や状況を忠実に表現することが要求される。IFRS会計基準を適用し、必要に応じて追加開示を行うことにより、適正な表示を達成する財務諸表を作成することができると考えられる。

継続企業の前提に基づいて作成されている財務諸表

－継続企業の前提に関する開示

重要な不確実性のシナリオ

IAS 1.25, IU 07-10

継続企業としての存続能力を評価する過程において、継続企業としての存続能力に対する重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関する重要な不確実性を把握した場合は、これらの不確実性を開示する。

Insights 1.2.83

KPMGの見解では、重要な不確実性が存在する場合、企業は、少なくとも以下の事項を開示しなければならない。

- ・ 継続企業としての存続能力に対する重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況の内容及び継続企業の前提の検討に関連する経営者が行った重要性の評価
- ・ これらの事象または状況の影響を軽減する経営者の計画
- ・ 継続企業の前提の検討の際に経営者が行った重要な判断。これには、重要な不確実性が存在するかどうかの決定が含まれる。
- ・ 継続企業として存続する能力に対する重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関する重要な不確実性が存在するため、通常の営業活動の過程で資産の実現及び債務の履行ができない可能性がある旨の明確な説明

KPMGの経験では、重要な不確実性が存在する場合、企業は一般に、財務諸表作成の基礎の注記の一部として開示している。

紙一重（Close-call）シナリオ

Insights 1.2.85.10

状況によっては、経営者は、IAS第1号第25項に従って開示が要求される重要な不確実性が存在しないと結論付けることがある。ただし、その結論に至る過程において重要な判断を行っている（「紙一重」シナリオ（'close call' scenario））。そのような場合、何らかの開示が必要なのではないかという疑問が生じる。IFRS解釈指針委員会はこの問題について議論し、IAS第1号第122項の開示規定（Insights into IFRS第2.8.40.10項を参照）は、継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせるような事象や状況に関する重要な不確実性が存在しないとの結論に至る過程で行われた判断に対して適用されたとした。KPMGの見解では、それらの開示要件を満たすために、重要な不確実性に関する情報と同様の情報（上記の最初の3つの箇条書きの内容）が財務諸表利用者の理解に役立つ可能性がある。

Insights 1.2.85.20 IFRS会計基準は、紙一重シナリオの開示場所に関するガイダンスを提供していない。KPMGの経験では、それらの開示は財務諸表作成の基礎の注記の一部として、または他の場所で、開示される場合がある。また、単一の注記または複数の注記として開示される場合がある。ただし、委員会の議論（上記参照）を考慮すると、紙一重シナリオで開示される情報は、IAS第1号第122項に基づく重要な判断に関する注記と適切に関連付ける必要があると考えられる。

継続企業の前提に基づいて作成されていない財務諸表

IAS 1.25 財務諸表が継続企業の前提に基づいて作成されていない場合は、以下の事項を開示する。

- (a) 財務諸表が継続企業の前提に基づいて作成されていないという事実
 - (b) 財務諸表作成の基礎
 - (c) その企業が継続企業とは認められない理由
-

Insights 1.2.70.20 KPMGの見解では、たとえ企業が継続企業として存続しないと想定される場合であつたとしても、一般に、測定、認識及び開示に関するIFRS会計基準の規定は免除されない。

財務諸表の構成と内容

IAS 1.10 完全な1組の財務諸表は、以下の計算書で構成される。

- (a) その報告日の財政状態計算書
 - (b) その報告期間の純損益及びその他の包括利益計算書
 - (c) その報告期間の持分変動計算書
 - (d) その報告期間のキャッシュフロー計算書
 - (e) 注記（重要性がある会計方針情報及びその他の説明的情報で構成される）
 - (f) IAS第1号第38項及び第38A項で特定されている、前期に係る比較情報
 - (g) 以下の両方を満たす場合、前期の期首時点の財政状態計算書
 - (i) 企業が会計方針を遡及適用した場合や、財務諸表上の項目を遡及的に修正再表示した場合、または財務諸表上の項目の組替えを行った場合
 - (ii) 遠及適用、遠及的修正再表示、または組替えが、前期の期首時点の財政状態計算書に著しい影響を及ぼしている場合
-

IAS 1.40C 前期の期首時点の財政状態計算書の表示が要求される場合、IAS第1号第41項から第44項（「組替え」を参照）及びIAS第8号で要求される情報を開示する。その場合、当該期首時点の財政状態計算書に関連する注記を開示する必要はない。

IAS 1.31 IFRS会計基準が具体的な要求事項のリストを記載している場合や、最低限の要求事項として記述している場合であっても、開示がもたらす情報に重要性がない場合には、IFRS会計基準で要求されている特定の開示を行う必要はない。IFRS会計基準の具体的な開示規定を遵守するだけでは、特定の取引、事象または状況が企業の財政状態及び経営成績に及ぼす影響を財務諸表利用者に理解させるためには不十分である場合は、追加的な開示が必要となる。

Insights 1.2.40.20

KPMGの見解では、開示項目の重要性は、単に財務諸表項目に関連する重要性のみによって決定すべきではない。開示の重要性を判断する際には、企業を取り巻く状況とともに、開示の目的及び財務諸表利用者への目的適合性を考慮する（定性的な要因の検討を含む）。

IAS 1.49

財務諸表を明瞭に識別し、同じ公表書類中の他の情報と区別する。

IAS 1.51

各計算書及び注記を明瞭に識別する。

IAS 1.51

以下の情報を目立つように表示し、表示されている情報が正しく理解されるために必要となる場合には反復する。

IAS 1.51(a)

(a) 報告企業の名称または他の識別手段、及び直前の報告日からのこの情報の変更

IAS 1.51(b)

(b) 財務諸表は個別企業の財務諸表か、企業集団の財務諸表か

IAS 1.51(c)

(c) 報告日または1組の財務諸表もしくは注記の対象期間

IAS 1.51(d)

(d) IAS第21号に定義されている表示通貨

IAS 1.51(e)

(e) 財務諸表中の金額を表示するために用いられている表示単位

IAS 1.36

完全な1組の財務諸表（比較情報を含む）を、少なくとも年に1度は報告する。

IAS 1.36

企業が報告日を変更し、1年よりも長い期間または短い期間について年次財務諸表を作成する場合は、財務諸表の対象期間に加えて、以下の事項を開示する。

IAS 1.36(a)

(a) 1年よりも長い期間または短い期間を使用している理由

IAS 1.36(b)

(b) 財務諸表の比較数値が完全に比較可能ではない旨

比較情報と表示の継続性**最低限要求される比較情報****IAS 1.38**

IFRS会計基準が異なる取扱いを容認または要求している場合を除き、当期の財務諸表で報告するすべての金額について、前期に係る比較情報を開示する。

IAS 1.38A

少なくとも以下の事項を表示する。

(a) 2つの財政状態計算書

(b) 2つの純損益及びその他の包括利益計算書

(c) 2つの独立した純損益計算書（独立した純損益計算書を表示する場合）

(d) 2つのキャッシュフロー計算書

(e) 2つの持分変動計算書

(f) 関連する注記

IAS 1.38, 38B

当期の財務諸表の理解に役立つ場合は、説明的・記述的な情報に関する比較情報を含める。

追加の比較情報

IAS 1.38C IAS第1号第38項から第38A項で最低限要求される以上の追加の比較情報は、その情報をIFRS会計基準に準拠して作成する限り、表示することができる。そのような追加の比較情報は、IAS第1号第10項で言及されている1つまたは複数の計算書で構成されることがあるが、これらの情報が完全な1組の財務諸表を構成する必要はない。このようなケースでは、これらの追加的な計算書について関連する注記情報を表示する。

表示の継続性

IAS 1.45 財務諸表上の項目の表示と分類は、以下の場合を除いて、ある期から次の期へと維持する。

IAS 1.45(a) (a) 企業の事業内容の著しい変化または財務諸表の表示の再検討により、IAS第8号の会計方針の選択と適用の要件に関して、別の表示または分類がより適切であることが明らかな場合

IAS 1.45(b) (b) IFRS会計基準が表示の変更を求めている場合

Insights 2.1.130.20 企業がIFRS会計基準で要求されていない見積（プロフォーマ）情報を表示することを望むことがある（例：報告日の変更に伴う見積（プロフォーマ）比較財務諸表や、企業の組織構成の重要な変更に伴う見積（プロフォーマ）純損益及びその他の包括利益計算書等）。KPMGの見解では、そのような追加的情報は、原則として、現地の規制及び証券取引所規定で容認され、かつ以下の情報を提供する場合に限り、容認される。

- そのような情報がIFRS会計基準に準拠した財務諸表とは異なるものであるということを明確に示す名称が付され、監査済みでない場合にはその旨が明確に記載されていること
 - 企業が以下の内容を開示していること
 - 見積（プロフォーマ）財務情報に反映されている取引または事象
 - 基礎となった財務情報源
 - 見積（プロフォーマ）調整に使用した重要な仮定
 - これらの調整に関して重要な不確定要素がある場合にはその内容
 - 開示に以下の内容が示されていること
 - 見積（プロフォーマ）財務情報は財務諸表と関連付けて読まれなければならないこと
 - 見積（プロフォーマ）財務情報は、例えば取引や事象が異なる日に発生していれば得られたかもしれない結果を必ずしも表すものではないこと
-

組替え

IAS 1.41 財務諸表中の項目の表示または分類を変更する場合は、組替えが実務上不可能な場合を除き、比較金額を組み替える。比較金額を組み替える際には、前期の期首時点のものも含めて、以下の事項を開示する。

IAS 1.41(a) (a) 組替えの内容

IAS 1.41(b) (b) 組み替えた項目または項目分類の金額

IAS 1.41(c) (c) 組替えの理由

IAS 1.42 比較金額の組替えが実務上不可能な場合は、以下の事項を開示する。

IAS 1.42(a) (a) 金額を組み替えない理由

IAS 1.42(b) (b) 金額を組み替えていたならば行われたであろう修正の内容

その他の開示

<i>IAS 1.138</i>	企業は、以下の情報が財務諸表とともに公表される情報のどこにも開示されていない場合は、それらの情報を開示する。
<i>IAS 1.138(a)</i>	(a) 企業の本拠地及び法的形態、設立された国、並びに登記上の本社の住所（または登記住所と異なる場合、主要な事業所の所在地）
<i>IAS 1.138(b)</i>	(b) 企業の事業内容及び主要な活動に関する説明
<i>IAS 1.138(c)</i>	(c) 親会社の名称及びグループの最終的な親会社の名称
<i>IAS 1.138(d)</i>	(d) 企業の存続期間が有限の場合は、その存続期間に関する情報

財政状態計算書

流動・非流動の区分

<i>IAS 1.60</i>	財政状態計算書において、流動資産と非流動資産、流動負債と非流動負債を、別々の区分として表示する。ただし、流動性に基づく表示が、信頼性のある、より目的適合性の高い情報を提供する場合を除く。この例外に該当する場合は、すべての資産・負債を流動性の順序に従って表示する。
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<i>IAS 1.61</i>	いずれの表示方法を採用したとしても、以下の2つが混在する場合は、各資産・負債の表示科目ごとに、12ヶ月より後に回収または決済される予定の金額を開示する。
-----------------	------------------------------------------------------------------------------

<i>IAS 1.61(a)</i>	(a) 報告期間後12ヶ月以内に回収または決済される予定の金額
<i>IAS 1.61(b)</i>	(b) 報告期間後12ヶ月より後に回収または決済される予定の金額

<i>IAS 1.56</i>	財政状態計算書を流動・非流動で区分表示する場合、繰延税金資産（負債）は流動資産（負債）として分類してはならない。
-----------------	----------------------------------------------------------

財政状態計算書上で表示される情報

<i>IAS 1.32</i>	IFRS会計基準で要求または容認されている場合を除き、資産と負債を相殺してはならない。
-----------------	---------------------------------------------

<i>IAS 1.29</i>	類似した項目の分類に重要性がある場合は、財務諸表上で区別して表示する。
-----------------	-------------------------------------

<i>IAS 1.29</i>	重要性がない場合を除き、性質または機能に類似性がない項目は区別して表示する。
-----------------	----------------------------------------

<i>IAS 1.54</i>	財政状態計算書には以下の科目を掲記する。
-----------------	----------------------

<i>IAS 1.54(a)</i>	(a) 有形固定資産
<i>IAS 1.54(b)</i>	(b) 投資不動産
<i>IAS 1.54(c)</i>	(c) 無形資産
<i>IAS 1.54(d)</i>	(d) 金融資産（以下のIAS第1号第54項 (e)、(h) から (i) で示される金額を除く）
<i>IFRS 17.78(a), IAS 1.54(da)</i>	(e) 資産である発行した保険契約

<i>IFRS 17.78(c), IAS 1.54(da)</i>	(f) 資産である保有している再保険契約
------------------------------------	----------------------

<i>IAS 1.54(e)</i>	(g) 持分法で会計処理されている投資
<i>IAS 1.54(f)</i>	(h) IAS第41号「農業」の適用範囲に含まれる生物資産

<i>IAS 1.54(g)</i>	(i) 棚卸資産
<i>IAS 1.54(h)</i>	(j) 売掛金及びその他の債権

<i>IAS 1.54(i)</i>	(k) 現金及び現金同等物
<i>IFRS 5.38, IAS 1.54(j)</i>	(l) IFRS第5号に従って売却目的保有に分類される資産と売却目的保有に分類される処分グループに含まれる資産の総額

<i>IAS 1.54(k)</i>	(m) 買掛金及びその他の未払金
--------------------	------------------

<i>IAS 1.54(l)</i>	(n) 引当金	_____
<i>IAS 1.54(m)</i>	(o) 金融負債 (IAS第1号第54項 (k) から (l) で示される金額を除く)	_____
<i>IFRS 17.78(b), IAS 1.54(ma)</i>	(p) 負債である発行した保険契約	_____
<i>IFRS 17.78(d), IAS 1.54(ma)</i>	(q) 負債である保有している再保険契約	_____
<i>IAS 1.54(n)</i>	(r) IAS第12号に基づく当期税金に係る負債及び資産	_____
<i>IAS 1.54(o)</i>	(s) IAS第12号に基づく繰延税金負債及び繰延税金資産	_____
<i>IFRS 5.38, IAS 1.54(p)</i>	(t) IFRS第5号に従って売却目的保有に分類される処分グループに含まれる負債	_____
<i>IAS 1.54(q)</i>	(u) 資本に表示されるNCI（ただし、親会社の所有者の持分とは区別する）	_____
<i>IAS 1.54(r)</i>	(v) 親会社の所有者に帰属する発行済資本金及び剰余金	_____
<i>Insights 7.10.40.50</i>	KPMGの見解では、デリバティブ資産及び負債は、重要性がある場合、財政状態計算書において独立掲記しなければならない。デリバティブ商品に重要性がない場合は、それぞれ、その他の金融資産及びその他の金融負債に含めてもよい。財務諸表注記には詳細の追加開示が必要である。	_____
<i>IAS 1.55, 57(a)</i>	追加的な表示科目 (IAS第1号第54項で列挙されている表示項目を分解する場合を含む)、見出し及び小計の表示が企業の財政状態の理解に役立つ場合は、それらを財政状態計算書上に表示する。表示科目または類似の項目を合算した場合の金額の大きさ、性質または機能により、区別して表示することが企業の財政状態の理解に役立つ場合は、追加の項目を区別して表示する。	_____
<i>IAS 1.55A</i>	IAS第1号第55項に従って小計を表示する場合には、それらの小計は次のようなものとする。	_____
<i>IAS 1.55A(a)</i>	(a) IFRS会計基準に従って認識及び測定が行われている金額からなる表示項目で構成されている。	_____
<i>IAS 1.55A(b)</i>	(b) 当該小計を構成する表示項目が明瞭かつ理解可能となる方法で表示され名称を付されている。	_____
<i>IAS 1.55A(c)</i>	(c) IAS第1号第45項に従って期間ごとの継続性がある。	_____
<i>IAS 1.55A(d)</i>	(d) 財政状態計算書においてIFRS会計基準で要求されている小計及び合計よりも目立つ表示はしない。	_____
財政状態計算書または注記のいずれかに表示すべき情報		
<i>IAS 1.77</i>	企業は、財政状態計算書または注記のいずれかで、各表示科目のより詳細な内訳を、企業の営業活動について適切と思われる方法で分類して開示する。	_____
<i>IAS 1.30</i>	個々に重要性がない表示科目については、財政状態計算書または注記で、他の項目と合算する。ただし、財政状態計算書で独立して表示するほどの重要性がない項目であっても、注記では区別して表示することが妥当なケースがある。	_____
<i>IAS 1.30A</i>	IAS第1号及び他のIFRS会計基準を適用する際に、企業は、すべての関連性のある事実及び状況を考慮に入れて、財務諸表（注記を含む）に含まれる情報をどのように集約するのかを決定する。重要性のある情報を重要性のない情報で覆い隠したり、性質または機能が異なる重要性のある項目を集約したりすることによって、財務諸表の理解可能性を低下させてはならない。	_____

<i>IAS 1.78</i>	例えば以下のように、IFRS会計基準の規定並びに関係する金額の大きさ、内容及び機能を考慮してさらに下位分類を開示する。	
<i>IAS 1.78(a)</i>	有形固定資産は、IAS第16号に従って各クラスに分解する。	
<i>IAS 1.78(b)</i>	債権の金額は、取引先に対する売掛金、関連当事者に対する債権、前払金及びその他の金額に分解する。	
<i>IAS 1.78(c)</i>	棚卸資産はIAS第2号に従って、商品、製造用貯蔵品、原材料、仕掛品及び製品等に分解する。	
<i>IAS 1.78(d)</i>	引当金は、従業員給付とその他の項目の引当金に分解する。	
<i>IAS 1.78(e)</i>	払込資本及び剰余金は、資本金、資本剰余金及び剰余金等の様々な区分に分解する。	
<i>IAS 1.79</i>	財政状態計算書あるいは持分変動計算書、または注記のいずれかで以下の事項を開示する。	
<i>IAS 1.79(a)</i>	株式資本のクラスごとに、	
<i>IAS 1.79(a)(i)</i>	(i) 授権株式数	
<i>IAS 1.79(a)(ii)</i>	(ii) 全額払込済みの発行済株式数及び未払込額のある発行済株式数	
<i>IAS 1.79(a)(iii)</i>	(iii) 1株当たりの額面金額または無額面である旨	
<i>IAS 1.79(a)(iv)</i>	(iv) 発行済株式数の当期中における変動内訳	
<i>IAS 1.79(a)(v)</i>	(v) そのクラスの株式に付されている権利、優先権及び制限（配当支払及び資本の払戻しの制限を含む）	
<i>IAS 1.79(a)(vi), 32.34</i>	(vi) 自己株式及び子会社または関連会社保有の自社株式	
<i>IAS 1.79(a)(vii)</i>	(vii) オプション契約による発行及び売渡し契約のための留保株式（契約条件及び金額を含む）	
<i>IAS 1.79(b)</i>	資本に含まれる各種剰余金の内容及び目的	
<i>IAS 1.80</i>	パートナーシップや信託などのように株式資本のない企業では、IAS第1号第79項(a)で要求される情報に相当する情報を、資本持分の項目ごとに、当期中の変動並びに資本持分の各項目に付随している権利、優先権及び制限を表示し開示する。	
<i>IFRS 5.38-39</i>	IFRS第5号に従い売却目的保有に分類した非流動資産または処分グループについて、売却目的保有に分類された資産・負債の主要なクラスを、財政状態計算書または注記において他の資産とは区別して開示する（処分グループが、取得時に売却目的保有として分類される要件を満たす新規に取得した子会社である場合、資産・負債の主要なクラスの開示は必要ない）。	
<i>IFRS 7.8</i>	IFRS第9号における以下の分類ごとの帳簿価額を、財政状態計算書または注記において開示する。	
<i>IFRS 7.8(a)</i>	(a) FVTPLで測定する金融資産（以下の分類ごとに区分して示す）	
<i>IFRS 7.8(a)(i)</i>	(i) IFRS第9号第6.7.1項に従って当初認識時または当初認識後にFVTPLで測定するものとして指定された金融資産	
<i>IFRS 7.8(a)(ii)</i>	(ii) IFRS第9号第3.3.5項の選択に従ってFVTPLで測定する金融資産	
<i>IFRS 7.8(a)(iii)</i>	(iii) IAS第32号第32A項の選択に従ってFVTPLで測定する金融資産	
<i>IFRS 7.8(a)(iv)</i>	(iv) IFRS第9号に基づきFVTPLでの測定が強制される金融資産	
<i>IFRS 7.8(f)</i>	(b) 償却原価で測定する金融資産	
<i>IFRS 7.8(h)</i>	(c) FVOCIで測定する金融資産（以下の分類ごとに区分して示す）	
<i>IFRS 7.8(h)(i)</i>	(i) IFRS第9号第4.1.2A項に従ってFVOCIで測定する金融資産	
<i>IFRS 7.8(h)(ii)</i>	(ii) IFRS第9号第5.7.5項に従って当初認識時にFVOCIで測定するものとして指定された資本性金融商品への投資	

<i>IFRS 7.8(e)</i>	(d) FVTPLで測定する金融負債（以下の分類ごとに区分して示す）	
<i>IFRS 7.8(e)(i)</i>	(i) IFRS第9号第6.7.1項に従って当初認識時または当初認識後にFVTPLで測定するものとして指定された金融負債	
<i>IFRS 7.8(e)(ii)</i>	(ii) IFRS第9号における売買目的保有の定義を満たす金融負債	
<i>IFRS 7.8(g)</i>	(e) 償却原価で測定する金融負債	
<i>Insights 7.2.380.10</i>	IFRS第9号は、財政状態計算書上で分離された組込デリバティブを区分表示することを要求していない。KPMGの見解では、特定の状況のもとでは、主契約である金融商品から分離された組込デリバティブは主契約と合わせて表示すべきである。ただし、企業は償却原価で計上される金融商品と公正価値で計上される金融商品を区分して開示しなければならない。したがって、金融負債から分離されたが財政状態計算書において区分表示されていない組込デリバティブは、注記で開示する必要がある。	
<i>Insights 7.10.30.20</i>	異なる種類の資産に異なる測定方法を使用することは、それらの資産が性質または機能を異にするものであることを示している。そのため、償却原価で測定する金融商品と、公正価値で測定する金融商品は、通常、別の表示科目として表示される。ただし、KPMGの見解では、測定方法が異なる商品が同一の表示科目に含められることがある。例えば、償却原価で計上される主契約である金融負債と区分処理される組込デリバティブ、または、通常は償却原価で計上される公正価値ヘッジのヘッジ対象となっている商品とその他の類似の商品でヘッジ対象にはなっていないものの、などである。このようなケースでは、財政状態計算書上の1つの勘定科目に合算表示されている金融商品の区分ごとの帳簿価額を財務諸表注記で開示しなければならない。	
<i>IAS 1.80A(a)</i>	資本性金融商品に分類されるプッタブル金融商品の分類を金融負債と資本との間で変更した場合は、以下の事項を開示する。 (a) 各区分への及び各区分からの、分類変更した金額（金融負債及び資本） (b) 分類変更の時期及び理由	
<i>IAS 1.136A</i>	資本性金融商品に分類されたプッタブル金融商品について、以下の事項を開示する（財務諸表の他の箇所で開示されていない範囲で）。 (a) 資本に分類された金額に関する要約定量的データ (b) その金融商品の保有者に買戻しまたは償還を要求された場合に、買戻しまたは償還を行う義務の管理に関する、企業の目的、方針及び手続（前期からの変更を含む） (c) そのクラスの金融商品の償還または買戻しの際の予想キャッシュ・アウトフロー (d) 偿還または買戻しの際の予想キャッシュ・アウトフローの算定方法に関する情報	
<i>IAS 1.80A(b)</i>	清算時にのみ企業の純資産に対する比例的な取り分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品で、資本性金融商品に分類されているものの分類を、金融負債と資本との間で変更した場合は、以下の事項を開示する。 (a) 各区分への及び各区分からの、分類変更した金額（金融負債及び資本） (b) 分類変更の時期及び理由	
<i>IFRIC 17.16(a)</i>	所有者に対して分配される現金以外の資産に関連する未払配当金の期首及び期末日現在の帳簿価額を開示する。	

純損益及びその他の包括利益計算書

純損益及びその他の包括利益計算書に表示される情報

IAS 1.10A

純損益及びその他の包括利益計算書は、以下のいずれかの方法で表示する。

- (a) 純損益及びOCIのすべての内訳項目を含む単一の計算書
- (b) 2つの計算書（すなわち、純損益の内訳項目を表示する計算書と、その直後に純損益から開始して、OCIの内訳項目を表示するもう1つの計算書）

IAS 1.81A

企業が独立した純損益計算書を表示する場合は、包括利益を表示する計算書には純損益の部を表示しない。

IAS 1.81A

純損益及びその他の包括利益計算書では、以下の事項を表示する。

- IAS 1.81A(a)* (a) 純損益
- IAS 1.81A(b)* (b) OCIの合計
- IAS 1.81A(c)* (c) 当期の包括利益（純損益とOCIの合計額）

IAS 1.81B

純損益の部及びその他の包括利益の部に加えて、以下の項目を、純損益及びOCIの配分として表示する。

- IAS 1.81B(a)* (a) 以下に帰属する純損益
 - (i) NCI
 - (ii) 親会社の所有者
- IAS 1.81B(b)* (b) 以下に帰属する当期の包括利益
 - (i) NCI
 - (ii) 親会社の所有者

IAS 1.81B

企業が独立した純損益計算書で純損益を表示する場合、その計算書上でIAS第1号第81B項（a）に示されている情報を表示する。

IAS 1.85

企業の財務業績の理解に役立つ場合には、追加的な表示科目（IAS第1号第82項で列挙されている表示項目を分解する場合を含む）、見出し及び小計を、純損益及びその他の包括利益計算書並びに独立した純損益計算書（表示される場合）に表示する。

IAS 1.85A

IAS第1号第85項に従って小計を表示する場合には、それらの小計は次のようなものとする。

- IAS 1.85A(a)* (a) IFRS会計基準に従って認識及び測定が行われている金額からなる表示項目で構成されている。
- IAS 1.85A(b)* (b) それらの小計を構成する表示項目が明瞭かつ理解可能となる方法で表示され名称を付されている。
- IAS 1.85A(c)* (c) IAS第1号第45項に従って期間ごとの継続性がある。
- IAS 1.85A(d)* (d) 純損益及びその他の包括利益計算書についてIFRS会計基準で要求されている小計及び合計よりも目立つ表示はしない。

IAS 1.85B

純損益及びその他の包括利益計算書において、IAS第1号第85項に従って表示する小計を同計算書についてIFRS会計基準で要求されている小計または合計と調整する表示項目を表示する。

Insights 4.1.150.10

企業が純損益及びその他の包括利益計算書上、EBITDA、EBIT、またはヘッドライン・アーニングス（headline earnings）等の代替的な利益指標を表示することを望むことがある。IFRS会計基準は、関連する要件を満たす場合は、特定の代替的な利益指標を含む小計の表示を禁止していない。KPMGの見解では、EBITDAやEBITのような利益指標がIFRS会計基準に従って認識及び測定される金額に基づく場合は、IAS第1号のもとでの追加的な小計とみなされ得る。

Insights**4.1.160.10-20**

純損益及びその他の包括利益計算書におけるEBITDAの表示は、費用の区分方法の選択、及び当該区分を純損益及びその他の包括利益計算書と財務諸表に対する注記のいずれで表示するかに左右される。KPMGの見解では、通常、収益・費用項目を適切な表示科目に区分したうえで利益の補足的分析を表示することによりEBITDAを表示することが可能である。

純損益の部または純損益計算書に表示すべき情報**IAS 1.82**

他のIFRS会計基準で要求されている項目に加えて、当期に係る以下の金額を表す科目を、純損益の部または純損益計算書に含める。

(a) 収益（下記を区分して表示）

- (i) 実効金利法を用いて計算した金利収益
- (ii) 保険収益

(b) 償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じた利得及び損失

(c) IFRS第17号の適用対象となる発行した契約から生じた保険サービス費用

(d) 保有している再保険契約から生じた収益または費用

(e) 金融費用

(f) IFRS第9号第5.5項に従って算定された減損損失（減損損失の戻入れまたは減損利得を含む）

(g) IFRS第17号の適用対象となる発行した契約から生じた保険金融収益または費用

(h) 保有している再保険契約から生じた金融収益または費用

(i) 持分法で会計処理している関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分

(j) 金融資産を償却原価測定の区分からFVTPLで測定するよう分類変更した場合に、その金融資産の従前の償却原価と分類変更日（IFRS第9号で定義）時点の公正価値との差額から生じた利得または損失

(k) 金融資産をFVOCIで測定する区分からFVTPLで測定するよう分類変更した場合に、過去にOCIに認識されていた利得または損失の累計額で、純損益に振り替えられたもの

(l) 税金費用

(m) 非継続事業の合計に関する単一の金額（IFRS第5号を参照）

IAS 1.82(d)**IAS 1.82(ea)****Insights 4.1.190.10**

KPMGの見解では、持分法投資損益及び非継続事業に関連する金額のように、法人所得税考慮後の金額で表示することが他のIFRS会計基準により明確に要求されているケースを除き、すべての純損益項目は主要財務諸表上、法人所得税考慮前の金額（すなわち、総額）で表示すべきである。

Insights 7.10.70.15-20

IFRS解釈指針委員会は、実効金利法により計算した金利収益を区別して表示することを求めた規定の適用について議論し、同規定は当初認識後に償却原価またはFVOCIで測定される金融資産にのみ適用されたとした（ただし、ヘッジ会計規定の適用による適格ヘッジ関係の影響を受ける）。

IFRS解釈指針委員会は、どのように他の利息の金額を純損益及びその他の包括利益計算書に表示できるかについて検討を行わなかったものの、IFRS第9号は収益を定義していないため、KPMGの見解では、他の金融資産から生じる金利収益は、それが企業の通常の業務の過程で生じたものである場合は、収益の他の表示科目に表示できる。

Insights 7.10.70.60

KPMGの見解では、金融収益及び金融費用の分析を表示せずに、それらを純額ベースで（例：「金融費用純額」として）純損益で表示してはならない。ただし、純損益で金融収益を掲記し、そのまま下で金融費用を控除し、その小計（例：金融費用純額）を表示する方法を採用してもよい。

IAS 1.32

IFRS会計基準で要求または容認される場合を除き、収益と費用を相殺してはならない。

IAS 1.88

IFRS会計基準で別途要求または容認される場合を除き、ある期間に認識される収益及び費用のすべての構成要素を、純損益に含める。

IAS 1.29

類似した項目の分類に重要性がある場合は、それらを財務諸表上で区別して表示する。

IAS 1.29

重要性がない場合を除き、性質または機能に類似性がない項目は区分して表示する。

Insights 4.1.90.20

KPMGの見解では、個々に重要であるという理由のみで項目の性質が変更されることはない。KPMGは、個々に重要な項目を、個々に重要ではない項目と同様、原則としては同様の性質または機能を有する他の項目の集計値に含めるか、集計値の近くに表示する必要があると考える。例えば、火事の被害を受けた棚卸資産の重要な評価減を区別して表示する際に、棚卸資産に係る他の減損損失を売上原価に含めている場合には、売上原価に分類する。

Insights 4.1.90.40

特定の取引、事象または状況による影響が多様であり、多くの表示科目にわたる場合は、財務諸表注記においてその事象に関するすべての影響を開示することが適切であると考えられる。その場合、KPMGの見解では、関連する金額の分析及び影響を受ける表示科目を、状況の説明とともに、注記において開示すべきである。企業によっては、影響を受ける各表示科目の関連要素を純損益及びその他の包括利益計算書において表示することを望むこともあると考えられる。この場合、様々な表示方法が考えられるが、例えば以下の方法が挙げられる。

– 適切な表示科目の補足的分析（及び小計）を示す。

– 個々に重要な科目を別個の列に表示し、小計を示す欄も表示する。

IAS 32.41

現金または他の金融資産と交換に企業の資産の残余持分に対する権利を含む金融負債の再測定により生じる利得及び損失は、企業の業績を説明する際に関連性がある場合は、区分して表示する。

その他の包括利益の部に表示すべき情報

IAS 1.82A

当期のOCIの金額に係る表示科目を表示する。

IAS 1.82A(a)

(a) OCIの項目（IAS第1号第82A項（b）の金額を除く）を、性質別に分類し、他のIFRS会計基準に従って以下にグルーピングする。

(i) その後に純損益に振り替えられることのないもの

IAS 1.82A(a)(i)

(ii) その後に特定の条件を満たした時に純損益に振り替えられるまたは振り替えられる可能性があるもの

<i>IAS 1.82A(b)</i>	(b) 持分法を用いて会計処理する関連会社及び共同支配企業のOCIに対する持分を、他のIFRS会計基準に従って、以下の項目に対する持分に区分する。	
<i>IAS 1.82A(b)(i)</i>	(i) その後に純損益に振り替えられることのないもの	
<i>IAS 1.82A(b)(ii)</i>	(ii) その後に特定の条件を満たした時に純損益に振り替えられるまたは振り替えられる可能性があるもの	
<i>IAS 1.92</i>	OCIの内訳項目に係る組替調整額を開示する。	
<i>IAS 1.91</i>	OCIの項目は、以下のいずれかで表示する。	
<i>IAS 1.91(a)</i>	(a) 関連する税効果考慮後の純額	
<i>IAS 1.91, 91(b)</i>	(b) 税効果考慮前の金額とし、内訳項目に関連する法人所得税の合計額を単一の金額で示す（この選択肢を選択する場合は、その後に純損益の部に振り替えられる可能性のある項目と、その後に純損益の部に振り替えられることのない項目とに税金を配分する）	
<i>IFRIC 1.6(d)</i>	廃棄、原状回復及びそれらに類似する負債の変動から生じる再評価剰余金の変動は、区別して識別し、開示する。	
純損益及びその他の包括利益計算書または注記に表示される情報		
<i>IAS 1.30</i>	個々に重要性がない表示科目については、純損益及びその他の包括利益計算書または注記で、他の項目と合算する。ただし、純損益及びその他の包括利益計算書で独立して表示するほどの重要性がない項目であっても、注記では区別して表示することが妥当であることがある。	
<i>IAS 1.87</i>	収益または費用のいかなる項目も、純損益及びOCIを表示する計算書または注記において、異常項目として表示してはならない。	
<i>IAS 1.97</i>	収益または費用の項目に重要性がある場合には、その内容及び金額を区別して開示する。	
<i>Insights 4.1.100.20</i>	KPMGの見解では、ある項目を純損益及びその他の包括利益計算書または注記のいずれかで区別して表示または開示することを義務付ける規定があるからといって、その項目が異常または例外的なものであるということにはならない。	
<i>IAS 1.98</i>	収益及び費用を区別して開示することとなる状況には、以下のようなものがある。	
<i>IAS 1.98(a)</i>	(a) 棚卸資産の正味実現可能価額への評価減、または有形固定資産の回収可能価額への評価減、及びそれらの評価減の戻入れ	
<i>IAS 1.98(b)</i>	(b) 企業によるリストラクチャリング活動及びその費用の引当金の戻入れ	
<i>IAS 1.98(c)</i>	(c) 有形固定資産項目の処分	
<i>IAS 1.98(d)</i>	(d) 投資の処分	
<i>IAS 1.98(e)</i>	(e) 非継続事業	
<i>IAS 1.98(f)</i>	(f) 訴訟の解決	
<i>IAS 1.98(g)</i>	(g) 引当金のその他の戻入れ	
<i>IAS 1.99-100</i>	純損益に認識した費用の内訳は、性質または企業内における機能に基づく分類のうち、信頼性が高く目的適合性がより高い情報を提供する方を用いて表示する。これらの内訳は、純損益及びその他の包括利益計算書または独立した純損益計算書（表示する場合）に記載することが奨励される。	

IAS 1.104

費用を機能によって分類している場合は、減価償却費及び償却費並びに従業員給付費用などの費用の内容に関して追加的情報を開示する。

IAS 1.103

費用を機能によって分類している場合は、少なくとも、売上原価をその他の費用項目とは区別して開示する。

Insights 4.1.20.40

純損益及びその他の包括利益計算書で機能別または性質別に費用の分析を表示している企業は、一部の事象または状況の影響を純損益及びその他の包括利益計算書において単一金額として表示することを求めた規定（例：IFRS第9号第5.5項に従って算定された減損損失）とこの表示がどのように関係するのかを判断することが難しい場合がある。企業は、適切な表示を決定するために判断を行う。そのためには、誤解を招かない、利用者による財務諸表の理解に関連がある表示を選択しなければならない。

Insights 4.1.30.20

IFRS会計基準には、費用を機能別に配分する方法に関するガイダンスはない。したがって、企業は、機能（例：売上原価、販売及び管理費）に関する独自の定義を設定し、その定義を毎期継続して適用する。採用した定義を開示することが適切なことがある。

Insights 4.1.30.30

すべての費用（人件費、減価償却費及び償却費を含む）を、適切な機能に配分する。KPMGの見解では、人件費、減価償却費及び償却費は、ほぼすべてのケースで特定の機能に配分することが可能である。費用は、特定の機能に配分できない場合にのみ、「その他の費用（other expenses）」に分類される。

Insights 4.1.30.40

KPMGの見解では、売上原価には、企業が収益を認識する財またはサービスの提供に直接関連するコストのみを含める。当該コストには生産活動またはサービスの提供に直接的または間接的に帰属するコスト（例：直接材料費（NRV（正味実現可能価額）の評価減または戻入れ、棚卸資産の仕入時の値引きまたはリベート）、給与及び賃金、使用される資産の減価償却費並びに修繕維持費を含める。流通費、梱包費及び運送費が含まれることもある。財またはサービスの提供に直接関連しないその他のコスト（例：マーケティング及び広告費）は、販売及び物流コストに含める。

IAS 32.40

費用として分類された配当は、純損益及びその他の包括利益計算書で、他の負債に係る利息とともに表示するか、独立の項目として表示する。また、利息及び配当の開示は、IAS第1号及びIFRS第7号の要求事項に従う。

IAS 32.40

税務上の損金算入といった事項に関して利息と配当との間に差異がある場合は、純損益及びその他の包括利益計算書において、それらを区分して他の負債に関する利息に含めるか、または独立の項目として表示することが望ましい。税効果の開示は、IAS第12号に従う。

IAS 1.90

組替調整額を含むOCIの各内訳項目に関連する法人所得税の額は、純損益及びその他の包括利益計算書または注記のいずれかにおいて開示する。

IAS 16.74(d)

減損、減失または放棄した有形固定資産項目について純損益に含めた第三者からの補填額は、純損益及びその他の包括利益計算書または注記において、他と区別して開示する。

<i>IAS 29.9</i>	機能通貨が超インフレ経済国の通貨である企業は、正味貨幣持高に係る利得または損失を純損益に含めて、他と区別して開示する。
<i>IAS 38.126</i>	企業は、当期中に費用に認識した研究開発支出の合計額を開示する。
<i>IFRS 15.113</i>	報告期間について次のすべての金額を開示する。ただし、当該金額が他のIFRS会計基準に従って純損益及びその他の包括利益計算書に区分表示されている場合を除く。
<i>IFRS 15.113(a)</i>	a. 顧客との契約から認識した収益（企業はこれを収益のその他の源泉と区別して開示しなければならない）
<i>IFRS 15.113(b)</i>	b. 企業の顧客との契約から生じた債権または契約資産について（IFRS第9号に従って）認識した減損損失（企業はこれを他の契約からの減損損失と区別して開示しなければならない）
この開示規定は3.1章「収益」にも記載している。	
<i>Insights 4.2.560.25</i>	KPMGの見解では、IAS第1号の規定を考慮すると、顧客との契約から生じる収益を純損益計算書において独立の表示科目として表示することは要求されず、他の種類の収益と合算して表示できる。ただし、顧客との契約から生じる収益を、注記または純損益計算書において区分して開示する場合、IFRS第15号の適用範囲に含まれない金額を含めるべきではないとKPMGは考えている。
<i>IFRS 7.20</i>	純損益及びその他の包括利益計算書または注記で、以下の収益、費用、利得または損失項目を開示する。
<i>IFRS 7.20(a)</i>	(a) 以下の項目に係る正味利得または正味損失
<i>IFRS 7.20(a)(i)</i>	(i) FVTPLで測定する金融資産または金融負債(IFRS第9号第6.7.1項に従って当初認識時または当初認識後にFVTPLで測定するものとして指定された金融資産または金融負債に係るものと、強制的にFVTPLで測定する金融資産または金融負債に係るものとを区分して開示する)。FVTPLで測定するものに指定した金融負債については、OCIで認識した利得または損失の金額と、純損益で認識した金額とを区分して示す。
<i>IFRS 7.20(a)(vi)</i>	(ii) 債却原価で測定する金融資産
<i>IFRS 7.20(a)(vii)</i>	(iii) IFRS第9号第5.7.5項に従ってFVOCIで測定するものに指定した資本性金融商品に対する投資
<i>IFRS 7.20(a)(viii)</i>	(iv) IFRS第9号第4.1.2A項に従ってFVOCIで測定する金融資産（当期中にOCIに認識した利得または損失の金額と、認識の中止時にその他の包括利益累計額から当期の純損益に振り替えた金額を区分して示す）
<i>IFRS 7.20(a)(v)</i>	(v) 債却原価で測定する金融負債
<i>IFRS 7.20(b)</i>	(b) 債却原価もしくはIFRS第9号第4.1.2A項に従ってFVOCIで測定する金融資産（それぞれの金額を区分して示す）、またはFVTPLで測定されない金融負債に係る金利収益総額及び金利費用総額（実効金利法により計算）
<i>IFRS 7.20(c)</i>	(c) 以下から生じる手数料収益及び費用（実効金利の算定に含まれる金額を除く）
<i>IFRS 7.20(c)(i)</i>	(i) FVTPLで測定されない金融資産または金融負債
<i>IFRS 7.20(c)(ii)</i>	(ii) 個人、信託、退職給付制度、その他の機関の代理として資産を保有・投資する結果となる信託及びその他の受託業務

Insights 7.1.143.10

KPMGの見解では、金融保証契約に対し、補填に関するIAS第37号のガイダンスを類推適用している企業は、補填を受ける権利に係る利得または損失を、「IFRS第9号に従って算定された減損損失（減損損失の戻入れまたは減損利得を含む）」か、他の適切な表示科目に損益項目として表示することを会計方針として選択し、継続して適用しなければならない。

Insights 7.10.65.10, 50

FVTPLで測定される非デリバティブ商品については、企業は以下のいずれかの表示方法を採用することができる。

- 為替差損益並びに（または）金利収益及び金利費用を、その他の公正価値の変動額と区分して表示する。
- すべての公正価値の変動額を純額ベースで単一の金額で表示する。

[...]FVTPLで測定するデリバティブ以外の金融資産がSPPI要件を満たさない場合、KPMGの見解では、金利の区分表示及び金利の計算方法が、その金融商品の経済的特徴に照らして適切かどうかを評価するために判断が必要になる。KPMGは、全体として資本性金融商品の特徴を有する金融商品に関して金利を表示することはできないと考えている。

Insights 7.10.65.60

FVTPLで測定する金融商品に関して計算した金利収益は、実効金利法を使って計算した金利収益として表示することはできない。ただし、当該金融商品が、その収益に対するヘッジ手段として指定されている場合を除く。

Insights 7.10.70.70

企業が、為替差損益及びデリバティブ損益が営業の性質を有していると判断し、純損益計算書において営業活動の結果（または類似する項目）を開示することを選択した場合、KPMGの見解では、これらの損益を営業活動の一部として表示すべきである。

Insights 7.10.70.80

KPMGの見解では、株式ではあるが負債として分類されるものに関連する費用（例：償還可能優先株式の配当）は、その他の負債に係る金利費用に含めても、金融費用に含まれる項目として独立掲記してもよい。

Insights 7.10.70.93

場合によっては、企業はIFRS第9号B5.4.6項に基づき金融資産からの収入の見積りを改定する可能性があり、それに対応する収益または費用をどのように表示するかについて疑問が生じる。KPMGの見解では、IFRS第9号B5.4.6項で要求されている調整は、IFRS第9号付録Aで定義されている実効金利法の一部であるため、企業はそれを金利として表示する必要がある。また、KPMGの見解では、企業が金利を収益として表示し、IFRS第9号B5.4.6項に従った金融資産に対する調整がマイナスである場合は、当該調整を金利収益の一部として表示すべきである。ただし、それが通常の営業過程で生じる金融資産に関する便益の総流入に関連する場合に限る。

Insights 7.10.70.95

KPMGの見解では、企業がIFRS第9号B5.4.6項により金融負債による支払いの見積りを改定する場合、対応する収益または費用を金利として表示すべきである。なぜなら、IFRS第9号B5.4.6項により要求される調整はIFRS第9号付録Aで定義されている実効金利法の一部であるからである。KPMGの見解では、企業は金融負債の条件変更から生じる支払いの見積りの改定に同じアプローチを適用すべきである。ただし、修正が貸手によるキャッシュフローの免除に関連する場合は除く。その場合、当該金額の性質は金利ではなく、金利としての表示は適切ではない。

Insights 7.10.350.10 [契約負債の契約条項が大幅に変更された結果、従前の金融負債が消滅した場合、] KPMGの見解では、従前の金融負債の認識が中止されることにより生じる利得または損失（未償却のディスカウントまたはプレミアムを含む）は、金融収益または費用の開示において、独立項目としてそれぞれ表示しなければならない。

Insights 7.10.60.50 経済的ヘッジとして締結されたデリバティブ商品に対してヘッジ会計を適用していない場合、KPMGの見解では、デリバティブ損益を、経済的にヘッジされる項目の性質に応じて、営業項目または財務項目のいずれかとして、純損益に表示することができる。

Insights 7.10.90.35 KPMGの見解では、キャッシュフロー・ヘッジに係る利得または損失及び非金融資産または非金融負債の将来の認識に関連するヘッジのコストは、特定の条件が満たされた場合に、当初認識後に純損益に振り替えられる可能性のある項目としてOCIに表示すべきである。

Insights 7.10.167.20 企業が、予定取引であるか確定契約であるかにかかわらず、売却をヘッジする場合、その売却に関連したヘッジのコストは、ヘッジ対象の売却取引による収益が認識される期間と同じ期間に、その売却に関連するコストの一部として純損益に振り替えられる。KPMGの見解では、こうしたヘッジのコストが純損益に振り替えられる際に、企業は当該コストを以下のいずれかのように表示することを会計方針として選択できる（その会計方針は、毎期継続して適用する）。

- 当該コストは収益のヘッジに関係するため、収益として表示する。ただし、IFRS第15号が適用される顧客との契約から生じる収益ではないことから、その一部として表示または開示してはならない。
- 「その売却に関連するコスト」という文言は、収益として表示することを禁止しているように読めることから、他の適切な収益または費用項目に表示する。

IFRIC 19.11 IFRIC解釈指針第19号第9項から第10項に従って認識した利得または損失は、純損益の中の独立の表示科目として、または注記で開示する。

非継続事業に関する表示

IFRS 5.5B 非継続事業を有する企業は、IFRS第5号の開示規定を適用する。他のIFRS会計基準における開示は、そのIFRS会計基準が以下のいずれかを求めている場合を除き、非継続事業の資産（または処分グループ）には適用されない。

- (a) 非継続事業に関する具体的な開示
- (b) IFRS第5号の測定規定の範囲に含まれない処分グループの中の、資産・負債の測定に関する開示（このような開示が財務諸表の他の注記すでに提供されていない場合）

IFRS 5.30 財務諸表利用者が、非継続事業による財務上の影響を評価できるような情報を表示及び開示する。

IFRS 5.33 以下の事項を開示する。

- (a) 純損益及びその他の包括利益計算書上の、以下の合計額からなる単一の金額
 - (i) 非継続事業の税引後損益
 - (ii) 非継続事業を構成する資産または処分グループについて、売却コスト控除後の公正価値での測定または処分により認識した税引後の利得または損失

<i>IFRS 5.33(b)</i>	(b) (a) の単一の金額を以下に区分した内訳	
<i>IFRS 5.33(b)(i)</i>	(i) 非継続事業の収益、費用、及び税引前損益	
<i>IFRS 5.33(b)(ii)</i>	(ii) IAS第12号第81項(h)で要求されている関連する税金費用	
<i>IFRS 5.33(b)(iii)</i>	(iii) 非継続事業を構成する資産または処分グループについて、売却コスト控除後の公正価値での測定または処分により認識した利得または損失	
<i>Insights 5.4.220.10</i>	純損益及びその他の包括利益計算書上、非継続事業からの成果は、継続事業からの成果とは区別して表示する。また、非継続事業からの純損益に含まれる金額は、非継続事業からのOCIとは区別して表示する。KPMGの見解では、NCIは収益費用項目ではないため、非継続事業からの成果はNCI控除後の純額で表示してはならない。非継続事業からの成果の内訳は、純損益及びその他の包括利益計算書または財務諸表の注記で開示する。	
<i>IFRS 5.33A</i>	企業が純損益の構成要素をIAS第1号第10A項で説明されている独立した純損益計算書に表示する場合は、非継続事業に関連するものとして識別した区分を、その独立した純損益計算書に表示する。	
<i>Insights 5.4.220.90</i>	関連会社または共同支配企業の非継続事業に対する投資者の持分は、持分法適用投資先の純損益に対する持分として表示するとともに、区別して開示しなければならない。KPMGの見解では、その金額は、企業自身の非継続事業でない限り、企業の非継続事業の一部として表示してはならない。	
<i>IFRS 5.33(d)</i>	親会社の所有者に帰属する継続事業及び非継続事業から生じた利益を開示する。これらの開示は、注記と純損益及びその他の包括利益計算書のいずれに表示することもできる。	
<i>IFRS 5.34</i>	純損益及びその他の包括利益計算書に表示される過去の期間について、非継続事業に関する開示(IFRS第5号第33項を参照)を再表示する。当該開示は、表示される直近の期間について、報告日までに非継続となったすべての事業と関連させるようにしなければならない。	
<i>IFRS 5.35</i>	過去に非継続事業に表示した金額を当期に修正する場合で、それが過去の期間の非継続事業の処分に直接関連するものである場合、その修正額を非継続事業の中で区分して分類する。また、それらの修正の内容及び金額を開示する。	
<i>IFRS 5.36</i>	構成単位を売却目的保有に分類することを中止した場合、非継続事業に表示しているその構成単位の経営成績は、表示するすべての期間について再分類して継続事業からの利益に含めなければならない。過去の期間の金額は、再表示したものとして記載する。	
<i>IFRS 5.37</i>	非継続事業の定義を満たさない、売却目的保有として分類される非流動資産(または処分グループ)の再測定による利得または損失は、継続事業からの純損益に含める。	
<i>IAS 33.68</i>	企業が非継続事業を報告する場合は、純損益及びその他の包括利益計算書または注記に、非継続事業に係る基本的及び希薄化後の1株当たり利益を開示する。	

<i>IFRS 5.36A</i>	子会社に対する支配の喪失を伴う売却または分配の計画を確約している企業は、その子会社がIFRS第5号第32項に従って非継続事業の定義を満たす処分グループである場合は、IFRS第5号第33項から第36項で要求されている情報を開示する。
<i>Insights 5.4.220.100</i>	KPMGの見解では、処分または廃棄が非継続事業の定義を満たさない場合、企業は処分に関して追加的な情報 (IFRS第5号で要求されるものと類似する情報) を表示することができるが、「非継続事業」という名称を用いるべきではない。そのような項目に係る金額は、継続事業における適切な表示科目に含めて表示する。そのような取引はリストラクチャリングの定義を満たすことが多く、引当金や偶発負債に関する開示が要求される場合がある (2.10章「引当金」 及び 2.12章「偶発資産及び偶発負債」 を参照)。
1.2 資本の変動	
<i>IAS 1.29</i>	類似した項目の分類に重要性がある場合は、区別して表示する。
<i>IAS 1.29</i>	重要性がない場合を除き、性質または機能に類似性がない項目は、区別して表示する。
<i>IAS 1.30</i>	個々に重要性がない表示科目については、持分変動計算書または注記で、他の項目と合算する。ただし、持分変動計算書で独立して表示するほどの重要性がない項目であっても、注記で区別して表示することが妥当なケースがある。
<i>IAS 1.106</i>	持分変動計算書には、以下の情報を含めなければならない。
<i>IAS 1.106(a)</i>	(a) 当期の包括利益合計（以下に帰属する合計額を区別して表示する） <ul style="list-style-type: none"> (i) 親会社の所有者 (ii) NCI
<i>IAS 1.106(b)</i>	(b) 資本の各内訳項目について、IAS第8号に従って認識した遡及適用または遡及的修正再表示の影響額
<i>IAS 1.106(d)</i>	(c) 資本の各内訳項目について、期首と期末の帳簿価額の調整表（少なくとも以下の変動を区別して開示） <ul style="list-style-type: none"> (i) 純損益 (ii) OCI (iii) 所有者としての立場での所有者との取引（所有者による拠出と所有者への分配、及び支配の喪失とならない子会社に対する所有者持分の変動を区別して示す）
<i>Insights 2.5.530.30, 70</i>	KPMGの見解では、NCIの一部が売却目的保有または分配目的保有として分類された処分グループ及び（または）非継続事業に関連している場合でも、NCIの表示に変更はない。企業は、処分グループ及び（または）非継続事業に関連するNCIを、企業の継続事業に関連するNCIとは区別して開示することの要否について検討する。
<i>IAS 1.79</i>	財政状態計算書もしくは持分変動計算書、または注記のいずれかにおいて、以下の事項を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 株式資本のクラスごとに、 <ul style="list-style-type: none"> (i) 授権株式数 (ii) 全額払込済みの発行済株式数及び未払込額のある発行済株式数 (iii) 1株当たりの額面金額または無額面である旨

<i>IAS 1.79(a)(iv)</i>	(iv) 発行済株式総数の当期中における変動内訳	_____
<i>IAS 1.79(a)(v)</i>	(v) そのクラスの株式に付されている権利、優先権及び制限（配当支払及び資本の払戻しの制限を含む）	_____
<i>IAS 1.79(a)(vi), 32.34</i>	(vi) 自己株式及び子会社または関連会社保有の自社株式	_____
<i>IAS 1.79(a)(vii)</i>	(vii) オプション契約による発行及び売渡し契約のための留保株式（契約条件及び金額を含む）	_____
<i>IAS 1.79(b)</i>	(b) 資本に含まれる各種剰余金のそれぞれの内容及び目的	_____
<i>IAS 1.106A</i>	資本の各内訳項目について、持分変動計算書または注記のいずれかでOCIの項目別の分析を表示する。	_____
<i>IAS 1.108</i>	IAS第1号第106項の資本の内訳項目には、例えば、各クラス別の拠出持分、OCIの各クラス別の累計額及び利益剰余金が含まれる。	_____
<i>IAS 1.107</i>	以下の項目を持分変動計算書または注記のいずれかに開示する。 (a) 当期中に所有者への分配として認識した配当額 (b) 関連する1株当たり配当額	_____
<i>IAS 32.39</i>	当期に資本からの控除として会計処理された取引費用の金額は、注記で他と区別して開示する。	_____
<i>IFRIC 17.16(b)</i>	分配される資産の公正価値の変動の結果として、当期に認識された所有者に分配される非現金資産の帳簿価額の増減を開示する。	_____

1.3 キャッシュフロー計算書

全般的事項

<i>IAS 1.29</i>	類似の項目に重要性がある場合は、区別して表示する。	_____
<i>IAS 1.29</i>	重要性がない場合を除き、性質または機能に類似性がない項目は、区別して表示する。	_____
<i>IAS 1.30</i>	キャッシュフロー計算書または注記における、個々に重要性がない表示項目は、他の項目と合算する。ただし、キャッシュフロー計算書で独立して表示するほどの重要性がない項目であっても、注記では区別して表示することが妥当なケースがある。	_____

営業活動、投資活動及び財務活動

<i>IAS 7.10-11</i>	キャッシュフローは、営業、投資及び財務の各活動に区分して報告する。主要な原則として、キャッシュフローが関係する活動の性質に基づきキャッシュフローを分類する。	_____
<i>IAS 7.12</i>	単一の取引が、異なる形で分類されるキャッシュフローを含んでいる場合もある。例えば、借入金の返済が利息と元本の両方を含む場合は、利息部分が営業活動に分類され、元本部分が財務活動に分類されることがある。	_____

IAS 7.14, 16.68A

IAS第16号に従い認識される資産の売却に関するキャッシュフローは、通常、投資活動によるキャッシュフローである。ただし、他者への賃貸用に保有し、その後に売却目的保有となる資産（すなわち、棚卸資産に振り替える資産）の製造または取得のための現金支払いは、営業活動によるキャッシュフローである。このような資産の賃貸及びその後の売却による現金収入も、営業活動によるキャッシュフローである。

IAS 7.16

ヘッジ手段が識別可能なポジションのヘッジとして会計処理される場合には、そのヘッジ手段のキャッシュフローは、ヘッジ対象であるポジションのキャッシュフローと同じ区分に分類する。

直接法と間接法**IAS 7.18**

営業活動によるキャッシュフローは、以下のいずれかの方法を用いて報告する。

IAS 7.18(a)

(a) 直接法（主要な種類ごとの収入総額と支出総額を開示する方法）

IAS 7.18(b)

(b) 間接法（非資金的性質の取引項目の影響、過去もしくは将来の営業活動からの収入、または支出の繰延べまたは見越し、及び投資活動または財務活動によるキャッシュフローに関連した収益または費用項目について純損益を調整する方法）

相殺**IAS 7.21**

投資及び財務活動によって生じる総収入及び総支出の主要な区分を、区別して報告する。ただし、IAS第7号第22項及び第24項に従ってキャッシュフローを純額で報告する場合を除く。

IAS 7.22

営業活動、投資活動及び財務活動により生じるキャッシュフローのうち、以下のものは純額で報告することができる。

IAS 7.22(a)

(a) 顧客の代理として授受する収入及び支出（キャッシュフローがその企業の活動ではなく、顧客の活動を反映している場合）

IAS 7.22(b)

(b) 回転が早く、金額が大きく、かつ期日が短い項目における収入及び支出

IAS 7.24

金融機関の以下の各活動から生じるキャッシュフローは、純額で報告することができる。

IAS 7.24(a)

(a) 満期日が固定された預金の受入れ及び払出しに関する収入及び支出

IAS 7.24(b)

(b) 他の金融機関への預金の預入れ及び引出し

IAS 7.24(c)

(c) 顧客に対する貸出による支出及びその返済による収入

Insights 2.3.230.40

KPMGの見解では、企業グループが金融機関と金融機関ではない子会社の組合せから構成される場合には、相殺表示に関する規定は、連結キャッシュフロー計算書上に表示される個々の子会社のキャッシュフローごとに適用される。

第三者のための預り税金**Insights 2.3.240.20**

KPMGの見解では、直接法を選択した場合、第三者のための預り税金については、預り税金のキャッシュフローの影響額を表すため、別個の項目として表示するか、または顧客からの収入及び仕入先への支払いに含める。

為替換算差額

IAS 7.25 外貨建取引によって生じるキャッシュフローは、発生日の機能通貨とその外貨との間の為替レートを外貨額に適用して、機能通貨で計上する。

IAS 7.26 在外子会社のキャッシュフローは、発生日の機能通貨とその外貨との間の為替レートで換算する。

IAS 7.28 外貨で保有または決済される現金及び現金同等物に対する為替レートの変動による影響額は、営業、投資及び財務の各活動によるキャッシュフローと区別して開示する。また、そのキャッシュフローが期末の為替レートで報告されていたと仮定した場合の差額があれば、その部分も、この金額に含まれる。

利息及び配当

IAS 7.31 受取利息、受取配当金、支払利息及び支払配当金は、それぞれ区別して表示する。それぞれの項目は、毎期継続した方法で営業活動、投資活動または財務活動のいずれかに分類する。

Insights 2.3.50.10 IFRS会計基準では、受取利息、受取配当金、支払利息、支払配当金、及び法人所得税の支払いによるキャッシュフローを、それぞれ区別して開示することを義務付けている。KPMGの見解では、上記の開示は注記ではなくキャッシュフロー計算書上で行わなければならない。

IAS 7.32 期間中の支払利息の総額は、費用として純損益に計上したか、IAS第23号「借入コスト」に従って資産化したかにかかわらず、キャッシュフロー計算書上に開示する。

IAS 7.33 金融機関では、支払利息、受取利息及び受取配当金を通常、営業キャッシュフローとして分類する。ただし、他の企業では、これらのキャッシュフローの分類についての統一見解はない。支払利息、受取利息及び受取配当金は、純損益の算定に含まれることから、営業キャッシュフローに分類することができる。もしくは、支払利息、受取利息及び受取配当金は、財務資源の獲得のコストまたは投資に対するリターンであることから、それぞれ財務キャッシュフロー及び投資キャッシュフローに分類することもできる。

Insights 2.3.50.38 KPMGの見解では、企業は資産化された利息に関するキャッシュフローを分類するために、以下のいずれかの会計方針を選択し、継続して適用しなければならない。

- 適格資産を取得するためのその他の支出が投資活動として反映される場合は、投資活動によるキャッシュフローに分類する。
- 資産化されない支払利息のキャッシュフローと同じ分類とする。

IAS 7.34 支払配当金は、財務資源の獲得のコストであることから、財務キャッシュフローに分類することができる。もしくは、企業が営業キャッシュフローから配当金を支払う能力を利用者が判断するのに役立つように、営業活動によるキャッシュフローの内訳項目として分類することもできる。

法人所得税

IAS 7.35 法人所得税から生じるキャッシュフローは区別して表示し、財務活動及び投資活動に明確に結び付けられる場合を除き、営業活動によるキャッシュフローに分類する。

Insights 2.3.50.35 KPMGの見解では、選択したアプローチを継続的に適用し、かつ適切に開示する限り、特定の重要な税金支払額のみを投資活動または財務活動によるキャッシュフローに配分し、残額を営業活動によるキャッシュフローに配分することは、容認される。例えば、重要な法人所得税のキャッシュフローのうち、投資活動または財務活動から生じるものであることが明らかな60%分を投資活動または財務活動によるキャッシュフローに配分することは、適切に開示する限り、まったく配分しない場合よりも適切な情報を提供すると、KPMGは考えている。

非資金取引

IAS 743 現金及び現金同等物の使用を伴わないためにキャッシュフロー計算書から除外される投資取引及び財務取引（例：企業結合の対価として発行される株式やファイナンス・リースにより取得される資産）は、これらの活動に関するすべての関連性のある情報が提供されるような方法で、財務諸表の他の箇所において開示する。

現金及び現金同等物の内訳

IAS 745 企業は、現金及び現金同等物の内訳を開示し、キャッシュフロー計算書におけるこれらの金額と、財政状態計算書において報告される同様の項目との調整表を開示する。

IAS 748 企業が保有する現金及び現金同等物の残高のうち、その企業グループが利用できない重要な金額を、経営者による説明とともに開示する。

第三者との契約から生じた使用制限のある要求払預金

Insights 2.3.10.20, 40, 70, IU 03-22 要求払預金はIFRS会計基準では明確に定義されていないが、KPMGの見解では、現金と同水準の流動性を有していかなければならず、したがって、違約金なしでいつでも引出し可能でなければならない。IFRS解釈指針委員会は、第三者との契約に基づき使用制限が課されている要求払預金が、現金の定義を満たしているかどうかについて議論した。同委員会はIAS第7号第6項が、現金は「手許現金と要求払預金からなる」と定義しており、同項の定義以外に、ある項目が現金として適格であるか否かに関する他の規定はないことを確認している。同委員会は、第三者との契約から生じる要求払預金の使用制限が課されるとしても、そのような制限によって要求払預金の性質が変化し、IAS第7号の現金の定義を満たさなくなるのでなければ、そのような預金が現金でなくなることはないことに留意した。同委員会はさらに、そのような預金の表示及び開示における検討事項について議論した。第三者との契約に基づき使用制限が課されている要求払預金を現金に分類する場合、企業は以下のことを考慮する。

- 要求払預金を現金及び現金同等物の他の内訳とは別個に区別して表示するか否か
 - 財務諸表利用者が財政状態へのその影響を理解できるようにするために、この現金残高から生じる流動性リスクについての開示を提供するかどうか、及びその現金残高の使用に対する制約に関する他の情報と共にそうした流動性リスクをどのように管理するのか
-

他の開示事項

IAS 750 以下の情報を開示することは、強制されないが奨励されている。

IAS 750(a) (a) 将来の営業活動及び資本コミットメントの決済に利用可能な未使用借入限度枠の金額及びその使用にあたっての制限

- IAS 7.50(c)* (b) 事業規模の拡大を示すキャッシュフローの総額（事業規模の維持に要するキャッシュフローと区別）
- IAS 7.50(d)* (c) 各報告セグメント（IFRS第8号を参照）の営業活動、投資活動及び財務活動から生じたキャッシュフローの金額

IAS 20.28 資産の購入及び関連する補助金の受領は、財政状態計算書の表示上、補助金が関連資産から控除されているか否かに関係なく、キャッシュフロー計算書上は、別個の項目として開示されることが多い。

子会社及びその他の事業に対する所有持分の変動

IAS 7.39 子会社またはその他の事業に対する支配の獲得または喪失によって生じたキャッシュフローの総額は、他と区別して表示し、投資活動によるキャッシュフローに分類する。

Insights 2.3.20.14 子会社またはその他の事業に対する支配の獲得または喪失から生じるキャッシュフローの総額は、区別して表示し投資活動に区分するものの、資産の認識をもたらす支出のみが投資活動に分類されるための要件を満たす。場合によっては、企業結合に関連するキャッシュフローの分類に重要な判断が必要となるケースもある。特に、支配獲得に関連するキャッシュフローか否か及び財政状態計算書上で資産の認識をもたらす支出であるか否かについて検討を要するケースがある。

IAS 7.40 企業は、当期中の子会社またはその他の事業に対する支配の獲得と喪失の両方に關して、以下の各項目を総額で開示する。

- (a) 支払対価または受取対価の合計
- (b) 対価のうち現金及び現金同等物で構成される部分
- (c) 支配を獲得または喪失した子会社またはその他の事業における現金及び現金同等物の金額
- (d) 支配を獲得または喪失した子会社またはその他の事業における現金または現金同等物以外の資産・負債の金額（主要な区分ごとに要約）

IAS 7.40A 投資企業は、IAS第7号第40項（c）または第40項（d）を、FVTPLで測定することが要求される子会社に対する投資に適用する必要はない。

IAS 7.42A 子会社に対する支配の喪失を生じさせない所有持分の変動から生じたキャッシュフローは、財務活動によるキャッシュフローに分類する。ただし、子会社を投資企業が保有していて、FVTPLで測定することが要求されている場合を除く。

IAS 7.42B 子会社に対する支配の喪失を生じない所有持分の変動（親会社による子会社の資本性金融商品の事後的な購入または売却等）は、IFRS第10号に従い資本取引として会計処理する（子会社を投資企業が保有していて、FVTPLで測定することが要求されている場合を除く）。このようなケースにおけるキャッシュフローは、IAS第7号第17項で説明されている所有者との他の取引と同じ方法で分類する。

財務活動から生じる負債の変動

IAS 7.44A, 44C

財務活動から生じる負債（すなわち、キャッシュフロー（または将来キャッシュフロー）が、キャッシュフロー計算書上、財務活動からのキャッシュフローとして分類された（または分類される）負債）の変動を財務諸表利用者が評価できるようにするための情報（キャッシュフローから生じる変動と非資金の変動の両方を含む）を開示する。

IAS 7.44C

金融資産（例：財務活動から生じる負債をヘッジするための資産）から生じるキャッシュフロー（または将来キャッシュフロー）が財務活動からのキャッシュフローに含まれる（または将来含まれる）場合には、その金融資産の変動を開示する。

IAS 7.44B

次の事項を開示する。

IAS 7.44B(a)

(a) 財務キャッシュフローによる変動

IAS 7.44B(b)

(b) 子会社または他の事業に対する支配の獲得または喪失により生じた変動

IAS 7.44B(c)

(c) 為替レートの変動の影響

IAS 7.44B(d)

(d) 公正価値の変動

IAS 7.44B(e)

(e) その他の変動

IAS 7.44D

IAS第7号第44A項の開示規定を満たす1つの方法として、財務活動から生じる負債について財政状態計算書上の期首残高と期末残高の調整表（IAS第7号第44B項で識別されている変動を含む）を開示することが挙げられる。それらの調整表を開示する際には、財務諸表利用者が調整表に含まれる項目について、財政状態計算書及びキャッシュフロー計算書との関連性を把握できるよう十分な情報を提供する。

IAS 7.44E

IAS第7号第44A項で要求される開示を、他の資産及び負債の変動の開示と組み合わせて行う場合、財務活動から生じる負債の変動を、それらの他の資産及び負債の変動と区別して開示する。

非継続事業

IFRS 5.33(c)

非継続事業の営業活動、投資活動及び財務活動に帰属する正味のキャッシュフローは、注記と財務諸表本体のいずれかに開示する。取得時に売却目的保有に分類する要件を満たす新規に取得された子会社が処分グループである場合は、この開示は不要である。

Insights 5.4.220.50

キャッシュフローの表示に関するIFRS第5号の規定とIAS第7号の規定との関係は明確ではない。IAS第7号では、キャッシュフロー計算書にすべてのキャッシュフローを含めることが要求されるため、企業はキャッシュフロー計算書に継続事業と非継続事業の両方から生じるキャッシュフローを含める。したがって、現金及び現金同等物には、売却目的保有に分類した処分グループに係る金額も含まれる。IAS第7号はまた、営業活動、投資活動及び財務活動に分類されたキャッシュフローの内訳を要求するとともに、それらの活動に含まれるキャッシュフローを総額ベースで開示することも義務付けている。他方、IFRS第5号は、非継続事業に係る営業活動、投資活動及び財務活動に起因するキャッシュフローを、純額ベースでキャッシュフロー計算書本体または注記において開示することを求めている。KPMGの見解では、両基準の規定を満たすのに、以下を含む様々な方法がある。

- キャッシュフロー計算書上で継続事業及び非継続事業に係るキャッシュフローを区分して表示するとともにキャッシュフローの合計を表示する方法。非継続事業に係るキャッシュフローは営業活動、投資活動、財務活動別に区分表示し、それらのより詳細な内訳をキャッシュフロー計算書上に表示するかまたは注記に開示する。

これは、継続事業に係るキャッシュフロー、非継続事業に係るキャッシュフロー及びその合計を並列して表示することにより達成できる。

- キャッシュフロー計算書上、継続事業に係るキャッシュフローと非継続事業に係るキャッシュフローとの合計金額のみを各項目について表示し、非継続事業に係る営業活動、投資活動及び財務活動のキャッシュフローの金額は注記において開示する方法。この表示方法の適用例は、KPMGの刊行物 [Guides to financial statements – Illustrative disclosures](#) を参照（「[IFRS会計基準年次財務諸表ガイド開示例（2023年9月版）](#)」もご参照ください）。

IFRS 5.34

キャッシュフロー計算書の過去の期間に係る非継続事業に関する開示を再表示する。当該開示は、表示される直近の期間について、報告日までに非継続となったすべての事業と関連するようにしなければならない。

ファクタリング契約

Insights 2.3.150.20

IFRS会計基準には、従来のファクタリング契約から生じるキャッシュフローの分類に関する具体的なガイダンスはない。キャッシュフローの分類に関して主に考慮するのは、キャッシュフローが関係する活動の性質であるが（[Insights into IFRS 第2.3.20.11項](#)を参照）、これをファクタリング契約に適用するには判断が必要な場合がある。償還請求権のない債権のファクタリングのキャッシュフロー分類については、[Insights into IFRS 第2.3.160項](#)を参照、償還請求権のある債権の場合は第2.3.170項を参照。

Insights 2.3.180.10

企業がファクタリング契約において財及びサービスのサプライヤーである場合は、キャッシュフロー計算書上の適切な分類に加えて、これらの契約に関し、キャッシュフローを理解するうえで関連のある情報の開示が要求される。当該開示は、契約の性質についての説明及び財務諸表における反映方法を含むことがある。関連するIFRS会計基準の開示規定は、以下を含む。

重要性がある会計方針情報の開示

経営者が当該会計方針を適用する過程で行った重要な判断、及び財務諸表に計上されている金額に最も重要な影響を与えていたり重要な判断の開示

Insights 2.3.180.20

ファクタリング契約に関連する可能性のある追加的な開示規定は以下を含む。

投資活動及び財務活動から生じた総収入及び総支出の主要な区分別の報告

非資金取引の開示

企業の財政状態及び流動性を利用者が理解する上で目的適合性がある場合の追加的な情報

リバース・ファクタリング契約

Insights 2.3.190.20-45

IFRS会計基準には、企業がリバース・ファクタリング契約における顧客である場合のキャッシュフローの分類について具体的なガイダンスはない。ただし、KPMGの見解では、主にキャッシュ・アウトフローの適切な分類を決定するのは、財政状態計算書における関連項目の分類よりも、当該活動の性質である。さらに、KPMGの見解では、企業は、適切な分類を決定する際に、単独のキャッシュ・アウトフローまたは複数のキャッシュフローが当該企業に関して発生しているか否かを判断し、評価しなければならない。KPMGは、この評価は特定の事実及び状況に基づくものであり、当該企業は、実質上のファクタリング会社が、リバース・ファクタリング契約において当該企業の代理を務めるか否かを検討する場合があると考える。

Insights 2.3. 193.10 企業がリバース・ファクタリング契約における顧客である場合（*Insights into IFRS 第7.10.35項*を参照）は、キャッシュフロー計算書上の適切な分類に加えて、これらの契約に関し、キャッシュフローを理解するうえで関連のある情報の開示が要求される。当該開示は、契約の性質についての説明及び財務諸表における反映方法を含むことがある。関連するIFRS会計基準の開示規定は、以下を含む。

- 重要性がある会計方針情報の開示
- 経営者が当該会計方針を適用する過程で行った重要な判断、及び財務諸表に計上されている金額に最も重要な影響を与えている重要な判断の開示
- リバース・ファクタリング契約に関連する負債に起因する流動性リスクの開示（*Insights into IFRS 第7.10.655項*を参照）

Insights 2.3. 193.20 リバース・ファクタリング契約に関連する可能性のある追加的な開示規定は以下を含む。

- 投資活動及び財務活動から生じた総収入及び総支出の主要な区分別の報告
- 非資金取引の開示
- 財務諸表利用者が財務活動から生じた負債の変動を評価できるようにするために開示。これにはキャッシュフローから生じる変動及び非資金の変動の両方が含まれる。
- 企業の財政状態及び流動性を利用者が理解する上で目的適合性がある場合の追加的な情報

リース

キャッシュフロー計算書におけるリースの分類は4.1章を参照。

1.4 会計処理の基礎

注記

<i>IAS 1.112</i>	注記では以下の記載を行う。	
<i>IAS 1.112(a)</i>	(a) 財務諸表作成の基礎及び採用している具体的な会計方針に関する情報	
<i>IAS 1.112(b)</i>	(b) IFRS会計基準で要求される情報のうち財務諸表のどこにも表示されていないものの	
<i>IAS 1.112(c)</i>	(c) 財務諸表のどこにも表示されていないが、財務諸表の理解に役立つ情報	
<i>IAS 1.113-114</i>	注記は体系的に記載し、財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益計算書、独立した純損益計算書（表示する場合）、持分変動計算書及びキャッシュフロー計算書の各項目を、注記における関連情報と相互参照する。体系的な方法を決定する際に、企業は財務諸表の理解可能性及び比較可能性への影響を考慮しなければならない。注記の体系的な順序またはグルーピングの例には、次のようなものがある。	
<i>IAS 1.114(a)</i>	(a) 活動のうち自らの財務業績及び財政状態の理解に最も関連性があると考えている領域を目立たせる（特定の営業活動に関する情報を一緒にグルーピングなど）	
<i>IAS 1.114(b)</i>	(b) 同様に測定する項目（公正価値で測定する資産など）に関する情報を一緒にグルーピングする	

<i>IAS 1.114(c)</i>	(c) 純損益及びその他の包括利益計算書と財政状態計算書における表示項目の順序に従う。例えば、	
<i>IAS 1.114(c)(i)</i>	(i) IFRS会計基準に準拠している旨の記述 (IAS第1号第16項を参照)	
<i>IAS 1.114(c)(ii)</i>	(ii) 適用している重要性がある会計方針情報 (IAS第1号第117項を参照)	
<i>IAS 1.114(c)(iii)</i>	(iii) 財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益計算書、持分変動計算書及びキャッシュフロー計算書に表示した科目についての裏付けとなる情報 (各計算書及び各表示科目が表示されている順序による)	
<i>IAS 1.114(c)(iv)</i>	(iv) その他の開示事項 (以下の項目を含む)	
<i>IAS 1.114(c)(iv)(1)</i>	1. 偶発負債 (IAS第37号を参照) 及び未認識契約に関するコミットメント	
<i>IAS 1.114(c)(iv)(2)</i>	2. 非財務開示事項、例えば、企業の金融リスク管理目標及び方針 (IFRS第7号を参照)	
<i>IAS 1.116</i>	財務諸表作成の基礎及び個々の会計方針に関する情報についての注記は、財務諸表の独立したセクションとして開示することもできる。	
<i>IAS 1.17(c)</i>	IFRS会計基準の特定の規定に準拠するだけでは、特定の取引及びその他の事象や状況が企業の財政状態や財務業績に与える影響を利用者が理解するのに十分でない場合は、追加の開示を行う。	
会計処理の基礎		
<i>IAS 1.16</i>	財務諸表をIFRS会計基準に準拠して作成している企業は、IFRS会計基準に準拠している旨の明示的かつ無限定の記述を注記に記載する。財務諸表がIFRS会計基準のすべての規定に準拠していない限り、その財務諸表がIFRS会計基準に準拠していると記載してはならない。	
<i>IAS 1.23</i>	IFRS会計基準の中のある規定に従うことが「フレームワーク」に示されている財務諸表の目的に反するほどの誤解を招くと経営者が判断するものの、関連する規制上の枠組みがその規定からの離脱を禁止しているという極めて稀なケースにおいては、企業は、以下の事項を開示することにより、その規定の準拠により誤解が生じる局面を最大限可能な範囲で減少させる。	
<i>IAS 1.23(a)</i>	(a) 問題となるIFRS会計基準名、その規定の内容、その規定に従うことがその状況においては誤解を招くことになり「フレームワーク」に示されている財務諸表の目的に反すると経営者が判断した理由	
<i>IAS 1.23(b)</i>	(b) 表示されている各期間について、経営者が適正な表示を達成するのに必要と判断した財務諸表の各項目に対する調整	
IFRS会計基準の特定の規定からの離脱		
<i>IAS 1.19</i>	IFRS会計基準の中のある規定に従うことが「フレームワーク」に示されている財務諸表の目的に反するほどの誤解を招くと経営者が判断する極めて稀なケースにおいては、関連する規制上の枠組みがそのような離脱を要求しているか、またはそのような離脱を禁止していない場合は、企業はIAS第1号第20項に示されている方法により、そのIFRS会計基準の規定から離脱する。	
<i>IAS 1.20</i>	IFRS会計基準の規定から離脱する場合は、IAS第1号第19項に従って以下の事項を開示する。	
<i>IAS 1.20(a)</i>	(a) 財務諸表が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュフローを適正に表示していると経営者が判断した旨	

<i>IAS 1.20(b)</i>	(b) 適正な表示を達成するために特定の規定から離脱したことを除いて、適用されるIFRS会計基準の規定に準拠している旨	_____
<i>IAS 1.20(c)</i>	(c) 企業が離脱したIFRS会計基準名、離脱の内容（そのIFRS会計基準の規定が要求する通常の処理を含む）、その処理がその状況において誤解を招くものであり「フレームワーク」に示されている財務諸表の目的に反することになる理由、及び採用した処理	_____
<i>IAS 1.20(d)</i>	(d) 表示している各期間について、その規定に従って報告した場合と比較してその離脱が財務諸表の各項目に及ぼす財務的影響	_____

<i>IAS 1.21</i>	企業が過去の期間においてIFRS会計基準の規定から離脱し、その離脱が当期の財務諸表に計上されている金額に影響を与える場合は、企業は以下の事項を開示する。	_____
<i>IAS 1.20(c)</i>	(a) 企業が離脱したIFRS会計基準の規定の基準名、離脱の内容（そのIFRS会計基準の規定が要求する通常の処理を含む）、その処理がその状況において誤解を招くものであり「フレームワーク」に示されている財務諸表の目的に反することになる理由、及び採用した処理	_____
<i>IAS 1.20(d)</i>	(b) 表示している各期間について、その規定に従って報告した場合と比較して、その離脱が財務諸表の各項目に及ぼす財務的影響	_____

未発効のIFRS会計基準

<i>IAS 8.30</i>	企業が、公表されているがまだ発効していない新しいIFRS会計基準を適用していない場合は、以下の事項を開示する。	_____
<i>IAS 8.30(a)</i>	(a) その事実	_____
<i>IAS 8.30(b)</i>	(b) 新しいIFRS会計基準の適用が適用初年度の企業の財務諸表に及ぼし得る影響の評価に関連する、既知のまたは合理的に見積可能な情報	_____
<i>IAS 8.31</i>	以下の事項を開示することを検討する。	_____
<i>IAS 8.31(a)</i>	(a) 新しいIFRS会計基準の名称	_____
<i>IAS 8.31(b)</i>	(b) 将来の適用に伴う会計方針の変更の内容	_____
<i>IAS 8.31(c)</i>	(c) そのIFRS会計基準の適用が要求される日	_____
<i>IAS 8.31(d)</i>	(d) 企業がそのIFRS会計基準の適用開始を予定している日	_____
<i>IAS 8.31(e)</i>	(e) 以下のいずれか	_____
<i>IAS 8.31(e)(i)</i>	(i) そのIFRS会計基準の適用開始が、企業の財務諸表に及ぼすと予想される影響についての検討	_____
<i>IAS 8.31(e)(ii)</i>	(ii) その影響が不明であるか、または合理的に見積ることができない場合は、その旨の説明	_____

会計方針に関する情報

<i>IAS 1.117</i>	重要性がある会計方針情報を開示する。	_____
<i>IAS 1.117B</i>	会計方針情報に重要性があるか否かを判断する際に、財務諸表利用者が財務諸表における他の重要性がある情報を理解する上で当該情報が必要かどうかを検討する。	_____
<i>Insights 2.8.45.20</i>	会計方針情報は、重要性がある取引、その他の事象または状況に関連していて、かつ、次のいずれかである場合に、当該会計方針情報は財務諸表に対して重要性がある可能性が高い。 (a) 企業が当報告期間中に会計方針を変更する。 (b) 企業がIFRS会計基準により認められている1つまたは複数の選択肢から会計方針を選択する（例えば、投資不動産を公正価値ではなく取得原価で測定することを選択する）。	_____

- (c) 具体的に当てはまるIFRS会計基準がない場合に、企業がIAS第8号に従って会計方針を策定する。
- (d) 企業が、当該会計方針の適用にあたって重要な判断または仮定を行うことを要求されている。
- (e) 企業が、複雑な会計を適用しており（例えば、あるクラスの重要性がある取引に複数の会計基準を適用している）、会計方針情報がなければ利用者がこれらの重要性がある取引、その他の事象または状況を理解できない。

Insights 2.8.45.30

一般的に、企業が定型的な情報を提供したり適用される会計基準の要求事項を繰り返し述べたりするよりも、自らの判断を含む自社の特定の状況を反映した会計方針情報を提供する方が、財務諸表利用者にとってより有用である。

IAS 1.122

企業は、重要性がある会計方針情報または他の注記とともに、見積りを伴う判断とは別に、経営者がその企業の会計方針を適用する過程で行った判断で、かつ財務諸表に計上されている金額に最も重要な影響をもたらすものについて開示する。

IFRS会計基準では、複数の基準で、以下のように特定の会計方針の開示が具体的に要求されている。

IFRS 6.24(a)

企業は、探査及び評価資産の認識を含む、探査及び評価に関して採用した会計方針を開示する。

IFRS 7.21, B5

金融商品について、財務諸表の作成に使用された測定基礎の開示は重要性がある会計方針情報であると見込まれ、以下の事項が含まれる可能性がある。

(a) 企業がFVTPLで測定するものに指定した金融負債については以下の事項

- (i) 企業がFVTPLで測定するものに指定した金融負債の内容
- (ii) 当初認識において、金融負債をそのように指定するときの要件
- (iii) そのような指定のためのIFRS第9号第4.2.2項の条件を、企業がどのように満たしているのか

IFRS 7B5(aa)

(b) 企業がFVTPLで測定するものに指定した金融資産については以下の事項

- (i) 企業がFVTPLで測定するものに指定した金融資産の内容
- (ii) そのような指定のためのIFRS第9号第4.1.5項の条件を、企業がどのように満たしているのか

IFRS 7B5(c)

(c) 通常の方法による金融資産の購入または売却取引が取引日に会計処理されるのか、決済日に会計処理されるのか（IFRS第9号第3.1.2項）

IFRS 7B5(e)

(d) それぞれの区分の金融商品の正味利得または正味損失をどのように算定するのか（IFRS第7号第20項（a）を参照）（例：FVTPLで測定される項目の正味利得または正味損失に利息収益または配当収益が含まれているか否か）

IFRS 13.95

IFRS第13号第93項（c）及び第93項（e）(iv)に従って公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替えがいつ生じたとみなすかの決定に関する方針を開示し、それを首尾一貫して適用する。振替えを認識する時期に関する方針は、そのレベルへの振替えとそのレベルからの振替えについて同じでなければならない。振替えの時期の決定に関する方針の例として以下のものが挙げられる。

<i>IFRS 13.95(a)</i>	(a) 振替えを生じさせた事象または状況が変化した日	_____
<i>IFRS 13.95(b)</i>	(b) 報告期間の期首	_____
<i>IFRS 13.95(c)</i>	(c) 報告日	_____
<i>IFRS 13.96</i>	企業がIFRS第13号第48項の例外規定を適用するという会計方針を採用する場合、その旨を開示する。	_____
<i>IAS 2.36(a)</i>	企業は、原価算定方式を含む、棚卸資産の評価にあたって採用した会計方針を開示する。	_____
<i>IAS 7.46</i>	企業は、現金及び現金同等物の内訳を決定する際に採用している会計方針を開示する。	_____
<i>IAS 16.73</i>	有形固定資産のクラスごとに以下の事項を開示する。	_____
<i>IAS 16.73(a)</i>	(a) 減価償却累計額控除前帳簿価額を算定するために用いられた測定基礎	_____
<i>IAS 16.73(b)</i>	(b) 採用している減価償却方法	_____
<i>IAS 16.73(c)</i>	(c) 採用している耐用年数または減価償却率	_____
<i>IAS 20.39(a)</i>	企業は、政府補助金に関して採用された会計方針及び財務諸表における表示方法を開示する。	_____
<i>IAS 27.16(c)</i>	親会社が（IFRS第10号第4項（a）に従って）連結財務諸表を作成せずに、かわりに分離財務諸表を作成することを選択する場合は、IAS第27号第16項（b）に列挙されている投資の会計処理で用いた方法の説明を、分離財務諸表上で開示する。	_____
<i>IAS 27.17(c)</i>	親会社（IAS第27号第16項から第16A項の対象となる親会社を除く）または投資先に対する共同支配もしくは重要な影響力を有する投資者が分離財務諸表を作成する場合は、それらが関連するIFRS第10号、IFRS第11号またはIAS第28号（2011年改訂版）に従って作成した財務諸表を識別し、IAS第27号第17項（b）に列挙されている投資の会計処理で用いた方法の説明を、分離財務諸表上で開示する。	_____
<i>IAS 38.118</i>	企業は、無形資産のクラスごとに、自己創設無形資産とその他の無形資産とを区別して、以下の事項を開示する。	_____
<i>IAS 38.118(a)</i>	(a) 耐用年数が確定できないかまたは確定できるか、確定できる場合は採用している耐用年数または償却率	_____
<i>IAS 38.118(b)</i>	(b) 耐用年数を確定できる無形資産について採用している償却方法	_____
<i>IAS 40.75</i>	投資不動産について、以下の事項を開示する。	_____
<i>IAS 40.75(a)</i>	(a) 公正価値モデルと原価モデルのいずれを適用しているのか	_____
<i>IAS 40.75(c)</i>	(b) 不動産の分類が困難な場合（IAS第40号第14項を参照）は、自己使用不動産及び通常の営業過程において販売目的で保有する不動産から投資不動産を区別するために企業が用いる要件	_____
<i>IAS 40.75(e)</i>	(c) 投資不動産の（測定された、または財務諸表に開示された）公正価値が広く認められた適切な専門的資格を所有し、かつ評価対象の投資不動産の所有地及び分野に関し最近の実績を持つ独立の鑑定人による評価に基づいている程度。そのような評価が行われていなかった場合は、その旨	_____
見積り及び仮定に関する開示		
<i>IAS 1.125</i>	企業は、翌事業年度において資産・負債の帳簿価額に重要な修正を加える原因となる、著しいリスクを伴う将来に関してなされた仮定、及び報告日におけるその他の見積りの不確実性に関する情報を開示する。	_____

<i>IAS 1.125</i>	上記の資産・負債に関し、以下の事項の詳細を含める。	
<i>IAS 1.125(a)</i>	(a) その内容	
<i>IAS 1.125(b)</i>	(b) 報告日における帳簿価額	
<i>IAS 1.129</i>	上記の開示例としては、以下のようなものがある。	
<i>IAS 1.129(a)</i>	(a) 仮定または他の見積りの不確実性の内容	
<i>IAS 1.129(b)</i>	(b) 帳簿価額の計算の基礎となる方法、仮定及び見積りに対する感応度、並びにその感応度の理由	
<i>IAS 1.129(c)</i>	(c) 不確実性について予測される解決方法、及び影響を受ける資産・負債の帳簿価額に関し、翌事業年度に合理的に生じ得る結果の範囲	
<i>IAS 1.129(d)</i>	(d) 不確実性が解決されないままである場合に、その資産・負債に関する過去の仮定からの変更についての説明	
<i>IAS 1.130</i>	IAS第1号第125項の開示を行う際に、予算情報や予測を開示する必要はない。	
<i>IAS 1.131</i>	報告日時点で仮定や見積りの不確実性の原因となる他の事項が与え得る影響の範囲について開示することが実務上不可能である場合は、企業は、すでに持っている知識に基づき、翌事業年度内において、仮定と異なる結果により影響を受ける資産・負債の帳簿価額に重要な修正を行う合理的な可能性があることを開示する。すべての場合において、企業は仮定により影響を受けることになる特定の資産または負債の内容と帳簿価額を開示する。	
<i>IAS 34.26</i>	期中間に報告された見積金額が、その事業年度の最終の期中間の間に大きく変動し、かつその最終の期中間に独立した財務報告書が公表されていない場合は、その見積変更の内容及び金額をその事業年度の年次財務諸表の注記で開示する。	

1.5 公正価値測定

全般的事項

<i>IFRS 13.91</i>	財務諸表利用者が以下の両方を評価するために有用な情報を開示する。	
<i>IFRS 13.91(a)</i>	(a) 当初認識後に財政状態計算書において経常的または非経常的に公正価値で測定される資産・負債については、評価技法及びその測定に用いたインプット	
<i>IFRS 13.91(b)</i>	(b) 重要な観察可能でないインプット（レベル3）を用いた経常的な公正価値測定については、その測定が当期の純損益またはOCIに与える影響	
<i>IFRS 13.92</i>	IFRS第13号及び他のIFRS会計基準に従って行われる開示がIFRS第13号第91項に掲げる目的を達成するのに十分ではない場合は、その目的を達成するのに必要な追加の情報を開示する。	
<i>IFRS 13.92</i>	以下の項目をすべて考慮する。	
<i>IFRS 13.92(a)</i>	(a) 開示規定を満たすのに必要な詳細さのレベル	
<i>IFRS 13.92(b)</i>	(b) 様々な規定のそれぞれにどの程度の重点を置くべきか	
<i>IFRS 13.92(c)</i>	(c) 集約または分解の程度	
<i>IFRS 13.92(d)</i>	(d) 開示された定量的情報を評価するために、財務諸表利用者が追加的な情報を必要とするか否か	

<i>IFRS 13.99</i>	他の様式の方が適切な場合を除き、IFRS第13号により要求されている定量的開示を表形式で開示する。
<i>IFRS 13.93</i>	少なくとも以下の情報を、当初認識後の財政状態計算書において公正価値（IFRS第13号の範囲内の公正価値に基づく測定を含む）で測定される資産・負債のクラス（資産・負債の適切なクラスの決定に関する情報は、IFRS第13号第94項を参照）ごとに開示する。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 経常的な公正価値測定について、報告日の公正価値測定、及び非経常的な公正価値測定について、その測定の理由 (b) 経常的な公正価値測定について、公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベル（レベル1、2、または3） (c) 報告日現在で保有している資産・負債のうち経常的に公正価値で測定されるものについて、公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2との間のすべての振替え、その振替えの理由、及びレベル間の振替えがいつ生じたとみなすかの決定に関する企業の方針（各レベルへの振替えは、各レベルからの振替えとは区分して開示し、説明する） (d) 公正価値ヒエラルキーのレベル2及びレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、公正価値測定に用いた評価技法とインプットの説明（評価技法に変更があった場合には、その変更の旨及び変更の理由を開示する。公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定については、公正価値測定に用いた重要な観察可能でないインプットに関する定量的情報を提供する）企業が公正価値を測定する際に定量的な観察可能でないインプットを作成していない場合は、この開示規定に従うための定量的情報を作成する必要はない（ただし、この開示を提供する際に、企業は定量的な観察可能でないインプットのうち、公正価値測定に重要で、企業が合理的に入手可能なものを無視することはできない） (e) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、期首残高から期末残高への調整表を、以下の項目に起因する当期中の変動に区分して開示 <ul style="list-style-type: none"> (i) 純損益に認識した当期の利得または損失の合計額、及びそれらの利得または損失が認識されている純損益の中の表示科目 (ii) OCIに認識した当期の利得または損失の合計額、及びそれらの利得または損失が認識されているOCIの中の表示科目 (iii) 購入、売却、発行及び決済額（変動の種類ごとに区分して開示） (iv) 公正価値ヒエラルキーのレベル3へのすべての振替え、またはレベル3からのすべての振替え、それらの振替えの理由、及びレベル間の振替えがいつ生じたとみなすかの決定に関する企業の方針（IFRS第13号第95項を参照）（レベル3への振替えは、レベル3からの振替えとは区別して開示し、説明する） (f) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、純損益に含まれている (e) (i) の利得または損失の合計額のうち、報告日に保有している資産・負債に関連する未実現損益の変動に起因する額、及びそれらの未実現損益が認識されている純損益の中の表示科目
<i>IFRS 13.93(a)</i>	
<i>IFRS 13.93(b)</i>	
<i>IFRS 13.93(c)</i>	
<i>IFRS 13.93(d)</i>	
<i>IFRS 13.93(e)</i>	
<i>IFRS 13.93(e)(i)</i>	
<i>IFRS 13.93(e)(ii)</i>	
<i>IFRS 13.93(e)(iii)</i>	
<i>IFRS 13.93(e)(iv)</i>	
<i>IFRS 13.93(f)</i>	

<i>IFRS 13.93(g)</i>	(g) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的及び非経常的な公正価値測定について、企業が用いた評価プロセスの説明
<i>IFRS 13.93(h)</i>	(h) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、以下の事項
<i>IFRS 13.93(h)(i)</i>	(i) このような測定のすべてについて、観察可能でないインプットの変動に対する公正価値測定の感応度の記述的説明（それらのインプットを異なる値に変更すると、公正価値測定が著しく高くなったり低くなったりする可能性がある場合）。それらのインプットと公正価値測定に使用される他の観察可能でないインプットとの間に相関関係が存在する場合は、それらの相関関係と、それが観察可能でないインプットの変動が公正価値測定に与える影響をどのように増幅または軽減させる可能性があるのかについても説明する。この開示規定に従うためには、観察可能でないインプットの変動に対する感応度の記述的説明に、少なくとも、(d) に従う際に開示した観察可能でないインプットを含む。
<i>IFRS 13.93(h)(ii)</i>	(ii) 金融資産及び金融負債について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定を反映するために変更すると公正価値が著しく変動する場合は、その旨を記述し、それらの変更の影響を開示する。企業は、合理的に考え得る代替的な仮定を反映するための変更の影響をどのように算定したのかを開示する。この目的上、著しいか否かは、純損益及び資産合計または負債合計（公正価値の変動がOCIに認識される場合は、資本合計）の観点から判断する。
<i>IFRS 13.93(i)</i>	(i) 経常的及び非経常的な公正価値測定について、非金融資産の最有效使用が現在の使用方法と異なる場合は、その旨及びその非金融資産が最有效使用と異なる方法で使用されている理由
<i>Insights 2.4.530.20</i>	KPMGの見解では、公正価値測定の開示（公正価値の経常的な測定と非経常的な測定の両方を含む）は、報告日にそのアイテムを測定するために用いている公正価値（たとえ公正価値が報告日よりも前の日現在で算定されるとしても、その公正価値）に基づかなければならぬ。例えば、あるクラスの有形固定資産が10月31日に再評価され、企業の事業年度末が12月31日である場合には、10月31日に算定された公正価値について開示規定を適用する。
<i>Insights 2.4.530.100</i>	IFRS第13号第93項（h）(ii)に関して、KPMGの見解では、「合理的に考え得る代替的な」仮定とは、報告日の状況に基づき、報告日現在の評価モデルに含めることが合理的となり得る仮定と考えられる。金融商品に関する定量的な感応度分析により、測定日現在の合理的に考え得る代替的な観察可能でないインプットの変化に対する公正価値測定の感応度に関する情報が提供される。したがって、このような開示により、将来の市場変数の変化に対する企業のエクスポージャーについての将来予想となる感応度分析が開示されることはあるとKPMGは考える。
<i>IFRS 13.94</i>	資産・負債の適切なクラスを、以下に基づいて決定する。 (a) 資産・負債の内容、特性及びリスク (b) 公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベル
	公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定については、測定の不確実性と主觀性の程度がより高いため、クラスの数を増加させる必要があることがある。

公正価値測定に関する開示を提供すべき資産・負債の適切なクラスの決定には、判断を必要とする。資産・負債のクラスは、財政状態計算書で表示される表示科目よりも細分化する必要があることが多い。ただし、企業は財政状態計算書で表示される表示科目への調整が十分にできるような情報を提供する必要がある。他のIFRS会計基準が資産・負債のクラスを定めている場合、そのクラスがIFRS第13号第94項の規定を満たすならば、企業はIFRS第13号で要求されている開示を提供する際にそのクラスを用いることができる。

<i>IFRS 13.97</i>	財政状態計算書上では公正価値で測定されていないが、公正価値を開示している資産・負債の各クラスについては、以下の事項を除き、IFRS第13号で要求されている詳細な開示を提供する必要はない。
<i>IFRS 13.93(b)</i>	(a) 公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベル（レベル1、2または3）
<i>IFRS 13.93(d)</i>	(b) 公正価値ヒエラルキーのレベル2及びレベル3に区分した公正価値測定について、公正価値測定に用いた評価技法及びインプットの説明、評価技法に変更があった場合は、その変更の旨及び変更の理由
<i>IFRS 13.93(i)</i>	(c) 非金融資産の最有效使用が現在の使用方法と異なる場合は、その旨及び非金融資産を最有效使用と異なる方法で使用している理由
<i>IFRS 13.98</i>	公正価値で測定する負債のうち、分離不能な第三者の信用補完とともに発行されている負債について、その信用補完の存在、及びそれがその負債の公正価値測定に反映されているか否かを開示する。

1.6 連結及び分離財務諸表

全般的事項

<i>IFRS 12.1</i>	財務諸表利用者が以下の事項を評価できるような情報を開示する。 (a) 他の企業への関与の内容及びそれに関連するリスク (b) それらの関与が財政状態、財務業績及びキャッシュフローに与える影響
<i>IFRS 12.3</i>	IFRS第12号により要求される開示が、他のIFRS会計基準で要求される開示と合わせても、IFRS第12号第1項の目的を満たさない場合には、その目的を満たすのに必要な追加的な情報を開示する。
<i>IFRS 12.4</i>	重要でない詳細情報を大量に含めたり、異なる性質の項目を集約したりすることにより、有用な情報が開示されないことがないように、開示を集約または分解する(IFRS第12号B2項からB6項を参照)。
<i>IFRS 12.B4</i>	次のものへの関与について別々に情報を表示する。 (a) 子会社 (b) 共同支配企業 (c) 共同支配事業 (d) 関連会社 (e) 非連結の組成された企業

重要な判断及び仮定

IFRS 12.7(a) 企業が他の企業に対する支配を有しているかを決定する際に行った重要な判断及び仮定（並びにこれらの判断及び仮定の変更）に関する情報を開示する。

IFRS 12.8 事実及び状況の変化により、企業が支配しているか否かに関する結論が当期中に変化した場合は、IFRS第12号第7項で要求される情報を開示する。

IFRS 12.9 重要な判断及び仮定には、例えば、以下のように結論付けた際に行った判断及び仮定が挙げられる。

IFRS 12.9(a) (a) 企業が他の企業の議決権の過半数を保有しているにもかかわらず、その企業を支配していない。

IFRS 12.9(b) (b) 企業が他の企業の議決権の過半数を保有していないにもかかわらず、その企業を支配している。

IFRS 12.9(c) (c) 企業が代理人または本人である（IFRS第10号B58項からB72項を参照）。

子会社に対する持分

IFRS 12.10 連結財務諸表利用者が以下ができるようにする情報を開示する。

IFRS 12.10(a) (a) 以下の事項の理解

(i) 企業集団の構成

(ii) NCIが企業集団の活動及びキャッシュフローに対して有している関与

IFRS 12.10(b) (b) 以下の事項の評価

(i) 企業集団の資産へのアクセスまたは利用、及び負債の決済を行う能力に対する重要な制約の内容及び程度

(ii) 連結した組成された企業への関与に関連したリスクの内容及び変動

IFRS 12.10(b)(iii) (iii) 支配の喪失に至らない子会社に対する所有持分の変動の帰結

IFRS 12.10(b)(iv) (iv) 当期中の子会社に対する支配の喪失の帰結

IFRS 12.11 連結財務諸表の作成に使用する子会社の財務諸表の日付または期間が、連結財務諸表の日付または期間と異なる場合（IFRS第10号B92項及びB93項を参照）は、以下の項目を開示する。

IFRS 12.11(a) (a) その子会社の財務諸表の報告日

IFRS 12.11(b) (b) 異なる日付または期間を使用している理由

IFRS 12.12 NCIが企業集団の活動及びキャッシュフローに対して有している関与について利用者が理解するために、報告企業にとって重要性のあるNCIが存在する子会社について、以下の項目を子会社ごとに開示する。

IFRS 12.12(a) (a) 子会社の名称

IFRS 12.12(b) (b) 子会社の主要な事業場所（及び主要な事業場所と異なる場合には設立国）

IFRS 12.12(c) (c) NCIが保有している所有持分の割合

IFRS 12.12(d) (d) NCIが保有している議決権の割合（所有持分と異なる場合）

IFRS 12.12(e) (e) 当期中に子会社のNCIに配分された純損益

IFRS 12.12(f) (f) 報告日における子会社のNCIの累積額

IFRS 12.12(g) (g) 子会社に関する要約財務情報（IFRS第12号B10項からB11項を参照）

<i>IFRS 12.13</i>	企業集団の資産へのアクセスまたは利用、及び負債の決済を行う能力に関する重要な制限の内容及び程度を利用者が評価するために、以下の事項を開示する。	
<i>IFRS 12.13(a)</i>	(a) 企業集団の資産へのアクセスまたは利用及び負債の決済を行う能力に関する、以下のような重要な制限 <ul style="list-style-type: none"> (i) 親会社または子会社が現金またはその他の資産を企業集団内の他の企業に（または他の企業から）移転する能力に対する制限 (ii) 保証または他の要求により、企業集団内の他の企業への（または他の企業からの）配当及びその他の資本の分配の支払い、または貸付け及び前払いの実行もしくは返済を制限する可能性のあるもの 	
<i>IFRS 12.13(a)(ii)</i>	(b) 企業集団の資産へのアクセスまたは利用及び負債の決済を行う能力を著しく制限する可能性のある、NCIの防御的な権利の内容及び程度	
<i>IFRS 12.13(b)</i>	(c) それらの制限が適用される資産・負債の連結財務諸表上の帳簿価額	
<i>IFRS 12.18</i>	支配の喪失に至らない子会社に対する所有持分の変動の帰結を利用者が評価するため、支配の喪失に至らない子会社に対する所有者持分の変動が親会社の所有者に帰属する持分に与える影響を示す表を開示する。	
<i>IFRS 12.19</i>	当期中の子会社に対する支配の喪失の帰結を利用者が評価するため、IFRS第10号第25項に従って算定した利得または損失（もしあれば）、及び以下の項目を開示する。	
<i>IFRS 12.19(a)</i>	(a) 上記の利得または損失のうち、旧子会社に対して保持している投資を支配喪失日現在の公正価値で測定することに起因する部分	
<i>IFRS 12.19(b)</i>	(b) 独立して表示しない場合、上記の利得または損失が認識されている純損益の表示科目	
連結している組成された企業への関与		
財務諸表利用者が連結している組成された企業への関与に関連したリスクの内容及び変化を評価できるように、IFRS第12号第14項から第17項に記載されている以下の情報を開示する。		
<i>IFRS 12.14</i>	契約上の取決めの条件により、親会社または子会社が、連結している組成された企業への財務的支援を提供することとなる可能性がある場合は、その条件を開示する。これには、報告企業が損失にさらされる可能性のある事象または状況が含まれる。	
<i>IFRS 12.15</i>	当期中に親会社またはいずれかの子会社が、契約上の義務がないにもかかわらず、連結している組成された企業に対して財務的支援または他の支援を行った場合には、以下の事項を開示する。	
<i>IFRS 12.15(a)</i>	(a) その支援の種類及び金額（親会社または子会社が、組成された企業が財務的支援を得られるよう援助した場合を含む）	
<i>IFRS 12.15(b)</i>	(b) 支援を提供した理由	
<i>IFRS 12.16</i>	当期中に親会社またはいずれかの子会社が、契約上の義務がないにもかかわらず、これまで非連結であった組成された企業に対して財務的支援または他の支援を行い、その支援の提供により企業がその組成された企業を支配する結果となった場合には、その決定に至るまでに関連する要因の説明を開示する。	

IFRS 12.17

連結している組成された企業に対して、財務的支援または他の支援を行う現在の意図（組成された企業が財務的支援を得られるよう援助する意図を含む）を開示する。

非連結の組成された企業への関与**Insights 5.10.250.30, 50**

KPMGの見解では、要求される開示を行うためには、非連結の組成された企業の目的とデザインを検討することが重要である。報告企業は、他の企業が創出し、報告企業及び他の当事者に移転するようデザインされているリスクを検討する。これらの概念については、子会社の連結に関連してInsightsの2.5章で説明している。企業が、組成された企業の目的とデザインとは関係のない関与を通じて、非連結の組成された企業への関与から生じるリターンの変動性にさらされている場合（例：典型的な顧客と供給者の関係）、KPMGは当該持分に関する開示が必要になる可能性は小さいと考えている。

IFRS 12.24

財務諸表利用者が以下のことをできるようにする情報を開示する。

IFRS 12.24(a), IFRS 12.24(b), 25

- (a) 非連結の組成された企業への関与の内容及び程度の理解
- (b) 企業が報告日において、組成された企業との契約上の関与をもはや有していない場合であっても、非連結の組成された企業への関与に関連したリスクの内容及び変動の評価（非連結の組成された企業への過去の期間における関与（例：組成された企業への支援）から生じる、リスクに対する企業のエクスポージャーに関する情報を含む）

非連結の組成された企業への関与の内容及び程度**IFRS 12.26**

非連結の組成された企業への関与に関する定性的情報及び定量的情報を開示する。これには、組成された企業の内容、目的、規模及び活動、並びに組成された企業の資金調達方法が含まれるが、それらに限定されない。

IFRS 12.27

企業が、IFRS第12号第29項で要求される情報を提供していない（例：報告日現在で当該企業への関与を有していないことを理由として）非連結の組成された企業のスポンサーとなっている場合は、以下の内容を開示する。

IFRS 12.27(a), IFRS 12.27(b), IFRS 12.27(c)

- (a) どの組成された企業についてスポンサーとなっているかをどのように決定したか
- (b) 組成された企業からの当期中の収益（表示した収益の種類の記述を含む）
- (c) 組成された企業に当期中に移転された全資産の移転時の帳簿価額

IFRS 12.28

IFRS第12号第27項（b）及び第27項（c）の情報は、他の形式がより適切である場合を除き、表形式で開示する。スポンサー活動を適切な区分に分類する。

Insights 5.10.270.60-70

KPMGの見解では、企業が、特定の報告期間における非連結の組成された企業に関するスポンサーシップに関する事項を開示する必要があるかを識別する際に、例えば時の経過、企業の目的及び設計、商標及び評判、その他の関与など、企業と非連結の組成された企業との間の関係性の程度または緊密度を評価するための要因を検討することが有用である[より詳しいガイダンスはInsights 5.10.270.60を参照]。これらの要因及び関連する質問の目的は、スポンサーとしての関係が存在し、IFRS第12号第27項の開示が要求されるか否かを判定するための指標として、企業と非連結の組成された企業との間の関係性の程度及び緊密度を評価することである。

それらの要因は、必ずしも単独で決定的な指標となるわけではなく、報告企業と非連結の組成された企業との間の関係を、実質的及び経済的の両方の観点から検討しなければならない。

非連結の組成された企業への関与に関するリスクの内容及びそれらの変更

<i>IFRS 12.29</i>	他の形式がより適切である場合を除き、以下の事項の要約を表形式で開示する。
<i>IFRS 12.29(a)</i>	(a) 非連結の組成された企業への関与に関して財務諸表に認識した資産・負債の帳簿価額
<i>IFRS 12.29(b)</i>	(b) それらの資産・負債が認識されている財政状態計算書の表示科目
<i>IFRS 12.29(c)</i>	(c) 非連結の組成された企業への関与から生じる損失に対する企業の最大エクスポートージャーを最もよく表す金額（最大エクスポートージャーの算定方法を含む）。企業が、非連結の組成された企業への関与から生じる損失に対する企業の最大エクスポートージャーを定量化できない場合は、その旨及び理由
<i>IFRS 12.29(d)</i>	(d) 非連結の組成された企業への関与に関する企業の資産・負債の帳簿価額と、それらの企業からの損失に対する企業の最大エクスポートージャーとの比較
<i>IFRS 12.30</i>	企業が、契約上の義務なしに、過去に関与していた、または現在関与している非連結の組成された企業に対して、財務的支援または他の支援を当期中に提供した場合は、以下の事項を開示する。
<i>IFRS 12.30(a)</i>	(a) その支援の種類及び金額（組成された企業が財務的支援を得られるように援助した場合も含む）
<i>IFRS 12.30(b)</i>	(b) 支援を提供した理由
<i>IFRS 12.31</i>	非連結の組成された企業に対して、財務的支援または他の支援を行う現在の意図（組成された企業が財務的支援を得るのを援助する意図を含む）を開示する。
<i>IFRS 12.B25-B26</i>	IFRS第12号第24項（b）の開示目的を満たすために必要であると考えられる追加的な情報を開示する。状況によって関連性がある可能性のある追加的な情報の例として、以下のものが挙げられる。
<i>IFRS 12.B26(a)</i>	(a) 取決めの条件により、企業が非連結の組成された企業に対して財務的支援を行うこととなる可能性がある場合（例：組成された企業の資産の購入または財務的支援を行う義務に関連した、流動性の取決めまたは信用格付けのトリガー）。これには、以下のものを含む。 (i) 報告企業を損失にさらさせ得る事象または状況の説明 (ii) 義務を限定する条項の有無 (iii) 財務的支援を提供する他の当事者の有無、また、そのような当事者がいる場合は、報告企業の義務が他の当事者の義務とどのように順位付けされているか
<i>IFRS 12.B26(a)(i)</i>	(b) 非連結の組成された企業への関与に関して当期中に企業に生じた損失
<i>IFRS 12.B26(a)(ii)</i>	(c) 非連結の組成された企業への関与から当期中に企業が受け取った収益の種類
<i>IFRS 12.B26(a)(iii)</i>	(d) 企業が他の当事者よりも前に非連結の組成された企業の損失を負担することを要求されているか否か、企業にとってのその損失の上限、

及び（関連性がある場合には）非連結の組成された企業への企業による関与よりも低順位の関係者が負担する可能性のある損失の順位及び金額

<i>IFRS 12.B26(e)</i>	(e) 第三者との流動性に関する取決め、保証または他のコミットメントで、非連結の組成された企業への企業の関与の公正価値またはリスクに影響を与える可能性のあるもの
<i>IFRS 12.B26(f)</i>	(f) 非連結の組成された企業が当期中に活動資金を調達する際に経験した困難な状況
<i>IFRS 12.B26(g)</i>	(g) 非連結の組成された企業の資金調達に関して、資金調達の形態（例：コマーシャル・ペーパーまたはメディアム・ターム・ノート）、及びそれらの加重平均デュレーション（組成された企業が短期資金を財源とした長期の資産を有している場合には、その情報には非連結の組成された企業の資産及び資金調達の満期分析が含まれることがある）

分離財務諸表

<i>IAS 27.15</i>	分離財務諸表を開示する際に、IAS第27号第16項及び第17項の規定を含む、すべての適用可能なIFRS会計基準を適用する。
<i>IAS 27.16</i>	親会社がIFRS第10号第4項（a）に従って連結財務諸表を作成せずに、かわりに分離財務諸表を作成することを選択する場合は、その分離財務諸表において以下の事項を開示する。
<i>IAS 27.16(a)</i>	<p>(a) 次の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 財務諸表が分離財務諸表である旨及び連結の免除を利用している旨 (ii) IFRS会計基準に準拠して公表用の連結財務諸表を作成している企業の名称と主たる事業場所（及び、異なる場合は、設立国）、並びにその連結財務諸表入手できる住所
<i>IAS 27.16(b)</i>	(b) 以下の事項を含む、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する重要な投資の一覧
<i>IAS 27.16(b)(i)</i>	(i) 投資先の名称
<i>IAS 27.16(b)(ii)</i>	(ii) その投資先の主たる事業場所（及び、それと異なる場合は、設立国）
<i>IAS 27.16(b)(iii)</i>	(iii) その投資先に対して保有している所有持分の割合（及び、それと異なる場合は、議決権の割合）
<i>IAS 27.17</i>	親会社（IAS第27号第16項から第16A項の対象となる親会社を除く）が、分離財務諸表を作成する場合には、親会社は、それらが関連するIFRS第10号に従って作成された財務諸表を識別する。加えて、親会社は、その分離財務諸表上で以下の事項も開示する。
<i>IAS 27.17(a)</i>	(a) 貢務諸表が分離財務諸表である旨、及びその財務諸表が法律で要求されていない場合には、作成する理由
<i>IAS 27.17(b)</i>	(b) 以下の事項を含む、子会社に対する重要な投資の一覧
<i>IAS 27.17(b)(i)</i>	(i) 投資先の名称
<i>IAS 27.17(b)(ii)</i>	(ii) その投資先の主たる事業場所（及び、それと異なる場合は、設立国）
<i>IAS 27.17(b)(iii)</i>	(iii) その投資先に対して保有している所有持分の割合（及び、それと異なる場合は、議決権の割合）

1.7 企業結合

当期中に生じた企業結合

IFRS 3.59(a), 60, B64 取得企業は、財務諸表利用者が、当期中に生じた企業結合の内容及び財務上の影響を評価できるようにする情報を開示する。取得企業は、当期中に生じた各企業結合について以下の情報を開示する。

<i>IFRS 3.B64(a)</i>	(a) 被取得企業の名称及び説明	_____
<i>IFRS 3.B64(b)</i>	(b) 取得日	_____
<i>IFRS 3.B64(c)</i>	(c) 取得した議決権付資本持分の割合	_____
<i>IFRS 3.B64(d)</i>	(d) 企業結合の主な理由、及び取得企業がどのように被取得企業の支配を獲得したかの説明	_____
<i>IFRS 3.B64(e)</i>	(e) 認識されたのれんを構成する要因（例：被取得企業と取得企業の営業活動を統合することにより期待される相乗効果、個別認識の要件を満たさない無形資産またはその他の要因）の定性的説明	_____
<i>IFRS 3.B64(f)</i>	(f) 移転された対価の合計金額の取得日の公正価値、及び以下のような対価の主要なクラスごとの取得日の公正価値	_____
<i>IFRS 3.B64(f)(i)</i>	(i) 現金	_____
<i>IFRS 3.B64(f)(ii)</i>	(ii) その他の有形資産または無形資産（取得企業の事業または子会社を含む）	_____
<i>IFRS 3.B64(f)(iii)</i>	(iii) 引き受けた負債（例：条件付対価に係る負債）	_____
<i>IFRS 3.B64(f)(iv)</i>	(iv) 取得企業の資本持分（発行済みまたは発行可能な金融商品または持分の数、及び金融商品または持分の公正価値の算定方法等を含む）	_____
<i>IFRS 3.B64(g)</i>	(g) 条件付対価契約及び補償資産に関して、以下の事項	_____
<i>IFRS 3.B64(g)(i)</i>	(i) 取得日時点で認識した金額	_____
<i>IFRS 3.B64(g)(ii)</i>	(ii) 契約の説明及び支払金額の算定基準	_____
<i>IFRS 3.B64(g)(iii)</i>	(iii) 結果の範囲の見積り（割引前）、または範囲を見積ることができない場合は、その旨及び範囲を見積ることができない理由（支払の上限額が定められていない場合は、取得企業はその旨を開示する）	_____
<i>IFRS 3.B64(h)</i>	(h) 取得した債権に関して、以下の事項（債権の主要なクラスごとに開示する）	_____
<i>IFRS 3.B64(h)(i)</i>	(i) その債権の公正価値	_____
<i>IFRS 3.B64(h)(ii)</i>	(ii) 契約上の未収金額の総額	_____
<i>IFRS 3.B64(h)(iii)</i>	(iii) 回収が見込まれない契約上のキャッシュフローの最善の見積り	_____
<i>IFRS 3.B64(i)</i>	(i) 取得した資産及び引き受けた負債の主要なクラスごとに、取得日時点で認識した金額	_____
<i>IFRS 3.B64(j)</i>	(j) 企業結合において認識した偶発負債のそれに関しIAS第37号第85項で要求される情報。公正価値が信頼性をもって測定できないために偶発負債を認識しない場合は、取得企業は以下の事項を開示する。	_____
<i>IFRS 3.B64(j)(i)</i>	(i) IAS第37号第86項で要求される情報	_____
<i>IFRS 3.B64(j)(ii)</i>	(ii) 負債が信頼性をもって測定できない理由	_____
<i>IFRS 3.B64(k)</i>	(k) 税務上損金算入されることが見込まれるのれんの総額	_____
<i>IFRS 3.B64(l)</i>	(l) IFRS第3号第51項に従って企業結合で取得した資産及び引き受けた負債とは別個に認識される取引に関して、以下の事項	_____
<i>IFRS 3.B64(l)(i)</i>	(i) 各取引の説明	_____
<i>IFRS 3.B64(l)(ii)</i>	(ii) 取得企業がどのように各取引を会計処理したか	_____
<i>IFRS 3.B64(l)(iii)</i>	(iii) 各取引で認識した金額及び各金額を計上した財務諸表の表示科目	_____

<i>IFRS 3.B64(l)(iv)</i>	(iv) 取引が以前からの関係の実質的な清算である場合は、決済金額を算定するために用いた方法
<i>IFRS 3.B64(m)</i>	(m) IFRS第3号B64項 (l) で要求される別個に認識した取引の開示には、以下の項目を含める。 (i) 取得関連費用の金額 (ii) 費用として認識したその取得関連費用の金額 (iii) その取得関連費用を認識した純損益及びその他の包括利益計算書の表示科目 (iv) 費用としては認識していない発行費用の金額 (v) 費用としては認識していない発行費用の金額をどのように認識しているか
<i>IFRS 3.B64(n)</i>	(n) 割安購入に関して、以下の事項
<i>IFRS 3.B64(n)(i)</i>	(i) IFRS第3号第34項に従って認識した利得の金額、及びその利得を認識した純損益及びその他の包括利益計算書の表示科目
<i>IFRS 3.B64(n)(ii)</i>	(ii) その取引で利得が生じた理由の説明
<i>IFRS 3.B64(o)</i>	(o) 取得日において被取得企業に対して取得企業が保有する資本持分が100%未満の企業結合の、それに関し、以下の事項
<i>IFRS 3.B64(o)(i)</i>	(i) 取得日時点で認識した被取得企業のNCIの金額、及びその金額の測定基礎
<i>IFRS 3.B64(o)(ii)</i>	(ii) 公正価値で測定した被取得企業のNCIのそれぞれについて、その価値を算定するために用いた評価技法及び主要モデルのインプット
<i>IFRS 3.B64(p)</i>	(p) 段階的に達成された企業結合に関して、以下の事項
<i>IFRS 3.B64(p)(i)</i>	(i) 取得企業が取得日直前に保有していた被取得企業の資本持分の取得日の公正価値
<i>IFRS 3.B64(p)(ii)</i>	(ii) 取得企業が企業結合前に保有していた被取得企業の資本持分を公正価値に再測定した結果生じる利得または損失の金額 (IFRS第3号第42項を参照)、及びそれらの利得または損失を認識している純損益及びその他の包括利益計算書の表示科目
<i>IFRS 3.B64(q)</i>	(q) 以下の情報
<i>IFRS 3.B64(q)(i)</i>	(i) 報告期間に関する連結純損益及びその他の包括利益計算書に認識している取得日以降の被取得企業の収益及び純損益の金額
<i>IFRS 3.B64(q)(ii)</i>	(ii) 当期に発生したすべての企業結合について、取得日が事業年度の期首であったとした場合の結合後企業の当期における収益及び純損益
<i>IFRS 3.B64(q)</i>	IFRS第3号B64項 (q) で開示が要求されている情報のうち、開示が実務上不可能なものがある場合は、取得企業はその旨を説明し、開示が実務上不可能な理由を説明しなければならない (IFRS第3号では、「実務上不可能」という用語をIAS第8号と同じ意味で使用している)。
<i>Insights 2.6.1120.40</i>	段階的に達成される企業取得では、支配獲得前に保有していた被取得企業への投資は、取得日においてすべて売却され、その後に買い戻される。したがって、KPMGの見解では、当該利得または損失 (IFRS第3号第42項を参照) について、第三者にその投資を売却した場合と同様の開示を行わなければならない。
<i>IFRS 11.21A</i>	共同支配事業に対する持分の取得があり、その共同支配事業の活動が事業 (IFRS第3号で定義) を構成する場合には、IFRS第3号及び他のIFRS会計基準で企業結合について要求している情報を開示する。これは、活動が事業を構成する共同支配事業に対する当初の持分と追加の持分の両方の取得に適用される。

<i>IFRS 3.B65</i>	当期中に生じた、個々には軽微であるが全体としては重要となる企業結合に関して、取得企業は、IFRS第3号B64項(e)から(q)で要求されている情報を合算して開示する。
<i>IFRS 3.63</i>	IFRS第3号または他のIFRS会計基準が求めている特定の開示がIFRS第3号第59項及び第61項の目的を達成しない場合は、取得企業はそれらの目的を達成するために必要となる追加的情報を開示する。
報告日後、財務諸表の発行が承認される前までに生じた企業結合	
<i>IFRS 3.59(b), 60, B64</i>	取得企業は、財務諸表利用者が、報告日後であるが財務諸表の発行が承認される前までに生じた企業結合の内容及び財務上の影響を評価できるようにする情報を開示する。取得企業は特に、報告日後、財務諸表の発行が承認される前までに生じた各企業結合について以下の情報を開示する。
<i>IFRS 3.B64(a)</i>	(a) 被取得企業の名称及び説明
<i>IFRS 3.B64(b)</i>	(b) 取得日
<i>IFRS 3.B64(c)</i>	(c) 取得した議決権付資本持分の割合
<i>IFRS 3.B64(d)</i>	(d) 企業結合の主な理由及び取得企業がどのように被取得企業の支配を獲得したかの説明
<i>IFRS 3.B64(e)</i>	(e) 認識されたのれんを構成する要因（例：被取得企業と取得企業の営業活動を統合することにより期待される相乗効果、個別認識の要件を満たさない無形資産またはその他の要因）の定性的説明
<i>IFRS 3.B64(f)</i>	(f) 移転された対価の合計金額の取得日の公正価値、及び以下のような対価の主要なクラスごとの取得日の公正価値 <ul style="list-style-type: none"> (i) 現金 (ii) その他の有形資産または無形資産（取得企業の事業または子会社を含む） (iii) 引き受けた負債（例：条件付対価に係る負債） (iv) 取得企業の資本持分（発行済みまたは発行可能な金融商品、または持分の数及び金融商品、または持分の公正価値の算定方法等を含む）
<i>IFRS 3.B64(g)</i>	(g) 条件付対価契約及び補償資産に関して、以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> (i) 取得日時点で認識した金額 (ii) 契約の説明及び支払金額の算定基準 (iii) 結果の範囲の見積り（割引前）、または範囲を見積ることのできない場合は、その旨及び範囲を見積ることができない理由（支払の上限額が定められていない場合は、取得企業はその旨を開示する）
<i>IFRS 3.B64(h)</i>	(h) 取得した債権に関して、以下の事項（債権の主要なクラスごとに開示する） <ul style="list-style-type: none"> (i) その債権の公正価値 (ii) 契約上の未収金額の総額 (iii) 回収が見込まれない契約上のキャッシュフローの取得日時点での最善の見積り
<i>IFRS 3.B64(i)</i>	(i) 取得した資産及び引き受けた負債の主要なクラスごとに、取得日時点で認識した金額
<i>IFRS 3.B64(j)</i>	(j) 企業結合において認識した偶発負債のそれぞれに関して、IAS第37号第85項で要求される情報。公正価値が信頼性をもって測定できないために偶発負債を認識しない場合は、取得企業は以下を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> (i) IAS第37号第86項で要求される情報 (ii) 負債が信頼性をもって測定できない理由

<i>IFRS 3.B64(k)</i>	(k) 税務上損金算入されることが見込まれるのれんの総額	_____
<i>IFRS 3.B64(l)</i>	(l) IFRS第3号第51項に従って企業結合で取得した資産及び引き受けた負債とは別個に認識される取引に関して、以下の事項	_____
<i>IFRS 3.B64(l)(i)</i>	(i) 各取引の説明	_____
<i>IFRS 3.B64(l)(ii)</i>	(ii) 取得企業がどのように各取引を会計処理したか	_____
<i>IFRS 3.B64(l)(iii)</i>	(iii) 各取引で認識した金額、及び各金額を計上する財務諸表の表示科目	_____
<i>IFRS 3.B64(l)(iv)</i>	(iv) 取引が以前からの関係の実質的な清算である場合は、決済金額を算定するために用いた方法	_____
<i>IFRS 3.B64(m)</i>	(m) IFRS第3号B64項 (l) で要求される別個に認識した取引の開示には、以下の項目を含める。	_____
	(i) 取得関連費用の金額	_____
	(ii) 費用として認識した取得関連費用の金額	_____
	(iii) その取得関連費用を認識した純損益及びその他の包括利益計算書の表示科目	_____
	(iv) 費用としては認識していない発行費用の金額	_____
	(v) 費用としては認識していない発行費用の金額をどのように認識しているか	_____
<i>IFRS 3.B64(n)</i>	(n) 割安購入に関して、以下の事項	_____
<i>IFRS 3.B64(n)(i)</i>	(i) IFRS第3号第34項に従って認識した利得の金額、及びその利得を認識した純損益及びその他の包括利益計算書の表示科目	_____
<i>IFRS 3.B64(n)(ii)</i>	(ii) その取引で利得が生じた理由の説明	_____
<i>IFRS 3.B64(o)</i>	(o) 取得日において被取得企業に対して取得企業が保有する資本持分が100%未満の企業結合のそれぞれに関して、以下の事項	_____
<i>IFRS 3.B64(o)(i)</i>	(i) 取得日時点で認識された被取得企業のNCIの金額、及びその金額の測定基礎	_____
<i>IFRS 3.B64(o)(ii)</i>	(ii) 公正価値で測定した被取得企業のNCIのそれぞれについて、その価値を算定するために用いた評価技法及び主要モデルインプット	_____
<i>IFRS 3.B64(p)</i>	(p) 段階的に達成された企業結合に関して、以下の事項	_____
<i>IFRS 3.B64(p)(i)</i>	(i) 取得企業が取得日直前に保有していた被取得企業の資本持分の、取得日の公正価値	_____
<i>IFRS 3.B64(p)(ii)</i>	(ii) 取得企業が企業結合前に保有していた被取得企業の資本持分を公正価値に再測定した結果生じる利得または損失の金額 (IFRS第3号第42項を参照)、及びそれらの利得または損失を認識している純損益及びその他の包括利益計算書の表示科目	_____
<i>IFRS 3.B64(q)</i>	(q) 以下の情報	_____
<i>IFRS 3.B64(q)(i)</i>	(i) 報告期間に関する連結純損益及びその他の包括利益計算書に認識している取得日以降の、被取得企業の収益及び純損益の金額	_____
<i>IFRS 3.B64(q)(ii)</i>	(ii) 当期に発生したすべての企業結合について、取得日が事業年度の期首であったとした場合の結合後企業の当期における収益及び純損益	_____
<i>IFRS 3.B64(q)</i>	IFRS第3号B64項 (q) で開示が要求されている情報のうち、開示が実務上不可能なものがある場合は、取得企業はその旨を説明し、開示が実務上不可能な理由を説明しなければならない (IFRS第3号では、「実務上不可能」という用語をIAS第8号と同じ意味で使用している)。	_____
<i>IFRS 3.B66</i>	企業結合の取得日が、報告日後で、財務諸表の発行が承認されるよりも前の場合は、財務諸表の発行が承認される時点で企業結合の当初の会計処理が完了していない場合を除き、取得企業はIFRS第3号B64項によって要求される情報を開示する。	_____

そのような状況では、取得企業は、どの開示が行うことができないか、及びその理由を説明する。

IFRS 3.63 IFRS第3号または他のIFRS会計基準が求めている特定の開示がIFRS第3号第59項及び第61項の目的を達成しない場合は、取得企業はそれらの目的を達成するために必要となる追加的情報を開示する。

調整

IFRS 3.61 取得企業は、財務諸表利用者が、当期中または過去の報告期間中に発生した企業結合に関連する、当期に認識した修正の財務上の影響を評価できるようにする情報を開示する。

測定期間

IFRS 3.61-62, B67(a) 特定の資産、負債、NCIまたは対価の項目に関して企業結合の当初の会計処理が完了しておらず、したがって企業結合に関する財務諸表に計上している金額が暫定的にしか算定されていない場合（IFRS第3号第45項を参照）は、IFRS第3号第61項の目的を達成するため、取得企業はそれぞれの重要な企業結合に関して、または個々には軽微であるが合算した場合には重要となる企業結合に関して、以下の情報を開示する。

(a) 企業結合の当初の会計処理が完了していない理由

IFRS 3.B67(a)(ii) (b) 当初の会計処理が完了していない資産、負債、資本持分または対価の項目

IFRS 3.B67(a)(iii) (c) IFRS第3号第49項に従って当期中に認識した測定期間中の修正の内容及び金額

Insights 2.6.1040.20 原則として、測定期間中における取得の会計処理の事後の修正の可能性は、企業結合後（かつ、その修正が識別される前）に発行された取得企業の財務諸表において開示されることが期待される。したがって、取得企業は、引き受けたすべての偶発負債を識別していることについて強い確信を有していない限り、測定期間を含む財務諸表において、偶発負債の識別に関する状況を開示することが望ましい。

当期に認識した利得または損失の財務的影響の評価

IFRS 3.B67(e) 取得企業は、（それぞれの重要な企業結合に関して、または個々には軽微であるが合算した場合には重要となる企業結合に関して）当期に認識した利得または損失で、以下の両方に該当するものの金額及び説明を開示する。

(a) 当期または過去の報告期間に実行された企業結合で取得した、識別可能な資産または引き受けた負債に関連している

IFRS 3.B67(e)(ii) (b) 開示することが結合後企業の財務諸表の理解に役立つような規模、内容または頻度である

1.8 外貨取引及び超インフレ

全般的な事項

<i>IAS 21.52</i>	以下の事項を開示する。	
<i>IAS 21.52(a)</i>	(a) 純損益に認識された為替差額の額(IFRS第9号に従ってFVTPLで測定される金融商品から生じたものを除く)	
<i>IAS 21.52(b)</i>	(b) OCIに認識され資本の独立の区分に累積されている正味為替差額、並びに期首及び期末時点の為替差額の調整	
<i>IAS 21.54</i>	報告企業または重要な在外営業活動体の機能通貨に変更がある場合は、その旨を開示する。	
<i>IAS 21.54</i>	機能通貨の変更の理由を開示する。	
<i>Insights 2.7.250.40</i>	KPMGの見解では、公定レート以外の為替レートを用いた場合、公定為替レートを適用しない理由及び適用した為替レートに関する情報を財務諸表上で開示すべきである。	
表示及び機能通貨		
<i>IAS 21.53</i>	表示通貨が機能通貨と異なる場合は、その旨を開示する。	
<i>IAS 21.53</i>	上記の場合、以下の事項も開示する。 (a) 機能通貨 (b) 異なる表示通貨を使用する理由	
<i>IAS 21.55</i>	企業が機能通貨と異なる通貨で財務諸表を表示する場合は、IAS第21号第39項及び第42項に定められる換算方法を含め、IFRS会計基準のすべての適用される基準及び解釈指針に準拠している場合にのみ、財務諸表はIFRS会計基準に準拠していると記載する。	
<i>Insights 2.7.330.10</i>	表示するすべての期間に同一の表示通貨を使用する。通常、企業が表示通貨を変更した場合、新しい表示通貨が従来から企業の表示通貨であったかのように財務諸表(比較情報も含む)を表示する。表示通貨が機能通貨の変更に伴って変更される場合の比較情報の表示についてはInsights into IFRS 第2.7.320項で説明している。KPMGの見解では、比較情報の新しい表示通貨への換算は、その情報が重要であると考えられる場合、前期の表示期間の期首時点の第3の財政状態計算書をIAS第1号に従って表示することが要求される変更である。	
企業の機能通貨または表示通貨以外の通貨で表示される情報		
<i>IAS 21.57</i>	企業が機能通貨または表示通貨と異なる通貨で財務諸表または財務情報を表示し、それがIAS第21号第55項の規定を満たしていない場合は、企業は以下の事項を実施する。 (a) IFRS会計基準に準拠している情報と区別するために、その情報を補足情報として明確に特定する。	

<i>IAS 21.57(b)</i>	(b) 補足情報が表示される通貨を開示する。	_____
<i>IAS 21.57(c)</i>	(c) 企業の機能通貨及び補足情報を決定するために使用した換算方法を開示する。	_____

超インフレ経済

<i>IAS 29.8</i>	企業の機能通貨が超インフレ経済下の通貨である場合、すべての項目が報告日現在の測定単位で表示されるように、比較情報を含めて財務諸表を「修正再表示」する（すなわち、企業は現在の購買力の概念を適用する）。	_____
<i>IAS 29.9</i>	正味貨幣持高に係る利得または損失は純損益に算入し、区分して開示する。	_____
<i>IAS 29.39(a)</i>	財務諸表及び対応する前期以前の数値において以下の事項を開示する。 (a) 財務諸表が、機能通貨の一般購買力の変動によって修正再表示されている旨 (b) その結果、報告日現在の測定単位で表示されている旨	_____
<i>IAS 29.39(b)</i>	財務諸表が取得原価会計または現在原価会計のいずれに基づいているかを開示する。	_____
<i>IAS 29.39(c)</i>	使用した物価指数、報告日現在の物価指数水準、及び当期と前期との間のその指数の変動を開示する。	_____

1.9 会計方針、誤謬及び見積り

会計上の見積りの変更

<i>IAS 8.39</i>	企業は、影響を見積ることが実務上不可能な場合の将来の期間に対する影響額の開示を除き、当期に影響を及ぼすか、または将来の期間に影響を及ぼすと予想される会計上の見積りの変更について、その内容と金額を開示する。	_____
<i>IAS 16.76</i>	有形固定資産については、以下の事項に関する見積りが変更した場合、開示が必要となる。 (a) 残存価額 (b) 有形固定資産項目の解体、撤去、または原状回復費用の見積額 (c) 耐用年数 (d) 減価償却方法	_____
<i>IAS 38.121(a)-(c)</i>	当期に重要な影響があるか、または翌期以降に重要な影響があると予想される、無形資産の耐用年数、償却方法、または残存価額の会計上の見積りの変更について、内容及び影響額を開示する。	_____
<i>IAS 8.40</i>	将来の期間に対する影響額が、それを見積ることが実務上不可能なために開示されない場合には、その旨を開示する。	_____

誤謬

<i>IAS 8.49</i>	以下の事項を開示する。	
<i>IAS 8.49(a)</i>	(a) 過去の期間の誤謬の内容	
<i>IAS 8.49(b)</i>	(b) 表示する過去の各期間について、実務上可能な範囲で、以下の事項に関する修正額	
<i>IAS 8.49(b)(i)</i>	(i) 影響される財務諸表の各表示科目	
<i>IAS 8.49(b)(ii)</i>	(ii) 基本的及び希薄化後1株当たり利益	
<i>IAS 8.49(c)</i>	(c) 表示対象となる最も古い期間の期首における修正額	
<i>IAS 8.49(d)</i>	(d) 遷及的修正再表示が特定の過去の期間について実務上不可能である場合は、その状態が存在するに至った状況及び誤謬がどのように訂正され、いつから訂正されているかの説明	

個々のIFRS会計基準の適用開始

<i>IAS 8.28</i>	あるIFRS会計基準を初めて適用することにより、当期または過去の期間に影響がある場合、そのような影響があるが修正額の算定が実務上不可能である場合、または将来の期間に影響があるかもしれない場合は、以下の事項を開示する。	
<i>IAS 8.28(a)</i>	(a) そのIFRS会計基準の名称	
<i>IAS 8.28(b)</i>	(b) 会計方針の変更が経過措置に従って行われた旨（該当する場合）	
<i>IAS 8.28(c)</i>	(c) 会計方針の変更の内容	
<i>IAS 8.28(d)</i>	(d) 経過措置の概要（該当する場合）	
<i>IAS 8.28(e)</i>	(e) 将来の期間に影響を及ぼすかもしれない経過措置（該当する場合）	
<i>IAS 8.28(f)</i>	(f) 当期及び表示する過去の各期間について、実務上可能な範囲で、以下の事項に関する修正額	
<i>IAS 8.28(f)(i)</i>	(i) 影響を受ける財務諸表の各表示科目	
<i>IAS 8.28(f)(ii)</i>	(ii) 基本的及び希薄化後1株当たり利益	
<i>IAS 8.28(g)</i>	(g) 実務上可能な範囲で、表示している期間よりも前の期間に関する修正額	
<i>IAS 8.28(h)</i>	(h) IAS第8号第19項（a）または（b）で求められる遷及適用が、特定の過去の期間についてまたは表示されている期間よりも前の期間について実務上不可能である場合は、その状態が存在するに至った状況、及び会計方針の変更がいつからどのように行われているかの説明	

<i>Insights 2.8.60.10.40</i>	新しい、更新されたまたは修正されたIFRS会計基準の適用開始時に、企業は当該基準の特定の経過措置を、会計方針の変更についての一般的規定に優先して適用する。新しい、更新されたまたは修正されたIFRS会計基準または解釈が特に別の方法を認めない限り、企業は会計方針の変更についてのIAS第8号の開示規定を適用する。例えば、ある会計基準における経過措置が、特定の状況でIAS第8号第28項(f)の開示規定の緩和を提案し、そのかわりに、代替の開示規定を含むことがある。	
------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

任意の変更

<i>IAS 8.29</i>	会計方針の任意の変更が、当期または過去の期間に影響を与える場合、それらの期間に影響があるが修正額の算定が実務上不可能である場合、または将来の期間に影響を与えるかもしれない場合は、以下の事項を開示する。	
<i>IAS 8.29(a)</i>	(a) 会計方針の変更の内容	
<i>IAS 8.29(b)</i>	(b) 新たな会計方針の適用が信頼性のある、より目的適合性の高い情報を提供する理由	

<i>IAS 8.29(c)</i>	(c) 当期及び表示する過去の各期間について、実務上可能な範囲で、以下の事項に関する修正額	
<i>IAS 8.29(c)(i)</i>	(i) 影響を受ける財務諸表の各表示科目	_____
<i>IAS 8.29(c)(ii)</i>	(ii) 基本的及び希薄化後1株当たり利益	_____
<i>IAS 8.29(d)</i>	(d) 実務上可能な範囲で、表示している期間よりも前の期間に関する修正額	_____
<i>IAS 8.29(e)</i>	(e) 遅及適用が、特定の過去の期間についてまたは表示されている期間よりも前の期間について実務上不可能である場合は、その状態が存在するに至った状況、及び会計方針の変更がいつからどのように行われているかの説明	_____
<i>Insights 2.8.50.90</i>	会計方針の変更に関して要求される開示には、変更の理由並びに当期及び表示されている各比較対象期間における修正額が含まれる。KPMGの見解では、それぞれの変更ごとに区別して開示する必要がある。新たなIFRS会計基準またはその改訂もしくは修正に含まれる経過措置は、IAS第8号の一般規定に優先する場合がある。	_____

1.10 後発事象

<i>IAS 10.17</i>	企業は、財務諸表の公表に向けた承認日及び誰がその承認を行ったかを開示する。	_____
<i>Insights 2.9.15.25</i>	KPMGの見解では、財務諸表の公表の承認日として、異なる2つの日付を開示してはならない。なぜなら、IAS第10号によれば財務諸表の公表の承認日は単一の日付と考えられるためである。	_____
<i>IAS 10.17</i>	企業の所有者またはその他の者が、財務諸表の公表後にその財務諸表を修正する権限を有している場合は、その旨を開示する。	_____
<i>IAS 10.19</i>	企業が報告日後において、報告日に存在した状況について情報を得た場合は、新たな情報に鑑みて、その状況に関する開示を更新する。	_____
<i>IAS 37.75</i>	報告日後になってからリストラクチャリング計画の実施を開始し、または影響を受ける人々に計画の主な特徴を公表する場合は、そのリストラクチャリングに重要性があり、それを開示しないことが財務諸表を基礎として利用者が行う経済的意思決定に影響を及ぼす可能性があるならば、IAS第10号に基づく開示を行う。	_____
<i>IFRS 5.12</i>	IFRS第5号第7項及び第8項の要件が報告日後、財務諸表の公表承認時までに満たされる場合は、企業は以下の事項を開示する。	_____
<i>IFRS 5.41(a)</i>	(a) その非流動資産（または処分グループ）の説明	_____
<i>IFRS 5.41(b)</i>	(b) 売却または処分予定に至った事実及び状況、並びに予想される処分の方法及びその時期の説明	_____
<i>IFRS 5.41(d)</i>	(c) 該当がある場合、その非流動資産（または処分グループ）が、IFRS第8号に基づいて表示されている報告セグメント	_____
<i>IAS 10.21-22</i>	企業は、修正を要しない後発事象について、重要性があるカテゴリーごとに後発事象の内容及び財務上の影響の見積り（またはそのような見積りが不可能である旨の記述）を開示する。これらの開示が求められる、修正を要しない後発事象の例は以下のとおりである。	_____
<i>IAS 10.22(a)</i>	(a) 報告日後の重要な企業結合、または重要な子会社の処分	_____
<i>IAS 10.22(b)</i>	(b) 事業を継続しないという計画の公表	_____

<i>IAS 10.22(c)</i>	(c) 重要な資産の購入、IFRS第5号に従った売却目的保有への資産の分類、資産のその他の処分、または重要な資産の政府による収用	_____
<i>IAS 10.22(d)</i>	(d) 報告日後の火災による主要生産設備の損壊	_____
<i>IAS 10.22(e)</i>	(e) 重要なリストラクチャリングの発表または着手	_____
<i>IAS 10.22(f), 33.70(d)</i>	(f) 報告日後に発生したが、仮に取引が報告日前に発生していたとしたら、その期間の末日現在の発行済普通株式数または潜在的普通株式数を大きく変動させていたであろう、普通株式及び潜在的普通株式取引（1株当たり利益の計算に反映されているものを除く）	_____
<i>IAS 10.22(g)</i>	(g) 報告日後における資産の価格または外国為替レートの通常の範囲を超える重要な変動	_____
<i>IAS 10.22(h), 12.88</i>	(h) 報告日後に施行または公表された税率または税法の変更で、当期税金及び繰延税金の資産・負債に重要な影響を及ぼすもの	_____
<i>IAS 10.22(i)</i>	(i) 重要なコミットメントまたは偶発負債の発生（例：多額の保証の発行）	_____
<i>IAS 10.22(j)</i>	(j) 報告日後に発生した事象から生じた重要な訴訟の開始	_____
<i>IFRIC 17.17</i>	報告日後ではあるが財務諸表の公表の承認の前に、企業が非現金資産を分配する配当を宣言した場合は、企業は以下の事項を開示する。 (a) 分配される資産の内容 (b) 分配される資産の報告日現在の帳簿価額 (c) 分配される資産の報告日現在の公正価値（帳簿価額と異なる場合）並びにIFRS第13号の第93項（b）、（d）、（g）及び（i）並びに第99項で要求している公正価値の測定に用いた方法に関する情報	_____

2. 財政状態計算書

2.1 有形固定資産

全般的事項

<i>IAS 16.73</i>	有形固定資産のクラスごとに以下の事項を開示する。	
<i>IAS 16.73(d)</i>	(a) 期首及び期末の減価償却累計額控除前帳簿価額、並びに減価償却累計額（減損損失累計額と合算）	
<i>IAS 16.73(e)</i>	(b) 以下の項目を示した期首及び期末の帳簿価額の調整表	
<i>IAS 16.73(e)(i)</i>	(i) 増加額	
<i>IAS 16.73(e)(ii)</i>	(ii) IFRS第5号に従って売却目的保有として区分された資産または売却目的保有として区分される処分グループに含まれた資産、及びその他の処分資産	
<i>IAS 16.73(e)(iii)</i>	(iii) 企業結合による取得	
<i>IAS 16.73(e)(iv)</i>	(iv) IAS第16号第31項、第39項及び第40項に基づく再評価の結果生じた増加額または減少額	
<i>IAS 16.73(e)(iv)</i>	(v) IAS第36号に従ってOCIに認識した減損損失から生じた減少額	
<i>IAS 16.73(e)(iv)</i>	(vi) IAS第36号に従ってOCIに戻し入れた減損損失から生じた増加額	
<i>IAS 16.73(e)(v)</i>	(vii) IAS第36号に従って純損益に認識した減損損失	
<i>IAS 16.73(e)(vi)</i>	(viii) IAS第36号に従って純損益に戻し入れた減損損失	
<i>IAS 16.73(e)(vii), 75(a)</i>	(ix) 減価償却額（純損益として、あるいは他の資産の取得原価の一部として認識したかにかかわらず）	
<i>IAS 16.73(e)(viii)</i>	(x) 機能通貨から異なる表示通貨への財務諸表の換算から生じる正味の為替換算差額（報告企業の表示通貨への在外営業活動体の換算を含む）	
<i>IAS 16.73(e)(ix)</i>	(xi) その他の増減額	
<i>IAS 36.126(a)-(b)</i>	資産のクラスごとに、減損損失及び減損損失の戻入れを含まれている純損益及びその他の包括利益計算書上の表示科目を開示する。	
<i>IAS 16.68</i>	有形固定資産項目の認識の中止から生じる利得は収益に分類しない。	
<i>IAS 16.74</i>	以下の事項を開示する。	
<i>IAS 16.74(a)</i>	(a) 所有权に対する制限及び負債の担保に供した有形固定資産の存在及び金額	
<i>IAS 16.74(b)</i>	(b) 建設中の有形固定資産項目の帳簿価額に含めて認識した支出額	
<i>IAS 16.74(c)</i>	(c) 有形固定資産の取得に関して約定した金額	
<i>IAS 16.74A</i>	包括利益計算書において別個に開示していない場合には、以下の事項を開示する。	
<i>IAS 16.74A(a)</i>	(a) 減損、滅失または放棄した有形固定資産項目について純損益に含めた第三者からの補填額	
<i>IAS 16.74A(b)</i>	(b) 第20A項に従って純損益に含めた収入及びコストのうち企業の通常の活動のアウトプットではない生産された物品に関するものの金額、及び包括利益計算書のどの項目がそうした収入及びコストを含んでいるのか	

再評価

<i>IAS 16.77</i>	有形固定資産項目を再評価額で計上している場合は、以下の事項を開示する。
<i>IAS 16.77(a)</i>	(a) 再評価の実施日
<i>IAS 16.77(b)</i>	(b) 独立した鑑定人の関与の有無
<i>IAS 16.77(e)</i>	(c) 再評価された各クラスの有形固定資産について、(再評価モデルではなく) 原価モデルで計上されていたとすれば認識されていたであろう帳簿価額
<i>IAS 16.77(f)</i>	(d) 当期の再評価剰余金の変動額、及び株主への配当制限を示した再評価剰余金の金額

その他の開示（任意）

<i>IAS 16.79</i>	以下の情報の開示は、強制されないが奨励されている。
<i>IAS 16.79(a)</i>	(a) 一時的に遊休状態にある有形固定資産の帳簿価額
<i>IAS 16.79(b)</i>	(b) 未だ使用中の、減価償却の完了した有形固定資産の減価償却累計額控除前帳簿価額
<i>IAS 16.79(c)</i>	(c) 活発な使用をやめているが、IFRS第5号に従って売却目的保有として区分されていない有形固定資産の帳簿価額
<i>IAS 16.79(d)</i>	(d) (再評価モデルではなく) 原価モデルを採用している場合で、有形固定資産の公正価値が帳簿価額と大きく異なっている場合の公正価値

2.2 無形資産及びのれん

全般的事項

<i>IAS 38.118</i>	無形資産のクラスごとに、自己創設無形資産とその他の無形資産とを区別して、以下の事項を開示する。
<i>IAS 38.118(c)</i>	(a) 期首及び期末の償却累計額控除前帳簿価額及び償却累計額（減損損失累計額との合計）
<i>IAS 38.118(d)</i>	(b) 無形資産の償却額が含まれている純損益及びその他の包括利益計算書上の科目
<i>IAS 38.118(e)</i>	(c) 以下の項目を示した期首及び期末の帳簿価額の調整表
<i>IAS 38.118(e)(i)</i>	(i) 内部開発による増加額
<i>IAS 38.118(e)(ii)</i>	(ii) 個々に取得したことによる増加額
<i>IAS 38.118(e)(iii)</i>	(iii) 企業結合での取得による増加額
<i>IAS 38.118(e)(iv)</i>	(iv) IFRS第5号に従って売却目的保有として区分された資産または売却目的保有として区分された処分グループに含まれる資産、及びその他の処分資産
<i>IAS 38.118(e)(vii)</i>	(v) IAS第38号第75項、第85項及び第86項に基づく再評価から生じた増加額または減少額
<i>IAS 38.118(e)(viii)</i>	(vi) IAS第36号に従ってOCIに認識した減損損失に伴う減少額
<i>IAS 38.118(e)(ix)</i>	(vii) IAS第36号に従ってOCIに戻し入れた減損損失に伴う増加額
<i>IAS 38.118(e)(x)</i>	(viii) IAS第36号に従って純損益に認識した減損損失
<i>IAS 38.118(e)(xi)</i>	(ix) IAS第36号に従って純損益に戻し入れた減損損失
<i>IAS 38.118(e)(xii)</i>	(x) 債却額
<i>IAS 38.118(e)(xiii)</i>	(xi) 機能通貨から異なる表示通貨への財務諸表の換算で生じた正味の為替換算差額（報告企業の表示通貨への在外営業活動体の換算を含む）
<i>IAS 38.118(e)(xiv)</i>	(xii) その他の変動

<i>IAS 38.122</i>	以下の事項を開示する。	
<i>IAS 38.122(a)</i>	(a) 耐用年数を確定できないと判断した無形資産について、その資産の帳簿価額、耐用年数を確定できないと判断した根拠となる理由（これらの理由を示す際に、耐用年数を確定できないと決定した際に重要な役割を果たした要因を記述する）	
<i>IAS 38.122(b)</i>	(b) 財務諸表上、重要性がある個々の無形資産の詳細、帳簿価額及び残存償却期間	
<i>IAS 38.122(c)</i>	(c) 政府補助金を使用して取得し、かつ公正価値で当初認識した無形資産に関する以下の情報 (i) これらの資産について当初認識された公正価値 (ii) 資産の帳簿価額 (iii) 認識後の測定について、原価モデルと再評価モデルのいずれを用いているか	
<i>IAS 38.122(d)</i>	(d) 権利が制限されている無形資産の有無及びその帳簿価額、並びに負債の保証として担保となっている無形資産の帳簿価額	
<i>IAS 38.122(e)</i>	(e) 無形資産の取得に関して約定した金額	
<i>IAS 38.113</i>	無形資産の認識の中止から生じる利得は収益に分類しない。	

再評価

<i>IAS 38.124</i>	無形資産が再評価額で計上されている場合は、以下の事項を開示する。	
<i>IAS 38.124(a)</i>	(a) 無形資産のクラスごとに以下の内容 (i) 再評価の実施日 (ii) 再評価された無形資産の帳簿価額	
<i>IAS 38.124(a)(ii)</i>	(iii) 再評価された無形資産について、(再評価モデルではなく) 原価モデルで計上されていたとすれば認識されていたであろう帳簿価額	
<i>IAS 38.124(a)(iii)</i>		
<i>IAS 38.124(b)</i>	(b) 無形資産に係る再評価剰余金の期首及び期末の金額（当期中の変動及びその残高の株主への分配に対する制限を併せて示す）	

のれん

<i>IFRS 3.B67(d)</i>	取得企業は、(重要性がある企業結合のそれぞれ、または個々には軽微であるが合算した場合には重要性がある企業結合に関して) 報告期間の期首と期末ののれんの帳簿価額の調整表を、以下の項目に区分して開示する。	
<i>IFRS 3.B67(d)(i)</i>	(a) 当期の期首現在の総額及び減損損失累計額	
<i>IFRS 3.B67(d)(ii)</i>	(b) 当期中に認識した追加的ののれん（ただし、取得時にIFRS第5号に従って売却目的保有への分類の要件を満たす処分グループに含められたのれんを除く）	
<i>IFRS 3.B67(d)(iii)</i>	(c) IFRS第3号第67項に従った当期中の繰延税金資産の事後的な認識により生じた修正	
<i>IFRS 3.B67(d)(iv)</i>	(d) IFRS第5号に従って売却目的保有に分類される処分グループに含められたのれん	
<i>IFRS 3.B67(d)(iv)</i>	(e) 売却目的保有に分類される処分グループにこれまで含まれることなしに、当期中に認識の中止が行われたのれん	
<i>IFRS 3.B67(d)(v)</i>	(f) IAS第36号に従って当期中に認識した減損損失（IAS第36号は、この要求に加えて、のれんの回収可能価額及び減損に関する情報を開示することを求めている）	
<i>IFRS 3.B67(d)(vi)</i>	(g) IAS第21号に従って当期中に生じた正味の為替換算差額	

<i>IFRS 3.B67(d)(vii)</i>	(h) 当期中の帳簿価額のその他のすべての変更	_____
<i>IFRS 3.B67(d)(viii)</i>	(i) 報告日現在の総額及び減損損失累計額	_____
<i>IAS 36.133</i>	IAS第36号第84項に従って当期中に行われた企業結合で取得したのれんの一部が報告日現在で資金生成単位（単位グループ）に配分されていない場合は、配分されていないのれんの金額を、その金額が配分されていない理由とともに開示する。	_____
	その他の情報（任意）	
<i>IAS 38.128</i>	以下の情報の開示は、強制されないが奨励されている。	
<i>IAS 38.128(a)</i>	(a) 現在使用中の償却済みの無形資産についての説明	_____
<i>IAS 38.128(b)</i>	(b) IAS第38号の認識要件を満たさなかったか、または1998年公表のIAS第38号の発効前に取得または創出されたために、資産として認識していないが企業が支配する、重要な無形資産に関する簡潔な記述	_____

2.3 投資不動産

<i>IAS 40.74</i>	下記の開示は、IFRS第16号における開示に追加して開示される。IFRS第16号に従つて、投資不動産の所有者は、当該所有者が契約しているリースについて貸手の開示を行う。投資不動産を使用権資産として保有している借手は、IFRS第16号で要求されている借手の開示、また、締結しているオペレーティング・リースがあればIFRS第16号で要求されている貸手の開示を行う(4.1章「リース」のIFRS第16号に基づく開示規定を参照)。	
<i>IAS 40.75</i>	以下の事項を開示する。	
<i>IAS 40.75(f)</i>	(a) 以下について純損益として認識する金額	_____
<i>IAS 40.75(f)(i)</i>	(i) 投資不動産からの賃貸料収益	_____
<i>IAS 40.75(f)(ii)</i>	(ii) 期間中の賃貸料収益を生み出した投資不動産から生じた直接営業費（修繕及び維持費を含む）	_____
<i>IAS 40.75(f)(iii)</i>	(iii) 期間中の賃貸料収益を生み出さなかった投資不動産から生じた直接営業費（修繕及び維持費を含む）	_____
<i>IAS 40.75(f)(iv)</i>	(iv) 原価モデルが使用される資産群から公正価値モデルが使用される資産群への投資不動産の売却について、純損益として認識した公正価値の変動累計額（IAS第40号第32C項を参照）	_____
<i>IAS 40.75(g)</i>	(b) 投資不動産の実現可能性または収益及び売却代金の送金に対する制限の存在及び金額	_____
<i>IAS 40.75(h)</i>	(c) 投資不動産の購入、建設もしくは開発、または修繕、維持もしくは改良のための契約上の債務	_____
<i>Insights 3.4.260.40</i>	IAS第40号は投資不動産のクラスごとの開示について言及していないため、投資不動産のポートフォリオ全体について合算ベースで開示することが最低限必要であると考えられる。投資不動産が資産のうちの相当部分を占める場合には、例えば以下のように追加的な分析情報を開示することが適切な場合がある。 <ul style="list-style-type: none"> • 投資不動産のポートフォリオの、投資不動産の種類ごとの内訳（例：商業施設、オフィス、工場、住宅等）を示す。 • 再開発中の物件、空室状態の物件、使用目的が未定の物件、売却予定の物件を、別個に識別する。 	_____

公正価値モデル

<i>IAS 40.76</i>	投資不動産の期首と期末の帳簿価額の調整表を、以下の項目を示して開示する。	
<i>IAS 40.76(a)</i>	(a) 増加額（取得による増加と、資産計上した事後の支出による増加とを区別して開示）	_____
<i>IAS 40.76(b)</i>	(b) 企業結合による取得に基づく増加額	_____
<i>IAS 40.76(c)</i>	(c) IFRS第5号に従って売却目的保有に分類される、または売却目的保有に分類される処分グループに含められている資産及びその他の処分	_____
<i>IAS 40.76(d)</i>	(d) 公正価値の修正に伴う正味の利得または損失	_____
<i>IAS 40.76(e)</i>	(e) 機能通貨から異なる表示通貨への財務諸表の換算から生じる正味の為替差額（在外営業活動体の報告企業の表示通貨への換算を含む）	_____
<i>IAS 40.76(f)</i>	(f) 棚卸資産及び自己使用不動産への振替え、及びそれらからの振替え	_____
<i>IAS 40.76(g)</i>	(g) その他の変動	_____
<i>IAS 40.78</i>	投資不動産の測定に公正価値モデルを採用している企業が、公正価値を信頼性をもって算定することができないためにIAS第40号第53項に従ってIAS第16号の原価モデルを使用して保有する投資不動産を測定している場合、またはIFRS第16号に従って使用権資産として借手が保有する投資不動産を測定している場合には、IAS第40号第76項で要求される調整表は、その投資不動産に関する金額を、それ以外の投資不動産に関する金額から区別して開示する。	_____
<i>IAS 40.77</i>	投資不動産について入手した評価額が財務諸表の目的上大きく修正される場合は、入手した評価額と財務諸表に計上した修正後の評価額との調整表を開示する。	_____
<i>IAS 40.77</i>	上記の場合、足し戻された認識済みのリース負債の総額及び他の重要な修正額を区別して示す。	_____
<i>IAS 40.78</i>	公正価値を信頼性をもって測定できない場合には、以下の事項を開示する。	
<i>IAS 40.78(a)</i>	(a) その投資不動産の説明	_____
<i>IAS 40.78(b)</i>	(b) 公正価値を信頼性をもって測定できない理由についての説明	_____
<i>IAS 40.78(c)</i>	(c) 可能な場合、公正価値の予想される見積額の上限及び下限	_____
<i>IAS 40.78(d)</i>	(d) 公正価値で計上していない投資不動産の処分に関する以下の情報	
<i>IAS 40.78(d)(i)</i>	(i) 公正価値で計上していない投資不動産を処分した旨	_____
<i>IAS 40.78(d)(ii)</i>	(ii) その投資不動産の売却時の帳簿価額	_____
<i>IAS 40.78(d)(iii)</i>	(iii) 認識した利得または損失の額	_____
<i>Insights 3.4.30.20</i>	投資不動産に備品等が含まれており、それらの項目を含めずに投資不動産の公正価値を測定することが実務上不可能な場合には、その公正価値に既存の備品等の公正価値を含める場合がある。不動産の公正価値に備品等の公正価値も含まれている場合には、KPMGの見解では、投資不動産の公正価値の開示が誤解を与えるものとなるよう十分に注意しなければならない。	_____

原価モデル

<i>IAS 40.79</i>	以下の事項を開示する。	
<i>IAS 40.79(a)</i>	(a) 使用する減価償却の方法	_____
<i>IAS 40.79(b)</i>	(b) 使用する耐用年数または減価償却率	_____
<i>IAS 40.79(c)</i>	(c) 期首及び期末の減価償却累計額控除前帳簿価額及び減価償却累計額（減損損失累計額と合算）	_____
<i>IAS 40.79(d)</i>	(d) 以下の項目を示した期首から期末までの帳簿価額の増減内訳表	_____
<i>IAS 40.79(d)(i)</i>	(i) 増加額（取得による増加と、資産計上したその後の支出に伴う増加とを区別して開示）	_____
<i>IAS 40.79(d)(ii)</i>	(ii) 企業結合による取得に基づく増加額	_____
<i>IAS 40.79(d)(iii)</i>	(iii) 売却目的保有に分類される、またはIFRS第5号に従って売却目的保有に分類される処分グループに含めた資産及びその他の処分	_____
<i>IAS 40.79(d)(iv)</i>	(iv) 減価償却	_____
<i>IAS 40.79(d)(v)</i>	(v) IAS第36号に従って当期中に認識した減損損失及び戻し入れた減損損失	_____
<i>IAS 40.79(d)(vi)</i>	(vi) 機能通貨から異なる表示通貨への財務諸表の換算から生じる正味の為替差額（在外営業活動体の報告企業の表示通貨への換算を含む）	_____
<i>IAS 40.79(d)(vii)</i>	(vii) 棚卸資産及び自己使用不動産への振替え、及びそれらからの振替え	_____
<i>IAS 40.79(d)(viii)</i>	(viii) その他の変動	_____
<i>IAS 40.79(e)</i>	(e) 投資不動産の公正価値	_____
<i>IAS 40.79(e)</i>	公正価値を信頼性をもって測定できない場合には、その旨を以下の事項とともに開示する。	
<i>IAS 40.79(e)(i)</i>	(a) その投資不動産の説明	_____
<i>IAS 40.79(e)(ii)</i>	(b) 公正価値を信頼性をもって測定できない理由についての説明	_____
<i>IAS 40.79(e)(iii)</i>	(c) 可能な場合、公正価値の予想される見積額の上限及び下限	_____

2.4 関連会社及び共同支配の取決め

全般的な事項

<i>IFRS 12.1</i>	財務諸表利用者が以下の事項を評価できるような情報を開示する。	
	(a) 他の企業への関与の内容及びそれに関連するリスク	_____
	(b) それらの関与が財政状態、財務業績及びキャッシュフローに与える影響	_____

<i>IFRS 12.3</i>	IFRS第12号により要求される開示が、他のIFRS会計基準で要求される開示と合わせても、IFRS第12号第1項の目的を満たさない場合には、その目的を満たすのに必要な追加的な情報を開示する。	
------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<i>IFRS 12.4</i>	重要でない詳細情報を大量に含めたり、異なる性質の項目を集約したりすることにより、有用な情報が開示されないことがないように、開示を集約または分解する（IFRS第12号B2項からB6項を参照）。	
------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------	--

重要な判断及び仮定

<i>IFRS 12.7</i>	以下の事項を決定する際に行った重要な判断及び仮定（並びにこれらの判断及び仮定の変更）に関する情報を開示する。	
<i>IFRS 12.7(b)</i>	企業が他の企業に対する重要な影響力または取決めに対する共同支配を有しているか	_____
<i>IFRS 12.7(c)</i>	取決めが別個のビークルを通じて組成されている場合の、共同支配の取決めの種類（すなわち、共同支配事業または共同支配企業）	_____

<i>IFRS 12.8</i>	事実及び状況の変化により、企業が重要な影響力または共同支配を有しているか否かに関する結論が当期中に変化した場合は、IFRS第12号第7項で要求される情報を開示する。
<i>IFRS 12.9</i>	開示すべき重要な判断及び仮定としては、例えば、以下のことを決定する際に行ったものが挙げられる。
<i>IFRS 12.9(d)</i>	(a) 企業が他の企業の議決権の20%以上を保有しているにもかかわらず、その企業に対する重要な影響力を有していない。
<i>IFRS 12.9(e)</i>	(b) 企業が他の企業の議決権の20%未満しか保有していないにもかかわらず、その企業に対する重要な影響力を有している。
共同支配の取決め及び関連会社への関与	
<i>IFRS 12.20</i>	財務諸表利用者が以下の事項を評価できるようにする情報を開示する。
<i>IFRS 12.20(a)</i>	(a) 関連会社及び共同支配の取決めへの関与の内容、程度及び財務上の影響（関連会社に対する重要な影響力または共同支配の取決めに対する共同支配を有する他の投資者との契約上の関係の内容及び影響を含む）(IFRS第12号第21項及び第22項)
<i>IFRS 12.20(b)</i>	(b) 関連会社及び共同支配の取決めへの関与に関連したリスクの内容及び変動(IFRS第12号第23項)
<i>IFRS 12.21</i>	以下の事項を開示する。
<i>IFRS 12.21(a)</i>	(a) 報告企業にとって重要性のある関連会社または共同支配の取決めについて、以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> (i) 関連会社または共同支配の取決めの名称 (ii) 関連会社または共同支配の取決めとの企業の関係の内容（例：関連会社または共同支配の取決めの活動の内容及びそれらが企業の活動にとって戦略的に重要なものか否かを記述） (iii) 関連会社または共同支配の取決めの主要な事業場所（及び、該当があり、かつ主要な事業場所と異なる場合には設立国） (iv) 企業が保有している所有持分または参加持分の割合、及びそれと異なる場合は、保有している議決権の割合（該当がある場合）
<i>IFRS 12.21(a)(iii)</i>	
<i>IFRS 12.21(a)(iv)</i>	
<i>IFRS 12.21(b)</i>	(b) 報告企業にとって重要性のある関連会社及び共同支配企業のそれぞれについて、以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> (i) 関連会社または共同支配企業に対する投資が、持分法と公正価値のいずれで測定されているか (ii) 関連会社または共同支配企業に関する要約財務情報 <ul style="list-style-type: none"> (a) 関連会社または共同支配企業から受け取った配当 (b) 関連会社または共同支配企業に関する要約財務情報には以下の項目が含まれるが、必ずしもこれらに限らない。 <ul style="list-style-type: none"> • 流動資産 • 非流動資産 • 流動負債 • 非流動負債 • 収益 • 繼続事業からの純損益 • 非継続事業からの税引後の純損益 • OCI • 包括利益合計
<i>IFRS 12.B12(b)(i)</i>	
<i>IFRS 12.B12(b)(ii)</i>	
<i>IFRS 12.B12(b)(iii)</i>	
<i>IFRS 12.B12(b)(iv)</i>	
<i>IFRS 12.B12(b)(v)</i>	
<i>IFRS 12.B12(b)(vi)</i>	
<i>IFRS 12.B12(b)(vii)</i>	
<i>IFRS 12.B12(b)(viii)</i>	
<i>IFRS 12.B12(b)(ix)</i>	
<i>IFRS 12.21(b)</i>	(c) 報告企業にとって重要性のある共同支配企業のそれぞれについて、要約情報の一部として以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> • 現金及び現金同等物 • 流動金融負債（買掛金及び他の未払金並びに引当金を除く）
<i>IFRS 12.B13(a)</i>	
<i>IFRS 12.B13(b)</i>	

<i>IFRS 12.B13(c)</i>	• 非流動金融負債（買掛金及び他の未払金並びに引当金を除く）	_____
<i>IFRS 12.B13(d)</i>	• 減価償却費及び償却費	_____
<i>IFRS 12.B13(e)</i>	• 利息収益	_____
<i>IFRS 12.B13(f)</i>	• 利息費用	_____
<i>IFRS 12.B13(g)</i>	• 法人所得に係る税金費用（または収益）	_____
<i>IFRS 12.B14</i>	要約財務情報は、IFRS第12号B12項からB13項に従って表示される関連会社または共同支配企業のIFRS会計基準財務諸表に含まれている金額としなければならない（その金額に対する企業の持分ではない）。企業が関連会社または共同支配企業への持分を持分法で会計処理している場合には、以下のようにしなければならない。	_____
<i>IFRS 12.B14(a)</i>	(i) 関連会社または共同支配企業のIFRS会計基準財務諸表に含まれている金額を、持分法を適用する際に企業が行った修正（取得時に行った公正価値修正や会計方針の相違に関する修正など）を反映するように修正	_____
<i>IFRS 12.B14(b)</i>	(ii) 企業は、表示した要約財務情報と、関連会社または共同支配企業に対する持分の帳簿価額との調整表を開示	_____
<i>IFRS 12.B15</i>	企業は、以下の両方を満たす場合には、IFRS第12号B12項からB13項で要求している要約財務情報を、関連会社または共同支配企業の財務諸表に基づいて表示することができる。	_____
<i>IFRS 12.B15(a)</i>	(i) 企業が関連会社または共同支配企業に対する自らの持分をIAS第28号（2011年改訂版）に従って公正価値で測定している場合	_____
<i>IFRS 12.B15(b)</i>	(ii) 関連会社または共同支配企業がIFRS会計基準財務諸表を作成しておらず、その基礎による作成が実務上不可能であるか、または過大なコストを生じる場合	_____
	その場合には、要約財務情報を作成した基礎を開示しなければならない。	_____
<i>IFRS 12.21(b)(iii)</i>	(d) 関連会社または共同支配企業が持分法で会計処理される場合は、関連会社または共同支配企業に対する投資の公正価値（その投資について公表された市場価格が存在する場合）	_____
<i>IFRS 12.21(c)(i), B16</i>	(e) 持分法で会計処理している個々には重要性のないすべての関連会社または共同支配企業に対する持分の帳簿価額を、総額で開示しなければならない。また、それらの関連会社または共同支配企業の以下の金額に対する自らの持分の総額も、区分して開示しなければならない。	_____
<i>IFRS 12.B16(a)</i>	(i) 繙続事業からの純損益	_____
<i>IFRS 12.B16(b)</i>	(ii) 非継続事業からの税引後の純損益	_____
<i>IFRS 12.B16(c)</i>	(iii) OCI	_____
<i>IFRS 12.B16(d)</i>	(iv) 包括利益合計	_____
<i>IFRS 12.21A</i>	投資企業は、IFRS第12号第21項 (b) から (c) で要求している開示を提供する必要はない。	_____
<i>IFRS 12.22</i>	以下の事項を開示する。	_____
<i>IFRS 12.22(a)</i>	(a) 関連会社または共同支配企業が現金配当の形で企業に送金する能力、または企業が行った貸付けまたは前払いを返済する能力に関する重要な制限の内容及び程度	_____
<i>IFRS 12.22(b)</i>	(b) 持分法の適用に際して用いる関連会社または共同支配企業の財務諸表の日付または期間が、企業の財務諸表と異なる場合には、以下の項目	_____

<i>IFRS 12.22(b)(i)</i>	(i) 関連会社または共同支配企業の財務諸表の報告日	_____
<i>IFRS 12.22(b)(ii)</i>	(ii) 異なる日付または期間を使用している理由	_____
<i>IFRS 12.22(c)</i>	(c) 企業が持分法の適用に際して関連会社または共同支配企業の損失に対する持分の認識を停止している場合は、関連会社または共同支配企業の損失に対する未認識の持分（報告期間と累計の両方について）	_____
<i>IFRS 12.23</i>	以下の事項を開示する。	
<i>IFRS 12.23(a)</i>	(a) 他のコミットメントの金額とは別に、共同支配企業に対して企業が有しているコミットメント（IFRS第12号B18項からB20項に定められている）	_____
<i>IFRS 12.23(b)</i>	(b) IAS第37号に従って、損失の可能性が極めて低い場合を除き、関連会社または共同支配企業への関与に関連して負っている偶発負債（共同支配企業に対する共同支配を有する他の投資者と共同で負っている偶発負債に対する持分を含む）（他の偶発負債の金額とは区分する）	_____
<i>Insights 5.10.180.10</i>	持分法適用投資先がIAS第36号に従って別個の資金生成単位とみなされる場合には、当該投資先に配分されたのれんの帳簿価額を継続的に区別して開示することが要求されることがある。関連会社及び共同支配企業の要約財務情報と企業の連結財務諸表または単体財務諸表における帳簿価額との調整表においても、のれんを区別して開示することが適切な場合がある。	_____
<i>Insights 5.10.140.150</i>	投資者の財務諸表の作成において、類似の状況における同種の取引及び事象については、保険契約を除き、統一した会計方針が用いられる。持分法投資先は、投資者に適用されない独自の会計方針を採用する場合がある。持分法利益または財政状態計算書でのこれらの投資先に対する投資の帳簿価額を理解するために、投資先の会計方針に関する開示が必要であると考えられる場合は、KPMGの見解では、持分法投資先に関する会計方針の注記にその情報を含めなければならない。	_____
比較情報と表示の継続性		
<i>IAS 28.15</i>	関連会社または共同支配企業に対する投資（または投資の一部）がIFRS第5号に従つて売却目的保有に分類されている場合を除き、売却目的保有に分類されていない投資（または当該投資に対する残存持分）は非流動資産に分類する。	_____
<i>IAS 28.21</i>	これまで売却目的保有に分類されていた関連会社または共同支配企業に対する投資（または投資の一部）が、その要件を満たさなくなった場合には、売却目的保有に分類した日から遡及的に持分法で会計処理する。売却目的保有に分類した後の期間の財務諸表は、それに応じて修正する。	_____
分離財務諸表		
<i>IAS 27.17</i>	投資先に対する重要な影響力または共同支配を有する投資者が、分離財務諸表を作成する場合には、投資者は、それらが関連するIAS第28号またはIFRS第11号に従つて作成された財務諸表を識別する。また、投資者は、その分離財務諸表上で以下の事項も開示する。	_____
<i>IAS 27.17(a)</i>	(a) 財務諸表が分離財務諸表である旨、及びその財務諸表が法律で要求されていない場合には、作成する理由	_____
<i>IAS 27.17(b)</i>	(b) 以下の事項を含む、関連会社または共同支配企業に対する重要な投資の一覧	_____

<i>IAS 27.17(b)(i)</i>	(i) 投資先の名称	_____
<i>IAS 27.17(b)(ii)</i>	(ii) その投資先の主たる事業場所（及び、それと異なる場合は、設立国）	_____
<i>IAS 27.17(b)(iii)</i>	(iii) その投資先に対して保有している所有持分の割合（及び、それと異なる場合は、議決権の割合）	_____

2.5 金融商品

以下の要求事項は、IFRS第9号とIFRS第17号（2020年6月改訂）を同時に適用開始する企業に適用される。

IFRS 9.7.2.37

IFRS第9号「金融商品」に関する経過措置

IFRS 9.7.2.1

IFRS第9号は、IFRS第9号第7.2.4項から第7.2.26項及び第7.2.28項に定められる事項を除き、IAS第8号に従って遡及適用される。ただし、IFRS第9号は、分類上書き（下記参照）の適用により適用開始日時点ですでに認識の中止が行われていた項目には適用されない。

IFRS 9.7.2.15

過去の期間を修正再表示する必要はないが、企業は、事後の判断を用いずに修正再表示が可能である場合にのみ修正再表示を行うことができる。過去の期間について修正再表示を行わない場合には、従前の帳簿価額と適用開始日を含む事業年度の期首時点の帳簿価額との間に差額があれば、適用開始日を含む事業年度の利益剰余金期首残高（または適切な場合には、資本の他の内訳項目）において認識する。

IFRS 17C28C

金融資産に分類上書きを適用するにあたり、企業はIFRS第9号のセクション5.5における減損の要求事項を適用することを要求されない。分類上書きを適用した場合の具体的な開示規定を含む詳細については4.8章「保険契約」を参照。

IFRS 9.7.2.21

IFRS第9号を最初に適用する際には、IAS第39号のヘッジ会計規定を引き続き適用することができる。この会計方針はすべてのヘッジ関係に適用する。

IFRS 9.7.2.22

IFRS第9号第7.2.26項に定められる例外を除き、IFRS第9号のヘッジ会計規定は将来に向かって適用される。

移行時の開示

IFRS 7.42I

IFRS第9号の適用開始日を含む報告期間では、適用開始日における金融資産及び金融負債の各クラスについて、以下の情報を開示する。

- (a) IAS第39号またはIFRS第9号の旧版（IFRS第9号の適用について企業が選択したアプローチが、異なる要求事項について複数の適用開始日を伴う場合）に従って決定された従前の測定区分及び帳簿価額
- (b) IFRS第9号に従って決定された新しい測定区分及び帳簿価額
- (c) 財政状態計算書における金融資産及び金融負債のうち、以前にFVTPLで測定するものと指定されていたが、もはやそのように指定されていないものの金額（適用開始日において、IFRS第9号が分類変更を企業に要求しているものと、企業が分類変更を選択したものとを区別する）

<i>IFRS 742I</i>	IFRS第9号第7.2.2項に従った移行措置では、企業がIFRS第9号を適用するためのどのアプローチを選択したかによって、複数の適用開始日を伴う可能性がある。したがって、IFRS第7号第42I項によって、複数の適用開始日について開示を行うことになる可能性がある。上記の定量的開示は、別の様式の方が適切である場合を除き、表形式で行う。
<i>IFRS 742J</i>	IFRS第9号の適用開始日を含む報告期間では、財務諸表利用者が以下の事項を理解できるように定性的情報を開示する。 (a) IFRS第9号を適用した結果として分類が変わった金融資産に、IFRS第9号の分類の規定をどのように適用したか (b) 適用開始日において、金融資産または金融負債をFVTPLで測定するものとして指定したかまたはその指定を取り消した理由
<i>IFRS 742J(a)</i>	
<i>IFRS 742J(b)</i>	
<i>IFRS 742K</i>	IFRS第9号第7.2.2項に従った移行措置では、企業がIFRS第9号を適用するためのどのアプローチを選択したかによって、複数の適用開始日を伴う可能性がある。したがって、IFRS第7号第42J項によって、複数の適用開始日について開示を行うことになる可能性がある。
<i>IFRS 742L</i>	企業がIFRS第9号の金融資産に関する分類及び測定規定を最初に適用する報告期間では（すなわち、企業が金融資産に適用する規定をIAS第39号からIFRS第9号に変更する際には）、IFRS第9号第7.2.15項の規定に従って、IFRS第7号第42L項から第42O項に示す開示を行う。
<i>IFRS 742L(a)</i>	
<i>IFRS 742L(b)</i>	
<i>IFRS 742L</i>	IFRS第9号の適用開始日において、金融資産及び金融負債の分類の変更を、以下を区分して開示する。 (a) IAS第39号に従った測定区分に基づく帳簿価額の変動（すなわち、IFRS第9号への移行時の測定属性の変更から生じるものではない） (b) IFRS第9号への移行時の測定属性の変更から生じる帳簿価額の変動
<i>IFRS 742M</i>	IFRS第7号第42L項で要求される開示は、IFRS第9号の金融資産に関する分類及び測定規定を最初に適用した報告期間の後には行う必要はない。
<i>IFRS 742M(a)</i>	
<i>IFRS 742M(b)</i>	
<i>IFRS 742M</i>	IFRS第9号の適用を開始した報告期間において、IFRS第9号への移行の結果として、償却原価で測定する区分に分類を変更した金融資産及び金融負債、並びにFVTPLで測定する区分からFVOCIで測定する区分に分類を変更した金融資産について、以下の情報を開示する。 (a) その金融資産または金融負債の報告日現在における公正価値 (b) その金融資産または金融負債の分類を変更していなかったならば、報告期間において純損益またはその他の包括利益で認識していたであろう公正価値測定による利得または損失
<i>IFRS 742N</i>	IFRS第7号第42M項で要求される開示は、IFRS第9号の金融資産に関する分類及び測定規定を最初に適用した報告期間の後には行う必要がない。
<i>FRS 742N(a)</i>	
<i>IFRS 742N(b)</i>	

IFRS 742N	企業が金融資産または金融負債の公正価値を適用開始日現在の新たな帳簿価額総額として扱う場合（IFRS第9号第7.2.11項を参照）には、IFRS第7号第42N項の開示を、認識の中止までの各報告期間について行わなければならない。それ以外の場合には、企業がIFRS第9号の金融資産に関する分類及び測定規定を最初に適用した報告期間の後には行う必要がない。
IFRS 742O	IFRS第7号第42K項から第42N項に規定された開示を行う場合、それらの開示及びIFRS第7号第25項の開示は、以下の両者の間の調整ができるものでなければならない。 (a) 適用開始日現在の、IAS第39号及びIFRS第9号に従って表示された測定区分 (b) 適用開始日現在の金融商品のクラス
IFRS 742O(a) IFRS 742O(b)	
IFRS 742P	IFRS第9号第5.5項の適用開始日において、IAS第39号に従った減損引当金の期末残高及びIAS第37号に従った引当金額をIFRS第9号に従って算定された損失評価引当金の期首残高に調整できるような情報を開示する。金融資産について、この開示は、関連する金融資産のIAS第39号及びIFRS第9号に従った測定区分ごとに提供する必要がある。また、適用開始日現在の損失評価引当金に対する測定区分の変更の影響を区分して示す必要がある。
IFRS 742Q	IFRS第9号の適用開始日を含む報告期間では、企業は、以下の分類及び測定規定（IFRS第9号第5.4項及び第5.5項の金融資産の償却原価測定及び減損に関する規定を含む）に従っていれば報告されたであろう表示科目の金額を開示する必要はない。 (a) 当報告期間について、IAS第39号 (b) 過年度について、IFRS第9号
IFRS 742Q(a) IFRS 742Q(b)	
IFRS 742R	IFRS第9号の適用開始日現在で、企業がIFRS第9号B4.1.9B項からB4.1.9D項に従って、金融資産の当初認識時に存在していた事実及び状況に基づき、貨幣の時間価値の改変の要素を評価することが実務上不可能（IAS第8号の定義による）な場合には、IFRS第9号第7.2.4項に従って、IFRS第9号B4.1.9B項からB4.1.9D項の貨幣の時間的価値の改変の要素に関する規定を考慮せずに、その金融資産の当初認識時に存在していた事実及び状況に基づき、その金融資産の契約上のキャッシュフローの特性を評価する。IFRS第9号B4.1.9B項からB4.1.9D項の貨幣の時間的価値の改変の要素に関する規定を考慮せずにその金融資産の当初認識時に存在していた事実及び状況に基づき契約上のキャッシュフローの特性を評価した金融資産の報告日時点の帳簿価額は、その金融資産の認識の中止が行われるまで開示する。
IFRS 742S	適用開始日時点で、企業がIFRS第9号B4.1.12(c)項に従って、金融資産の当初認識時に存在していた事実及び状況に基づき、期限前償還条項の公正価値に重要性があるか否かを評価することが実務上不可能（IAS第8号の定義による）な場合には、IFRS第9号第7.2.5項に従って、IFRS第9号B4.1.12項の期限前償還条項に関する例外規定を考慮せずに、その金融資産の当初認識時に存在していた事実及び状況に基づき、その金融資産の契約上のキャッシュフローの特性を評価する。IFRS第9号B4.1.12項の期限前償還条項に関する例外規定を考慮せずにその金融資産の当初認識時に存在していた事実及び状況に基づき契約上のキャッシュフローの特性を評価した金融資産の報告日時点の帳簿価額は、その金融資産の認識の中止が行われるまで開示する。

<i>IFRS 9.7.2.37</i>	以下の要求事項は、IFRS第9号の適用開始後にIFRS第17号（2020年6月改訂）を初めて適用する企業に適用される。
	IFRS第9号「金融商品」に関する経過措置
<i>IFRS 9.7.2.22, 38</i>	企業はIFRS第9号第7.2.37項から第7.2.42項に定めるものを除き、2020年6月に行われたIFRS第17号の改訂に伴うIFRS第9号の改訂をIAS第8号に従って遡及適用しなければならない。
<i>IFRS 9.7.2.38</i>	適用開始日は、企業が当該改訂を初めて適用する報告期間の期首（当該改訂の適用開始日）と読み替える。
<i>IFRS 9.7.2.40</i>	過去の期間を修正再表示する必要はないが、企業は、事後の判断を用いずに修正再表示が可能である場合にのみ修正再表示を行うことができる。過去の期間について修正再表示を行わない場合には、従前の帳簿価額と適用開始日を含む事業年度の期首時点の帳簿価額との間に差額があれば、適用開始日を含む事業年度の利益剰余金期首残高（または適切な場合には、資本の他の内訳項目）において認識する。
<i>IFRS 9.7.2.41</i>	当該改訂の適用開始日を含む報告期間において、企業はIAS第8号第28項(f)により要求される定量的情報を表示することは要求されない。
<i>IFRS 17C33A</i>	企業が移行日とIFRS第17号の適用開始日の間に認識の中止を行った金融資産に分類上書きを適用する場合には、IFRS第9号の減損の要求事項を適用することは要求されない。分類上書きを適用した場合の具体的な開示規定を含む詳細については4.8章「保険契約」を参照。
	移行時の開示
<i>IFRS 9.7.2.42</i>	当該改訂の適用開始日を含む報告期間において、当該改訂の影響を受けた金融資産及び金融負債の各クラスについて、適用開始日現在の以下の情報を開示する。 (a) 従前の分類（該当がある場合は、従前の測定区分を含む）及びこれらの改訂の適用直前に算定された帳簿価額 (b) 新たな測定区分及びこれらの改訂の適用後に算定された帳簿価額 (c) 従来は純損益を通じて公正価値で測定するものと指定されていたが、もはやその指定をされなくなった金融負債の財政状態計算書上の帳簿価額 (d) FVTPLで測定する金融負債の指定または指定解除の理由
<i>IFRS 9.7.2.42(a)</i>	_____
<i>IFRS 9.7.2.42(b)</i>	_____
<i>IFRS 9.7.2.42(c)</i>	_____
<i>IFRS 9.7.2.42(d)</i>	_____

金融商品のクラス及び開示水準

IFRS 7.6 IFRS第7号により金融商品のクラス別の開示が求められる場合、開示する情報の性質上適切で、その金融商品の特徴を考慮に入れたクラスに金融商品をグループ化する。また、財政状態計算書上に表示される科目との調整ができるように十分な情報を提供する（IFRS第7号B1項からB3項を参照）。

財政状態及び業績に対する金融商品の重要性

IFRS 7.7 財務諸表利用者が財政状態及び業績に対する金融商品の重要性を評価することができるような情報を開示する。

FVTPLで測定する金融資産及び金融負債

IFRS 7.9 企業が、指定がなければFVOCIまたは償却原価で測定するはずの金融資産（または金融資産のグループ）を、FVTPLで測定するものとして指定した場合には、以下の事項を開示する。

IFRS 7.9(a) (a) 金融資産（または金融資産のグループ）の報告日時点の信用リスクに対する最大エクスポージャー

IFRS 7.9(b) (b) 関連するクレジット・デリバティブまたは類似の金融商品が、信用リスクに対する最大エクspoージャーを軽減している金額

IFRS 7.9(c) (c) 報告期間中及び累計の、以下のいずれかにより算定される金融資産の信用リスクの変化に起因する、金融資産（または金融資産のグループ）の公正価値の変動額

IFRS 7.9(c)(i) (i) 市場リスクを生み出す市場条件の変化に起因しない公正価値の変動額

IFRS 7.9(c)(ii) (ii) 資産の信用リスクの変化に起因する公正価値の変動額をより忠実に表すと企業が考える、代替的方法の使用

IFRS 7.9(d) (d) 報告期間中及び金融資産が指定されてからの累計で発生した、関連するクレジット・デリバティブまたは類似の金融商品の公正価値の変動額

IFRS 7.10 企業が金融負債をFVTPLで測定するものとして指定した場合で、負債の信用リスクの変化の影響をOCIに表示することが要求されている場合（IFRS第9号第5.7.7項を参照）、以下の事項を開示する。

IFRS 7.10(a) (a) 負債の信用リスクの変化に起因する金融負債の公正価値の変動累計額（負債の信用リスクの変化の影響の算定に関するガイダンスは、IFRS第9号B5.7.13項からB5.7.20項を参照）

IFRS 7.10(b) (b) 金融負債の帳簿価額と、企業が満期時にその債務の保有者に支払うことを契約上要求されるであろう金額との差額

IFRS 7.10(c) (c) 報告期間中の資本の中での利得または損失の累計額の振替え（その振替えの理由を含む）

IFRS 7.10(d) (d) 報告期間中に負債の認識を中止した場合は、OCIに表示された金額のうち認識の中止に伴い実現した金額（該当があれば）

Insights 7.10.210.60 KPMGの見解では、企業が「満期時に契約上返済を要求される」金額とは、割引前の満期返済額である。また、満期時の返済額が確定していない場合（例：満期時の元本支払額を修正する組込デリバティブを含む負債）、開示される金額は報告日に存在する条件に基づかなければならない。

<i>IFRS 7.10A</i>	企業が金融負債をFVTPLで測定するものに指定し、その負債の公正価値の変動の全額（負債の信用リスクの変化の影響を含む）を純損益に含めることが要求されている場合（IFRS第9号第5.7.7項及び第5.7.8項を参照）には、以下の事項を開示する。
<i>IFRS 7.10A(a)</i>	(a) その負債の信用リスクの変化に起因する金融負債の公正価値の報告期間中の変動額及び変動累計額（負債の信用リスクの変化の影響の算定に関するガイダンスは、IFRS第9号B5.7.13項からB5.7.20項を参照）
<i>IFRS 7.10A(b)</i>	(b) 金融負債の帳簿価額と、企業が満期時にその債務の保有者に契約上支払う必要のある金額との差額
<i>IFRS 7.11</i>	以下の事項を開示する。
<i>IFRS 7.11(a)</i>	(a) IFRS第7号第9項(c)、第10項(a)及び第10A項(a)、並びにIFRS第9号第5.7.7項(a)の規定に準拠するために用いている方法の詳細な記述（その方法が適切である理由の説明を含む）
<i>IFRS 7.11(b)</i>	(b) IFRS第7号第9項(c)、第10項(a)もしくは第10A項(a)、またはIFRS第9号第5.7.7項(a)の規定に準拠するために、財政状態計算書または注記のいずれかで行った開示が、信用リスクの変化に起因する金融資産または金融負債の公正価値の変動を忠実に表現していないと企業が考える場合には、その結論に至った理由及び関連性があると考える要因
<i>IFRS 7.11(c)</i>	(c) 負債の信用リスクの変化の影響をOCIに表示することによって、純損益における会計上のミスマッチを創出または拡大することとなるか否か(IFRS第9号第5.7.7項及び第5.7.8項を参照)を判断するために用いた方法の詳細な記述。負債の信用リスクの変化の影響を純損益に表示することが要求されている場合(IFRS第9号第5.7.8項を参照)、IFRS第9号B5.7.6項に示されている経済的関係の詳細な記述
FVOCIで測定される資本性金融商品に対する投資	
<i>IFRS 7.11A</i>	企業が、資本性金融商品に対する投資を、FVOCIで測定するものとして指定した場合、以下の事項を開示する。
<i>IFRS 7.11A(a)</i>	(a) 資本性金融商品に対するどの投資が、FVOCIで測定するものとして指定されたか
<i>IFRS 7.11A(b)</i>	(b) そのような表示を選択する理由
<i>IFRS 7.11A(c)</i>	(c) 報告日時点のFVOCIで測定する資本性金融商品のそれぞれの公正価値
<i>IFRS 7.11A(d)</i>	(d) 報告期間中に認識された配当（報告期間中に認識の中止が行われた投資に関するものと、報告日時点で保有している投資に関するものとに区分して示す）
<i>IFRS 7.11A(e)</i>	(e) 報告期間中の資本の中での利得または損失の累計額の振替え（そのような振替えの理由を含む）
<i>IFRS 7.11B</i>	企業が、報告期間中にFVOCIで測定する資本性金融商品に対する投資についての認識の中止を行った場合は、以下の事項を開示する。
<i>IFRS 7.11B(a)</i>	(a) その投資を処分した理由
<i>IFRS 7.11B(b)</i>	(b) 認識の中止の日現在の投資の公正価値
<i>IFRS 7.11B(c)</i>	(c) 処分に係る利得または損失の累計額
<i>Insights 7.10.230.25</i>	KPMGの見解では、どの資本性金融商品に対する投資をFVCOIで測定する区分に指定しているかを開示するにあたり、企業は、財務諸表利用者にとって最も有用な情報が提供される開示を決定するために判断を行うべきである。KPMGは、ほとんどの場合、個々の投資先の名前を開示することが適切であると考えている（例えば、企業が個々に重要性の高い投資を少数保有している場合で、特にその開示によって、それらの投資先に関して他の情報源からの追加情報にアクセスできるようになる場合）。

しかし、場合によっては、より高い集約レベルでの開示や投資先の名前以外を開示したほうが、より有用な情報が提供されることがある。例えば、企業がいくつかの業種において、個々に重要性の低い投資を大量に保有している場合、業種別の開示が適切になる可能性がある。同様に、公開情報が利用可能ではない投資を企業が保有する場合、それらの投資の内容及び目的に関する開示が適切となる可能性がある。

金融資産の分類変更

<i>IFRS 7.12B</i>	企業が、当報告期間または過去の報告期間において金融資産を分類変更した場合には、それぞれの分類変更について以下の事項を開示する。
<i>IFRS 7.12B(a)</i>	(a) 分類変更の日
<i>IFRS 7.12B(b)</i>	(b) 事業モデルの変更の詳細な説明、及びそれが企業の財務諸表に与える影響の定性的記述
<i>IFRS 7.12B(c)</i>	(c) 各区分へ、及び各区分から分類変更された金額
<i>IFRS 7.12C</i>	分類変更後、認識の中止までの各報告期間について、企業は、FVTPLで測定する区分から償却原価またはFVOCIで測定するように分類変更した資産に関して以下の事項を開示する。
<i>IFRS 7.12C(a)</i>	(a) 分類変更の日に算定された実効金利
<i>IFRS 7.12C(b)</i>	(b) 認識した金利収益
<i>IFRS 7.12D</i>	企業が、金融資産を前報告日から、FVOCIで測定する区分から償却原価で測定するように分類変更した場合、あるいはFVTPLで測定する区分から償却原価またはFVOCIで測定するように分類変更した場合には、以下の事項を開示する。
<i>IFRS 7.12D(a)</i>	(a) 報告日時点のその金融資産の公正価値
<i>IFRS 7.12D(b)</i>	(b) その金融資産が分類変更されていなかったとした場合に、報告期間中に純損益またはOCIに認識されていたであろう公正価値利得または損失

金融資産と金融負債の相殺

<i>IFRS 7.13A</i>	以下のいずれかの認識済みの金融商品について、IFRS第7号で要求されるその他の開示を、後述の情報により補足する。
	(a) IAS第32号第42項に従って相殺表示されている。
	(b) IAS第32号第42項に従って相殺表示されているか否かに関係なく、強制可能なマスター・ネットティング契約または類似の契約の対象である (IFRS第7号B40項からB41項を参照)。
<i>IFRS 7.13B</i>	財務諸表利用者が、ネットティングの取決めが企業の財政状態に与える影響または潜在的な影響（相殺の権利の影響または潜在的な影響を含む）を評価する際に役立つ情報を開示する (IFRS第7号B53項を参照)。
<i>IFRS 7.13C</i>	報告日時点の、以下の定量的情報を認識済みの金融資産と認識済みの金融負債について、区分して（他の様式の方が適切な場合を除き、表形式で）開示する。
<i>IFRS 7.13C(a)</i>	(a) それらの資産・負債の総額 (IFRS第7号B43項を参照)
<i>IFRS 7.13C(b)</i>	(b) 財政状態計算書上で表示された純額を算定する際にIAS第32号第42項の要件に従って相殺された金額 (IFRS第7号B44項を参照)
<i>IFRS 7.13C(c)</i>	(c) 財政状態計算書上で表示された純額 (IFRS第7号B45項を参照)

<i>IFRS 7.13C(d)</i>	(d) IFRS第7号第13C項 (b) に含まれない、強制可能なマスター・ネットティング契約または類似の契約の対象となる金額（以下の事項を含む）	
<i>IFRS 7.13C(d)(i)</i>	(i) IAS第32号第42項の相殺表示の要件の一部またはすべてを満たさない、認識済みの金融商品に関する金額（IFRS第7号B47項を参照）	
<i>IFRS 7.13C(d)(ii)</i>	(ii) 財務担保に関する金額（現金担保を含む）（IFRS第7号B48項を参照）	
<i>IFRS 7.13C(e)</i>	(e) 上記 (c) の金額から (d) の金額を控除した後の金額（純額）	
<i>IFRS 7.B42</i>	IFRS第7号第13C項に従って開示される金融商品は、対象となる測定の要求事項が異なる場合がある（例：買戻契約に関連した債務は償却原価で測定され、デリバティブは公正価値で測定される場合がある）。企業は、金融商品を認識した金額でIFRS第7号第13C項の開示に含め、結果として生じる測定の差額を関連する開示で説明する。	
<i>IFRS 7.B44</i>	IFRS第7号第13C項 (b) は、企業が財政状態計算書に表示する純額を算定する際に、IAS第32号第42項に従って相殺した金額を開示することを要求している。同一の取決めによる相殺の対象となる認識済みの金融資産と認識済みの金融負債の両方の金額は、金融資産と金融負債の開示の両方で開示される。ただし、（例えば、表において）開示される金額は、相殺の対象となる金額に限定される。例えば、企業はIAS第32号第42項の相殺要件を満たす認識済みのデリバティブ資産と認識済みのデリバティブ負債を有している場合がある。デリバティブ資産の総額がデリバティブ負債の総額よりも大きい場合には、金融資産の開示の表には、（IFRS第7号第13C項 (a) に従って）デリバティブ資産の全額と（IFRS第7号第13C項 (b) に従って）デリバティブ負債の全額が含まれることになる。ただし、金融負債の開示の表には、（IFRS第7号第13C項 (a) に従って）デリバティブ負債の全額が含まれるが、デリバティブ負債の金額と同額の（IFRS第7号第13C項 (b) に従って）デリバティブ資産の金額のみが含まれることになる。	
<i>IFRS 7.B46</i>	IFRS第7号第13C項 (c) で開示を要求する金額は、財政状態計算書に表示している個々の表示科目と調整する必要がある。	
<i>IFRS 7.B51</i>	IFRS第7号第13C項の (a) から (e) で要求している定量的開示は、金融商品または取引の形態別（例：デリバティブ、レポ取引及びリバース・レポ取引、または証券貸借契約）にグルーピングすることができる。	
<i>IFRS 7.B52</i>	これに代えて、企業は、IFRS第7号第13C項 (a) から (c) で要求している定量的開示を金融商品の形態別にグルーピングし、IFRS第7号第13C項 (c) から (e) で要求している定量的開示を相手先別にグルーピングすることもできる。企業が所要の情報を相手先別に提供する場合に、相手先を実名で識別する必要はない。ただし、相手先の仮名（相手先A、相手先B、相手先C等）は、比較可能性を維持するため、表示する各期間について一貫させる必要がある。相手先の種類について追加的な情報を提供できるように、定性的開示を考慮する必要がある。IFRS第7号第13C項 (c) から (e) の金額の開示を相手方別に行う場合には、相手先との合計金額から見て個々に重要な金額は区分して開示する必要があり、残りの個々には重要でない相手先の金額は、1つの表示科目に集約する必要がある。	

IFRS 7.13D

金融商品についてIFRS第7号第13C項（d）に従って開示される総額は、その金融商品に関するIFRS第7号第13C項（c）の金額を上限としなければならない。

IFRS 7.13E

IFRS第7号第13C項（d）に従って開示される強制可能なマスター・ネットティング契約または類似の契約の対象となる、認識済みの金融資産と金融負債に関連する相殺の権利について説明する（それらの権利の内容を含む）。

IFRS 7B50

企業は、IFRS第7号第13C項（d）に従って開示する相殺の権利及び類似の契約の形態（当該権利の内容を含む）について説明する。例えば、企業は条件付きの権利について説明する。将来の事象を条件としていないが、IAS第32号第42項の残りの要件を満たしていない相殺の権利の対象である金融商品については、企業はそれらの要件を満たしていない理由について説明する。受け取ったまたは差し入れた金融担保については、企業は担保契約の条件（例：担保が制限されている場合）について説明する。

IFRS 7.13F

IFRS第7号第13B項から第13E項で要求される情報が、財務諸表の複数の注記で開示される場合、それらの注記間で相互参照させる。

Insights 7.10.310.40

KPMGの見解では、主契約が金融商品であり、主契約と組込デリバティブが相殺要件を満たす場合には、区分処理される組込デリバティブと主契約は、純額ベースで表示しなければならない。

担保**IFRS 7.14**

以下の事項を開示する。

IFRS 7.14(a)

(a) 負債または偶発負債の担保として差し入れている金融資産の帳簿価額（IFRS第9号第3.3.23項（a）に従って分類変更された金額を含む）

IFRS 7.14(b)

(b) 担保に関する契約条件

IFRS 7.15

企業が、（金融資産または非金融資産の）担保を保有し、その担保の所有者の債務不履行がなくとも売却または再担保差入が認められている場合は、以下を開示する。

IFRS 7.15(a)

(a) 保有している担保の公正価値

IFRS 7.15(b)

(b) このような担保のうち、売却または再担保差入を行ったものの公正価値、及び企業がそれを返還する義務があるか否か

IFRS 7.15(c)

(c) その担保の使用に関する契約条件

貸倒引当金**IFRS 7.16A**

IFRS第9号第4.1.2A項に従ってFVOCIで測定する金融資産の帳簿価額は、損失評価引当金の金額を控除せず、また、財政状態計算書上で損失評価引当金をその金融資産の帳簿価額の控除項目として独立掲記する必要もない。ただし、その損失評価引当金を、財務諸表注記で開示する。

複数の組込デリバティブを含んだ複合金融商品**IFRS 7.17**

企業が負債部分と資本部分の両方を含む金融商品（IAS第32号第28項を参照）を発行していて、その金融商品が、価値が相互に依存している複数の組込デリバティブを含んでいる場合（線上償還可能な転換可能負債性金融商品等）は、それらの特性の存在を開示する。

債務不履行及び契約違反

<i>IFRS 7.18</i>	報告日時点で認識されている借入金について、以下の事項を開示する。
<i>IFRS 7.18(a)</i>	(a) その借入金の元本、利息、減債基金または償還条件に関する、報告期間中の契約違反の詳細
<i>IFRS 7.18(b)</i>	(b) 報告日時点で債務不履行となっている借入金の帳簿価額
<i>IFRS 7.18(c)</i>	(c) 財務諸表の公表が承認される前に、債務不履行が解消されたか、または借入金の条件が再交渉されたか否か
<i>IFRS 7.19</i>	報告期間中に、IFRS第7号第18項に記載されているもの以外の借入契約条件への違反がある場合で、それらの違反により貸手が返済の早期化を請求できるようになっている場合（報告日以前において、契約違反が解消されたか、またはその借入金の条件の再交渉が行われた場合は除く）は、企業は、IFRS第7号第18項で要求されているものと同様の情報を開示する。

収益、費用、利得または損失項目

<i>IFRS 7.20A</i>	償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じた、純損益及びその他の包括利益計算書に認識された利得または損失の分析を開示する（それらの金融資産の認識の中止により生じた利得と損失とを区分して示す）。この開示には、それらの金融資産の認識の中止を行った理由を含める。
-------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ヘッジ会計

<i>Insights 7.10.380.60</i>	KPMGの見解では、ヘッジ会計が適用されていない場合、それが、企業がヘッジ会計を適用しないことを選択したからであれ、ヘッジ会計の要件を満たせなかったからであれ、デリバティブと経済的ヘッジとなる取引との関係を説明するための情報を提供すべきである。KPMGは、この説明は、デリバティブの利用を通じてどの程度のリスクが削減されているかを財務諸表利用者が理解できるように行われる必要があると考える。
<i>IFRS 7.21A</i>	IFRS第7号第21B項から第24F項の開示規定を、企業がヘッジしてヘッジ会計の適用を選択するリスク・エクスポージャーに対して適用する。ヘッジ会計の開示は、以下に関する情報を提供する。
<i>IFRS 7.21A(a)</i>	(a) 企業のリスク管理戦略及びリスク管理のために当該戦略がどのように適用されているか
<i>IFRS 7.21A(b)</i>	(b) 企業のヘッジ活動は、将来キャッシュフローの金額、時期及び不確実性にどのように影響する可能性があるか
<i>IFRS 7.21A(c)</i>	(c) ヘッジ会計が、企業の財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益計算書、並びに持分変動計算書に与えた影響
<i>IFRS 7.21B</i>	ヘッジ会計において要求されている開示は、単一の注記または財務諸表の独立したセクションにおいて行うが、その情報が財務諸表から他の報告書（財務諸表利用者に財務諸表と同じ条件で同時に利用可能となる経営者による説明またはリスク報告書等）への相互参照によって組み込まれている場合には、他の箇所にすでに表示されている情報を重複させる必要はない。要求されている情報が相互参照によって組み込まれていない場合は、その財務諸表は不完全である。
<i>IFRS 7.21C</i>	IFRS第7号第22A項から第24F項によりリスクの種類ごとに区分して情報を開示することが要求されている場合には、企業は、ヘッジすることを決定しヘッジ会計が適用されるリスク・エクspoージャーに基づいて、各リスクの区分を決定する。企業は、すべてのヘッジ会計の開示に関するリスクの区分を一貫して決定する。

IFRS 7.21D

IFRS第7号第21A項の目的を満たすために、企業は（以下で別途定めるものを除き）どの程度詳細に開示するか、開示規定の異なる側面にどれくらいの重点を置くか、どのレベルでの集約または分解が適切か及び開示された定量的情報を評価するため財務諸表利用者が追加的な説明を必要とするかを決定する。ただし、集約または分解のレベルは、IFRS第7号とIFRS第13号「公正価値測定」における関連する情報の開示規定と同じものを用いる。

リスク管理戦略**IFRS 7.22A**

企業がヘッジすることを決定しヘッジ会計が適用されるリスク・エクスポージャーの各リスクの区分について、企業のリスク管理戦略を説明する。この説明によって、財務諸表利用者は以下を評価することが可能となる。

IFRS 7.22A(a)

(a) 各リスクがどのようにして発生しているか

IFRS 7.22A(b)

(b) 企業がどのように各リスクを管理しているか（すべてのリスクに係るヘッジ対象全体をヘッジしているか、またはヘッジ対象のリスク要素をヘッジしているか、及びその理由を含む）

IFRS 7.22A(c)

(c) 企業が管理するリスク・エクspoージャーの程度

IFRS 7.22B

IFRS第7号第22A項の規定を満たすために、情報には以下の説明を含めなければならない（ただし、これらに限定されない）。

IFRS 7.22B(a)

(a) リスク・エクspoージャーをヘッジするために使用しているヘッジ手段（また、これらのヘッジ手段をどのように使用しているか）

IFRS 7.22B(b)

(b) ヘッジの有効性を評価するために企業はどのようにヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係を判断しているか

IFRS 7.22B(c)

(c) 企業はどのようにヘッジ比率を設定しているか、また、ヘッジの非有効部分の発生原因は何か

IFRS 7.22C

企業が特定のリスク要素をヘッジ対象として指定する場合（IFRS第9号第6.3.7項を参照）、IFRS第7号第22A項及び第22B項で規定されている開示に加えて、以下についての定性的情報または定量的情報を開示する。

IFRS 7.22C(a)

(a) どのようにヘッジ対象として指定されているリスク要素を決定したか（リスク要素とヘッジ対象全体との関係の内容についての説明を含む）

IFRS 7.22C(b)

(b) リスク要素はヘッジ対象全体とどのように関連しているか（例：指定されたりスク要素は、過去の実績ではヘッジ対象全体の公正価値変動の平均80%をカバーしていた）

将来キャッシュフローの金額、時期及び不確実性**IFRS 7.23A**

IFRS第7号第23C項の免除規定が適用されない限り、企業は、ヘッジ手段の契約条件及びこれらの条件が企業の将来キャッシュフローの金額、時期及び不確実性に与える影響について財務諸表利用者が評価できるように、リスクの区分ごとに定量的情報を開示する。

IFRS 7.23B

IFRS第7号第23A項の規定を満たすために、以下の内訳を開示する。

IFRS 7.23B(a)

(a) ヘッジ手段の名目金額の時期に関する情報

IFRS 7.23B(b)

(b) 該当がある場合は、ヘッジ手段の平均価格または平均レート（例：行使価格または先渡価格）

<i>IFRS 7.23C</i>	ヘッジ手段とヘッジ対象の両方が頻繁に変更するために、ヘッジ関係を頻繁に再設定する（すなわち、ヘッジの中止及び再開）場合（すなわち、エクスポートヤーとそのエクスポートヤーを管理するために用いるヘッジ手段がIFRS第9号B6.5.24項(b)の例示のように長期間にわたって同一ではないような動的なプロセスを使用している場合）には、企業に以下が適用される。	
<i>IFRS 7.23C(a)</i>	(a) IFRS第7号第23A項及び第23B項によって要求される開示の提供を免除される。	
<i>IFRS 7.23C(b)</i>	(b) 以下の事項を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> (i) ヘッジ関係に関連する最終的なリスク管理戦略がどのようなものかについての情報 (ii) ヘッジ会計を用いて特定のヘッジ関係を指定することにより、リスク管理戦略がどのように反映されているかについての説明 (iii) ヘッジ関係に関連する企業のプロセスの一部として、どれくらいの頻度でヘッジ関係が中止及び再開されているかについての記述 	
<i>IFRS 7.23C(b)(i)</i>		
<i>IFRS 7.23C(b)(ii)</i>		
<i>IFRS 7.23C(b)(iii)</i>		
<i>IFRS 7.23D</i>	企業は、ヘッジ期間において、ヘッジ関係に影響を与えることが予想されるヘッジの非有効部分の発生原因をリスクの区分ごとに開示する。	
<i>IFRS 7.23E</i>	ヘッジ関係において、ヘッジ非有効部分の他の発生原因が生じた場合には、企業はそれらの要因をリスクの区分ごとに開示し、それによって生じるヘッジの非有効部分について説明する。	
<i>IFRS 7.23F</i>	キャッシュフロー・ヘッジについて、企業は、ヘッジ会計が以前に適用されていたが、もはや発生が見込まれなくなった予定取引の内容を開示する。	
財政状態及び経営成績に対するヘッジ会計の影響		
<i>IFRS 7.24A</i>	企業は、ヘッジの各種類（公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）について、ヘッジ手段として指定された項目に関連する以下の金額を、リスクの区分ごとに区別して、表形式で開示する。	
<i>IFRS 7.24A(a)</i>	(a) ヘッジ手段の帳簿価額（金融資産と金融負債とを区別して示す）	
<i>IFRS 7.24A(b)</i>	(b) ヘッジ手段が含まれる財政状態計算書上の表示科目	
<i>IFRS 7.24A(c)</i>	(c) 報告期間におけるヘッジの非有効部分の認識の基礎として用いられたヘッジ手段の公正価値の変動	
<i>IFRS 7.24A(d)</i>	(d) ヘッジ手段の名目金額（トンまたは立法メートル等の数量を含む）	
<i>IFRS 7.24B</i>	企業は、ヘッジの各種類について、ヘッジ対象に関連する以下の金額をリスクの区分ごとに区別して、表形式で開示する。	
<i>IFRS 7.24B(a)</i>	公正価値ヘッジ <ul style="list-style-type: none"> (i) 財政状態計算書に認識されたヘッジ対象の帳簿価額（資産と負債とを区別して示す） (ii) 財政状態計算書に認識されたヘッジ対象の帳簿価額に含まれた、ヘッジ対象に係る公正価値ヘッジ調整の累計額（資産と負債とを区別して示す） (iii) ヘッジ対象が含まれる財政状態計算書上の表示科目 (iv) 報告期間におけるヘッジの非有効部分の認識の基礎として用いられたヘッジ対象の価値の変動 	
<i>IFRS 7.24B(a)(i)</i>		
<i>IFRS 7.24B(a)(ii)</i>		
<i>IFRS 7.24B(a)(iii)</i>		
<i>IFRS 7.24B(a)(iv)</i>		

<i>IFRS 7.24B(a)(v)</i>	(v) IFRS第9号第6.5.10項に従ってヘッジ損益に係る調整を中止したヘッジ対象について、財政状態計算書上に残っている公正価値ヘッジ調整の累計額
<i>IFRS 7.24B(b)</i>	(b) キャッシュフロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジ
<i>IFRS 7.24B(b)(i)</i>	(i) 報告期間におけるヘッジの非有効部分の認識の基礎として用いられたヘッジ対象の価値の変動（すなわち、キャッシュフロー・ヘッジについては、IFRS第9号第6.5.11項(c)に従って認識されたヘッジの非有効部分を算定する際に用いた価値の変動）
<i>IFRS 7.24B(b)(ii)</i>	(ii) IFRS第9号第6.5.11項及び第6.5.13項(a)に従って会計処理される継続しているヘッジに関するキャッシュフロー・ヘッジ剰余金及び為替換算調整勘定の残高
<i>IFRS 7.24B(b)(iii)</i>	(iii) ヘッジ会計がもはや適用されなくなったヘッジ関係から生じたキャッシュフロー・ヘッジ剰余金及び為替換算調整勘定に残っている残高
<i>IFRS 7.24C</i>	ヘッジの各種類について、以下の金額をリスクの区分ごとに区別して表形式で開示する。
<i>IFRS 7.24C(a)</i>	(a) 公正価値ヘッジ
<i>IFRS 7.24C(a)(i)</i>	(i) ヘッジの非有効部分（すなわち、純損益（またはIFRS第9号第5.7.5項に従って企業が公正価値の変動をOCIに表示することを選択した資本性金融商品のヘッジの場合は、OCI）に認識されたヘッジ手段のヘッジ損益とヘッジ対象のヘッジ損益の差額）
<i>IFRS 7.24C(a)(ii)</i>	(ii) 認識されたヘッジの非有効部分が含まれている純損益及びその他の包括利益計算書の表示科目
<i>IFRS 7.24C(b)</i>	(b) キャッシュフロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジ
<i>IFRS 7.24C(b)(i)</i>	(i) OCIに認識された報告期間のヘッジ損益
<i>IFRS 7.24C(b)(ii)</i>	(ii) 純損益に認識されたヘッジの非有効部分
<i>IFRS 7.24C(b)(iii)</i>	(iii) 認識されたヘッジの非有効部分が含まれている純損益及びその他の包括利益計算書の表示科目
<i>IFRS 7.24C(b)(iv)</i>	(iv) 組替調整額（IAS第1号を参照）として、キャッシュフロー・ヘッジ剰余金または為替換算調整勘定から純損益に振り替えられた金額（ヘッジ会計が以前に適用されていたがヘッジ対象の将来キャッシュフローの発生がもはや見込まれなくなった金額とヘッジ対象が純損益に影響を与えていたために振り替えられた金額とを区別する）
<i>IFRS 7.24C(b)(v)</i>	(v) 組替調整額（IAS第1号を参照）が含まれている純損益及びその他の包括利益計算書の表示科目
<i>IFRS 7.24C(b)(vi)</i>	(vi) 純額ポジションのヘッジについて、純損益及びその他の包括利益計算書の独立した表示科目に認識されているヘッジ損益（IFRS第9号第6.6.4項を参照）
<i>IFRS 7.24D</i>	IFRS第7号第23C項の免除規定が適用されるヘッジ関係の分量が、報告期間中の通常の分量を表していない（すなわち、報告日時点の分量が報告期間中の分量を反映していない）場合、企業はその旨及びそのように考える理由を開示する。

<i>IFRS 7.24E</i>	企業は、以下のように、IAS第1号に従って資本の各内訳項目の調整表及びOCIの分析を開示する。
<i>IFRS 7.24E(a)</i>	(a) IFRS第7号第24C項 (b) (i) と (b) (iv) の開示に関する金額、またIFRS第9号第6.5.11項 (d) (i) と (d) (iii) に従って会計処理された金額とを、最低限、区別すること
<i>IFRS 7.24E(b)</i>	(b) 企業がIFRS第9号第6.5.15項に従ってオプションの時間的価値を会計処理する場合に、取引関連のヘッジ対象をヘッジするオプションの時間的価値に関連する金額と期間関連のヘッジ対象をヘッジするオプションの時間的価値に関連する金額とを区別すること
<i>IFRS 7.24E(c)</i>	(c) 企業が以下の金額をIFRS第9号第6.5.16項に従って会計処理する場合にそれらを区別すること <ul style="list-style-type: none"> — 取引関連のヘッジ対象をヘッジする先渡契約の先渡要素及び金融商品に係る外貨ベース・スプレッドに関連する金額 — 期間関連のヘッジ対象をヘッジする先渡契約の先渡要素及び金融商品に係る外貨ベース・スプレッドに関連する金額
<i>IFRS 7.24F</i>	IFRS第7号第24E項で要求されている情報をリスクの区分ごとに区別して開示する。このリスクごとに細分化した情報は財務諸表の注記で提供することができる。
信用エクスポージャーをFVTPLで測定するものとして指定するオプション	
<i>IFRS 7.24G</i>	企業が、クレジット・デリバティブを金融商品の信用リスクを管理するために用いているために、その金融商品または金融商品の比例部分をFVTPLで測定するものとして指定した場合は、以下の事項を開示する。
<i>IFRS 7.24G(a)</i>	(a) IFRS第9号第6.7.1項に従ってFVTPLで測定するものとして指定した金融商品の信用リスクを管理するために用いたクレジット・デリバティブについて、報告期間の期首及び期末の名目金額及び公正価値のそれぞれの調整表
<i>IFRS 7.24G(b)</i>	(b) IFRS第9号第6.7.1項に従ってFVTPLで測定するものとして金融商品または金融商品の比例部分の指定時に純損益に認識された利得または損失
<i>IFRS 7.24G(c)</i>	(c) 金融商品または金融商品の比例部分についてFVTPLで測定することを中止した時点の、IFRS第9号第6.7.4項 (b) に従って新たな帳簿価額となったその金融商品の公正価値及び関連する名目金額または元本額（ただし、IAS第1号に従った比較情報の提供を除き、その後の期間においてこの開示を継続する必要はない）
金利指標改革に起因する不確実性	
<i>IFRS 7.24H</i>	企業は、IFRS第9号第6.8.4項から第6.8.12項（またはIAS第39号第102D項から第102N項）に示されている例外を適用するヘッジ関係について、以下を開示する。
<i>IFRS 7.24H(a)</i>	(a) 企業のヘッジ関係が影響を受ける重要な金利指標
<i>IFRS 7.24H(b)</i>	(b) 金利指標改革の影響を直接受ける、企業が管理するリスク・エクスポージャーの程度
<i>IFRS 7.24H(c)</i>	(c) 代替的な指標金利に移行するプロセスを企業がどのように管理しているか
<i>IFRS 7.24H(d)</i>	(d) これらの項を適用する際の企業の重要な仮定または判断に関する記述（例えば、金利指標に基づくキャッシュフローの時期及び金額に関して、金利指標改革に起因する不確実性が存在しなくなる時期についての仮定または判断）、及び、

IFRS 7.24H(e) (e) ヘッジ関係におけるヘッジ手段の名目金額

金利指標改革に関する追加の開示

IFRS 7.24I 金利指標改革が企業の金融商品及びリスク管理戦略に与える影響を財務諸表利用者が理解できるように以下を開示する。

IFRS 7.24I(a) (a) 企業が晒されている金利指標改革の対象となる金融商品から生じるリスクの性質と程度、及び当該リスクをどのように管理しているか

IFRS 7.24I(b) (b) 代替的な指標金利への移行完了までの進捗状況、及び当該移行をどのように管理しているか

IFRS 7.24J IFRS第7号第24I項の目的を達成するために以下を開示する。

IFRS 7.24J(a) (a) 代替的な指標金利への移行をどのように管理しているか、報告日現在の進捗状況、及び企業が晒されている当該移行に起因して金融商品から生じるリスク

IFRS 7.24J(b) (b) 金利指標改革の対象となる重要な金利指標ごとに分解された報告期間の末日現在で代替的な指標金利に移行していない金融商品についての定量的情報を以下の金融商品ごとに区別して開示する。

(i) 非デリバティブ金融資産

(ii) 非デリバティブ金融負債

(iii) デリバティブ

IFRS 7.24J(c) (c) IFRS第7号第24J項(a)で特定されたリスクがリスク管理戦略に変更をもたらした場合は、その変更に関する説明。

公正価値の開示

IFRS 7.25 IFRS第7号第29項に示す場合を除き、企業は、金融資産及び金融負債のクラスごとに、資産・負債の公正価値を、帳簿価額と比較できるような方法で開示する。

IFRS 7.26 公正価値を開示する際には、企業は、金融資産及び金融負債をクラス別にグルーピングし、帳簿価額が財政状態計算書において相殺される範囲でのみそれらを相殺する。

IFRS 7.28 場合によっては、企業は金融資産または金融負債の当初認識時に利得または損失を認識しないことがある。これは、公正価値が、同一の資産または負債についての活発な市場における相場価格（すなわち、レベル1のインプット）で証明されておらず、観察可能な市場からのデータのみに基づいてもいない（IFRS第9号B5.1.2A項を参照）ことによる。このような場合には、企業は金融資産または金融負債のクラスごとに、以下の事項を開示する。

IFRS 7.28(a) (a) 市場参加者がそれらの資産または負債の価格付けを行う際に考慮する要素（時間を中心とする）の変動を反映するため、当初認識時の公正価値と取引価格との差額を純損益に認識するための会計方針（IFRS第9号B5.1.2A項（b）を参照）

IFRS 7.28(b) (b) 期首及び期末において純損益にまだ認識されていない差異の総額及びその差異残高の変動の調整

IFRS 7.28(c) (c) 取引価格が公正価値の最善の証拠ではないと企業が判断した理由（公正価値を裏付ける証拠の記述を含む）

Insights 7.10.460.30 ミューチュアル・ファンドや協同組合等、その株式資本を金融負債に分類している企業は、当該株式資本を株主に帰属する純資産として財政状態計算書上に表示することができる。金融負債に分類した発行済株式の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっていない場合、KPMGの見解では、企業は、たとえこの表示に関するオプションが選択されている場合であっても、当該株式の公正価値を開示する必要がある。

IFRS 7.29 以下のものについては、公正価値を開示する必要はない。

- (a) 帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合（例：短期の売掛金及び買掛金のような金融商品）
 (b) リース負債
-
-

リスクの内容及び程度

IFRS 7.31–32A 報告日時点で企業がさらされている金融商品から生じるリスクの内容及び程度を、財務諸表利用者が評価することができるような情報を開示する。財務諸表利用者が、関連する開示と結び付け、金融商品から生じるリスクの内容及び程度の全体像を把握できるように、定性的開示を定量的開示と関連付けて提供しなければならない。これらのリスクには、通常、市場リスク、流動性リスク及び信用リスクが含まれるが、それらに限定されない。

IFRS 7B6 IFRS第7号第31項から第42項で要求されている開示は、財務諸表で提供するか、あるいは財務諸表と同じ条件で同じ時期に財務諸表利用者が入手することのできる、経営者による説明またはリスク報告書等のその他の文書に、財務諸表から相互参照によって組み込む必要がある。開示すべき情報が相互参照によって組み込まれていない場合には、財務諸表は不完全である。

信用リスク

IFRS 7.33 以下の事項を開示する。

- (a) 信用リスクに関するエクスポートジャー及びそれがどのように生じたか
 (b) リスク管理の目的、方針及び手続並びにリスクの測定に使用した方法
 (c) 前年度からのIFRS第7号第33項 (a) から (b) における変更
 (d) 企業が報告日時点で信用リスクにさらされている程度に関する定量的データの要約（この開示は、企業の経営幹部（IAS第24号の定義による）、例えば企業の取締役会や最高経営責任者に対して内部的に提供される情報を基礎とする）（IFRS第7号B7項を参照）
 (e) IFRS第7号第34項 (a) で要求される開示及びリスク・エクスポートジャーに対するIFRS第7号第36項から第38項で規定されている開示から明らかでない場合は、リスクの集中に関する事項
-
-

IFRS 7B8 IFRS第7号第34項 (c) は、リスクの集中についての開示を要求している。リスクの集中は、類似の特徴を有し、経済的状況またはその他の状況の変化に同じように影響を受ける金融商品から生じる。リスクの集中を識別するには、企業を取り巻く状況を考慮したうえでの判断が求められる。リスクの集中に関する開示には次の項目を含める必要がある。

- (a) 経営者がどのように集中を判断するのかの説明
 (b) それぞれのリスクの集中に共通に見られる特徴の説明（例：相手方当事者、地理的地域、通貨または市場等）
 (c) このような特徴を共有するすべての金融商品に関連するリスク・エクスポートジャーの金額
-
-

IFRS 7.35

報告日時点で開示されている定量的データが、報告期間中の企業の信用リスクに関するエクスポートジャーを表すものでない場合は、それを表す追加的な情報を提供する。

IFRS 7.35A–35B

IFRS第9号の減損規定が適用される金融商品については、IFRS第7号第35F項から第35N項に従い開示を行わなければならない。財務諸表利用者は、これらの開示によって、信用リスクが将来キャッシュフローの金額、時期及び不確実性に与える影響について理解することが可能となる。この目的を達成するため、以下の事項を開示する。

IFRS 7.35B(a)

(a) 企業による信用リスク管理の実務、及びそれらが予想信用損失の認識及び測定とどのように関連しているかについての情報（予想信用損失の測定に際して用いた方法、仮定及び情報を含む）

IFRS 7.35B(b)

(b) 財務諸表利用者が予想信用損失から生じる財務諸表上の金額を評価する際に用いる定量的及び定性的情報（予想信用損失の金額の変動及びその変動の理由を含む）

IFRS 7.35B(c)

(c) 企業の信用リスクに関するエクスポートジャー（すなわち、企業の金融資産及び信用を供与するコミットメントに固有の信用リスク）についての情報（信用リスクの著しい集中に関する情報を含む）

IFRS 7.35C

企業は、他の場所ですでに表示している情報を重複させる必要はないが、それは、財務諸表利用者が、財務諸表と同じ条件で、同時に入手可能となる、経営者による説明（management commentary）またはリスク報告書などの他の報告書との相互参照により情報が財務諸表に組み込まれている場合に限られる。それらの情報が相互参照によって組み込まれていない場合、財務諸表は不完全である。

IFRS 7.35F

企業は信用リスク管理の実務、及びそれらが予想信用損失の認識及び測定とどのように関連しているかについて説明する。この目的を達成するためには、財務諸表利用者が以下の事項について理解し評価することが可能となるような情報を開示しなければならない。

IFRS 7.35F(a)

(a) 金融商品の信用リスクが当初認識時より著しく増加したか否かを企業がどのように判断したのかについて（以下に関する判定及び判定の方法を含む）
 (i) IFRS第9号第5.5.10項に従って金融商品の信用リスクが低いとみなされるか（IFRS第9号第5.5.10項が適用される金融商品のクラスを含む）
 (ii) 支払期日を30日超延滞している金融資産の信用リスクは当初認識時よりも著しく増加しているとするIFRS第9号第5.5.11項の推定が反証されたか

IFRS 7.35F(b)

(b) 企業の債務不履行の定義（その定義を選択した理由を含む）（IFRS第7号B8A項を参照）

IFRS 7.35F(c)

(c) 予想信用損失がグループ単位で測定される場合、金融商品がどのようにグループ化されたかについて

IFRS 7.35F(d)

(d) 企業がどのようにして、金融資産について、信用が毀損している金融資産であると判断したかについて

IFRS 7.35F(e)

(e) 企業の直接償却の方針（回収が合理的に見込めないとする指標、及び直接償却したもののが依然として回収活動の対象となっている金融資産についての方針に関する情報を含む）

IFRS 7.35F(f)

(f) 金融資産の契約上のキャッシュフローの条件変更に関するIFRS第9号第5.5.12項の規定がどのように適用されたかについて（以下を含む）

IFRS 7.35F(f)(i)

(i) 残存期間にわたる予想信用損失と同額で信用損失引当金が測定された、条件変更された金融資産の信用リスクが、IFRS第9号第5.5.5項に従って12ヶ月

	の予想信用損失と同額での測定に戻す程度にまでに改善しているか否かの判断方法（IFRS第7号B8B項を参照）	
IFRS 7.35F(f)(ii)	(ii) (i) の要件を満たした金融資産に係る信用損失引当金を、その後IFRS第9号第5.5.3項に従って残存期間にわたる予想信用損失と同額での測定に戻す程度を監視する方法	
IFRS 7.35G	IFRS第9号第5.5項の規定を適用するために用いたインプット、仮定及び見積技法について説明しなければならない。この目的を達成するために、以下の事項を開示する。	
IFRS 7.35G(a)	(a) 以下を行う際に用いたインプット及び仮定の基礎及び見積技法 <ul style="list-style-type: none"> (i) 12ヶ月の予想信用損失及び残存期間にわたる予想信用損失の測定 (ii) 金融商品の信用リスクが当初認識時より著しく増加したか否かの判定 (iii) 金融資産が、信用が毀損している金融資産か否かの判定（IFRS第7号B8C項を参照） 	
IFRS 7.35G(i)	(b) 予想信用損失の算定において将来予測の情報をどのように織り込んだのかについて（マクロ経済に関する情報の利用も含む）	
IFRS 7.35G(ii)	(c) 報告期間中における見積技法または重要な仮定の変更、及びその変更についての理由	
IFRS 7.35G(iii)		
IFRS 7.35H	信用損失引当金の変動及びその変動に関する理由を説明する際は、金融商品のクラスごとに、信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表を作成し、その期間における以下の変動を区別して表示する。	
IFRS 7.35H(a)	(a) 12ヶ月の予想信用損失と同額で測定した信用損失引当金	
IFRS 7.35H(b)	(b) 残存期間にわたる予想信用損失と同額で測定した以下の金融商品に係る信用損失引当金 <ul style="list-style-type: none"> (i) 信用が毀損している金融商品ではないが、当初認識時より信用リスクが著しく増加した金融商品 (ii) 報告日時点で信用が毀損している金融商品（ただし、購入または組成した信用が毀損している金融資産ではない） (iii) IFRS第9号第5.5.15項に従って信用損失引当金が測定される売掛債権、契約資産またはリース債権 	
IFRS 7.35H(b)(i)		
IFRS 7.35H(b)(ii)		
IFRS 7.35H(b)(iii)		
IFRS 7.35H(c)	(c) 購入または組成した、信用が毀損している金融商品。調整表に加えて、報告期間中に当初認識された金融資産について、当初認識時の割引前の予想信用損失の総額を開示しなければならない（IFRS第7号B8D項からB8E項を参照）	
IFRS 7.B8E	ローン・コミットメントまたは金融保証契約に係る信用損失引当金は、引当金勘定(provision)を用いて認識する。金融資産に係る信用損失引当金の変動に関する情報は、ローン・コミットメント及び金融保証契約に係る信用損失引当金の変動に関する情報とは別に開示する。金融商品が貸付金部分（すなわち、金融資産）及びローン・コミットメントの未実行部分の両方を含む場合で、かつ企業がローン・コミットメントに係る予想信用損失と金融資産に係る予想信用損失をそれぞれ特定できない場合、ローン・コミットメントに係る予想信用損失と金融資産に係る予想信用損失を合わせて認識する。両者の予想信用損失を合算した金額が金融資産の帳簿価額総額を超過する場合、予想信用損失の超過額は引当金勘定を用いて認識する。	

<i>IFRS 7.35I</i>	財務諸表利用者がIFRS第7号第35H項に従って開示された信用損失引当金の変動について理解できるように、期間中の金融商品の帳簿価額総額の著しい変化が信用損失引当金の変動にどのように影響を及ぼしたかを説明しなければならない。IFRS第7号第35H項（a）から（c）に挙げられている信用損失引当金を表す金融商品については別に情報を記載し、関連する定性的及び定量的情報も含めなければならない。信用損失引当金の変動に影響を与える金融商品の帳簿価額総額の変動には、以下のものが含まれる。	
<i>IFRS 7.35I(a)</i>	(a) 報告期間中に金融資産が組成または取得されたことによる変動	
<i>IFRS 7.35I(b)</i>	(b) IFRS第9号に従って認識の中止がもたらされない金融資産の契約上のキャッシュフローの条件変更	
<i>IFRS 7.35I(c)</i>	(c) 報告期間中に金融商品の認識が中止されたことによる変動（直接償却した金融商品を含む）	
<i>IFRS 7.35I(d)</i>	(d) 信用損失引当金が、12ヶ月の予想信用損失と同額または残存期間にわたる予想信用損失と同額のいずれかで測定されたことにより生じた変動	
<i>IFRS 7.35J</i>	認識の中止がもたらされない金融資産の契約上のキャッシュフローの条件変更について、財務諸表利用者が、その性質及び影響、並びにそれらの条件変更が予想信用損失の測定に及ぼす影響を理解できるように、以下の事項を開示しなければならない。	
<i>IFRS 7.35J(a)</i>	(a) 残存期間にわたる予想信用損失と同額で測定された信用損失引当金を計上していた金融商品で、報告期間中に契約上のキャッシュフローの条件変更があったものについて、条件変更前の償却原価及び条件変更損益（純額）	
<i>IFRS 7.35J(b)</i>	(b) 残存期間にわたる予想信用損失と同額で測定された信用損失引当金を計上していたが、当初認識時以降条件変更されて、報告期間中に12ヶ月の予想信用損失と同額の信用損失引当金の計上に変更された金融資産について、報告日現在における帳簿価額総額	
<i>IFRS 7.35A(a)</i>	売掛債権、契約資産及びリース債権については、支払期日を30日超延滞している時に金融資産の条件変更が行われた場合、IFRS第7号第35J項が、IFRS第9号第5.5.15項に従って予想信用損失を認識した売掛債権、契約資産及びリース債権に適用される。	
<i>IFRS 7.35K</i>	財務諸表利用者が予想信用損失の金額に対する、担保及びその他の信用補完影響を理解できるように、金融商品のクラスごとに以下の事項を開示しなければならない。	
<i>IFRS 7.35K(a)</i>	(a) 報告日現在における信用リスクに対する企業の最大エクスポージャーを、保有する担保またはその他の信用補完は考慮に入れずに、最も良く表す金額（例：IAS第32号に基づいて相殺表示の要件を満たさないネットティング契約）（IFRS第7号B9項からB10項を参照）	
<i>IFRS 7.35K(b)</i>	(b) 保全として保有する担保及びその他の信用補完の説明（以下の事項を含む） <ul style="list-style-type: none"> (i) 保有する担保の性質の品質についての記載 (ii) 報告期間中における質の悪化による担保または信用補完の著しい変化または企業の担保に関する方針の変更についての説明 (iii) 担保があることにより企業が信用損失引当金を認識していない金融商品に関する情報 	
<i>IFRS 7.35K(b)(i)</i>		
<i>IFRS 7.35K(b)(ii)</i>		
<i>IFRS 7.35K(b)(iii)</i>		
<i>IFRS 7.35K(c)</i>	(c) 報告日時点において信用が毀損している金融資産について、保全として保有している担保及びその他の信用補完に関する定量的情報（例：担保及びその他の信用補完が信用リスクを低減する程度を数値化したもの）（IFRS第7号B8F項からB8G項を参照）	

<i>IFRS 7.35A(b)</i>	IFRS第7号第35K項（b）は、リース債権には適用されない。
<i>IFRS 7.35L</i>	企業は、報告期間中に直接償却されたものの依然として回収活動の対象となっている金融資産の契約残高を開示する。
<i>IFRS 7.35M</i>	財務諸表利用者が企業の信用リスクに関するエクスポートジャーを評価することができるよう、また、著しい信用リスクの集中について理解することができるよう、企業は信用リスクの格付けごとに、金融資産の帳簿価額総額、並びにローン・コミットメント及び金融保証契約に係る信用リスクのエクスポートジャーを開示する。この情報は、以下の金融商品ごとに記載しなければならない。
<i>IFRS 7.35M(a)</i>	(a) 信用損失引当金が12ヶ月の予想信用損失と同額で測定される金融商品
<i>IFRS 7.35M(b)</i>	(b) 信用損失引当金が残存期間にわたる予想信用損失と同額で測定されて、以下に該当する金融商品 <ul style="list-style-type: none"> (i) 信用が毀損している金融商品ではないが、当初認識時より信用リスクが著しく増加した金融商品 (ii) 報告日時点で信用が毀損している金融商品（ただし、購入または組成した信用が毀損している金融資産ではない） (iii) IFRS第9号第5.5.15項に従って信用損失引当金が測定される売掛債権、契約資産またはリース債権
<i>IFRS 7.35M(c)</i>	(c) 購入または組成した、信用が毀損している金融商品（IFRS第7号B8H項からB8J項を参照）
<i>IFRS 7.35N</i>	企業がIFRS第9号第5.5.15項を適用する売掛債権、契約資産及びリース債権について、IFRS第7号第35M項に従って記載される情報は引当金マトリックスに基づくことができる（IFRS第9号B5.5.35項を参照）
<i>IFRS 7.B8I</i>	IFRS第7号第35M項に従って情報を開示するために用いられる信用リスク格付けの数は、信用リスク管理目的で主要な経営陣に報告される格付けの数と一致しないなければならない。 特定の債務者について入手可能な情報が延滞情報のみで、企業がIFRS第9号第5.5.10項に従って当初認識時よりも信用リスクが著しく増加したか否かを評価するために延滞情報を利用している場合は、それらの金融資産について延滞状況の分析を記載する。
<i>IFRS 7.B8J</i>	企業が予想信用損失をグループ単位で測定する場合、企業は残存期間にわたる予想信用損失が認識される金融商品について、金融資産の帳簿価額総額またはローン・コミットメント及び金融保証契約に係る信用リスクのエクスポートジャーを、信用リスクの格付けに配分できないことがある。 そのような場合には、信用リスク格付けに直接配分ができる金融商品にIFRS第7号第35M項の規定を適用し、残存期間にわたる予想信用損失がグループ単位で測定される金融商品の帳簿価額総額を区別して開示する。
<i>IFRS 7.35E</i>	IFRS第7号第35F項から第35N項に従って行われた開示がIFRS第7号第35B項の目的を達成するために十分でない場合は、それらの目的を達成するために追加的な開示を行う。
<i>IFRS 7.34(b)</i>	IFRS第7号第34項（a）の規定に従って開示されていない範囲で、IFRS第7号第36項から第38項により要求される情報を開示する。
<i>IFRS 7.36</i>	IFRS第7号の適用範囲内であるが、IFRS第9号の減損規定は適用されないすべての金融商品については、金融商品のクラス別に以下の事項を開示する。

<i>IFRS 7.36(a)</i>	(a) 報告日現在の信用リスクに対する最大エクspoージャーを、保有する担保及びその他の信用補完（例：IAS第32号に従って相殺表示の要件を満たさないネットティング契約）は考慮に入れずに、最もよく表す金額（この開示は、帳簿価額が信用リスクに対する最大エクspoージャーを最もよく表す金融商品については、要求されない）（IFRS第7号B9項及びB10項を参照）
<i>IFRS 7.36(b)</i>	(b) IFRS第7号第36項 (a) に従って開示されているか、金融商品の帳簿価額で表示されているかにかかわらず、保全として保有する担保及びその他の信用補完の説明、並びに信用リスクに対する最大エクspoージャーを最もよく表す金額に関するそれらの財務的影響（例：担保及びその他の信用補完が信用リスクを軽減している程度の数値化）
<i>IFRS 7.38</i>	企業が報告期間中に、担保として保有する物件を自己の所有とするかまたはその他の信用補完（例：保証）の履行を要求することにより、金融資産または非金融資産を獲得し、その資産が他のIFRS会計基準の認識規準を満たす場合、企業は、報告日時点で保有するこのような資産に関して、以下の事項を開示する。
<i>IFRS 7.38(a)</i>	(a) 資産の内容及び帳簿価額
<i>IFRS 7.38(b)</i>	(b) その資産が容易に換金可能ではない場合は、その資産の処分または事業での使用に関する方針
流動性リスク	
<i>IFRS 7.33</i>	以下の事項を開示する。
<i>IFRS 7.33(a)</i>	(a) 流動性リスクに関するエクspoージャー及びそれがどのように生じたか
<i>IFRS 7.33(b)</i>	(b) リスク管理の目的、方針及び手続、並びにリスクの測定に使用した方法
<i>IFRS 7.33(c)</i>	(c) 前年度からのIFRS第7号第33項 (a) から (b) における変更
<i>IFRS 7.34(a)</i>	(d) 企業が報告日時点で流動性リスクにさらされている程度に関する定量的数据の要約（この開示は、企業の経営幹部（IAS第24号の定義による）、例えば企業の取締役会や最高経営責任者に対して内部的に提供される情報を基礎とする）
<i>IFRS 7.34(c)</i>	(e) IFRS第7号第34項 (a) で要求される開示及びリスク・エクspoージャーに対するIFRS第7号第39項で規定されている開示から明らかでない場合は、リスクの集中に関する事項
<i>IFRS 7.8</i>	IFRS第7号第34項 (c) は、リスクの集中についての開示を要求している。リスクの集中は、類似の特徴を有し、経済的状況またはその他の状況の変化に同じように影響を受ける金融商品から生じる。リスクの集中を識別するには、企業を取り巻く状況を考慮したうえでの判断が求められる。リスクの集中に関する開示には次の項目を含める必要がある。
<i>IFRS 7.B8(a)</i>	(a) 経営者がどのように集中を判断するのかの説明
<i>IFRS 7.B8(b)</i>	(b) それぞれのリスクの集中に共通に見られる特徴の説明（例：相手方当事者、地理的地域、通貨または市場等）
<i>IFRS 7.B8(c)</i>	(c) このような特徴を共有するすべての金融商品に関連するリスク・エクspoージャーの金額
<i>IFRS 7.B10A</i>	IFRS第7号第34項 (a) に従って開示される流動性リスクに関するデータがどのように算定されたのかを開示する。それらのデータに含まれている現金（または他の金融資産）のアウトフローが以下のいずれかとなる可能性がある場合には、
<i>IFRS 7.B10A(a)</i>	(a) データに示されているよりも著しく早い時期に生じる。
<i>IFRS 7.B10A(b)</i>	(b) データに示されていると著しく異なる金額となる（例：データには純額決済ベースで含まれているが、相手方が総額決済を要求する選択権を有しているデリバティブ）。
	企業はその旨を示すとともに、財務諸表利用者がこのリスクの程度を評価できるようにする定量的情報を提供する。ただし、その情報がIFRS第7号第39項 (a) または (b) で要求している契約上の満期分析に含まれている場合を除く。

<i>IFRS 7.35</i>	報告日時点で開示されている定量的データが、報告期間中の企業の流動性リスクに関するエクspoージャーを表すものでない場合は、それを表す追加的な情報を提供する。
<i>IFRS 7.34(b)</i>	IFRS第7号第34項 (a) の規定に従って開示されていない範囲で、IFRS第7号第39項により要求される情報を開示する。
<i>IFRS 7.39</i>	以下の事項を開示する (IFRS第7号B11項からB11F項を参照)。
<i>IFRS 7.39(a)</i>	(a) デリバティブ以外の金融負債 (発行した金融保証契約を含む) について、残りの契約上の満期を示す満期分析。
<i>IFRS 7.39(b)</i>	(b) デリバティブ金融負債についての満期分析。この満期分析には、キャッシュフローの時期の理解に不可欠であるデリバティブ金融負債についての残存する契約上の満期を含む。
<i>IFRS 7.39(c), B11E</i>	(c) IFRS第7号第39項 (a) 及び (b) で要求している開示内容において、固有の流動性リスクをどのように管理しているかの説明。 財務諸表利用者が流動性リスクの内容と程度を評価できるようにするためにその情報が必要な場合には、流動性リスクを管理するために保有している金融資産 (例: 容易に売却可能であるか、または金融負債のキャッシュ・アウトフローに充当できるキャッシュ・インフローを生み出すと期待される金融資産) の満期分析。
<i>Insights 7.10.650.30</i>	KPMGの見解では、満期分析にはすべてのデリバティブ金融負債を含めなければならないが、契約上の満期分析については、キャッシュフローの生じる時期を理解するために不可欠な場合にのみ必要となる。
<i>Insights 7.10.650.70</i>	IFRS第7号は契約上の満期を定義していない。そのため、特定の種類の金融負債 (例: デリバティブ及び永久商品) について満期分析に含めなければならない金額は、解釈によることになる。KPMGの見解では、企業が直面している流動性リスクを最もよく表すために、金利及び元本のキャッシュフローを両方とも分析に含めなければならない。永久商品の元本金額は、金利部分の支払額の現在価値を表す。そのような商品の場合、企業の流動性エクspoージャーに関して意味のある開示を行うために、少なくとも当該商品の元本金額を開示し、十分かつ適切な記述による説明を行わなければならない。
市場リスク	
<i>IFRS 7.33</i>	以下の事項を開示する (IFRS第7号B22項からB26項を参照)。
<i>IFRS 7.33(a)</i>	(a) 市場リスクに関するエクspoージャー及びそれがどのように生じたか
<i>IFRS 7.33(b)</i>	(b) リスク管理の目的、方針及び手続、並びにリスクの測定に使用した方法
<i>IFRS 7.33(c)</i>	(c) 前年度からのIFRS第7号第33項 (a) から (b) における変更
<i>IFRS 7.34(a)</i>	(d) 企業が報告日時点で市場リスクにさらされている程度に関する定量的データの要約 (この開示は、企業の経営幹部 (IAS第24号の定義による)、例えば企業の取締役会や最高経営責任者に対して内部的に提供される情報を基礎とする)
<i>IFRS 7.34(c)</i>	(e) IFRS第7号第34項 (a) で要求される開示及びリスク・エクspoージャーに対するIFRS第7号第40項から第42項で規定されている開示から明らかでない場合は、リスクの集中に関する事項
<i>IFRS 7.B8</i>	IFRS第7号第34項 (c) は、リスクの集中についての開示を要求している。リスクの集中は、類似の特徴を有し、経済的状況またはその他の状況の変化によって類似の影響を受ける金融商品から生じる。リスクの集中を識別するには、企業を取り巻く状況を考慮したうえでの判断が必要である。リスクの集中についての開示には以下の項目を含める必要がある。

<i>IFRS 7B8(a)</i>	(a) 経営者がどのように集中を判断するのかの説明	_____
<i>IFRS 7B8(b)</i>	(b) それぞれのリスクの集中に共通に見られる特徴の説明（例：相手方当事者、地理的地域、通貨または市場等）	_____
<i>IFRS 7B8(c)</i>	(c) このような特徴を共有するすべての金融商品に関連するリスク・エクスポートジャヤーの金額	_____
<i>IFRS 7.35</i>	報告日時点で開示されている定量的データが、報告期間中の企業の市場リスクに関するエクスポートジャヤーを表すものでない場合は、それを表す追加的な情報を提供する。	_____
<i>IFRS 7.34(b)</i>	IFRS第7号第34項 (a) の規定に従って開示されていない範囲で、IFRS第7号第40項から第42項により要求される情報を開示する。	_____
<i>IFRS 7.40</i>	IFRS第7号第41項に準拠する場合を除き、市場リスクのエクスポートジャヤーについて以下の事項を開示する (IFRS第7号B25項及びB26項を参照)。	_____
<i>IFRS 7.40(a)</i>	(a) 企業が報告日時点でさらされている市場リスクの種類ごとの感応度分析（報告日において合理的に可能な、関連するリスク変数の変化によって、純損益及び資本がどれだけ影響を受けるのかを示す) (IFRS第7号B17項からB19項、B21項、B27項、B28項を参照)	_____
<i>IFRS 7.40(b)</i>	(b) 感応度分析の際に用いた手法及び仮定	_____
<i>IFRS 7.40(c)</i>	(c) 過年度からの手法及び仮定の変更、並びにその変更の理由	_____
<i>IFRS 7.41</i>	企業がリスク変数(例:金利及び為替レート等)間の相互依存性を反映するバリュー・アット・リスク等の感応度分析を作成し、その感応度分析を利用して金融リスクを管理している場合、IFRS第7号第40項で規定されている分析のかわりに、その感応度分析を利用することができます。また、その場合企業は以下の事項についても開示する。	_____
<i>IFRS 7.41(a)</i>	(a) その感応度分析を行う際に用いた手法及び提供されるデータの基礎となる主要なパラメーター及び仮定の説明	_____
<i>IFRS 7.41(b)</i>	(b) 用いた手法の目的、及び関連する資産・負債の公正価値を完全には反映しない情報をもたらす可能性のある制約の説明 (IFRS第7号B20項からB21項を参照)	_____
<i>Insights 7.10.660.60</i>	KPMGの見解では、感応度分析には、公正価値で測定する金融商品のみならず、償却原価で測定する金融資産及び金融負債も含めなければならない。	_____
<i>IFRS 7B24</i>	感応度分析は企業が重要なエクスポートジャヤーを有するそれぞれの通貨ごとに開示する (IFRS第7号B23項を参照)。	_____
<i>Insights 7.10.660.80</i>	KPMGの見解では、連結財務諸表における感応度分析は、グループ内の企業が各企業の機能通貨に基づいて重要なエクスポートジャヤーを有する通貨ごとに行われなければならない。	_____
<i>IFRS 7.42</i>	IFRS第7号第40項または第41項に従って開示される感応度分析が（例えば、年度末のエクスポートジャヤーが年間のエクスポートジャヤーを反映しないために）金融商品に固有のリスクを表していない場合には、その旨及びその感応度分析が金融商品に固有のリスクを表していないと考える理由を開示する。	_____

Insights 7.10.660.30 企業は、外貨建て資本性金融商品への投資を保有する場合がある。KPMGの見解では、企業は資本性金融商品について為替リスクとその他の価格リスクを区分する必要はない。ただし、負債性商品については少なくとも、為替リスクと金利リスクは区分して表示する。

Insights 7.10.480.40 企業は、IFRS第7号の適用範囲に含まれない項目から生じるリスクを含むエクスポートジャーの総額に基づいて金融リスクを管理し、当該エクスポートジャーを経営幹部への報告に含めることがある。この場合、KPMGの見解では、IFRS第7号は金融商品から生じるリスクだけでなく金融リスク・エクスポートジャー総額に関する追加的な開示を提供することについて、禁止するものではない。ただし、そのような追加的な開示はすべてIFRS第7号で求められる開示と明確に区別されなければならないとKPMGは考える。

金融資産の譲渡

IFRS 7.42A 金融資産の譲渡に関するIFRS第7号第42B項から第42H項の開示規定は、IFRS会計基準の他の開示規定を補足するものである。IFRS第7号第42B項から第42H項で要求している開示は、財務諸表の单一の注記で行う。報告日時点で存在している認識の中止をしていないすべての譲渡金融資産及び譲渡資産に対するすべての継続的関与(IFRS第7号第42C項及びB29項からB31項を参照)について、関連する譲渡取引がいつ発生したかを問わず、要求される開示を行う。これらの項の開示規定の適用上、企業は、以下のいずれかの場合にのみ、金融資産(譲渡金融資産)の全部または一部を譲渡している。

(a) その金融資産のキャッシュフローを受け取る契約上の権利を譲渡する。

IFRS 7.42A(b) (b) その金融資産のキャッシュフローを受け取る契約上の権利を保持しているが、そのキャッシュフローを契約上の1名以上の受取人に支払う契約上の義務を負う。

IFRS 7.42B 財務諸表利用者に以下のことを可能とする情報を開示する。

IFRS 7.42B(a) (a) 全体が認識の中止となるわけではない譲渡金融資産と、それに関連する負債との関係の理解

IFRS 7.42B(b) (b) 認識の中止を行った金融資産に対する企業の継続的関与の内容及び関連するリスクの評価

IFRS 7.42H, B39 IFRS第7号第42B項の開示目的を満たすために必要と考える追加的な情報があれば開示する(IFRS第7号B33項を参照)。

全体が認識の中止となるわけではない譲渡金融資産

IFRS 7.42D 各報告日時点において全体が認識の中止となるわけではない譲渡金融資産の各クラスについて、以下の情報を開示する(IFRS第7号B32項を参照)。

IFRS 7.42D(a) (a) 譲渡した資産の内容

IFRS 7.42D(b) (b) 企業がさらされている所有に係るリスク及び経済価値の内容

IFRS 7.42D(c) (c) 譲渡資産とそれに関連する負債との関係の内容の説明(その譲渡により生じた、報告企業が譲渡資産を利用することに対する制約を含む)

IFRS 7.42D(d) (d) 関連する負債の相手方が譲渡資産のみに遡求権を有している場合、以下を示す表

(i) 譲渡資産の公正価値

(ii) 関連する負債の公正価値

(iii) 正味のポジション(すなわち、譲渡資産とそれに関連する負債との間の公正価値の差額)

IFRS 742D(e)	(e) 企業が譲渡資産の全部の認識を継続する場合は、譲渡資産及び関連する負債の帳簿価額	
IFRS 742D(f)	(f) 企業が継続的関与（IFRS第9号第3.2.6項(c) (ii) 及び第3.2.16項を参照）の範囲で資産の認識を継続する場合は、以下の事項 (i) 譲渡前における従前の資産の合計帳簿価額 (ii) 企業が認識を継続する資産の帳簿価額 (iii) 関連する負債の帳簿価額	
IFRS 7B32	上記の開示は、譲渡がいつ発生したかに關係なく、企業が譲渡金融資産の認識を継続している各報告日時点で行う。	
Insights 710.750.60	譲渡した金融資産の一部がIFRS第9号第3.2.2項(a)の要件を満たさない場合、KPMGの見解では、企業は、その金融資産全体の帳簿価額を開示するか、または合理的な配分手法を適用する（状況によっては適切な説明も追加する）ことによって、譲渡資産の帳簿価額に関する開示規定（IFRS第7号第42D項を参照）を満たすことができる。	
全体が認識の中止となる譲渡金融資産		
IFRS 7.42E	企業が譲渡金融資産の全体について認識の中止を行うが、譲渡金融資産への継続的関与（IFRS第7号第42C項、B29項からB31項を参照）を有している場合は、最低限、各報告日時点において継続的関与の形態ごとに以下の事項を開示する（IFRS第7号B33項を参照）。	
IFRS 742E(a)	(a) 企業の財政状態計算書で認識されており、認識の中止を行った金融資産に対する企業の継続的関与を表している資産・負債の帳簿価額、及びそれらの資産・負債の帳簿価額を認識している表示科目	
IFRS 742E(b)	(b) 認識の中止を行った金融資産に関する企業の継続的関与を表す資産・負債の公正価値	
IFRS 742E(c)	(c) 認識の中止を行った金融資産に対する継続的関与から生じる損失への企業の最大エクスポージャーを最もよく表す金額、及び損失への最大エクspoージャーの算定方法を示す情報	
IFRS 742E(d)	(d) 認識の中止を行った金融資産を買い戻すために必要となる（または必要となる可能性がある）割引前キャッシュ・アウトフロー、または譲渡資産に関して譲受人に支払うべきその他の金額（そのキャッシュ・アウトフローが可変的である場合、開示する金額は各報告日時点に存在する状況を基礎とする）	
IFRS 742E(e), B34	(e) 認識の中止を行った金融資産を買い戻すために必要となる（または必要となる可能性がある）割引前キャッシュ・アウトフロー、または譲渡資産に関して譲受人に支払うべきその他の金額の満期分析（企業の継続的関与の残存している契約上の満期を示す）。この分析は以下の項目を区別する（IFRS第7号B34項からB36項を参照）。 (i) 支払いが要求されるキャッシュフロー（例：先渡契約） (ii) 支払いが要求される可能性のあるキャッシュフロー（例：売建プリット・オプション） (iii) 企業が支払いを選択するかもしれないキャッシュフロー（例：買建コール・オプション）	
IFRS 742E(f), B37	(f) (a)から(e)で要求されている定量的開示の説明及び裏付けとなる定性的情報。これには以下の記述が含まれる。 (i) 認識の中止を行った金融資産、並びにそれらの資産の譲渡後に保持している継続的関与の内容及び目的 (ii) 以下のものを含む、企業がさらされているリスクの記述	

<i>IFRS 7B37(a)</i>	• 認識の中止を行った金融資産に対する継続的関与に固有のリスクを、企業がどのように管理しているかの説明
<i>IFRS 7B37(b)</i>	• 企業が他の関係者よりも前に損失を負担することを要求されているか否か、及び資産に対する企業の権利（すなわち、その資産に対する継続的関与）よりも順位が低い関係者が負担する損失の順位と金額
<i>IFRS 7B37(c)</i>	• 金融支援の提供または譲渡金融資産の買戻しの義務に関連したトリガーの説明
<i>IFRS 7.42F</i>	認識の中止を行った金融資産に対して複数の種類の継続的関与を有している場合は、その金融資産について要求されている上記の情報を集計して、1種類の継続的関与として報告することができる (IFRS第7号B33項を参照)。
<i>IFRS 7.42G</i>	純損益及びその他の包括利益計算書が表示されている各期間について、継続的関与の形態ごとに以下の項目を開示する (IFRS第7号B33項を参照)。
<i>IFRS 7.42G(a)</i>	(a) 以下のものを含む、資産の譲渡日に認識した利得または損失 <ul style="list-style-type: none"> (i) 以前に認識されていた資産の各構成部分（すなわち、資産に対する権利のうち認識の中止を行ったもの及び企業が保持している権利）の公正価値が以前に認識されていた資産全体の公正価値と異なっていたことにより生じた、認識の中止に係る利得または損失 (ii) (i) の場合には、公正価値測定に観察可能な市場データに基づかない重要なインプットが含まれていたか否か
<i>IFRS 7B38</i>	(b) 認識の中止を行った金融資産に対する企業の継続的関与から生じた、報告期間及び累計において認識された収益及び費用（例：デリバティブ金融商品の公正価値の変動）
<i>IFRS 7.42G(b)</i>	(c) ある報告期間における譲渡活動（認識の中止の要件を満たすもの）による収入の総額が、報告期間を通じて均等に分布していない場合、以下の項目 <ul style="list-style-type: none"> (i) 最大の譲渡活動が報告期間中いつ発生したか (ii) 報告期間のその部分での譲渡活動により認識した金額 (iii) 報告期間のその部分での譲渡活動による収入の合計額
<i>IFRS 7.42G(c)(i)</i>	
<i>IFRS 7.42G(c)(ii)</i>	
<i>IFRS 7.42G(c)(iii)</i>	

2.6 棚卸資産

<i>IAS 2.36</i>	以下の事項を開示する。
<i>IAS 2.36(b)</i>	(a) 棚卸資産の帳簿価額の合計金額、及びその企業に適した分類ごとの帳簿価額
<i>IAS 2.36(c)</i>	(b) 売却コスト控除後の公正価値で計上した棚卸資産の帳簿価額
<i>IAS 2.36(d)</i>	(c) 当期中に費用として認識した棚卸資産の金額
<i>IAS 2.36(e)</i>	(d) IAS第2号第34項に従って当期中に費用として認識した棚卸資産の評価減の金額
<i>IAS 2.36(f)</i>	(e) IAS第2号第34項に従って当期中に費用として認識した棚卸資産の金額の減少として認識した評価減の戻入額
<i>IAS 2.36(g)</i>	(f) IAS第2号第34項に従って棚卸資産の評価減の戻入れをする原因となった状況及び事象
<i>IAS 2.36(h)</i>	(g) 負債の担保に差し入れた棚卸資産の帳簿価額

IAS 2.39

企業が純損益及びその他の包括利益計算書において費用の内容を基礎とした分類方法を用いて費用の分析を表示する場合は、原材料及び消耗品、労務費、並びにその他のコストについて費用として認識した原価を、その期間における棚卸資産の純変動額とともに開示する。

Insights 3.8.400.70

KPMGの見解では、棚卸資産の正味実現可能価額への評価減及びその戻入は、売上原価として表示すべきである。

2.7 生物資産

全般的な事項

IAS 41.40

当期において、生物資産及び農産物の当初認識時に発生した利得または損失の合計額、並びに生物資産の売却コスト控除後の公正価値の変動により発生した利得及び損失の合計額を開示する。

IAS 41.41-42

各生物資産グループの説明（文章によるもの、または数量表現によるもの）を付す。

IAS 41.43

企業は、状況に応じて、消費型の生物資産と果実生成型の生物資産、または、成熟した生物資産と未成熟の生物資産とに区分したそれぞれの生物資産グループについて、数字による説明を行うことが強制はされないが、奨励される。また、このような区分を行う際に用いた基礎を開示する。

IAS 41.46

以下の情報が財務諸表とともに公表される情報のどこにも開示されていない場合には、開示する。

IAS 41.46(a)

(a) 各生物資産グループが関連する活動の内容

IAS 41.46(b)

(b) 以下の物理的な数量に関する、非財務的な測定値または見積り

IAS 41.46(b)(i)

(i) 報告日現在の各生物資産グループ

IAS 41.46(b)(ii)

(ii) 当期中の農産物の產出高

IAS 41.49

以下の事項を開示する。

IAS 41.49(a)

(a) 所有権が制限されている生物資産について、その存在と帳簿価額、及び負債の担保として差し入れられている生物資産の帳簿価額

IAS 41.49(b)

(b) 生物資産の開発または取得に関するコミットメントの金額

IAS 41.49(c)

(c) 農業活動に関する金融リスク管理方針

IAS 41.50

生物資産の期首の帳簿価額から期末の帳簿価額への当期中の変動について調整する。

その際、調整には以下のものを含める。

IAS 41.50(a)

(a) 売却コスト控除後の公正価値の変動により生じた利得または損失

IAS 41.50(b)

(b) 購入による増加

IAS 41.50(c)

(c) 売却及びIFRS第5号に従って売却目的保有に分類した（または売却目的保有に分類される処分グループに含めた）ことによる減少

IAS 41.50(d)

(d) 収穫による減少

IAS 41.50(e)

(e) 企業結合による増加

IAS 41.50(f)

(f) 機能通貨から異なる表示通貨への財務諸表の換算から生じる正味外貨換算差額の変動（在外営業活動体の報告企業の表示通貨への換算を含む）

IAS 41.50(g)

(g) その他の変動

<i>IAS 41.55</i>	IAS第41号第50項で要求される調整に関して、取得原価で測定される生物資産に関連する金額は区別して開示する。その調整では、これらの生物資産に関連して純損益に含められた以下の項目を区分して示す。	
<i>IAS 41.55(a)</i>	(a) 減損損失	_____
<i>IAS 41.55(b)</i>	(b) 減損損失の戻入額	_____
<i>IAS 41.55(c)</i>	(c) 減価償却費	_____
<i>IAS 41.51</i>	グループまたは他の区分ごとに、価格変動及び物理的変化を原因とする、純損益に含まれた売却コスト控除後の公正価値の変動額の開示が、強制はされないが奨励される。	_____
<i>IAS 41.53</i>	農業活動は、気候、病害、その他の自然のリスクにさらされることが多い。重要性のある収益または費用項目を生じさせる事象が発生した場合には、その項目の内容及び金額をIAS第1号に従って開示する。	_____
<i>IAS 41.54</i>	企業が期末において、生物資産を減価償却累計額及び減損損失累計額の控除後の取得原価により測定している場合 (IAS第41号第30項を参照) は、以下の事項を開示する。	
<i>IAS 41.54(a)</i>	(a) その生物資産の説明	_____
<i>IAS 41.54(b)</i>	(b) 公正価値を信頼性をもって測定できない理由の説明	_____
<i>IAS 41.54(c)</i>	(c) 可能な場合、公正価値を表している可能性が極めて高い見積額の範囲	_____
<i>IAS 41.54(d)</i>	(d) 使用する減価償却の方法	_____
<i>IAS 41.54(e)</i>	(e) 使用する耐用年数または償却率	_____
<i>IAS 41.54(f)</i>	(f) 期首及び期末の減価償却累計額控除前の帳簿価額及び減価償却累計額（減損損失累計額との合計額）	_____
<i>IAS 41.55</i>	取得原価により測定している生物資産の当期中における処分について、認識した利益または損失を開示する。	_____
<i>IAS 41.56</i>	当期中に、それまで減価償却累計額及び減損損失累計額控除後の取得原価により測定していた生物資産の公正価値が、信頼性をもって測定できるようになったときは、以下の事項を開示する。	
<i>IAS 41.56(a)</i>	(a) その生物資産の説明	_____
<i>IAS 41.56(b)</i>	(b) 公正価値が信頼性をもって測定できるようになった理由についての説明	_____
<i>IAS 41.56(c)</i>	(c) 変更の影響額	_____
政府補助金		
<i>IAS 41.57</i>	以下の事項を開示する。	
<i>IAS 41.57(a)</i>	(a) 財務諸表に認識された政府補助金の内容及び範囲	_____
<i>IAS 41.57(b)</i>	(b) 政府補助金に付されている未履行の付帯条件及びその他の偶発事象	_____
<i>IAS 41.57(c)</i>	(c) 政府補助金の水準が大きく減額されることが予想される場合には、その旨	_____

2.8 非金融資産の減損

	資産のクラスごとに、以下の事項を開示する。	
<i>IAS 36.126</i>	(a) 当期中に純損益に認識した減損損失の金額、及びこれらの減損損失を含んでいる純損益及びその他の包括利益計算書の表示科目	_____

<i>IAS 36.126(b)</i>	(b) 当期中に純損益に認識した減損損失の戻入れの金額、及びこれらの減損損失の戻入れを含んでいる純損益及びその他の包括利益計算書の表示科目	_____
<i>IAS 36.126(c)</i>	(c) 当期中にOCIに計上した再評価資産の減損損失の金額	_____
<i>IAS 36.126(d)</i>	(d) 当期中にOCIに認識した再評価資産の減損損失の戻入額	_____
<i>IAS 36.129</i>	IFRS第8号に従ってセグメントを開示している企業は、各報告セグメントについて、以下の事項を開示する。	_____
<i>IAS 36.129(a)</i>	(a) 当期中に純損益に認識した減損損失及びOCIに認識した減損損失の金額	_____
<i>IAS 36.129(b)</i>	(b) 当期中に純損益に認識した減損損失の戻入額、及びOCIに認識した減損損失の戻入額	_____
<i>IAS 36.130</i>	のれんを含む個別資産または資金生成単位について、当期中に認識した、または戻し入れた重要な減損損失について、以下の事項を開示する。	_____
<i>IAS 36.130(a)</i>	(a) 減損損失の認識または戻入れに至った事象及び状況	_____
<i>IAS 36.130(b)</i>	(b) 認識した、または戻し入れた減損損失の金額	_____
<i>IAS 36.130(c)</i>	(c) 個別資産について	_____
<i>IAS 36.130(c)(i)</i>	(i) その資産の内容	_____
<i>IAS 36.130(c)(ii)</i>	(ii) IFRS第8号を適用している場合は、資産が属する報告セグメント	_____
<i>IAS 36.130(d)</i>	(d) 資金生成単位について	_____
<i>IAS 36.130(d)(i)</i>	(i) その資金生成単位の記述（例：生産ライン、工場、事業、地域、またはIFRS第8号に定義されている報告セグメントのうち、どれに該当するか）	_____
<i>IAS 36.130(d)(ii)</i>	(ii) 資産のクラスごと及びIFRS第8号に定義されている報告セグメントごとに、認識または戻し入れられた減損損失の金額	_____
<i>IAS 36.130(d)(iii)</i>	(iii) 資金生成単位を識別するための資産の集約が、以前の資金生成単位の回収可能価額の見積り（もしあれば）から変更されている場合は、資産の現在と以前の集約方法の記述、及び資金生成単位の識別方法の変更理由	_____
<i>IAS 36.130(e)</i>	(e) 資産（資金生成単位）の回収可能価額、及び資産（資金生成単位）の回収可能価額が売却コスト控除後の公正価値または使用価値のいずれであるか	_____
<i>IAS 36.130(f)</i>	(f) 回収可能価額が処分コスト控除後の公正価値である場合には、次の情報を開示する。	_____
<i>IAS 36.130(f)(i)</i>	(i) 資産（資金生成単位）の公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキー（IFRS第13号を参照）のレベル（「処分コスト」が観察可能か否かは考慮しない）。	_____
<i>IAS 36.130(f)(ii)</i>	(ii) 公正価値ヒエラルキーのレベル2及びレベル3に区分される公正価値測定について、処分コスト控除後の公正価値の測定に用いた評価技法の記述。評価技法に変更があった場合には、その変更及び変更の理由を開示する。	_____
<i>IAS 36.130(f)(iii)</i>	(iii) 公正価値ヒエラルキーのレベル2及びレベル3に区分される公正価値測定について、経営者が処分コスト控除後の公正価値の算定の基礎としたそれぞれの主要な仮定。主要な仮定は、資産（資金生成単位）の回収可能価額の感応度が非常に高い仮定をいう。また、処分コスト控除後の公正価値を現在価値技法を用いて測定している場合には、最新の測定及び過去の測定に使用した割引率を開示する。	_____

IAS 36.130(g) (g) 回収可能価額が使用価値の場合は、使用価値の現在及び以前の見積り（もしあれば）に用いられた割引率

Insights 3.10.870.20 減損損失が当期中に認識された、または戻し入れられた場合、企業は減損した資産または資金生成単位の回収可能価額を開示する。IAS第36号は、回収可能価額の開示が要求される可能性がある資産の1つとしてのれんを挙げているが、のれんはそれ自体で減損テストが実施されることではなく、IAS第36号の特定の配分規定に従い減損損失を算定するため、この規定の適用方法に関する記載はない。そのため、減損損失がのれんに配分される限りにおいて、企業は関連する資金生成単位または資金生成単位グループの回収可能価額を開示しなければならない。

IAS 36.131 当期中に認識した減損損失の合計または戻し入れた減損損失の合計について、IAS第36号第130項に従って開示される情報がない場合には、以下の情報を開示する。

IAS 36.131(a) (a) 減損損失の影響を受ける主な資産のクラス、及び減損損失の戻入れの影響を受ける主な資産のクラス

IAS 36.131(b) (b) 減損損失の認識及び減損損失の戻入れをもたらした、主な事象及び状況

IAS 36.132 企業は、当期中に資産（及び資金生成単位のうち、のれんまたは耐用年数を確定できない無形資産を帳簿価額に含まないもの）の回収可能価額の算定に使用した仮定を開示することが、強制はされないが、奨励される。

のれんまたは耐用年数を確定できない無形資産を含む資金生成単位の回収可能価額の算定に用いた見積り

IAS 36.134 企業は、資金生成単位（単位グループ）に配分されたのれんまたは耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が、企業全体ののれんまたは耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額と比較して重要性がある場合は、各資金生成単位（単位グループ）について、以下のIAS第36号第134項 (a) から (f) で要求される情報を開示する。

IAS 36.134(a) (a) 資金生成単位（単位グループ）に配分された、のれんの帳簿価額

IAS 36.134(b) (b) 資金生成単位（単位グループ）に配分された、耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額

IAS 36.134(c) (c) 資金生成単位（単位グループ）の回収可能価額の算定基礎（すなわち、使用価値か、処分コスト控除後の公正価値か）

IAS 36.134(d) (d) 資金生成単位（単位グループ）の回収可能価額が使用価値に基づく場合には、以下の事項

(i) 直近の予算または予測の対象とされた期間のキャッシュフローの予測について、経営者が基礎とした主要な仮定の記述（主要な仮定とは、その単位（単位グループ）の回収可能価額が最も敏感に反応する仮定である）

IAS 36.134(d)(ii) (ii) それぞれの主要な仮定に割り当てた値を算定した経営者の手法の記述（それらの値が過去の経験を反映したものか否か、または該当があれば、外部の情報源と整合的であるか否か。そうでない場合は、過去の経験または外部の情報源とどのように異なるか及びその理由）

IAS 36.134(d)(iii) (iii) 経営者が、資金生成単位（単位グループ）について、承認した財務上の予算または予測に基づいてキャッシュフローの予測を行った期間、及びその期間が5年よりも長い場合はそのような期間が正当である理由についての説明

<i>IAS 36.134(d)(iv)</i>	(iv) 直近の予算または予測が対象としている期間を超えてキャッシュフロー予測を推定するために用いた成長率、及びその成長率として、企業が事業を営む製品、産業、もしくは国の長期の平均成長率、または資金生成単位（単位グループ）が属する市場の長期の平均成長率を超えた成長率を用いている場合は、その正当性の説明
<i>IAS 36.134(d)(v)</i>	(v) キャッシュフロー予測に適用した割引率
<i>Insights 3.10.840.10, 870.50</i>	IAS第36号は、一見したところ、使用価値を税引前のキャッシュフローと税引前の割引率とを用いて算定することを要求している。ただし、KPMGの経験では、税引後のキャッシュフローと、加重平均資本コスト（WACC）のような税引後の割引率を用いることがより一般的である。企業は、使用価値の計算に税引後の割引率を使用している場合であっても、税引前の割引率を開示する。
<i>IAS 36.134(e)</i>	(e) 資金生成単位（単位グループ）の回収可能価額が処分コスト控除後の公正価値に基づく場合は、処分コスト控除後の公正価値を測定するにあたって用いた評価技法。企業はIFRS第13号で要求している開示を提供する必要はない。処分コスト控除後の公正価値が同一の単位（単位グループ）の相場価格を用いて測定されていない場合は、企業は以下の情報についても開示する。 (i) 経営者が処分コスト控除後の公正価値の算定にあたって基礎とした、主要な仮定（主要な仮定とは、資金生成単位の回収可能価額が最も敏感に反応する仮定である）
<i>IAS 36.134(e)(ii)</i>	(ii) それぞれの主要な仮定に割り当てた値を算定した経営者の手法の記述。それらの価値が過去の経験を反映したものか否か、または該当があれば、外部の情報源と整合的であるか否か。そうでない場合は、過去の経験または外部の情報源とどのように異なるか及びその理由
<i>IAS 36.134(e)(iiA)</i>	(iii) その公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキー（IFRS第13号参照）のレベル（「処分コスト」の客観性については考慮しない）
<i>IAS 36.134(e)(iiB)</i>	(iv) 評価技法の変更があった場合には、その変更の旨及び変更を行った理由
<i>IAS 36.134(e)</i>	割引キャッシュフロー予測を使用して処分コスト控除後の公正価値を算定している場合は、以下の事項も開示する。 (i) 経営者がキャッシュフローを予測した期間 (ii) キャッシュフロー予測を推定するために用いた成長率 (iii) キャッシュフロー予測に適用した割引率
<i>IAS 36.134(e)(iii)</i>	
<i>IAS 36.134(e)(iv)</i>	
<i>IAS 36.134(e)(v)</i>	
<i>IAS 36.134(f)</i>	(f) 資金生成単位（単位グループ）の回収可能価額の算定にあたり、経営者が基礎とした主要な仮定に合理的に考えられる変更により、資金生成単位（単位グループ）の帳簿価額が回収可能価額を上回ることになる場合は、以下の事項 (i) 資金生成単位（単位グループ）の回収可能価額が帳簿価額を上回っている金額 (ii) 主要な仮定に割り当てた値 (iii) 資金生成単位（単位グループ）の回収可能価額が帳簿価額と等しくなるには、主要な仮定に割り当てた値がどれだけ変化しなければならないか（その変化により回収可能価額の測定に用いる他の変数に与える影響を考慮する）
<i>IAS 36.134(f)(i)</i>	
<i>IAS 36.134(f)(ii)</i>	
<i>IAS 36.134(f)(iii)</i>	

IAS 36.135

のれんまたは耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の一部または全部が、複数の資金生成単位（単位グループ）にわたって配分される場合で、かつ、各資金生成単位（単位グループ）に配分された金額が、企業全体ののれんまたは耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額に比して重要でない場合は、その事実を、資金生成単位（単位グループ）に配分されたのれんまたは耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の合計とともに開示する。

IAS 36.135

のれんまたは耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の一部または全部が、複数の資金生成単位（単位グループ）にわたって配分される場合で、それらの単位（単位グループ）の回収可能価額が同じ主要な仮定に基づいており、かつ、それに配分されたのれんまたは耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の合計が、企業全体ののれんまたは耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額に比して重要である場合は、以下の情報とともにその事実を開示する。

IAS 36.135(a)

(a) 資金生成単位（単位グループ）に配分された、のれんの帳簿価額の合計額

IAS 36.135(b)

(b) 資金生成単位（単位グループ）に配分された、耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の合計額

IAS 36.135(c)

(c) 主要な仮定の記述

IAS 36.135(d)

(d) それぞれの主要な仮定に割り当てた値を算定した経営者の手法の記述。それらの値が過去の経験を反映したものか否か、または該当があれば、外部の情報源と整合的であるか否か。そうでない場合は、過去の経験または外部の情報源と異なる程度及びその理由

IAS 36.135(e)

(e) 資金生成単位（単位グループ）の回収可能価額の算定にあたり、経営者が基礎とした主要な仮定に合理的に考えられる変更により、その単位（単位グループ）の帳簿価額が回収可能価額を上回ることになる場合は、以下の事項

IAS 36.135(e)(i)

(i) 資金生成単位（単位グループ）の回収可能価額の合計が帳簿価額の合計を上回っている金額

IAS 36.135(e)(ii)

(ii) 主要な仮定に割り当てた値

IAS 36.135(e)(iii)

(iii) 回収可能価額の測定に用いる他の変数に与える影響を反映したうえで、資金生成単位（単位グループ）の回収可能価額が帳簿価額と等しくなるようにするために、主要な仮定に割り当てた値がどれだけ変化しなければならないか

Insights 3.10.870.30

KPMGの経験では、のれんに関する開示は最も困難であり、回収可能価額を見積る際の主要な仮定に関する情報が必要になるほか、合理的に変わる可能性があり、よって減損損失が生じる原因となる主要な仮定に係る感応度分析に関する情報が必要となる。これらの開示についてはKPMGの刊行物 [Guides to financial statements – Illustrative disclosures](#) で例示されている（「[IFRS会計基準年次財務諸表ガイドー開示例（2023年9月版）](#)」もご参照ください）。

Insights 3.10.870.40

IAS第36号は、割引率及び成長率に関する開示を明示的に要求しているが、主要な仮定に関する開示はこれらの2つに限定されない。経営者は、開示を提供するうえでの集約のレベル（例：平均または範囲）が、財務諸表利用者にとって有用な情報を不明瞭にしないよう、開示のレベルについて判断する必要がある。特にIAS第36号は、資金生成単位に配分されたのれんまたは耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が、資金生成単位の帳簿価額と比較して重要である場合は、個々の資金生成単位に関する開示を要求している。

2.9 資本

自己資本に関する開示

<i>IAS 1.134-135</i>	財務諸表利用者が自己資本の管理に関する企業の目的、方針及び手続を評価することができるよう、以下の事項を経営幹部に提供される情報に基づいて開示する。	
<i>IAS 1.135(a)</i>	(a) 以下の事項を含む、自己資本の管理に関する企業の目的、方針及び手続に関する定性的情報	
<i>IAS 1.135(a)(i)</i>	(i) 企業が自己資本として管理している項目の説明	
<i>IAS 1.135(a)(ii)</i>	(ii) 企業が外部から課せられた自己資本規制の対象である場合には、その規制の内容、及びその規制が自己資本の管理にどのように組み込まれているか	
<i>IAS 1.135(a)(iii)</i>	(iii) 企業がどのように自己資本の管理の目的を達成しているか	
<i>IAS 1.135(b)</i>	(b) 管理している自己資本に関する数値データの概要	
<i>IAS 1.135(c)</i>	(c) IAS第1号第135項 (a) 及び (b) に従って開示する情報の前期からの変動額	
<i>IAS 1.135(d)</i>	(d) 当期中において、対象となっている外部から課せられた自己資本規制を、企業は遵守していたか否か	
<i>IAS 1.135(e)</i>	(e) 企業が外部から課せられた自己資本規制を遵守していない場合は、そのような規制を遵守しないことによる影響	
<i>IAS 1.136</i>	自己資本規制や自己資本がどのように管理されているかを集約して開示すると、企業の自己資本に関する有用な情報が提供されないか、または財務諸表利用者の理解を歪める場合には、企業は、対象となっているそれぞれの自己資本規制について、個々に情報を開示する。	
<i>IAS 1.137, 10.13</i>	以下の事項を注記で開示する。	
<i>IAS 1.137(a)</i>	(a) 財務諸表の公表が承認される前に提案または宣言したが、当期中において所有者への配分として認識していない配当の金額及び関連する1株当たり金額	
<i>IAS 1.137(b)</i>	(b) 認識していない累積優先配当の金額	
<i>IFRIC 2.13</i>	金融商品の償還の禁止に変更があり、金融負債と資本との間の振替えが生じる場合は、その金額、時期及び振替えの理由を区別して開示する。	

2.10 引当金

<i>IAS 37.84</i>	引当金の種類ごとに、以下の事項を開示する。	
<i>IAS 37.84(a)</i>	(a) 期首と期末における引当金の帳簿価額	
<i>IAS 37.84(b)</i>	(b) 当期中の引当金増加額（既存の引当金の増加も含む）	
<i>IAS 37.84(c)</i>	(c) 当期中に使用した金額（発生し、引当金と相殺した額）	
<i>IAS 37.84(d)</i>	(d) 当期中に未使用で取り崩した金額	
<i>IAS 37.84(e)</i>	(e) 割引後の金額について、時間の経過により生じた当期中の増加額及び割引率の変更の影響額	
<i>IAS 37.84</i>	上記について、比較情報を開示する必要はない。	
<i>IAS 37.85</i>	引当金の種類ごとに、以下の事項を開示する。	
<i>IAS 37.85(a)</i>	(a) 債務の内容についての簡潔な説明及びその結果として生じる経済的便益の流出が予測される時期	

<i>IAS 37.85(b)</i>	(b) その流出の金額または時期についての不確実性の指標（適切な情報を提供するために必要な場合には、IAS第37号第48項で扱われている将来の事象に関する重要な仮定を開示する）	_____
<i>IAS 37.85(c)</i>	(c) 予想される補填の金額（その予想される補填について認識した資産の金額を記述）	_____
<i>Insights 3.12.800.15</i>	企業は、IAS第37号第48項に従って将来の事象に関する主な仮定を開示する（適切な情報を提供するために必要な場合）。不確実性の開示はその性質上、概略であっても差し支えない。KPMGの見解では、法的な損害賠償請求については、通常、その結果が判決次第である旨を記述するだけで十分であると考えられる。	_____
<i>IAS 37.88</i>	引当金と偶発負債が同じ状況の組合せから発生している場合は、IAS第37号第84項から第86項で要求されている情報を、引当金と偶発負債との関連を示すような方法で開示する。	_____
<i>IAS 37.92</i>	極めて稀な場合において、IAS第37号第84項及び第85項で要求されている情報の一部または全部を開示すると、引当金の対象事項について他者との係争における企業の立場を著しく不利にすると予測されることがある。このような場合には、企業はその情報を開示する必要はないが、係争の全般的な内容について、情報を開示しなかった事實をその理由とともに開示する。	_____
廃棄、原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利		
<i>IFRIC 5.11</i>	廃棄、原状回復及び環境再生ファンドに対する持分の内容、及びファンドの資産へのアクセスに対する制限について開示する。	_____
<i>IFRIC 5.12, IAS 37.86</i>	偶発負債として扱われる潜在的な追加拠出を行う義務が存在する場合は（IFRIC解釈指針第5号第10項及びガイダンスを参照）、IAS第37号第86項で要求される開示を行う（ 2.12章「偶発資産及び偶発負債」 を参照）。	_____
<i>IFRIC 5.13, IAS 37.85(c)</i>	ファンドに対する持分をIFRIC解釈指針第5号第9項に従って会計処理する場合は、予想される補填の金額、予想される補填について認識している資産の金額について開示を行う。	_____

2.11 法人所得税

単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金（IAS第12号の改訂）に関する経過措置

IAS 12.98L

リース及び廃棄負債について、関連する繰延税金資産及び繰延税金負債を表示する最も古い比較対象期間の期首に認識し、適用開始の累積的影響を、その日現在の利益剰余金または資本の他の内訳項目の期首残高の修正として認識する。

その他すべての取引については、表示する最も古い比較対象期間の期首に生じた取引に当該改訂が適用される。

国際的な税制改革—第2の柱モデルルール（IAS第12号の改訂）に関する経過措置

IAS 12.98M(a)–(b)

本改訂により、第2の柱法人所得税に関する繰延税金資産及び繰延税金負債の認識及び情報開示に係る例外規定が導入された。当該例外規定は本改訂が公表された2023年5月23日から即時に適用され、IAS第8号に従って遡及適用される。

さらに、第2の柱に関するエクスポートジャヤーに係る新たな開示規定は、2023年1月1日以降開始する事業年度に適用される。2023年12月31日以前に終了する期中報告期間において開示は要求されない。

全般的事項

IAS 12.79-80

当期の純損益（損失）の算定に含まれる税金費用（収益）の主要な内訳は、区分して開示する。内訳には以下のものが含まれる。

(a) 当期税金費用（収益）

(b) 過去の期間の当期税金について当期中に認識した修正

(c) 一時差異の発生と解消に係る繰延税金費用（収益）の額

(d) 税率の変更または新税の賦課に係る繰延税金費用（収益）の額

(e) 当期税金費用の減額のために使用した、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除または過去の期間の一時差異から生じる便益の額

(f) 繰延税金費用を減少させるために使用された、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除または過去の期間の一時差異から生じる便益の額

(g) 繰延税金資産の評価減または以前に計上した評価減の戻入れにより生じる繰延税金費用（IAS第12号第56項を参照）

(h) 選択的に会計処理できないためにIAS第8号に従って純損益に含めた、会計方針の変更及び誤謬に関する税金費用（収益）の額

IAS 12.81

以下の項目を区別して開示する。

IAS 12.81(a)

(a) 資本に借方計上または貸方計上した項目に関する当期税金及び繰延税金の合計額（IAS第12号第62A項を参照）

Insights 7.3.500.10-15

資本で直接認識した項目に関する当期税金及び繰延税金は通常、資本で直接認識する。資本で直接認識した当期税額及び繰延税額は、区別して開示する。持分変動計算書において、資本で認識した項目の税務上の影響を区別して表示することは要求されない。KPMGの経験では、税効果は財務諸表の注記で開示されることが多い。

IAS 12.81(ab)

(b) OCIの各内訳項目に係る法人所得税の金額（IAS第12号第62項及びIAS第1号を参照）

IAS 12.81(c)

(c) 以下の様式のいずれかまたは両方による、税金費用（収益）と会計上の利益との関係についての説明

(i) 会計上の利益に適用税率を乗じて得られる額と税金費用（収益）との間の数値による調整（適用税率を計算した根拠も併せて開示する）

IAS 12.81(c)(ii)

(ii) 平均実効税率と適用税率との間の調整表（適用税率を計算した根拠も併せて開示する）

<i>IAS 12.81(d)</i>	(d) 前期と比較した適用税率の変動の説明	_____
<i>IAS 12.81(e)</i>	(e) 財政状態計算書上で繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金、及び繰越税額控除の額（及び、もしあれば失効日）	_____
<i>Insights 3.13.640.70</i>	KPMGの見解では、認識した繰延税金資産と未認識の繰延税金資産の両方に係る税効果を単一の金額として開示すること（例えば、米国会計基準に基づく「総額」アプローチに類似）は適切ではない。なぜなら、IFRS会計基準で開示が求められているのは、認識した繰延税金資産だからである。	_____
<i>IAS 12.81(f)</i>	(f) 子会社、支店及び関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分に関する一時差異で、繰延税金負債が認識されていない金額の合計 (IAS第12号第39項を参照)	_____
<i>IAS 12.81(g)</i>	(g) 種類ごとの一時差異、並びに種類ごとの税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除について	_____
<i>IAS 12.81(g)(i)</i>	(i) 表示されている各期の財政状態計算書上で認識した繰延税金資産・負債の額	_____
<i>IAS 12.81(g)(ii)</i>	(ii) 財政状態計算書に計上された金額の変動から明らかでない場合は、純損益に認識した繰延税金収益または費用の額	_____
<i>Insights 3.13.640.60</i>	企業は、財政状態計算書上、一時差異の種類ごとに、財政状態計算書において認識した繰延税金資産及び繰延税金負債の金額を開示しなければならない。KPMGの見解では、以下のいずれかの方法により開示する。 <ul style="list-style-type: none"> 財政状態計算書の項目に基づく開示（例：有形固定資産について、繰延税金資産及び繰延税金負債を（区別して）開示する）。この表示方法はKPMGの刊行物 Guides to financial statements – Illustrative disclosures で例示されている（「IFRS会計基準年次財務諸表ガイドー開示例（2023年9月版）」もご参照ください）。 一時差異の発生原因別による開示（例：減価償却費または償却費を上回る自然減耗） 	_____
<i>IAS 12.81(h)</i>	(h) 非継続事業に関して、以下に係る税金費用	_____
<i>IAS 12.81(h)(i)</i>	(i) 廃止に伴う利得または損失	_____
<i>IAS 12.81(h)(ii)</i>	(ii) 非継続事業の当期中の経常的活動からの損益（掲記された過去の期間の対応額もともに示す）	_____
<i>IAS 12.81(i)</i>	(i) 財務諸表の公表が承認される前に提案または宣言されたが、財務諸表上負債として認識されていない、株主に対する配当の法人所得税上の影響の金額	_____
<i>IAS 12.81(j)</i>	(j) 企業が取得企業である企業結合により、取得前の繰延税金資産について認識された金額の変動が生じた場合 (IAS第12号第67項を参照) は、その変動の金額	_____
<i>IAS 12.81(k)</i>	(k) 企業結合で取得した繰延税金便益が取得日の時点では認識されていなかったが取得日後に認識される場合 (IAS第12号第68項を参照) は、繰延税金便益を認識する原因となった事象または状況変化の説明	_____
<i>IAS 12.82</i>	以下の両方に該当する場合は、繰延税金資産の金額とその認識を妥当とする根拠の内容を開示する。	_____
<i>IAS 12.82(a)</i>	(a) その繰延税金資産を使用できるか否かが、現存の将来加算一時差異の解消により生じる所得を超える将来の課税所得の有無に依存している。	_____

IAS 12.82(b) (b) 企業が、その繰延税金資産に関する課税管轄地域において、当期または前期に損失を計上している。

IAS 12.82A 純利益または留保利益の一部または全部が企業の株主に対する配当として支払われた場合に、法人所得税が高い税率または低い税率となるケースや、還付または追徴されるケースでは（IAS第12号第52A項を参照）、企業は、株主に対する配当支払の結果もたらされる法人所得税への潜在的な影響の内容を開示する。また、実務上算定可能な法人所得税上への潜在的な影響の金額、及び法人所得税への潜在的な影響が実務上算定不可能なもの有無を開示する。

IAS 12.87A 配当に関する潜在的な法人所得税の金額に影響を与える法人所得税制度の重要な特徴及び要因を開示する。

IAS 12.87 企業が子会社、支店及び関連会社に対する投資並びに共同支配の決めに対する持分から生じる未認識の繰延税金負債を開示することは、強制はされないが奨励されている。

法人所得税の税務処理に関する不確実性

IFRIC 23.A4 法人所得税の税務処理に不確実性がある場合、以下を開示するか否かを決定する。
 (a) 課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び税率を決定する際に行った判断（IAS第1号第122項を適用して）
 (b) 課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び税率を決定する際に行った仮定及び使用したその他の見積りに関する情報（IAS第1号第125項から第129項を適用して）

IFRIC 23.A5 税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高い場合、その不確実性の潜在的な影響をIAS第12号第88項に従い税務に関する偶発事象として開示するか否かを決定する。

Insights 3.12.760.10, 3.13.667.10 発生可能性のある法人所得税エクスポートに係る債務には、引当金ではなく、IFRIC解釈指針第23号の適用範囲における不確実な法人所得税の税務処理が適用される。

不確実な税務処理は、当期税金負債（資産）または繰延税金負債（資産）の測定に反映し、財政状態計算書上で同項目として表示する。不確実な税務処理は、引当金の一部として表示できない。

国際的な税制改革—第2の柱モデルルール

IAS 12.88A 第2の柱法人所得税に関する繰延税金資産及び繰延税金負債の認識及び情報開示に係る例外規定を適用することを開示する（IAS第12号第4A項を参照）。

IAS 12.88B 第2の柱法人所得税に関する当期税金費用（収益）を個別に開示する。

IAS 12.88C-88D 第2の柱に関する税制が制定または実質的に制定されているが施行されていない期間に、報告期間の末日時点の第2の柱法人所得税に対する企業のエクスポートに關し、既に入手したまたは合理的に見積り可能な定量的情報及び定性的情報を開示

する。当該情報は第2の柱に関する税制のすべての要求事項を反映している必要はなく、想定される範囲の形式で提供することも可能である。情報を把握できず、または、合理的に見積ることができない場合には、代わりに、その旨及びエクスポート評価の進捗状況に関する情報を開示する。

Insights 3.13.645.50

IAS第12号は、中間親会社の連結財務諸表またはグループ会社の個別財務諸表において第2の柱法人所得税に係る開示規定を適用するか否か、またはどのように適用するか（すなわち、トップアップ税の対象となり得るグループ内の各企業が、グループと自社いずれの第2の柱法人所得税に対するエクスポート評価を開示すべきか）については規定していない。KPMGの見解では、企業はどの開示を行うかを決定する際に、特定の財務諸表の利用者が第2の柱に関する税制から生じる潜在的なエクスポート評価を理解する上で役立つ情報を考慮するべきである。例えば、（移行期間中または新しい規則が世界中で「通常のやり方」になる時のいずれかにおいて）トップアップ税の支払い義務を負う、またはトップアップ税が発生すると見込んでいる企業によって提供される情報は、個別財務諸表の利用者にとって役立つ可能性がある。反対に、グループ会社がトップアップ税の支払い義務を負わない、またはトップアップ税が発生しないと見込んでいる場合は、他のグループ会社に関して個別財務諸表で第2の柱法人所得税に係る開示を行うことで、関連する情報が不明瞭になる可能性がある。

2.12 偶発資産及び偶発負債

IAS 37.86

決済における流出の可能性がほとんどない場合を除き、報告日における偶発負債の種類ごとにその内容を簡潔に説明する。実務上可能な場合には、以下の事項も開示する。

IAS 37.86(a)

(a) 偶発負債の財務上の影響の見積額

IAS 37.86(b)

(b) 流出の金額または時期に関する不確実性の指標

IAS 37.86(c)

(c) 補填の可能性

IAS 37.88

引当金と偶発負債が同じ状況の組合せから発生している場合は、IAS第37号第84項から第86項で要求されている情報を、引当金と偶発負債の関連を示すような方法で開示する。

IAS 37.89

経済的便益の流入の可能性が高い場合、報告日における偶発資産の内容を簡潔に記述し、実務上可能な場合は、偶発資産の財務上の影響の見積額を開示する。

IAS 37.91

開示することが実務上不可能であるという理由で、IAS第37号第86項及び第89項で要求されている情報が開示されていない場合には、その旨を開示する。

IAS 37.92

極めて稀な場合において、IAS第37号第86項から第89項で要求されている情報の一部または全部を開示すると、偶発負債または偶発資産の対象事項について他者との係争における企業の立場を著しく不利にすると予測されることがある。このような場合には、企業はその情報を開示する必要はないが、係争の全般的な内容について、情報を開示しなかった事実をその理由とともに開示する。

他のIFRS会計基準により開示が要求される特定の偶発事象

IAS 12.88

IAS第37号で要求される、税金関連の偶発負債及び偶発資産に関する情報を開示する。そのような偶発負債及び偶発資産は、例えば、税務当局との未解決の紛争から生じ得る。

IAS 19.152

IAS第37号で要求される、退職後給付債務から発生する偶発負債に関する情報を開示する。

IFRS 3.B67(c)

企業結合で取得企業が認識する偶発負債に関して、それぞれの種類の引当金についてIAS第37号第84項及び第85項が要求する情報を開示する。この情報は、重要な企業結合のそれぞれに関して、または個々には軽微であるが合算した場合には重要となる企業結合に関して、開示する。

条件付対価**IFRS 3.B67(b)**

企業結合により取得した条件付対価資産及び引き受けた条件付対価負債について、取得企業は、取得日から、企業が条件付対価資産を回収、売却もしくはそれ以外で権利を喪失するまで、または企業が条件付対価負債を決済するかもしくは負債が取消あるいは失効となるまでの各報告期間について以下の事項を開示する。

(a) 認識された金額の変動（決済時の差異を含む）

(b) 結果の範囲の変更（割引前）及びその変更の理由

(c) 条件付対価を測定するために用いた評価技法及び主要なモデルのインプット

IFRS 3.B67

IFRS第3号B67項（b）により開示が要求される情報については、重要な企業結合のそれぞれに関して、または個々には軽微であるが合算した場合には重要となる企業結合のそれぞれに関して開示する。

3 純損益及びその他の包括利益計算書

3.1 収益

全般的事項

<i>IFRS 15.110</i>	顧客との契約から生じる収益及びキャッシュフローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするために十分な情報を開示する。この目的を達成するため、以下についての定性的情報及び定量的情報を開示する。
<i>IFRS 15.110(a)</i>	(a) 顧客との契約 (IFRS第15号第113項から第122項参照)
<i>IFRS 15.110(b)</i>	(b) 当該契約にIFRS第15号を適用する際に行った重要な判断及び当該判断の変更 (IFRS第15号第123項から第126項参照)
<i>IFRS 15.110(c)</i>	(c) IFRS第15号第91項または第95項に従って顧客との契約の獲得または履行のためのコストについて認識した資産 (IFRS第15号第127項から第128項)
<i>IFRS 15.111</i>	大量の瑣末な詳細情報を記載したり、特徴が大きく異なる項目を合算したりすることにより、有用な情報が不明瞭とならないように、開示を集約または分割する。
<i>IFRS 15.112</i>	他のIFRS会計基準に従って情報を提供している場合には、その情報をIFRS第15号に従って開示する必要はない。
顧客との契約	
<i>IFRS 15.113</i>	他のIFRS会計基準に従って純損益及びその他の包括利益計算書に区分表示されている場合を除き、報告期間について以下の金額をすべて開示する。
<i>IFRS 15.113(a)</i>	(a) 顧客との契約から認識した収益 (収益のその他の源泉と区別して開示しなければならない)
<i>IFRS 15.113(b)</i>	(b) 顧客との契約から生じた債権または契約資産について (IFRS第9号に従って) 認識した減損損失 (他の契約から生じる減損損失と区別して開示しなければならない)
この開示規定は、上記1.1章「財務諸表の表示」にも記載している。	
<i>Insights 4.2.560.25</i>	KPMGの見解では、IAS第1号の規定を考慮すると、顧客との契約から生じる収益を純損益計算書において独立の表示科目として表示することは要求されず、他の種類の収益と合算して表示できる。しかし、顧客との契約から生じる収益を、注記または純損益計算書において区分して開示する場合、IFRS第15号の適用範囲に含まれない金額を含めるべきではないとKPMGは考えている。
収益の分解	
<i>IFRS 15.114</i>	顧客との契約から認識した収益を、収益及びキャッシュフローの性質、金額、時期及び不確実性が、どのように経済的要因の影響を受けるのかを描写する区分に分解する。収益の分解に使用する区分を選択する際に、IFRS第15号B87項からB89項のガイダンスを適用する。

IFRS 15.115

財務諸表利用者が、(IFRS第15号第114項に従って) 分解した収益の開示と、各報告セグメントについて開示する収益情報 (IFRS第8号「事業セグメント」を適用している場合)との間の関係を理解できるようにするための十分な情報を開示する。

契約残高**IFRS 15.116**

以下のすべての事項を開示する。

IFRS 15.116(a)

- (a) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高 (区分して表示または開示していない場合)
-

IFRS 15.116(b)

- (b) 報告期間に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額
-

IFRS 15.116(c)

- (c) 過去の期間に充足した（または部分的に充足した）履行義務に関して報告期間に認識した収益（例：取引価格の変動）
-

IFRS 15.117

履行義務の充足の時期 (IFRS第15号第119項 (a) を参照) が通常の支払時期 (IFRS第15号第119項 (b) を参照) にどのように関連するのか、及びそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響を説明する。提供する説明には、定性的情報を用いることができる。

IFRS 15.118

報告期間中の契約資産及び契約負債の残高の重大な変動を説明する。この説明には、定性的情報と定量的情報を含める。企業の契約資産及び契約負債の残高の変動の例として、以下のものがある。

IFRS 15.118(a)

- (a) 企業結合による変動
-

IFRS 15.118(b)

- (b) 収益に対する累積キャッチアップ修正のうち、対応する契約資産または契約負債に影響を与えるもの。これには、進捗度の測定値の変動、取引価格の見積りの変更（変動対価の見積りが制限されるか否かの評価の変更を含む）または契約変更が含まれる。
-

IFRS 15.118(c)

- (c) 契約資産の減損
-

IFRS 15.118(d)

- (d) 対価に対する権利が無条件となる（すなわち、契約資産が債権に振り替えられる）時間枠の変化
-

IFRS 15.118(e)

- (e) 履行義務が充足される（すなわち、契約負債から生じる収益が認識される）時間枠の変化
-

履行義務**IFRS 15.119**

顧客との契約における履行義務に関する情報を開示する。これには、以下のすべての記述が含まれる。

IFRS 15.119(a)

- (a) 企業が通常、履行義務を充足する時点（例：出荷時、引渡し時、サービスを提供するにつれて、またはサービスの完了時）。これには、請求済未出荷契約において履行義務がいつ充足されるのかが含まれる。
-

IFRS 15.119(b)

- (b) 重大な支払条件（例：通常の支払期限、契約に重大な財務要素が含まれるか否か、対価の金額に変動性があるか否か、IFRS第15号第56項から第58項に従って変動対価の見積りが通常制限されるか否か）
-

IFRS 15.119(c)

- (c) 企業が移転を約束した財またはサービスの内容。他の当事者が財またはサービスを移転するよう手配する履行義務（すなわち、企業が代理人として行動する場合）を強調する。
-

IFRS 15.119(d)

- (d) 返品及び返金の義務並びにその他の類似する義務
-

IFRS 15.119(e)

- (e) 製品保証及び関連する義務の種類
-

残存する履行義務に配分した取引価格

<i>IFRS 15.120</i>	残存する履行義務に関して以下の情報を開示する。
<i>IFRS 15.120(a)</i>	(a) 報告期間末現在で充足されていない（または部分的に充足されていない）履行義務に配分した取引価格の総額
<i>IFRS 15.120(b)</i>	(b) IFRS第15号第120項 (a) に従って開示した金額を、企業がいつ収益として認識すると見込んでいるかの説明（以下のいずれかの方法で開示する）。
<i>IFRS 15.120(b)(i)</i>	(i) 残存する履行義務の残存期間に最も適した期間帯を用いた定量的ベースによる方法
<i>IFRS 15.120(b)(ii)</i>	(ii) 定性的情報を用いた方法
<i>IFRS 15.121</i>	実務上の便法として、以下の要件のいずれかに該当する場合には、履行義務についてのIFRS第15号第120項の情報を開示する必要はない。
<i>IFRS 15.121(a)</i>	(a) 履行義務が、当初の予想残存期間が1年以内の契約の一部である。
<i>IFRS 15.121(b)</i>	(b) 企業が履行義務の充足による収益をIFRS第15号B16項に従って認識している。
<i>IFRS 15.122</i>	IFRS第15号第121項の実務上の便法を適用しているか否か、及び顧客との契約の対価が取引価格に含まれていない（したがって、IFRS第15号第120項に従って開示した情報に含まれていない）か否かを定性的に説明する。例えば、取引価格の見積りには制限されている変動対価の見積りは含まれない(IFRS第15号第56項から第58項を参照)。

IFRS第15号の適用における重要な判断

<i>IFRS 15.123</i>	IFRS第15号の適用に際して行った判断及び判断の変更のうち、顧客との契約から生じる収益の金額及び時期の決定に重要な影響を与えるものを開示する。特に、以下の両方の決定に際して用いた判断及び判断の変更を説明する。
<i>IFRS 15.123(a)</i>	(a) 履行義務の充足の時期 (IFRS第15号第124項から第125項を参照)
<i>IFRS 15.123(b)</i>	(b) 取引価格及び履行義務への配分額 (IFRS第15号第126項を参照)

履行義務の充足の時期の決定

<i>IFRS 15.124</i>	企業が一定の期間にわたり充足する履行義務について、以下の両方を開示する。
<i>IFRS 15.124(a)</i>	(a) 収益を認識するために用いた方法（例：用いたアウトプット法またはインプット法に関する記述、及びこれらの方法をどのように適用しているのか）
<i>IFRS 15.124(b)</i>	(b) 用いた方法が財またはサービスの移転を忠実に描写する理由の説明
<i>IFRS 15.125</i>	一時点で充足される履行義務について、約束した財またはサービスの支配を顧客がいつ獲得するかを評価する際に行った重要な判断を開示する。

取引価格及び履行義務に配分される金額の決定

<i>IFRS 15.126</i>	以下のすべての項目について、用いた方法、インプット及び仮定に関する情報を開示する。	
<i>IFRS 15.126(a)</i>	(a) 取引価格の算定（これには、変動対価の見積り、貨幣の時間価値の影響についての対価の調整、現金以外の対価の測定が含まれるが、これらに限定されない）	_____
<i>IFRS 15.126(b)</i>	(b) 変動対価の見積りが制限されるか否かの評価	_____
<i>IFRS 15.126(c)</i>	(c) 約束した財またはサービスの取引価格の配分（独立販売価格の見積りを含む）及び契約の特定の部分への値引き及び変動対価の配分（該当がある場合）	_____
<i>IFRS 15.126(d)</i>	(d) 返品及び返金の義務並びにその他の類似する義務の測定	_____

顧客との契約の獲得または履行のコストから認識した資産

<i>IFRS 15.127</i>	以下の両方を記述する。	
<i>IFRS 15.127(a)</i>	(a) 顧客との契約の獲得または履行のために生じたコストの金額を（IFRS第15号第91項または第95項に従って）算定する際に行った判断	_____
<i>IFRS 15.127(b)</i>	(b) 各報告期間の償却の算定に用いている方法	_____
<i>IFRS 15.128</i>	以下のすべてを開示する。	
<i>IFRS 15.128(a)</i>	(a) 顧客との契約の獲得または履行のために生じたコストから（IFRS第15号第91項または第95項に従って）認識した資産について、資産の主要な区分別（例：顧客との契約の獲得のためのコスト、契約前コスト及びセットアップ・コスト）の期末残高	_____
<i>IFRS 15.128(b)</i>	(b) 報告期間に認識した償却及び減損損失の金額	_____

実務上の便法

<i>IFRS 15.129</i>	企業がIFRS第15号第63項（重大な財務要素の存在に関して）またはIFRS第15号第94項（契約を獲得するための増分コストに関して）のいずれかにおいて実務上の便法の適用を選択する場合、その旨を開示する。	
--------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

3.2 政府補助金

<i>IAS 20.24</i>	資産に関する政府補助金（公正価値により測定される非貨幣性資産による補助金を含む）は、以下のいずれかの方法により表示する。 (a) 繰延収益として補助金を計上する方法 (b) 補助金額を控除して資産の帳簿価額を算定する方法	
<i>IAS 20.29</i>	収益に関する政府補助金は、以下のいずれかの方法で表示することにより純損益に含める。 (a) 区別して、または「その他の収益」のような一般的な科目名を用いる。 (b) 関連費用からその補助金を控除する。	
<i>IAS 20.31</i>	財務諸表を適切に理解するためには、補助金に関する開示が必要な場合がある。通常、区別して開示することが要求されている収益項目または費用項目に、補助金が影響を及ぼす場合には、その金額を開示することが適切である。	
<i>IAS 20.39</i>	以下の事項を開示する。	
<i>IAS 20.39(b)</i>	(a) 財務諸表に計上した政府補助金の内容及び範囲、並びに企業が直接に便益を受けた他の形態の政府援助	
<i>IAS 20.39(c)</i>	(b) 認識した政府援助に付随する未履行の条件及びその他の偶発事象	

3.3 従業員給付

短期従業員給付

<i>IAS 19.25</i>	IAS第19号は、短期従業員給付に関する開示を特に要求していないが、他のIFRS会計基準により開示が要求されることがある。例えば、IAS第24号は経営幹部への従業員給付に関する開示を要求している。IAS第1号は従業員給付費用の開示を要求している。	
------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

確定拠出制度

<i>IAS 19.53</i>	確定拠出制度に関して費用として認識した金額を開示する。	
<i>IAS 19.54</i>	IAS第24号により要求される場合、経営幹部に関する確定拠出制度への拠出について情報を開示する。	

確定給付制度

<i>IAS 19.133</i>	流動資産・負債と非流動資産・負債とを区分する企業がある。IAS第19号は、退職後給付から生じる資産・負債の流動部分と非流動部分とを区分すべきか否かについては、指定していない。	
<i>IAS 19.134</i>	IAS第19号第120項では、勤務費用及び確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額を純損益に認識することを要求している。IAS第19号は、勤務費用及び確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額の表示方法を定めていない。これらの内訳は、IAS第1号に従って表示する。	

<i>IAS 19.135</i>	以下の情報を開示する。	
<i>IAS 19.135(a)</i>	(a) 確定給付制度の特徴及び関連するリスクの説明	
<i>IAS 19.135(b)</i>	(b) 確定給付制度から生じた財務諸表上の金額の識別及び説明	
<i>IAS 19.135(c)</i>	(c) 確定給付制度が将来キャッシュフローの金額、時期及び不確実性にどのように影響する可能性があるかの記述	
<i>IAS 19.136</i>	IAS第19号第135項の目的を達成するために、以下のすべてを考慮する。	
<i>IAS 19.136(a)</i>	(a) 開示規定を満たすために必要な詳細さの程度	
<i>IAS 19.136(b)</i>	(b) 様々な規定のそれぞれにどの程度重点を置くべきか	
<i>IAS 19.136(c)</i>	(c) どの程度の集約または分解を行うべきか	
<i>IAS 19.136(d)</i>	(d) 財務諸表利用者が開示された定量的情報を評価するために追加の情報を必要としているか否か	
<i>IAS 19.137</i>	IAS第19号及び他のIFRS会計基準の規定に従って行った開示が、IAS第19号第135項の目的を達成するために十分でない場合には、それらの目的を達成するために必要な追加の情報を開示する。例えば、企業は、債務の内容、特徴及びリスクを区別した確定給付制度債務の現在価値の分析を示すことがある。そのような開示は、以下のものを区別することが考えられる。	
<i>IAS 19.137(a)</i>	(a) 現役の加入者、受給待機者及び年金受給者に対する金額	
<i>IAS 19.137(b)</i>	(b) 権利確定した給付及び発生しているが権利確定していない給付	
<i>IAS 19.137(c)</i>	(c) 条件付きの給付、将来の昇給に帰属する金額及び他の給付	
<i>IAS 19.138</i>	リスクが大きく異なる制度または制度グループを区別するために、開示のすべてまたは一部を分解すべきか否かを検討する。例えば、企業は以下の特徴を1つ以上示すことにより、制度に関する開示を分解する場合がある。	
<i>IAS 19.138(a)</i>	(a) 地域の相違	
<i>IAS 19.138(b)</i>	(b) 特徴の相違（例：定額給与年金制度、最終給与年金制度または退職後医療制度）	
<i>IAS 19.138(c)</i>	(c) 規制環境の相違	
<i>IAS 19.138(d)</i>	(d) 報告セグメントの相違	
<i>IAS 19.138(e)</i>	(e) 積立ての取決めの相違（例：まったく積立てをしていないもの、すべてまたは一部について積立てをしているもの）	
確定給付制度の特徴及び関連するリスク		
<i>IAS 19.139</i>	以下の事項を開示する。	
<i>IAS 19.139(a)</i>	(a) 以下の事項を含む、企業の確定給付制度の特徴に関する情報	
<i>IAS 19.139(a)(i)</i>	(i) 制度が支給する給付の内容（例：最終給与確定給付制度または保証付きの拠出ベース制度）	
<i>IAS 19.139(a)(ii)</i>	(ii) 制度が運営されている規制の枠組みに関する説明（例：最低積立要件の水準、及び規制の枠組みが制度に与える影響（資産上限額（IAS第19号第64項を参照）等））	
<i>IAS 19.139(a)(iii)</i>	(iii) 制度のガバナンスに対する他の事業体の責任に関する説明（例：制度の受託者または執行機関の責任）	

<i>IAS 19.139(b)</i>	(b) 企業が制度によりさらされているリスク（通常ではないリスク、または企業特有もしくは制度特有のリスクに重点を置く）及びリスクの著しい集中に関する記述（例：制度資産が主として1つのクラスの投資（例：不動産）に集中している場合は、その制度により企業は不動産市場リスクの集中にさらされている可能性がある）
<i>IAS 19.139(c)</i>	(c) 制度改訂、縮小及び清算に関する説明

財務諸表上の金額の説明

<i>IAS 19.140</i>	以下のそれぞれの項目について該当があれば、期首残高から期末残高への調整表を示す。
-------------------	------------------------------------------

IAS 19.140(a) (a) 確定給付負債（資産）の純額（以下についての調整を別々に示す）

IAS 19.140(a)(i) (i) 制度資産

IAS 19.140(a)(ii) (ii) 確定給付制度債務の現在価値

IAS 19.140(a)(iii) (iii) 資産上限額の影響

IAS 19.140(b) (b) 補填の権利

IAS 19.140(b) 補填の権利と関連する債務との関係を説明する。

<i>IAS 19.141</i>	IAS第19号第140項に列挙されている各調整表では、該当があれば以下の項目をそれぞれ示す。
-------------------	------------------------------------------------

IAS 19.141(a) (a) 当期勤務費用

IAS 19.141(b) (b) 利息収益または利息費用

IAS 19.141(c) (c) 確定給付負債（資産）の純額の再測定（以下の項目を区分して示す）

IAS 19.141(c)(i) (i) 制度資産に係る収益（IAS第19号第141項（b）の利息に含まれる金額を除く）

IAS 19.141(c)(ii) (ii) 人口統計上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異（IAS第19号第76項（a）を参照）

IAS 19.141(c)(iii) (iii) 財務上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異（IAS第19号第76項（b）を参照）

IAS 19.141(c)(iv) (iv) 確定給付資産の純額を資産上限額に制限していることの影響の変動（IAS第19号第141項（b）の利息に含まれている金額を除く）、及び利用可能な最大の経済的便益の算定方法（すなわち、その便益が、返還、将来掛金の減額またはこれらの組合せのいずれの形態であるか）

IAS 19.141(d) (d) 過去勤務費用及び清算損益（IAS第19号第100項で認められているように、過去勤務費用と清算損益が同時に発生する場合は、区別する必要はない）

IAS 19.141(e) (e) 外国為替レートの変動による影響

IAS 19.141(f) (f) 制度への拠出（事業主によるものと制度参加者によるものとを区別して示す）

IAS 19.141(g) (g) 制度からの支払い（清算に関する支払金額を区分して示す）

IAS 19.141(h) (h) 企業結合及び処分の影響額

Insights 4.4.980.50 制度資産の運営管理に係るコストや医療給付の請求処理コストを除く管理コストは、関連する管理サービスが企業に提供された時点で認識し、KPMGの見解では費用として純損益に含めるべきである。

IAS 19.142

制度資産の公正価値を、それらの資産の内容及びリスクで区別したクラスに分解し、さらにそれぞれのクラスを、活発な市場における公表市場価格のあるもの（IFRS第13号を参照）とないものに細分化する。例えば、IAS第19号第136項で説明されている開示のレベルを考慮し、企業は以下のものを区別することが考えられる。

IAS 19.142(a)

(a) 現金及び現金同等物

IAS 19.142(b)

(b) 資本性金融商品（業種、会社規模、地域等で分解）

IAS 19.142(c)

(c) 負債性金融商品（発行者の種類、信用度、地域等で分解）

IAS 19.142(d)

(d) 不動産（地域等で分解）

IAS 19.142(e)

(e) デリバティブ（契約における基礎となるリスクで分解（例：金利契約、為替契約、持分証券契約、信用契約、長寿スワップ等））

IAS 19.142(f)

(f) 投資ファンド（ファンドの種類で分解）

IAS 19.142(g)

(g) 資産担保証券

IAS 19.142(h)

(h) 仕組債

IAS 19.143

制度資産として保有している企業自身の譲渡可能な金融商品の公正価値、及び制度資産のうち企業が占有している不動産または使用している他の資産の公正価値を開示する。

IAS 19.144

確定給付制度債務の現在価値の算定に用いた重要な数理計算上の仮定（IAS第19号第76項を参照）を開示する。このような開示は絶対値で行う必要がある（例：百分率の絶対値としてあり、単に百分率や他の変数の範囲としてではない）。企業が複数の制度をグループにまとめた合計で開示する場合には、こうした開示を加重平均または比較的狭い範囲の形で示す。

Insights 4.4.540.20

KPMGの見解では、確定給付債務、当期勤務費用及び利息費用の測定において、企業はそれぞれのカテゴリーごとに予想される給付の支払タイミングとより密接に整合させるために、制度加入者のカテゴリーごとに、同一のイールド・カーブに基づく異なる加重平均割引率を用いる場合がある。

Insights 4.4.540.100

さらに、制度全体の確定給付債務及び当期勤務費用の測定に異なる加重平均割引率を用いる結果となるアプローチを企業が適用する場合、確定給付制度債務及び当期勤務費用に実際に適用した異なる加重平均割引率について、区別して開示すべきか検討する。

Insights 4.4.540.110

KPMGの経験では、企業は一般的に、確定給付制度の割引率を毎期継続した手法及び情報源を用いて算定している。特定の状況では、特に市場環境の重大な変化に応じて、過去に用いてきた手法の妥当性を検討することが適切である場合がある。KPMGの見解では、割引率の選択方法の変更は、それを変更することにより、より信頼性の高い見積りが行える場合に適切である。KPMGは、これが会計上の見積りの変更であり、IAS第8号に従った会計方針の変更に該当しないと考える。企業が割引率の算定手法を変更する場合、IAS第8号に基づく開示を行わなければならない。このような場合、企業は、当期に影響を及ぼす、または将来の期間に影響を及ぼすと予想される会計上の見積りの変更について、その内容及び金額を開示する。**1.9章「会計方針、誤謬及び見積り」**を参照。

将来キャッシュフローの金額、時期及び不確実性

<i>IAS 19.145</i>	以下の項目を開示する。	
<i>IAS 19.145(a)</i>	(a) 報告日時点の重要な数理計算上の仮定（IAS第19号第144項を参照）のそれぞれについての感応度分析（その日現在で合理的に考え得る関連する数理計算上の仮定の変化により、確定給付制度債務がどのように影響を受けるかを示す）	_____
<i>IAS 19.145(b)</i>	(b) IAS第19号第145項 (a) で要求される感応度分析の作成に使用した方法及び仮定、並びにそれらの方法の限界	_____
<i>IAS 19.145(c)</i>	(c) 前期の感応度分析の作成に使用した方法及び仮定からの変更、並びにその変更の理由	_____
<i>IAS 19.173(b)</i>	IAS第8号に従ってIAS第19号を遡及的に適用するとしている規定にかかわらず、2014年1月1日より前に開始する期間の財務諸表においては、確定給付制度債務の感応度に関するIAS第19号第145項で要求されている開示の比較情報は、開示する必要はない。	_____
<i>IAS 19.146</i>	制度または企業が採用している資産・負債マッチング戦略（リスクを管理するための年金契約及び他の技法（長寿スワップ等）の利用を含む）に関する説明を開示する。	_____
<i>IAS 19.147</i>	確定給付制度が企業の将来キャッシュフローに及ぼす影響の指標を示すために、以下の項目を開示する。	
<i>IAS 19.147(a)</i>	(a) 将来の拠出に影響を及ぼす積立ての取決め及び積立ての方針の記述	_____
<i>IAS 19.147(b)</i>	(b) 翌年次報告期間におけるその制度への予想拠出額	_____
<i>IAS 19.147(c)</i>	(c) 確定給付制度債務の満期分析に関する情報（これには、確定給付制度債務の加重平均デューレーションが含まれ、給付支払の時期の分布に関する他の情報（例：給付支払の満期分析）が含まれることがある）	_____

複数事業主制度

<i>IAS 19.148</i>	企業が複数事業主の確定給付制度に加入している場合は、以下の項目を開示する。	
<i>IAS 19.148(a)</i>	(a) 積立ての取決めの説明（企業が拠出率の算定に用いている方法及び最低積立要件を含む）	_____
<i>IAS 19.148(b)</i>	(b) 企業がその複数事業主制度の規約及び条件により、他の企業の債務について責任を負う可能性のある範囲に関する説明	_____
<i>IAS 19.148(c)</i>	(c) 以下のことによる積立不足または積立超過についての合意された配分の説明	_____
<i>IAS 19.148(c)(i)</i>	(i) 制度の解散	_____
<i>IAS 19.148(c)(ii)</i>	(ii) 制度からの企業の脱退	_____
<i>IAS 19.148(d)</i>	(d) IAS第19号第34項に従って複数事業主制度を確定拠出制度であるかのように会計処理している場合は、IAS第19号第148項 (a) から (c) で要求される情報に加えて、IAS第19号第139項から第147項で要求されている情報の代替として、以下の項目を開示	
<i>IAS 19.148(d)(i)</i>	(i) その制度が確定給付制度である旨	_____
<i>IAS 19.148(d)(ii)</i>	(ii) 企業がその制度を確定給付制度として会計処理するのに十分な情報を入手できない理由	_____
<i>IAS 19.148(d)(iii)</i>	(iii) 翌年次報告期間におけるその制度への予想拠出額	_____

- IAS 19.148(d)(iv)* (iv) 将来の拠出に影響する可能性のあるその制度の積立不足または積立超過に関する情報(積立不足または積立超過の算定に用いた基礎及び企業への影響(もしあれば)を含む)
- IAS 19.148(d)(v)* (v) 他の加入企業と比較した企業のその制度への加入水準の指標(このような指標を示す可能性のある測定値の例としては、その制度への拠出総額に対する企業の構成割合や、現役の加入者、退職した加入者、及び受給権を得ている元加入者の総数に対する企業の構成割合(そのような情報が入手可能な場合)等がある)

グループ制度

(共通支配下にある複数の企業間でリスクを分担する確定給付制度)

- IAS 19.149* 企業が、共通支配下にある複数の企業間でリスクを分担する確定給付制度に加入している場合は、以下の事項を開示する。
- IAS 19.149(a)* (a) 確定給付費用の純額の負担に関する契約上の合意、もしくは確定している方針、またはそのような方針が存在しないという事実
- IAS 19.149(b)* (b) 企業が支払うべき拠出を算定するための方針
- IAS 19.149(c)* (c) 企業がIAS第19号第41項に示されているような確定給付費用の純額の配分を会計処理している場合は、その制度全体についてのIAS第19号第135項から第147項で要求されているすべての情報
- IAS 19.149(d)* (d) 企業がIAS第19号第41項に示されているような当期に支払うべき拠出を会計処理している場合は、その制度全体についてのIAS第19号第135項から第137項、第139項、第142項から第144項、並びに第147項(a)及び(b)で要求されている情報
- IAS 19.150* IAS第19号第149項(c)及び(d)で要求されている情報は、以下の両方を満たす場合、他のグループ企業の財務諸表における開示への相互参照により開示することができる。
- IAS 19.150(a)* (a) そのグループ企業の財務諸表上で、その制度に関して要求される情報が別個に識別され、開示されている。
- IAS 19.150(b)* (b) そのグループ企業の財務諸表を、報告企業の財務諸表と同一の条件で、かつ同時期またはそれよりも早く、財務諸表利用者が入手可能である。

関連当事者取引

- IAS 19.151* IAS第24号で要求される場合、以下の情報を開示する。
- IAS 19.151(a)* (a) 退職後給付制度との関連当事者取引
- IAS 19.151(b)* (b) 経営幹部への退職後給付

偶発負債

- IAS 19.152* IAS第37号で要求される場合、退職後給付債務から生じる偶発負債に関する情報を開示する。

その他の長期従業員給付

- IAS 19.158* IAS第19号は、その他の長期従業員給付に関する開示を特に要求していないが、他のIFRS会計基準により開示が要求されることがある。例えば、IAS第24号は経営幹部への従業員給付に関する開示を要求している。IAS第1号は従業員給付費用の開示を要求している。

解雇給付

IAS 19.171

IAS第19号は、解雇給付に関する開示を特に要求していないが、他のIFRS会計基準により開示が要求されることがある。例えば、IAS第24号は経営幹部への従業員給付に関する開示を要求している。IAS第1号は従業員給付費用の開示を要求している。

3.4 株式に基づく報酬

IFRS 2.44

当期中に存在していた株式に基づく報酬契約の内容と範囲について、財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示する。

IFRS 1.D2, 2.56

IFRS第2号は、特定の持分決済型の株式に基づく報酬契約に適用することは要求されていない（例：2002年11月7日以前に付与されたもののうち、公正価値が開示されていなかったもの）。ただし、IFRS第2号第44項及び第45項の開示規定は、IFRS第2号に従って会計処理されるか否かにかかわらず、持分決済型の株式に基づく報酬に適用される。

IFRS 2.44-45

以下の事項を開示する。

IFRS 2.44-45(a)

(a) 当期中のいずれかの時点において存在していた株式に基づく報酬契約の各種類についての説明（これには、各契約の権利確定条件、付与されたオプションの最長期間、決済方法（現金決済か株式決済か）等の全般的な契約条件を含む。実質的に同じ種類の株式に基づく報酬契約については、当期中に存在していた株式に基づく報酬契約の内容と範囲を理解するために、区分開示が必要な場合を除き、それらの情報を集約することができる）

IFRS 2.44, 45(b)

(b) 以下のグループごとのオプションの数と加重平均行使価格

(i) 期首残高

(ii) 当期中の付与

(iii) 当期中の失効

(iv) 当期中の行使

(v) 当期中の満期消滅

(vi) 期末残高

(vii) 期末日現在の行使可能残高

IFRS 2.44, 45(c)

(c) 当期中に権利が行使されたストック・オプションについて、権利行使日現在の加重平均株価（オプションが期を通じて一定のペースで行使された場合は、これに代えて当期中の加重平均株価を開示することができる）

IFRS 2.44, 45(d)

(d) 期末日現在で残っているストック・オプションについては、行使価格の範囲と残存契約年数の加重平均（行使価格の幅が広い場合は、発行される可能性のある追加的株式の数と範囲及びそれらのオプションの行使により受け取る可能性のある現金を検討するために有用な価格帯ごとに、未行使オプションを区分する）

Insights 4.5.1120.10, 30, IFRS 2.35 相互に排他的な2つの決済選択権を従業員に与える契約において、1つの選択権のみがIFRS第2号に従って会計処理される場合、IFRS第2号の複合金融商品の規定を類推適用し、契約を株式に基づく報酬として会計処理しなければならないとKPMGは考える。会計処理すべき資本部分がない場合でも、IFRS第2号の開示規定を適用しなければならないとKPMGは考える。

Insights 4.5.1910.80 株式の購入が株式に基づく報酬である場合、当該取引が公正価値により行われたならば何らかのコストを認識すべきか否かが論点となる。仮に認識すべきコストが存在しなかつたとしても（例：購入価格が、付与される資本性金融商品の付与日における公正価値に等しい場合）、KPMGの見解では、IFRS第2号の開示規定が適用される。

公正価値の開示

IFRS 2.46 当期中に受け取った財またはサービスの公正価値や、付与した資本性金融商品の公正価値がどのように算定されたかを、財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示する。

IFRS 2.48 企業が当期中に受け取った財またはサービスの公正価値を直接測定している場合は、企業は、その公正価値をどのように算定したか（例：公正価値をその財またはサービスの市場価格で測定したか）を開示する。

財またはサービスの公正価値の測定

IFRS 2.47 企業が、企業の資本性金融商品の対価として受け取った財またはサービスの公正価値を、付与した資本性金融商品の公正価値を参照して間接的に測定している場合は、以下の事項を開示する。

(a) 当期中に付与されたストック・オプションについて、以下の事項を含む、測定日時点の加重平均公正価値とその測定方法に関する情報

(i) 使用したオプション価格算定モデル及びそのモデルに対するインプット（これには、加重平均株価、行使価格、予想ボラティリティ、オプションの残存期間、予想配当、リスクフリー利子率及びモデルに対する他のインプット（使用した方法及び予想される早期権利行使の影響を織り込むうえでの仮定を含む）が含まれる）

(ii) 予想ボラティリティの算定方法（予想ボラティリティが実績ボラティリティにどの程度基づいているかについての説明を含む）

(iii) 株式市場条件等、オプション付与のその他の特徴が公正価値の測定に織り込まれているか否か、及びその場合の方法

(b) 当期中に付与した他の資本性金融商品（すなわち、ストック・オプション以外）について、以下の事項を含む、測定日時点におけるそれらの資本性金融商品の数と加重平均公正価値、及びその公正価値の算定方法に関する情報

(i) 公正価値が観察可能な市場価格を基礎にして測定されていない場合には、その算定方法

(ii) 予想配当が公正価値の測定に織り込まれているか否か、及びその方法

(iii) その資本性金融商品の他の特徴が公正価値の測定に織り込まれているか否か、及びその方法

<i>IFRS 2.47(c)</i>	(c) 当期中に条件変更した株式に基づく報酬契約について	
<i>IFRS 2.47(c)(i)</i>	(i) それらの変更に関する説明	
<i>IFRS 2.47(c)(ii)</i>	(ii) (それらの変更の結果として) 付与した増分公正価値	
<i>IFRS 2.47(c)(iii)</i>	(iii) 付与した増分公正価値をどのように測定したかに関する情報 (必要な場合、 IFRS第2号第47項 (a) 及び (b) の規定と整合させる)	
<i>Insights 4.5.1000.10</i>	ストック・オプションの公正価値の測定については開示規定が設けられている。KPMGの見解では、現金決済型の株式に基づく報酬（例：株式増価受益権）についても、同様の開示を行うべきである。現金決済型の株式に基づく報酬については、以下の公正価値の測定に関する開示を行うべきであるとKPMGは考える。 • 当期に付与した報酬：付与日及び報告日における公正価値の測定に関する開示 • 過去の期間に付与されたが報告日において未行使の報酬：報告日における公正価値の測定に関する開示	
<i>IFRS 2.49</i>	企業が、財またはサービスの公正価値を信頼性をもって見積ることができるというIFRS第2号第13項の推定に反証した場合は、その旨を開示するとともに、推定が反証された理由を説明する。	
株式に基づく報酬取引が純損益、財政状態及び資本に与える影響		
<i>IFRS 2.50-51</i>	株式に基づく報酬取引が企業の純損益及び財政状態に与えた影響を、財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示する。以下の事項を開示する。	
<i>IFRS 2.51(a)</i>	(a) 受け取った財またはサービスが資産としての認識の要件を満たさず、そのため直ちに費用として認識された株式に基づく報酬取引から生じた、当期に認識した費用の総額（費用総額のうち株式決済型の株式に基づく報酬取引として会計処理した取引から生じた部分を含む）	
<i>IFRS 2.51(b)</i>	(b) 株式に基づく報酬取引から生じた負債について	
<i>IFRS 2.51(b)(i)</i>	(i) 期末日現在の帳簿価額の合計	
<i>IFRS 2.51(b)(ii)</i>	(ii) 現金または他の資産に対する相手方の権利が当期末までに確定した負債（例：確定した株式増価受益権）の、当期末日現在の本源的価値の合計	
<i>Insights 4.5.900.20</i>	子会社の資本性金融商品が付与される株式に基づく報酬取引を除き、IFRS会計基準は株式に基づく報酬取引と関連して認識される資本の増加について、株主資本または利益剰余金のいずれにおいて独立の項目として表示しなければならないかについて言及していない。KPMGの見解では、IFRS会計基準においてはいずれのアプローチも認められる。財務諸表上に、資本に関する独立の項目を表示する場合、その資本の増加を認識した項目及びその内容を開示しなければならない。	

その他

IFRS 2.52

IFRS第2号により開示が求められている情報が、IFRS第2号第44項、第46項及び第50項の原則を満たしていない場合は、それらの原則を満たすために必要な追加的情報を開示する。例えば、企業が株式に基づく報酬取引をIFRS第2号第33F項に従って持分決済型に分類しており、株式に基づく報酬取引に関連する将来のキャッシュフローの影響について財務諸表利用者に知らせることが必要な場合は、従業員の納税義務を決済するために税務当局に移転すると見込んでいる金額の見積りを開示する。

3.5 借入コスト

IAS 23.26

以下の事項を開示する。

IAS 23.26(a)

(a) 当期中に資産計上した借入コストの金額

IAS 23.26(b)

(b) 資産計上するのに適格な借入コストの金額の算定に使用した資産化率

4. 特別トピックス

4.1 リース

全般的事項

IFRS 16.51, 89

注記において、財政状態計算書、純損益計算書及びキャッシュフロー計算書で提供される情報と合わせて、リースが財政状態、財務業績及びキャッシュフローに与えている影響を財務諸表利用者が評価するための基礎を与える情報を開示する。

借手

財政状態計算書または注記に表示する情報

IFRS 16.47

財政状態計算書または注記のいずれかで次の内容を表示する。

IFRS 16.47(a)

(a) 投資不動産の定義を満たしていない使用権資産（他の資産と区分して）。借手が使用権資産を財政状態計算書において区分表示しない場合には、次のことを行う。

(i) 使用権資産を、対応する原資産が自社所有であったとした場合に表示されるであろう表示項目に含める。

(ii) 財政状態計算書のどの表示項目がそれらの使用権資産を含んでいるのかを開示する。

IFRS 16.47(b)

(b) リース負債（他の負債と区分して）。借手がリース負債を財政状態計算書において区分表示しない場合には、借手は財政状態計算書のどの表示項目がそれらの負債を含んでいるのかを開示しなければならない。

IFRS 16.48, 56

使用権資産が投資不動産の定義を満たしている場合には、それを財政状態計算書上で投資不動産として表示し、IAS第40号の開示規定を適用する。借手はそれらの使用権資産について、IFRS第16号第53項 (a)、(f)、(h) または(j) の開示は要求されない。

純損益及びその他の包括利益計算書に表示すべき情報

IFRS 16.49

リース負債に係る金利費用は、純損益及びその他の包括利益計算書において使用権資産に係る減価償却費と区分して表示する。リース負債に係る金利費用は、財務コストの内訳項目であり、IAS第1号「財務諸表の表示」第82項(b)で純損益及びその他の包括利益計算書において区分して表示することが要求されている。

キャッシュフロー計算書上の分類

IFRS 16.50

キャッシュフロー計算書において次のように分類する。

*IFRS 16.50(a),
IAS 7.17(e)*

(a) リース負債の元本部分に対する現金支払を財務活動に含める。

IFRS 16.50(b)

(b) リース負債の金利部分に対する現金支払に、IAS第7号の支払利息に関する要求事項を適用する。

IFRS 16.50(c)

(c) 短期リース料、少額資産のリース料及びリース負債の測定に含めなかった変動リース料を、営業活動に含める。

Insights 2.3.90.10

全額の前払い、すなわち、リース契約開始日以前に全額を支払うことを要求するリース契約もある。KPMGの経験では、これは土地のリース、例えば、年間リース料に対して前払金が高額で、名目元本が少額である場合に多く当てはまる。KPMGの見解では、借手がこのような前払いを行う場合、このキャッシュフローが使用権資産の取得に関連しているという活動の性質により、借手は関連するキャッシュ・アウトフローを投資活動に分類すべきである。

Insights 2.3.100.10

当初直接コストとは、リースの取得の増分コストのうち、当該リースを取得しなければ発生しなかったであろうコストである。借手は、これらのコストを契約開始日現在の使用権資産のコストに含める。KPMGの見解では、借手は、このキャッシュ・アウトフローが使用権資産の取得に関連しているという活動の性質により、当初直接コストを投資活動に分類すべきである。

Insights 2.3.110.10

セール・アンド・リースバック取引で、原資産の売却時に受け取る対価の公正価値が原資産の公正価値より高い場合、売手である借手は、売却収入を公正価値で認識し、市場を上回る条件を買手である貸手により提供された追加的な融資として会計処理する。受け取った対価に関連するキャッシュフローをキャッシュフロー計算書でどのように分類するかに関する疑問が生じる。KPMGの見解では、売手である借手は、追加的な融資部分に関連するキャッシュフローを財務活動に分類するべきである。KPMGは、売手である借手は、当該資産の公正価値を表す部分に関連するキャッシュフローを分類するために、以下のアプローチのいずれかを会計方針として採用し、一貫して適用すべきであると考える。

- アプローチ1：当該資産の公正価値を表す部分に関連するすべてのキャッシュフローを投資活動に分類する
- アプローチ2：移転された権利に関連するキャッシュフローを投資活動に、保持した権利に関連するキャッシュフローを財務活動に分類する

Insights 2.3.120.10

売手である借手による資産の譲渡が、資産の売却として会計処理することを求めるIFRS第15号の要求事項を満たさない、すなわち、それが「売却の要件を満たさない取引」('failed' sale) である場合、売手である借手及び買手である貸手は、当該取引をセール・アンド・リースバック取引ではなく、IFRS第9号を適用して財務活動として会計処理する。KPMGの見解では (IOV) 、当該取引で売手である借手が受け取る対価は、財務活動に分類すべきである。

Insights 2.3.130.10

サブリース契約の中間の貸手は、ヘッドリース及びサブリースを2つの異なる契約として会計処理し、借手及び貸手の双方の会計要求を適用する。したがって、KPMGの見解では、サブリースから生じるキャッシュフローは、中間の貸手のキャッシュフロー計算書においてヘッドリースからのキャッシュフローに対して相殺されるべきではない。

COVID-19関連のレント・コンセッション**IFRS 16.60A**

借手は実務上の便法を適用する場合、以下を開示する。

IFRS 16.60A(a)

(a) 借手が、IFRS第16号第46B項の要件を満たす全てのレント・コンセッションに対して実務上の便法を適用している場合は、その旨。または、全てのレント・コンセッションに適用したわけではない場合には、実務上の便法を適用した契約の性質に関する情報

IFRS 16.60A(b)

(b) 借手が実務上の便法を適用したレント・コンセッションから生じるリース料の変更を反映するために、報告期間の純損益に認識した金額

借手ーその他の開示

<i>IFRS 16.52</i>	自らが借手であるリースに関する情報を单一の注記または財務諸表における独立のセクションにおいて開示する。しかし、当該情報がリースに関する单一の注記または独立のセクションにおいて相互参照により組み込まれているならば、借手は財務諸表の他の箇所にすでに表示されている情報を繰り返す必要はない。
<i>IFRS 16.53-54</i>	報告期間に係る次の金額を、別の様式の方が適切である場合を除き、表形式で開示する。 (a) 使用権資産の減価償却費（原資産のクラス別に） (b) リース負債に係る金利費用 (c) IFRS第16号第6項を適用して会計処理した短期リースに係る費用。この費用にはリース期間が1ヶ月以下のリースに係る費用を含める必要はない。 (d) IFRS第16号第6項を適用して会計処理した少額資産のリースに係る費用。この費用にはIFRS第16号第53項(c)に含まれている少額資産の短期リースに係る費用を含めてはならない。 (e) リース負債の測定に含めていない変動リース料に係る費用 (f) 使用権資産のサブリースによる収益 (g) リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額 (h) 使用権資産の増加 (i) セール・アンド・リースバック取引から生じた利得または損失 (j) 報告期間の末日現在の使用権資産の帳簿価額（原資産のクラス別に）
<i>IFRS 16.54</i>	IFRS第16号第53項に従って開示する金額には、借手が当報告期間中に他の資産の帳簿価額に含めたコストを含める。
<i>IFRS 16.55</i>	報告期間末で契約済みの短期リースのポートフォリオが、IFRS第16号第53項(c)を適用して開示した短期リース費用が関連している短期リースのポートフォリオと異質である場合には、IFRS第16号第6項のもとで短期リースの免除規定を適用して会計処理した短期リースに係るリース約定の金額を開示する。
<i>IFRS 16.57</i>	使用権資産をIAS第16号を適用して再評価額で測定している場合には、それらの使用権資産についてIAS第16号第77項で要求している情報を開示する。
<i>IFRS 16.58</i>	リース負債の満期分析を、他の金融負債の満期分析とは区分して、IFRS第7号第39項及びB11項を適用して開示する。
<i>IFRS 16.59, B48-B52</i>	借手のリース活動についてIFRS第16号第51項の開示目的を満たすために必要な追加の定性的情報及び定量的情報を開示する。この追加的な情報には、財務諸表利用者が次のことを評価するのに役立つ情報が含まれる場合があるが、これらに限らない。 (a) 借手のリース活動の性質 (b) 借手が潜在的にさらされている将来キャッシュ・アウトフローのうちリース負債の測定に反映されていないもの。これには、次から生じるエクスポージャーが含まれる。 (i) 変動リース料（IFRS第16号B49項に記載） (ii) 延長オプション及び解約オプション（IFRS第16号B50項に記載） (iii) 残価保証（IFRS第16号B51項に記載） (iv) 借手が契約しているがまだ開始していないリース

<i>IFRS 16.59(c)</i>	(c) リースにより課されている制限または特約	_____
<i>IFRS 16.59(d)</i>	(d) セール・アンド・リースバック取引 (IFRS第16号B52項に記載)	_____
<i>IFRS 16.60</i>	短期リースまたは少額資産のリースをIFRS第16号第6項の認識の免除規定を適用して会計処理している借手は、その旨を開示する。	_____
貸手		
<i>IFRS 16.92</i>	貸手のリース活動についてIFRS第16号第89項の開示目的を満たすために必要な追加の定性的情報及び定量的情報を開示する。この追加的な情報には、財務諸表利用者が次のことを評価するのに役立つ情報が含まれる場合があるが、これらに限らない。	_____
<i>IFRS 16.92(a)</i>	(a) 貸手のリース活動の性質	_____
<i>IFRS 16.92(b)</i>	(b) 貸手が原資産に対して保持している権利に関連したリスクをどのように管理しているのか。それらのリスクを低減するための貸手の手段を含む、以下のような原資産に対して保持する権利についてのリスク管理戦略を開示する。 (i) 買戻し契約 (ii) 残価保証 (iii) 所定の限度を超える使用に対する変動リース料	_____ _____ _____
ファイナンス・リース		
<i>IFRS 16.90(a), 91</i>	別の様式の方が適切である場合を除き、報告期間に係る次の金額を表形式で開示する。	_____
<i>IFRS 16.90(a)(i)</i>	(a) 販売損益	_____
<i>IFRS 16.90(a)(ii)</i>	(b) 正味リース投資未回収額に対する金融収益	_____
<i>IFRS 16.90(a)(iii)</i>	(c) 正味リース投資未回収額の測定に含めていない変動リース料に係る収益	_____
<i>IFRS 16.93</i>	正味リース投資未回収額の帳簿価額の著しい変動についての定性的説明及び定量的説明を提供する。	_____
<i>IFRS 16.94</i>	次の内容を開示する。 (a) 割引前の受取りリース料を、少なくとも今後5年間については各年度の金額、残りの年数に関してはその合計金額で示した、リース料債権の満期分析 (b) 割引前のリース料と正味リース投資未回収額の調整。この調整においてリース料債権に係る未稼得金融収益と割引後の無保証残存価値を識別する。	_____ _____
オペレーティング・リース		
<i>IFRS 16.88</i>	原資産の性質に従って、オペレーティング・リースの対象となっている原資産を財政状態計算書に表示する。	_____
<i>IFRS 16.90(b), 91</i>	別の様式の方が適切である場合を除き、報告期間に係るリース収益を表形式で開示し、指數またはレートに応じて決まるものではない変動リース料に係る収益を区分して識別する。	_____
<i>IFRS 16.95</i>	オペレーティング・リースの対象となっている有形固定資産について、IAS第16号の開示規定を適用し、有形固定資産の各クラスをオペレーティング・リースの対象となっている資産とオペレーティング・リースの対象となっていない資産に分解する。オペレーティング・リースの対象となっている資産（原資産のクラスごと）について、IAS第16号で要求される開示を、貸手が保有し使用している所有資産と区分して提供する。	_____

<i>IFRS 16.96</i>	オペレーティング・リースの対象となっている資産について、IAS第36号、IAS第38号、IAS第40号及びIAS第41号の開示規定を適用する。
<i>IFRS 16.97</i>	リース料の満期分析を開示し、割引前の受取リース料を、少なくとも今後5年間については各年度の金額、残りの年数に関してはその合計金額で示す。

4.2 サービス委譲契約

<i>SIC-29.6.7</i>	適切な開示を決定するにあたって、サービス委譲契約のすべての局面を考慮する。 営業者と委譲者は、サービス委譲契約ごとに区別して、またはサービス委譲契約のクラスごとに集約して、以下の事項を開示する。
<i>SIC-29.6(a)</i>	(a) 契約の内容
<i>SIC-29.6(b)</i>	(b) 将来のキャッシュフローの金額、時期及び確実性に影響する可能性のある契約の重要な条件（例：委譲期間、価格改定日及び価格改定や再交渉を決定した基礎）
<i>SIC-29.6(c)</i>	(c) 以下の項目の内容及び範囲（例：数量、期間、または適切な場合には金額） <ul style="list-style-type: none"> (i) 特定の資産を使用するための権利 (ii) サービスを提供する義務またはサービスの提供を期待する権利 (iii) 有形固定資産を取得または建設する義務 (iv) 委譲期間の終了時点で特定の資産を引き渡す義務または受領する権利 (v) 更新及び解約オプション (vi) その他の権利及び義務（例：重要な定期点検）
<i>SIC-29.6(c)(i)</i>	
<i>SIC-29.6(c)(ii)</i>	
<i>SIC-29.6(c)(iii)</i>	
<i>SIC-29.6(c)(iv)</i>	
<i>SIC-29.6(c)(v)</i>	
<i>SIC-29.6(c)(vi)</i>	
<i>SIC-29.6(d)</i>	(d) 期間中の契約の変更
<i>SIC-29.6(e)</i>	(e) サービス契約の分類方法
<i>SIC-29.6A</i>	工事サービスと金融資産または無形資産の交換に際して認識した収益及び純損益の金額を開示する。

4.3 事業セグメント

<i>IFRS第8号「事業セグメント」</i>	IFRS第8号「事業セグメント」は、持分証券または負債証券が公開市場で取引されている企業、及び持分証券または負債証券を公開市場で発行する手續中である企業に適用される。 IFRS第8号の適用を要求されない企業が、IFRS会計基準に準拠した財務諸表において任意にセグメント情報を開示する場合は、IFRS第8号の規定に完全に準拠しなければならない。
<i>IFRS 8.20</i>	企業が従事する事業活動及び企業が事業を行う経済環境の性質や財務的な影響を、財務諸表利用者が評価できるようにする情報を開示する。

一般情報

<i>IFRS 8.22</i>	以下の一般情報を開示する。
<i>IFRS 8.22(a)</i>	(a) 組織体系を含む、企業の報告セグメントを識別するために使用した要素（例：経営者が製品及びサービス、地域、規制環境、またはこれらの組合せの差異に基づいて企業の組織を構築したか否か、及び事業セグメントを集約したか否か）

<i>IFRS 8.22(aa)</i>	(b) IFRS第8号第12項の集約規準を適用する際に経営者が行った判断。これには、この方法で集約した事業セグメントの簡潔な記述と、集約した事業セグメントが類似した経済的特徴を共有していると判断した際に検討した経済的指標が含まれる。	_____
<i>IFRS 8.22(b)</i>	(c) 各報告セグメントが収益を得る源泉となる製品及びサービスの類型	_____
純損益、資産及び負債に関する情報		
<i>IFRS 8.23</i>	各報告セグメントについて純損益の測定値を開示する。	_____
<i>IFRS 8.23</i>	報告セグメントについて総資産及び総負債の金額が定期的に最高経営意思決定者に提供されている場合は、総資産及び総負債の測定値を開示する。	_____
<i>IFRS 8.23</i>	以下の事項が、最高経営意思決定者がレビューするセグメント純損益の測定値に含まれている場合、またはセグメント純損益の測定値に含まれていなくても別の方法で最高経営意思決定者に定期的に報告されている場合は、各報告セグメントについてそれらの事項を開示する。	_____
<i>IFRS 8.23(a)</i>	(a) 外部顧客からの収益	_____
<i>IFRS 8.23(b)</i>	(b) 同一企業内の他の事業セグメントとの取引による収益	_____
<i>IFRS 8.23(c)</i>	(c) 金利収益	_____
<i>IFRS 8.23(d)</i>	(d) 金利費用	_____
<i>IFRS 8.23(e)</i>	(e) 減価償却費及び償却費	_____
<i>IFRS 8.23(f)</i>	(f) IAS第1号第97項に従って開示される重要な収益及び費用の項目	_____
<i>IFRS 8.23(g)</i>	(g) 持分法により会計処理される関連会社及び共同支配企業の純損益のうちの企業の持分	_____
<i>IFRS 8.23(h)</i>	(h) 税金費用（または収益）	_____
<i>IFRS 8.23(i)</i>	(i) 減価償却費及び償却費以外の重要な非資金項目	_____
<i>IFRS 8.23</i>	各報告セグメントの金利収益を金利費用とは区分して開示する。ただし、セグメント収益の過半が金利からのものであり、かつ、最高経営意思決定者がそのセグメントの業績評価及びセグメントに配分すべき資源に関する意思決定に際して、主に正味の金利収益に依拠している場合を除く。依拠している場合は、セグメント金利収益を金利費用控除後の金額で報告し、その旨を開示する方法を採用することができる。	_____
<i>IFRS 8.24</i>	以下の事項が、最高経営意思決者がレビューするセグメント資産の測定値に含まれている場合、またはセグメント資産の測定値に含まれていなくても別の方法で最高経営意思決者が定期的に報告されている場合は、各報告セグメントについてそれらの事項を開示する。	_____
<i>IFRS 8.24(a)</i>	(a) 持分法により会計処理される関連会社及び共同支配企業への投資額	_____
<i>IFRS 8.24(b)</i>	(b) 金融商品、繰延税金資産、確定給付資産の純額及び保険契約から生じる権利を除く、非流動資産への追加額（流動性配列法に従って分類される資産に関しては、報告日後12ヶ月超で回収されると見込まれる金額を含む）	_____

Insights 5.2.203.20-30 被投資者が報告セグメントとして識別され、その被投資者の財務諸表が最高経営意思決定者に提供されている場合は、被投資者の財務諸表で報告している収益、純損益の測定値、資産並びにIFRS第8号で要求される他の金額を開示する。セグメント情報の開示における報告金額と企業の財務諸表で報告されている持分割合相当額との差額は、調整項目に含まれる（IFRS第8号第28項を参照）。他方、最高経営意思決定者に提供される被投資者の情報が、被投資者の収益、純損益、資産及びその他の項目に対する企業の持分割合相当額のみである場合は、KPMGの見解では、企業は当該持分割合相当額を用いて被投資者に関するセグメント情報を開示する。

セグメント純損益、セグメント資産・負債の説明

IFRS 8.27 各報告セグメントのセグメント純損益、セグメント資産及びセグメント負債の測定値について説明する。少なくとも、以下の内容を開示する。

(a) 報告セグメント間の取引があればその会計処理の基礎となる事項

(b) IFRS第8号第28項に定める調整から明らかでない場合、報告セグメント純損益の測定値と、企業の税金費用または利益及び非継続事業前の純損益との差異の内容（この差異には、会計方針及び本社で発生したコストの配分方針で、報告したセグメント情報の理解に必要なものが含まれる）

(c) IFRS第8号第28項に定める調整から明らかでない場合、報告セグメント資産の測定値と企業の資産との差異の内容（この差異には、会計方針及び共用資産の配分方針で、報告したセグメント情報の理解に必要なものが含まれる）

(d) IFRS第8号第28項に定める調整から明らかでない場合、報告セグメント負債の測定値と企業の負債との差異の内容（この差異には、会計方針及び共用負債の配分方針で、報告したセグメント情報の理解に必要なものが含まれる）

(e) 報告するセグメント純損益を決定するために使用した測定方法を、前の期間に採用した方法から変更したときはその内容、及びその変更がセグメント純損益の測定値に与えた影響があればその金額

(f) 報告セグメントへの非対照的な配分がある場合はその内容及び影響（例：企業は、あるセグメントに減価償却費を配分しているものの、その関連する償却資産をそのセグメントに配分していないことがある）

調整表

IFRS 8.21 財政状態計算書が表示される各日付について、報告セグメントの財政状態計算書と企業の財政状態計算書との調整表を開示する。

IFRS 8.28 以下の事項について調整表を開示する。

(a) 報告セグメントの収益合計額と企業の収益

(b) 報告セグメント純損益の測定値の合計額と、企業の税金費用（税金収益）及び非継続事業前の純損益（ただし、企業が税金費用（税金収益）等の項目を報告セグメントに配分している場合は、セグメント純損益の測定値の合計額とその項目控除後の企業の純損益とを調整することができる）

<i>IFRS 8.28(c)</i>	(c) IFRS第8号第23項に従ってセグメント資産を報告する場合、報告セグメント資産の合計額と企業の資産
<i>IFRS 8.28(d)</i>	(d) IFRS第8号第23項に従ってセグメント負債を報告する場合、報告セグメント負債の合計額と企業の負債
<i>IFRS 8.28(e)</i>	(e) 開示情報のうち、その他の重要な項目すべてについて、報告セグメントの金額の合計額と対応する項目の企業の金額
<i>IFRS 8.28</i>	すべての重要な調整項目は個々に識別して記述する。例えば、会計方針が異なるために、報告セグメントの純損益から企業の純損益への調整において重要な修正が生じた場合は、各修正金額を個々に識別して記述する。
過去に報告した情報の修正再表示	
<i>IFRS 8.29</i>	情報が入手できず、かつ、それを作成するコストが過大でない限り、報告セグメントの構成の変更に伴い、変更前の期間のセグメント情報の対応項目を修正再表示する。
<i>IFRS 8.30</i>	企業が、その報告セグメントの構成を変更する原因となるような方法により、その内部組織の構造を変更した場合で、期中期間を含む変更前の期間のセグメント情報について、その変更を反映して修正再表示しない場合は、その変更を行った年度に必要な情報が入手できず、かつ、それを作成するコストが過大でない限り、古い基礎と新しい基礎に基づく両方のセグメント区分で当期のセグメント情報を開示する。
<i>Insights 5.2.250.20</i>	IFRS第8号は、企業全体の開示に関して、当期に開示区分等の変更が生じた場合に前年度の金額を修正再表示する必要があるか否かについては明記していない（例：企業全体の地域に関する開示に含まれる外部顧客からの収益合計額に占める割合が前期においては3%に過ぎなかった国が、当期は15%となったケース）。KPMGの見解では、年度比較が可能となるように、実務上可能な場合は前年度の情報を修正再表示すべきである。
企業全体の開示	
<i>IFRS 8.31</i>	企業の報告セグメントが1つしかない場合でも、企業全体の開示が要求される。IFRS第8号第32項から第34項により要求される情報は、IFRS第8号により要求されている報告セグメント情報の一部として開示されていない場合にのみ、開示する。
<i>IFRS 8.32</i>	必要な情報が入手できず、かつ、それを作成するコストが過大である場合はその旨を開示し、そうでない限り、各製品及びサービスまたは類似の製品及びサービスの各グループについて、外部顧客からの収益を報告する。報告する収益の金額は、企業の財務諸表を作成するために使用する財務情報を基礎とする。
<i>IFRS 8.33</i>	必要な情報が入手できず、かつ、それを作成するコストが過大でない限り、以下の地域情報を報告する。
<i>IFRS 8.33(a)</i>	(a) 外部の顧客からの収益 <ul style="list-style-type: none"> (i) 企業の国内収益 (ii) 国外の収益合計 <p>国外の個々の国に帰属する外部顧客からの収益に重要性がある場合は、その収益を区分して開示する。個々の国々に外部顧客からの収益を帰属させる基礎を開示する。</p>

<i>IFRS 8.33(b)</i>	(b) 金融商品、繰延税金資産、確定給付資産及び保険契約から生じる権利を除く、非流動資産（流動性配列法に従って分類される資産については、報告日後12ヶ月超で回収が見込まれる金額） <ul style="list-style-type: none"> (i) 本国に所在する非流動資産 (ii) 企業が資産を保有するすべての国外に所在する非流動資産の合計額 個々の国外における資産が重要である場合は、それらの資産を区分して開示する。
<i>Insights 5.2.220.20</i>	重要性がある場合、IFRS第8号第33項に記載されている項目に関する情報は、企業の所在国及び国外の国ごとの両方について開示する。KPMGの見解では、国別的情報に重要性がある場合において、例えばヨーロッパやアジアのような地域別の情報を開示することは、重要な場合は国別の情報の開示を要求するIFRS第8号の要求事項を満たしていない。そのような情報は、例えば、フランス、オランダ、シンガポールのように国別に開示しなければならない。
<i>IFRS 8.33</i>	報告する金額は、財務諸表を作成するために使用する財務情報を基礎とする。必要な情報が入手できず、かつ、それを作成するコストが過大である場合は、その旨を開示する。
<i>IFRS 8.33</i>	企業は、IFRS第8号第33項で要求される情報に加えて、国を集約したグループに関する地域情報の小計を開示することができる。
<i>IFRS 8.34</i>	主要な顧客への依存度に関する情報を開示する。
<i>IFRS 8.34</i>	単一の外部顧客との取引による収益が企業の収益の10%以上である場合は、その事実、その顧客からの収益の合計額、及び収益を報告するセグメント名を開示する。
<i>IFRS 8.36</i>	適用初年度の比較情報として報告する過年度のセグメント情報は、必要な情報が入手できず、かつ、それを作成するコストが過大である場合を除き、IFRS第8号の規定に従って修正再表示する。

4.4 1株当たり利益

IAS第33号は、普通株式または潜在的普通株式が公開市場で取引されている企業、及び普通株式または潜在的普通株式を公開市場で発行する手続中である企業、並びに1株当たり利益を開示する企業に適用される。

<i>Insights 5.3.10.70</i>	企業の普通株式が報告日時点では上場されていないものの、財務諸表が承認される時点では上場されている場合、企業は通常、報告日において、上場目的で自社の財務諸表を証券委員会や規制当局に提出する過程にある。したがって、そのような企業は1株当たり利益に関する情報を財務諸表上で開示しなければならないとKPMGは考えている。
<i>Insights 5.3.10.80</i>	例えば、企業が普通株式または潜在的普通株式を当期に初めて上場した場合等、普通株式または潜在的普通株式が当期の一部の期間においてのみ公開市場で取引されている場合がある。このような場合、KPMGの見解では、企業は普通株式または潜在

的普通株式が上場されている期間だけでなく、純損益及びその他の包括利益計算書に表示されているすべての報告期間について、1株当たり利益に関する情報を表示すべきである。

IAS 33.4 企業が、分離財務諸表で1株当たり利益を開示することを選択した場合は、この1株当たり利益情報を分離財務諸表の純損益及びその他の包括利益計算書にのみ表示し、連結財務諸表には表示しない。

IAS 33.4A 純損益の構成要素をIAS第1号第10A項に示されている独立した純損益計算書に表示する場合は、1株当たり利益をその独立した純損益計算書にのみ表示する。

IAS 33.66 当期利益からの分配に関して異なる権利を有する普通株式のクラスごとに、純損益及びその他の包括利益計算書に以下の基本的及び希薄化後1株当たり利益を表示する。
 • 親会社の普通株主に帰属する継続事業からの純損益
 • 親会社の普通株主に帰属する純損益

Insights 5.3.40.30 KPMGの見解では、普通株式の独立したクラスとはみなされない参加型優先株式について、企業が1株当たり利益に関する情報を別に表示する必要はない。

Insights 5.3.40.60 KPMGの見解では、IAS第32号に基づいて金融負債ではなく資本性金融商品に分類されるプッタブル金融商品は、IAS第33号の適用上は普通株式ではない。したがって、そのような金融商品については（またはそのような金融商品が存在することにより）1株当たり利益の表示は要求されないとKPMGは考えている。

IAS 33.69 基本的及び希薄化後1株当たり利益の金額は、マイナス（すなわち、1株当たり損失）であっても、表示する。

IAS 33.66 企業は、表示しているすべての期間について、基本的及び希薄化後1株当たり利益を同等に目立つように表示する。

IAS 33.64 報告日後に発生した事象による株式数の変更を1株当たり利益の計算に反映した場合は、その旨を開示しなければならない。

IAS 33.70 以下の事項を開示する。

IAS 33.70(a) (a) 基本的及び希薄化後1株当たり利益の計算において分子として用いた金額と、それらの金額から当期の親会社に帰属する純損益への調整（調整には、1株当たり利益に影響を与える各クラスの金融商品ごとの効果を含める）

IAS 33.70(b) (b) 基本的及び希薄化後1株当たり利益の計算において分母として用いた普通株式の加重平均株式数と、それらの分母として用いた株式数の調整（調整には、1株当たり利益に影響を与える各クラスの金融商品ごとの効果を含める）

IAS 33.70(c) (c) 将来、基本的1株当たり利益を希薄化させるおそれがあるが、表示期間については逆希薄化効果を有するために、希薄化後1株当たり利益の計算に含めなかった金融商品（条件付発行可能株式を含む）

IAS 33.70(d) (d) 報告日後に発生したが、仮に取引が報告日よりも前に発生していた場合には、報告日現在の発行済普通株式数または潜在的普通株式数を大きく変動させていたであろう、普通株式取引または潜在的普通株式取引の説明（IAS第33号の第64項に従って会計処理されたものを除く）

Insights 5.3.270.80 KPMGの見解では、普通株式について活発な市場がない場合は、その公正価値を評価技法を用いて測定しなければならない。KPMGは、普通株式の平均市場価格を見積る際に、市場価格のない資本性金融商品の公正価値の測定に関するガイダンスを適用しなければならないと考えている。この評価に際し、専門家の知識が必要となる場合がある。KPMGの見解では、平均市場価格の算定に用いた手法は財務諸表の注記に開示しなければならない。

IAS 33.72 他のIFRS会計基準で要求されない場合でも、1株当たり利益の算定に影響を及ぼす金融商品及びその他の契約の条件の開示は、強制はされないが奨励される。

IAS 33.73 基本的及び希薄化後1株当たり利益に加え、純損益及びその他の包括利益計算書の報告項目を用いてIAS第33号で要求される以外の1株当たりの金額を開示することがある。そのような追加的な1株当たりの金額を表示する場合には、以下の事項を、純損益及びその他の包括利益計算書ではなく、注記において開示する。
 (a) 報告項目についての基本的及び希薄化後1株当たり情報（同等に目立つように開示する）
 (b) 1株当たりの金額が税引前か税引後か等を含む、分子の算定基礎
 (c) 純損益及びその他の包括利益計算書上の表示科目ではない内訳項目を使用する場合、使用した内訳項目と純損益及びその他の包括利益計算書上の表示科目との調整表

4.5 売却目的または分配目的で保有する非流動資産

全般的事項

IFRS 5.5A 売却目的保有に分類された非流動資産（または処分グループ）に適用される、IFRS第5号の分類、表示及び測定の規定は、分配目的保有に分類される非流動資産（または処分グループ）にも適用される。

IFRS 5.5B 売却目的保有に分類された非流動資産（または処分グループ）を保有する企業は、IFRS第5号で要求される情報を開示する。他のIFRS会計基準による開示は、それが以下のいずれかを求めている場合を除き、売却目的保有に分類された非流動資産（または処分グループ）には適用されない。

IFRS 13.93, IAS 33.68 (a) 売却目的保有に分類された非流動資産（または処分グループ）に関する具体的な開示。これには、売却目的保有に分類される非継続事業に関する1株当たり利益の開示及びIFRS第13号により要求される開示が含まれる。IFRS第13号に基づく開示は、売却目的で保有する非流動資産または処分グループを売却コスト控除後の公正価値で測定する場合に適用される。
 (b) IFRS第5号の測定規定の適用範囲に含まれない処分グループの中の資産・負債の測定に関する開示（例：公正価値で測定される投資不動産）であり、このような開示が財務諸表の他の注記で、すでに行われていない場合。

IFRS 5.30 財務諸表利用者が、非流動資産（または処分グループ）の処分による財務上の影響を評価できるような情報を表示及び開示する。

Insights 5.4.230.40 KPMGの見解では、グループ内取引の相殺消去をどのように継続事業と非継続事業に帰属させるのかがIFRS第5号では明確にされていないことを考慮し、財務諸表利用者にとって有用である場合は、企業は継続事業と非継続事業の間の取引を、それらの

取引の継続性を反映する方法で表示することができる。純損益及びその他の包括利益計算書上または注記のいずれかにおいて追加的な開示を表示することが適切な場合がある。KPMGの経験では、純損益及びその他の包括利益計算書上で追加的な開示を行う場合は、そのような分解された情報を当該計算書の一部として表示すべきか、または当該計算書の総額の近くに追加的な開示として表示するべきか、判断が要求される場合がある。純損益及びその他の包括利益計算書の注記における非継続事業の追加的な分析の説明を含む、グループ内取引の相殺消去に用いられるアプローチを明瞭に開示することが重要となる。

IFRS 5.38

売却目的保有に分類された非流動資産（または資産グループ）に関してOCIに認識した収益または費用の累計額を、区分して表示する。

IFRS 5.38-39

売却目的保有に分類した非流動資産または処分グループについて、売却目的保有に分類された主要な資産・負債のクラスを財政状態計算書または注記において他の資産と区分して表示する（処分グループが、取得時に売却目的保有として分類される要件を満たす新規に取得した子会社である場合は、不要である）。

Insights 5.4.110.30

KPMGの見解では、売却目的保有または所有者分配目的保有に分類した非流動資産並びに処分グループに含まれる資産及び負債は、財政状態計算書上で流動項目に区分しなければならない。したがって、売却目的保有または所有者分配目的保有の資産及び負債を非流動項目に含め、「売却目的以外の資産（負債）」、「売却目的保有の資産（負債）」及び「合計」の見出しで「3行式財政状態計算書」により表示することは通常適切ではない。

Insights 5.4.110.25

IFRS会計基準は、売却目的保有または所有者分配目的保有に分類した処分グループに対するNCIの表示については特に規定していない。KPMGの見解では、売却目的保有または所有者分配目的保有に分類された処分グループに対するNCIは引き続き、IFRS第10号の規定に従って資本に含めて表示し、負債に振り替えてはならない（2.5.530.30を参照）。

IFRS 5.12, 41

非流動資産または処分グループが売却目的保有に分類されたか売却された期間に、以下の事項を開示する。

(a) 非流動資産または処分グループの説明

(b) 売却または処分予定に至った事実及び状況、並びに予想される処分方法及び時期の説明

(c) IFRS第5号第20項から第22項に従って認識した利得または損失、及び純損益及びその他の包括利益計算書で区分表示していない場合は、その利得または損失を含む純損益及びその他の包括利益計算書の表示科目

IFRS 5.41(d)

(d) 該当がある場合、その非流動資産または処分グループがIFRS第8号に基づいて表示される報告セグメント

IFRS 5.42

売却計画が変更され、IFRS第5号第26項または第29項のいずれかが適用されることとなった場合、企業は、その非流動資産（または処分グループ）の売却または所有者への分配計画の変更を決定した期間において、その決定に至った事実及び状況の説明、並びにその決定がその期間及び表示されている過年度の経営成績に与える影響を開示する。

IFRIC 17.15

非現金資産を所有者に分配する義務に関連する未払配当の決済時に、分配する資産の帳簿価額と未払配当金の帳簿価額との差額を純損益の独立した表示科目で表示する。

IFRS 12.5A, B17

子会社、共同支配企業または関連会社に対する企業の持分（または共同支配企業もしくは関連会社に対する持分の一部）が、IFRS第5号に従って売却目的保有に分類さ

れている場合（または売却目的保有に分類される処分グループに含まれている場合）には、その子会社、共同支配企業または関連会社について、IFRS第12号B10項からB16項に従った要約財務情報の開示は要求されない。

それ以外の場合、IFRS第12号の規定は、IFRS第5号に従って売却目的保有、分配目的保有、または非継続事業に分類されている（または売却目的保有に分類される処分グループに含まれている）子会社、共同支配企業、関連会社及び非連結の組成された企業に対する企業の持分にも適用される。

4.6 関連当事者の開示

全般的事項

<i>IAS 24.3</i>	関連当事者との関係、取引及び未決済残高（コミットメントを含む）を開示する。
<i>Insights 5.5.100.30</i>	KPMGの見解では、関連当事者についての開示は、関連当事者関係の存在が取引に影響を与える可能性のある期間を対象としなければならない。関連当事者関係が解消した後の当事者間の取引の開示は要求されていない。
<i>IAS 24.1, 5-8</i>	関連当事者取引の規模のみではなく、関連当事者との関係及び取引の性質が関連当事者の開示の重要性を決定する。
<i>IAS 24.19</i>	関連当事者の区分ごとに区別して開示する。例えば、子会社への売上は共同支配企業への売上と合算しない。
<i>IAS 24.24</i>	財務諸表に与える関連当事者取引の影響力を理解するために個々の開示が必要とされる場合を除き、類似の性質をもつ項目は集約して開示する。
<i>Insights 5.5.120.50</i>	性質が類似する項目は、個々の取引の重要性を不明瞭にしない限り、集約して開示することができる。例えば、子会社自身の財務諸表においては、他の子会社との通常の仕入または売上は集約して表示することができる。ただし、KPMGの見解では、有形固定資産の子会社への重要な処分に関する詳細は、性質が異なるため、子会社に対する通常の売上を集約した表示に含めてはならない。
<i>IAS 24.23</i>	関連当事者取引が独立第三者間取引で適用される条件に相当する条件で行われたことを開示するのは、その条件が実質的なものである場合に限られる。
<i>Insights 5.5.120.70</i>	以下の2つの例のように、特定の状況のもとでは関連当事者との取引についてどのような情報の開示が義務付けられるのかを判断することが容易ではない。 <ul style="list-style-type: none"> ● ミューチュアル・ファンドが、管理サービスを提供する管理会社を選定する。この場合、KPMGの見解では、ファンドは少なくとも、管理会社が提供するサービスの内容（例：管理業務契約の条件、当期に管理会社に支払う管理費の総額、管理費の算出方法、報告日時点での管理費の未決済残高に関する情報）を開示しなければならない。

- 親会社が企業集団に自家保険を提供するための自社専用保険会社を設立し、その自社専用保険会社が損失リスクを外部の保険会社に移転する場合がある。KPMGの見解では、自社専用保険会社の財務諸表上、親会社と自社専用保険会社との関係（保険契約の性質、未決済残高、その保険契約から生じる収益に関する情報を含む）を開示しなければならない。
また、外部の保険会社の役割についても開示しなければならぬとKPMGは考える。

IAS 24.21

以下の事項は、関連当事者との取引となる場合に開示される取引の例である。

- (a) 物品（完成品または未完成品）の購入または販売
- (b) 不動産及びその他の資産の購入または販売
- (c) サービスの提供または受領
- (d) リース
- (e) 研究・開発の移転
- (f) ライセンス契約による移転
- (g) 財務契約による移転（借入れ及び金銭出資または現物出資を含む）
- (h) 保証または担保の提供
- (i) 未履行契約を含めて、将来において特定の事象が発生した場合または発生しなかった場合に、何かを行うコミットメント（認識されているもの及び認識されていないもの）
- (j) 企業に代わって行う負債の決済、または他の当事者に代わって企業が行う負債の決済

Insights 5.5.120.25

KPMGの見解では、関連当事者とのコミットメントに関する開示は、IAS第24号以外の会計基準で特に開示が要求されるもの（例：IAS第16号で要求されている、有形固定資産の取得に関して契約上確約している金額の開示）に限定されるべきではない。したがって、重要性がある場合は、企業は以下の事項を含む関連当事者間取引で生じるコミットメントについて開示する必要があるとKPMGは考えている。

- 無条件の購入または販売に係る義務
- 特定期間にわたる資金の拠出を義務付ける契約
- 資産の拠出またはサービスの提供に関するコミットメント

IAS 32.34

関連当事者から自社の発行する資本性金融商品を買い戻した場合は、IAS第24号に従って開示する。

支配関係**IAS 24.13**

親会社と最終的な支配当事者が異なる場合、それぞれの名称を開示する。

IAS 1.138(c)

財務諸表とともに公表する情報のどこにも開示していない場合は、グループの最終的な親会社の名称を開示する。

IAS 24.13

企業の親会社も最終的な支配当事者も公表用の連結財務諸表を作成しない場合は、連結財務諸表を作成する次に上位の親会社の名称を開示する。

IAS 24.13-14

取引の有無に関係なく、親会社と子会社の関連当事者としての関係を開示する。

<i>IAS 24.19(a)</i>	親会社との取引	
<i>IAS 24.18-19</i>	以下の項目を開示する（すなわち、他の区分の関連当事者との取引の開示と合算しない）。	
	(a) 関連当事者との関係の内容	
	(b) 関連当事者との関係が財務諸表に与える潜在的な影響を理解するために必要な、取引及び未決済残高（コミットメントを含む）に関する情報	
<i>IAS 24.18-19</i>	最低限、以下の項目を開示する（すなわち、他の区分の関連当事者との取引の開示と合算しない）。	
<i>IAS 24.18(a)</i>	(a) 取引の金額	
<i>IAS 24.18(b)</i>	(b) 未決済残高（コミットメントを含む）の金額、及び	
<i>IAS 24.18(b)(i)</i>	(i) それらの契約条件（例：担保が設定されているか否か）及び決済に用いられる対価の内容	
<i>IAS 24.18(b)(ii)</i>	(ii) 付与しているまたは付与されている保証の詳細	
<i>IAS 24.18(c)</i>	(c) 未決済残高に係る貸倒り当金	
<i>IAS 24.18(d)</i>	(d) 関連当事者に対する不良債権について当期中に認識した費用	
<i>Insights 5.5.30.40</i>	支店はIFRS会計基準において正式に定義されていないが、KPMGの経験では、一般的には企業の活動の延長と理解されている。KPMGの見解では、企業の支店がその支店の財務諸表を作成するのであれば、関連当事者取引及び関連当事者関係（本店との取引及び関係を含む）を開示すべきである。	
<i>IAS 24.19(b)</i>	報告企業に対し共同支配または重要な影響力を有する企業との取引	
<i>IAS 24.18-19</i>	以下の項目を開示する（すなわち、他の区分の関連当事者との取引の開示と合算しない）。	
	(a) 関連当事者との関係の内容	
	(b) 関連当事者との関係が財務諸表に与える潜在的な影響を理解するために必要な、取引及び未決済残高（コミットメントを含む）に関する情報	
<i>IAS 24.18-19</i>	最低限、以下の項目を開示する（すなわち、他の区分の関連当事者との取引の開示と合算しない）。	
<i>IAS 24.18(a)</i>	(a) 取引の金額	
<i>IAS 24.18(b)</i>	(b) 未決済残高（コミットメントを含む）の金額、及び	
<i>IAS 24.18(b)(i)</i>	(i) それらの契約条件（例：担保が設定されているか否か）及び決済に用いられる対価の内容	
<i>IAS 24.18(b)(ii)</i>	(ii) 付与しているまたは付与されている保証の詳細	
<i>IAS 24.18(c)</i>	(c) 未決済残高に係る貸倒り当金	
<i>IAS 24.18(d)</i>	(d) 関連当事者に対する不良債権について当期中に認識した費用	
<i>IAS 24.19(c)</i>	子会社との取引	
<i>IAS 24.18-19</i>	以下の項目を開示する（すなわち、他の区分の関連当事者との取引の開示と合算しない）。	
	(a) 関連当事者との関係の内容	
	(b) 関連当事者との関係が財務諸表に与える潜在的な影響を理解するために必要な、取引及び未決済残高（コミットメントを含む）に関する情報	

<i>IAS 24.18-19</i>	最低限、以下の項目を開示する（すなわち、他の区分の関連当事者との取引の開示と合算しない）。	
<i>IAS 24.18(a)</i>	(a) 取引の金額	
<i>IAS 24.18(b)</i>	(b) 未決済残高（コミットメントを含む）の金額、及び	
<i>IAS 24.18(b)(i)</i>	(i) それらの契約条件（例：担保が設定されているか否か）及び決済に用いられる対価の内容	
<i>IAS 24.18(b)(ii)</i>	(ii) 付与しているまたは付与されている保証の詳細	
<i>IAS 24.18(c)</i>	(c) 未決済残高に係る貸倒引当金	
<i>IAS 24.18(d)</i>	(d) 関連当事者に対する不良債権について当期中に認識した費用	
<i>Insights 5.10.290.60</i>	関連当事者との取引及び投資企業とその非連結子会社との間の未決済残高については、その投資企業の財務諸表に開示する。	
<i>IAS 24.19(d)</i>	関連会社との取引	
<i>IAS 24.18-19</i>	以下の項目を開示する（すなわち、他の区分の関連当事者との取引の開示と合算しない）。	
	(a) 関連当事者との関係の内容	
	(b) 関連当事者との関係が財務諸表に与える潜在的な影響を理解するために必要な、取引及び未決済残高（コミットメントを含む）に関する情報	
<i>IAS 24.18-19</i>	最低限、以下の項目を開示する（すなわち、他の区分の関連当事者との取引の開示と合算しない）。	
<i>IAS 24.18(a)</i>	(a) 取引の金額	
<i>IAS 24.18(b)</i>	(b) 未決済残高（コミットメントを含む）の金額、及び	
<i>IAS 24.18(b)(i)</i>	(i) それらの契約条件（例：担保が設定されているか否か）及び決済に用いられる対価の内容	
<i>IAS 24.18(b)(ii)</i>	(ii) 付与しているまたは付与されている保証の詳細	
<i>IAS 24.18(c)</i>	(c) 未決済残高に係る貸倒引当金	
<i>IAS 24.18(d)</i>	(d) 関連当事者に対する不良債権について当期中に認識した費用	
<i>IAS 24.19(e)</i>	企業が共同支配投資企業となっている共同支配企業との取引	
<i>IAS 24.18-19</i>	以下の項目を開示する（すなわち、他の区分の関連当事者との取引の開示と合算しない）。	
	(a) 関連当事者との関係の内容	
	(b) 関連当事者との関係が財務諸表に与える潜在的な影響を理解するために必要な、取引及び未決済残高（コミットメントを含む）に関する情報	
<i>IAS 24.18-19</i>	最低限、以下の項目を開示する（すなわち、他の区分の関連当事者との取引の開示と合算しない）。	
<i>IAS 24.18(a)</i>	(a) 取引の金額	
<i>IAS 24.18(b)</i>	(b) 未決済残高（コミットメントを含む）の金額、及び	
<i>IAS 24.18(b)(i)</i>	(i) それらの契約条件（例：担保が設定されているか否か）及び決済に用いられる対価の内容	
<i>IAS 24.18(b)(ii)</i>	(ii) 付与しているまたは付与されている保証の詳細	
<i>IAS 24.18(c)</i>	(c) 未決済残高に係る貸倒引当金	

<i>IAS 24.18(d)</i>	(d) 関連当事者に対する不良債権について当期中に認識した費用	
<i>Insights 5.5.120.30</i>	連結財務諸表においては、関連会社または共同支配企業との取引から生じるグループ内の取引及び利益は投資企業の持分の範囲で相殺消去される。KPMGの見解では、さらに報告企業は、持分法会計を適用する際に相殺消去されない関連会社及び共同支配企業との取引について、開示しなければならない。	
<i>IAS 24.19(f)</i>	企業またはその親会社の経営幹部との取引	
<i>IAS 24.18-19</i>	以下の項目を開示する（すなわち、他の区分の関連当事者との取引の開示と合算しない）。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 関連当事者との関係の内容 (b) 関連当事者との関係が財務諸表に与える潜在的な影響を理解するために必要な、取引及び未決済残高（コミットメントを含む）に関する情報 	
<i>IAS 24.18-19</i>	最低限、以下の項目を開示する（すなわち、他の区分の関連当事者との取引の開示と合算しない）。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 取引の金額 (b) 未決済残高（コミットメントを含む）の金額、及び <ul style="list-style-type: none"> (i) それらの契約条件（例：担保が設定されているか否か）及び決済に用いられる対価の内容 (ii) 付与しているまたは付与されている保証の詳細 (c) 未決済残高に係る貸倒引当金 (d) 関連当事者に対する不良債権について当期中に認識した費用 	
<i>IAS 24.18A</i>	別個の経営管理企業に提供された経営幹部サービスの金額を開示する。	
<i>IAS 24.17, 19.25</i>	加えて、企業（親会社ではなく）の経営幹部の報酬の合計額、及び以下の各項目に該当する金額について開示する。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 短期従業員給付 (b) 確定拠出制度に対する拠出を含む退職後給付 (c) その他の長期給付 (d) 解雇給付 (e) 株式に基づく報酬 	
<i>IAS 24.17A</i>	企業が他の企業（「経営管理企業」）から経営幹部サービスを得ている場合には、企業は、経営管理企業が経営管理企業の従業員または取締役に支払った報酬または支払うべき報酬について、IAS第24号第17項の規定の適用を要求されない。	
<i>Insights 5.5.110.10</i>	KPMGの経験では、現地の法規制等で別途要求される場合を除いて、経営幹部の報酬は一般的に個人別の金額ではなく総額で開示されることが多い。	
<i>Insights 5.5.110.20</i>	KPMGの見解では、重要性を用いて、経営幹部の報酬項目の開示に関する規定を回避することはできない。経営幹部の報酬はその性質上、常に定性的に重要であるとKPMGは考える。	

Insights 5.5.110.40 企業から経営幹部に対して行う支払いは、その支払企業ではなく、第三者へのサービスの提供と関連する場合がある。報告企業が代理人として、ある当事者に第三者のために支払いを行う場合、KPMGの見解では、報告企業に提供されたサービスの対価として支払った報酬についてのみ開示が義務付けられる。

Insights 5.5.110.110 KPMGの見解では、保険会社においては、経営幹部に提供する保険も開示に含めなければならない。

IAS 19.151(a) 退職後給付制度との取引

IAS 24.18-19 以下の項目を開示する（すなわち、他の区分の関連当事者との取引の開示と合算しない）。

- (a) 関連当事者との関係の内容
- (b) 関連当事者との関係が財務諸表に与える潜在的な影響を理解するために必要な、取引及び未決済残高（コミットメントを含む）に関する情報

IAS 24.18-19 最低限、以下の項目を開示する（すなわち、他の区分の関連当事者との取引の開示と合算しない）。

- (a) 取引の金額
- (b) 未決済残高（コミットメントを含む）の金額、及び
 - (i) それらの契約条件（例：担保が設定されているか否か）及び決済に用いられる対価の内容
 - (ii) 付与しているまたは付与されている保証の詳細
- (c) 未決済残高に係る貸倒引当金
- (d) 関連当事者に対する不良債権について当期中に認識した費用

IAS 24.19(g) その他の関連当事者との取引

IAS 24.18-19 以下の項目を開示する（すなわち、他の区分の関連当事者との取引の開示と合算しない）。

- (a) 関連当事者との関係の内容
- (b) 関連当事者との関係が財務諸表に与える潜在的な影響を理解するために必要な、取引及び未決済残高（コミットメントを含む）に関する情報

IAS 24.18-19 最低限、以下の項目を開示する（すなわち、他の区分の関連当事者との取引の開示と合算しない）。

- (a) 取引の金額
- (b) 未決済残高（コミットメントを含む）の金額と：
 - (i) それらの契約条件（例：担保が設定されているか否か）及び決済に用いられる対価の内容
 - (ii) 付与しているまたは付与されている保証の詳細
- (c) 未決済残高に係る貸倒引当金
- (d) 関連当事者に対する不良債権について当期中に認識した費用

政府関連企業

IAS 24.26 企業がIAS第24号第25項の免除規定を適用する場合は、企業はIAS第24号第25項で言及されている取引及び関連する残高に関する以下の事項を開示する。

- (a) 政府の名称及び企業との関係の内容（すなわち、支配、共同支配または重要な影響力）

<i>IAS 24.26(b)</i>	(b) 以下の情報（関連当事者との取引の財務諸表への影響を企業の財務諸表利用者が理解できるようにするのに十分な詳細さで開示する) <ul style="list-style-type: none"> (i) 個々に重要な各取引の内容及び金額 (ii) 合計では重要であるが個々には重要でない他の取引については、それらの程度についての定性的または定量的な指標 	
<i>Insights 5.5.130.150</i>	IAS第24号第25項の免除規定を適用する要件を満たす企業は、関連する政府の名称及び企業との関係の内容を開示することが要求される。この開示は、企業が自社を政府関連企業であるとみなした根拠に関連して行うものであり、それは、企業が他の企業が同一の政府に関連しているために他の企業が自社の関連当事者であるか否かを判断する際の根拠と同じものである。KPMGの見解では、この開示は、企業に対して支配、共同支配または重要な影響力を有している政府のうち最も高次の政府を識別することに焦点を当てなければならない。KPMGの経験では、複数の階層の政府機関が存在する国で事業を営む企業は、関連する政府を識別する際に判断を行う必要が生じ得る。	

4.7 投資企業

投資企業の地位

<i>IFRS 12.9A</i>	親会社がIFRS第10号第27項に従って、自社が投資企業であると決定した場合、その決定をするうえで行った重要な判断及び仮定に関する情報を開示する。	
<i>IFRS 12.9A</i>	投資企業が投資企業の典型的な特徴（IFRS第10号第28項を参照）のうちのいくつかを有していない場合でも投資企業であると結論付けた場合は、その理由を開示する。	
<i>IFRS 12.9B</i>	企業が投資企業となった場合、または投資企業でなくなった場合、以下の事項について開示しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 投資企業の地位の変更 (b) 変更の理由 	
<i>IFRS 12.9B</i>	企業が投資企業となった場合、以下の事項を含む、地位の変更が表示する期間の財務諸表に与える影響を開示しなければならない。	
<i>IFRS 12.9B(a)</i>	(a) 地位の変更日における、連結されなくなった子会社の公正価値の合計額	
<i>IFRS 12.9B(b)</i>	(b) IFRS第10号B101項に従って計算した利得または損失の合計額（該当がある場合）	
<i>IFRS 12.9B(c)</i>	(c) それらの利得または損失が認識されている純損益の表示科目（独立表示がされていない場合）	

非連結の子会社への関与（投資企業）

<i>IFRS 12.19A</i>	投資企業が、IFRS第10号の規定に従って連結の例外規定を適用し、子会社への投資をFVTPLで測定するものとして会計処理することが要求される場合は、その旨を開示する。	
--------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	--

<i>IFRS 12.19B</i>	投資企業は非連結の子会社ごとに、以下の事項を開示しなければならない。
<i>IFRS 12.19B(a)</i>	(a) 子会社の名称
<i>IFRS 12.19B(b)</i>	(b) 子会社の主要な事業場所（及び主要な事業場所と異なる場合には設立国）
<i>IFRS 12.19B(c)</i>	(c) 投資企業が保有している所有持分の割合（及び、それと異なる場合には、保有している議決権の割合）
<i>IFRS 12.19C</i>	投資企業が他の投資企業の親会社である場合、その親会社は、投資企業である子会社が支配している投資についても、IFRS第12号第19B項 (a) から (c) の開示を行う。この開示は、親会社の財務諸表に上記の情報が記載された子会社の財務諸表を含めることによって行うことができる。
<i>IFRS 12.19D</i>	投資企業は以下の事項について開示しなければならない。
<i>IFRS 12.19D(a)</i>	(a) 非連結の子会社が現金配当の形で投資企業に資金を送金する能力、または投資企業が非連結の子会社に対して行った貸付けを返済する能力に関する重要な制限の内容及び程度（例：借入契約、法的規制、または契約上の取決めにより生じるもの）
<i>IFRS 12.19D(b)</i>	(b) 非連結の子会社に対して、財務的支援または他の支援を行う現在のコミットメントまたは意図（非連結の子会社が財務的支援を得るのを援助するコミットメントまたは意図を含む）
<i>IFRS 12.19E</i>	報告期間中に投資企業またはその子会社が、契約上の義務なしに、非連結の子会社に対して財務的支援または他の支援（例：非連結の子会社の資産または発行した金融商品の購入、非連結の子会社が財務的支援を得るための援助）を行った場合、投資企業は以下の事項を開示しなければならない。
<i>IFRS 12.19E(a)</i>	(a) 非連結の子会社ごとに、行った支援の種類及び金額
<i>IFRS 12.19E(b)</i>	(b) 支援を行った理由
<i>IFRS 12.19F</i>	投資企業は自社が支配している非連結の組成された企業に対して、投資企業またはその非連結の子会社が財務的支援を行うことを要求し得る契約上の取決めの条件を開示しなければならない。 これには、報告企業を損失にさらす可能性のある事象または状況（例：組成された企業の資産の購入または財務的支援を行う義務に関連した、流動性の取決めまたは信用格付けのトリガー）も含まれる。
<i>IFRS 12.19G</i>	報告期間中に投資企業またはその非連結の子会社が、契約上の義務なしに、これまで投資企業が支配していなかった非連結の組成された企業に対して財務的支援または他の支援を行い、その支援の提供により投資企業がその組成された企業を支配することとなった場合には、投資企業はその決定に至ることとなった要因の説明を開示しなければならない。
<i>IFRS 12.25A</i>	投資企業は、投資企業が支配し、IFRS第12号の第19A項から第19G項で要求される開示を行っている非連結の組成された企業について、IFRS第12号第24項で要求される開示を行う必要はない。

Insights 5.10.290.50 投資企業は、FVTPLで測定する投資先に、IFRS第7号及びIFRS第13号の開示規定を適用する。

Insights 5.10.290.60 投資企業とその非連結子会社との関連当事者取引及び未決済残高を投資企業の財務諸表に開示する。

分離財務諸表

IAS 27.8A IFRS第10号第31項に従って、当報告期間及びすべての表示される比較期間において、子会社すべてに対して連結の例外規定を適用することが求められる投資企業は、分離財務諸表を唯一の財務諸表として表示する。

IAS 27.16A 投資企業である親会社（IAS第27号第16項の対象となる親会社を除く）が、IAS第27号第8A項に従って分離財務諸表を唯一の財務諸表として作成する場合、以下の事項を開示する。
 (a) その旨
 (b) IFRS第12号によって要求される投資企業に関する開示

4.8 保険契約

IFRS第17号「保険契約」は、他のIFRS会計基準の適用範囲に含まれる契約を除き、企業が発行するすべての保険契約（再保険契約を含む）及び保有する再保険契約に適用される。また、保険契約を発行している企業が発行する裁量権付有配当投資契約にも適用される。IFRS第17号は、企業の業種よりも契約種類に焦点を当てているため、保険会社とその他の企業の両方に適用される。

経過措置

IFRS 17C3 IFRS第17号は、実務上不可能である場合を除き、遡及的に適用される。

IFRS 17B115, C3(b) 直接連動の有配当契約のグループから生じる金融リスクを低減するためにデリバティブ、FVTPLで測定する非デリバティブ金融資産、または保有している再保険契約を用いている場合、保険契約のグループから生じる金融リスクの影響の変動のすべてまたは一部を契約上のサービス・マージンから除外するオプションは、適用開始日から将来に向かって適用される。

IFRS 17C5 保険契約のグループに関して遡及適用が実務上不可能な場合、当該グループには以下のいずれかのアプローチを適用することができる。

- (a) IFRS第17号C6項からC19A項の修正遡及アプローチ
- (b) IFRS第17号C20項からC24B項の公正価値アプローチ

IFRS 17C5A 以下の場合に、企業は契約グループにIFRS第17号C20項からC24B項の公正価値アプローチを適用することができる。

- (a) 企業がB115項のリスク軽減オプションを契約グループに将来に向かって適用することを選択し、かつ、
- (b) 企業が契約グループから生じる金融リスクを軽減するために、移行日前にデリバティブ、FVTPLで測定する非デリバティブ金融資産、または保有している再保険契約を用いている。

IFRS 17C5B

企業が、IFRS第17号が保険獲得キャッシュフローに係る資産にずっと適用されていたかのように、保険獲得キャッシュフローに係る資産を識別、認識及び測定することが実務上不可能な場合に、以下のいずれかのアプローチを適用する。

- (a) IFRS第17号C14B項からC14D項の修正遡及アプローチ
- (b) IFRS第17号C24A項からC24B項の公正価値アプローチ

IFRS 17C6(a)

完全遡及適用が実務上不可能であり、修正遡及アプローチを適用するために必要となる合理的かつ裏付け可能な情報を入手することができない場合、公正価値アプローチを適用する。

IFRS 17C29-C30

IFRS第17号よりも前にIFRS第9号を適用する企業は、以前適用した金融資産の分類及び指定を変更することが認められる（場合によっては要求される）。こうした再指定は、IFRS第17号の適用開始日時点で存在する事実及び状況に基づいて行われ、IFRS第9号の経過措置を用いて遡及的に適用される。

移行時の開示

IFRS 17C1

IFRS第17号を発効日より前に適用する場合は、その旨を開示する。

IFRS 17C3(a)

IAS第8号第28項により要求される適用開始に関する情報を開示する。ただし、IAS第8号第28項 (f) で要求されている定量的情報を開示する必要はない。

比較情報

IFRS 17C25, IAS 8.22

IFRS第17号の適用開始日の直前の事業年度に関する調整後の比較財務情報を表示する。

IFRS 17C25, C27

それより前の期間について調整後の比較情報を表示することもできるが、要求はされない。前の期間について未調整の比較情報及び開示を表示する場合、以下を行う。

- (a) 調整していない情報を明確に識別する。
- (b) 異なる基礎に基づいて作成されている旨を開示する。
- (c) その異なる基礎について説明する。

IFRS 17C26

IFRS第17号第93項から第132項に定められる開示は、適用開始日の直前の事業年度の期首より前の表示期間については要求されない。

IFRS 17C28

IFRS第17号の適用を開始した事業年度の末日から5年以上前に発生したクレーム・ディベロップメントに関してこれまでに公表していない情報を開示することは要求されない。ただし、当該情報を開示しない場合、その旨を開示する。

Insights 8.1.570.40

IFRS第17号より前にIFRS第9号を適用開始した企業は、IFRS第4号の上書きアプローチを適用し、当該アプローチにより指定した金融資産に関して過去の期間に純損益とOCIの間で金額を振り替えている可能性がある。IFRS会計基準は、このIFRS第4号の上書き調整について、移行時の具体的なガイダンスを示していない。しかし、保険者がIFRS第17号を適用する場合にはIFRS第4号の上書きアプローチは利用できなくなる。すなわち、IFRS第17号はIFRS第4号の上書き調整の適用を認めておらず、要求もしていない。したがって、遡及適用の原則と整合的に、IFRS第17号の適用開始日の直前の事業年度の比較情報（及びIFRS第17号に従って修正再表示したその他の比較期間）について、当該比較情報はIFRS第17号に従って作成する必要があるため、企業はIFRS第17号の適用開始時に、当該比較情報のIFRS第4号に基づく上書き調整を除去しなければならないと考えられる。

IFRS第17号とIFRS第9号を同時に初めて適用する企業**IFRS 17C28A**

IFRS第17号とIFRS第9号を同時に初めて適用する企業は、金融資産に関する比較情報を表示する目的上、当該金融資産に係る比較情報がIFRS第9号について修正再表示されていない場合は、分類上書きを適用することが認められる。

IFRS 17C28B

金融資産に分類上書きを適用する企業は、IFRS第9号の分類及び測定の要求事項が当該金融資産に適用されていたかのように比較情報を表示しなければならない。企業は、IFRS第9号の適用開始時に当該金融資産がどのように分類され測定されると予想するのかを決定するために、移行日（IFRS第17号C2項(b)参照）現在で利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使用しなければならない（例えば、企業はIFRS第9号の適用開始の準備をするために行った予備的評価を使用するかもしれない）。

IFRS 17C28C

金融資産に分類上書きを適用するにあたり、企業はIFRS第9号のセクション5.5における減損の要求事項を適用することを要求されない。IFRS第17号C28B項を適用して決定した分類に基づけば、当該金融資産がIFRS第9号のセクション5.5における減損の要求事項の対象となるが、企業が分類上書きを適用するにあたり当該要求事項を適用しない場合には、企業は過去の期間においてIAS第39号に従って減損に関して認識した金額を表示し続けなければならない。それ以外の場合には、そうした金額は戻入れなければならない。

IFRS 17.C28E (a)

金融資産に分類上書きを適用するにあたっては、財務諸表利用者が次のことを理解できるようにする定性的情報を開示しなければならない。

- (a) 分類上書きが適用された範囲（例えば、比較対象期間において認識の中止を行ったすべての金融資産に適用されたのかどうか）
- (b) IFRS第9号のセクション5.5における減損の要求事項が適用されたかどうか及びどの範囲に適用されたのか（IFRS第17号C28C項参照）

金融資産の再指定**IFRS 17C31**

以前適用していた金融資産の分類及び指定をIFRS第17号の適用開始日に再指定する場合（IFRS第17号C29項）、その指定または分類の変更を反映するために過去の期間の修正再表示を行うことは要求されない。過去の期間の修正再表示は、それが事後的判断を用いずに可能な場合にのみ容認される。

<i>IFRS 17C32</i>	以前適用していた金融資産の分類及び指定をIFRS第17号の適用開始日に再指定する場合（IFRS第17号C29項）、その事業年度において、それらの金融資産に関しクラスごとに以下の事項を開示する。	
<i>IFRS 17C32(a)</i>	(a) 適格金融資産が事業モデルの要件を満たすかどうかを再評価する場合（IFRS第17号C29項(a)）—再指定に適格となる金融資産を決定するための基礎	
<i>IFRS 17C32(c)</i>	(b) 金融資産をFVTPLで測定するという過去の指定を取り消すことが求められる場合（IFRS第17号C29項(b)）—過去にIFRS第9号第4.1.5項を適用してFVTPLで測定するものとして指定していたものの、その指定を取り消した金融資産の財政状態計算書上の帳簿価額	
<i>IFRS 17C32(b)(i)</i>	(c) IFRS第17号の適用開始日直前に決定された、影響を受ける金融資産の測定区分及び帳簿価額	
<i>IFRS 17C32(b)(ii)</i>	(d) 影響を受ける金融資産の新たな測定区分及び帳簿価額	
<i>IFRS 17C33</i>	以前適用していた金融資産の分類及び指定をIFRS第17号の適用開始日に再指定する場合（IFRS第17号C29項）、その事業年度において、財務諸表利用者が以下を理解できるようにするための定性的情報を開示する。	
<i>IFRS 17C33(a)</i>	(a) これらの規定が、IFRS第17号の適用開始日時点で分類が変更された金融資産にどのように適用されたか	
<i>IFRS 17C33(b)</i>	(b) IFRS第9号第4.1.5項を適用し、金融資産をFVTPLで測定するものとして指定したまたは指定を取り消した理由	
<i>IFRS 17C33(c)</i>	(c) IFRS第9号の事業モデル要件の新たな評価において異なる結論に達した場合にはその理由	

財政状態計算書に表示する情報

<i>IAS 1.54, IFRS 17.78</i>	財政状態計算書において、以下のポートフォリオの帳簿価額を個別に表示した表示科目を含める。	
<i>IFRS 17.78(a), IAS 1.54(da)</i>	(a) 資産である発行した保険契約	
<i>IFRS 17.78(b), IAS 1.54(ma)</i>	(b) 負債である発行する保険契約	
<i>IFRS 17.78(c), IAS 1.54(da)</i>	(c) 資産である保有している再保険契約	
<i>IFRS 17.78(d), IAS 1.54(ma)</i>	(d) 負債である保有している再保険契約	

純損益及びその他の包括利益計算書に表示する情報

<i>IAS 1.82, IFRS 17.80, 82</i>	純損益計算書において、当期における以下の金額を示した表示科目を含める。	
<i>IFRS 17.80(a), 83</i>	(a) 保険サービスの結果。これは以下で構成される。	
<i>IAS 1.82(a)(ii)</i>	(i) 保険収益	
<i>IFRS 17.84, IAS 1.82(ab)</i>	(ii) IFRS第17号の適用範囲に含まれる発行した契約から生じる保険サービス費用	
<i>IFRS 17.82, IAS 1.82(ac)</i>	(b) 保有する再保険契約から生じる収益または費用	

<i>IFRS 17.80(b), IAS 1.82(bb) IAS 1.82(bc)</i>	(c) IFRS第17号の適用範囲に含まれる発行した契約から生じる保険金融収益または費用 (d) 保有する再保険契約から生じる金融収益または費用	
<i>IFRS 17.86</i>	保有する再保険契約のグループから生じる収益または費用（保険金融収益または費用を除く）を単一の金額として表示するか、再保険者から回収した金額と支払った保険料の配分（この2つの純額は、当該単一の金額と等しくなる）を区分して表示する。	
<i>Insights 8.1.400.100</i>	<p>企業は、保有する再保険契約を履行するうえで、再保険者に支払うべきまたは再保険者から回収する金額ではなく、関連する保有する再保険契約グループの契約の境界線内にある金額の支払または受領を見込む場合がある。再保険プログラムの管理コストが、その一例として考えられる。IFRS第17号は、関連する収益または費用をどこに表示するかについて詳細なガイダンスを定めていない。そのため、企業は、保有する再保険契約から生じる収益または費用の一部である当該キャッシュフローに関連する収益または費用の表示方法の決定（合計金額を再保険者から回収可能な金額と支払保険料の配分とで分解する場合）について、会計方針を選択し、それを首尾一貫して適用する必要があると思われる。企業が以下のいずれかを選択することができるとKPMGは考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 関連する収益または費用を以下のいずれかの一部として表示する。 <ul style="list-style-type: none"> - 支払保険料の配分 - 再保険者から回収可能な金額 • これらの2つの表示科目に配分する。 • 保有する再保険契約から生じる収益または費用の別個の構成要素として、当該収益または費用を表示する。 	
<i>Insights 8.1.400.32</i>	一部の企業は、再保険者への支払保険料の配分を控除した保険収益及び再保険者からの回収額を控除した保険サービス費用と連動する指標を用いて、自社の事業を管理している。この場合、支払保険料の配分が保険収益の減額として表示されるが、これは禁止されているため、純損益及びその他の包括利益計算書においてこのような表示を行うことは認められないと思われる。企業が純損益及びその他の包括利益計算書の情報を補完するために、財務諸表の注記においてこのような分析を開示することができるとKPMGは考える。	
	開示目的	
<i>IFRS 17.93</i>	財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益計算書及びキャッシュフロー計算書に表示した情報と合わせて、IFRS第17号の適用範囲に含まれる契約が財政状態、財務業績及びキャッシュフローに与える影響を財務諸表利用者が評価する際の基礎となる情報を注記で開示する。この目的を達成するため、下記に関する定性的情報及び定量的情報を開示する。	
<i>IFRS 17.93(a)</i>	(a) IFRS第17号の適用範囲に含まれる契約に関して財務諸表に認識されている金額（IFRS第17号第97項から第116項参照）	
<i>IFRS 17.93(b)</i>	(b) IFRS第17号を適用する際に行った重要な判断及び当該判断の変更（IFRS第17号第117項から第120項参照）	
<i>IFRS 17.93(c)</i>	(c) IFRS第17号の適用範囲に含まれる契約から生じるリスクの性質及び程度（IFRS第17号第121項から第132項参照）	

IFRS 17.94

このセクションで示している開示が、IFRS第17号第93項の開示目的を満たすのに十分でない場合には、当該目的を満たすために必要な追加的情報を開示する。

IAS 1.29-31,**IFRS 17.95-96**

重要でない詳細情報を大量に含めたり、特性の異なる項目を集約したりすることにより有用な情報が不明瞭となることがないように、情報を集約または分解する。開示目的に関連して適切となる可能性のある集約基準の例には次のものがある。

- (a) 契約の種類（例えば、主要な商品種目）
- (b) 地理的領域（例えば、国または地域）
- (c) 報告セグメント（IFRS第8号で定義）

認識されている金額の説明

調整—一般規定

IFRS 17.98

IFRS第17号の適用範囲に含まれる契約の帳簿価額純額が、キャッシュフロー及び純損益及びその他の包括利益計算書に認識された金額によって当期中にどのように変動したかを示した調整表を、発行した保険契約と保有する再保険契約のそれについて開示する。IFRS第17号第100項から第109項の規定は、発行した保険契約とは異なる再保険契約の特性を反映するように調整する。

Insights 8.1.460.60

企業は、発行した保険契約とは異なる保有する再保険契約の特性を反映するように、IFRS第17号第100項から第109項の開示規定に適用することを求められている。IFRS第17号は、企業が再保険契約グループから生じる収益または費用を単一の金額として表示することを選択する場合、当該開示規定をどのように適用すべきかについて定めていない（IFRS第17号第86項を参照）。企業が保有する再保険契約グループから生じる収益または費用を単一の金額として表示することを選択する場合、当該企業は、該当するIFRS第17号第100項から第109項に詳述されている調整表及び開示において、再保険者から回収した金額と支払保険料の配分とを区分して開示すべきであると思われる。

発行した保険契約に関する開示に適合させるために、保有する再保険契約から生じる収益及び費用を区分して表示することが必要であるとKPMGは考える。

IFRS 17.99(b)

各調整表に関し、当期の期首と期末の帳簿価額純額を表示し、資産である契約のポートフォリオに係る合計額と負債である契約のポートフォリオに係る合計額に分解する（これは、財政状態計算書に表示されている金額と等しくなる）。

保険料配分アプローチを適用していない契約に適用される開示

IFRS 17.100

期首残高から期末残高への調整を、以下に関して別々に開示する。

- (a) 損失要素を除外した残存カバー要素に係る正味負債（または資産）
- (b) 損失要素
- (c) 発生保険金に係る負債

IFRS 17.103

IFRS第17号第100項により要求される調整表において、該当する場合、以下の金額それぞれを個別に開示する。

- (a) 保険収益
- (b) 保険サービス費用。以下を区分して表示する。
 - (i) 発生保険金（投資要素を除く）及び発生したその他の保険サービス費用

<i>IFRS 17.103(b)(ii)</i>	(ii) 新契約獲得キャッシュフローの償却	_____
<i>IFRS 17.103(b)(iii)</i>	(iii) 過去のサービスに関連する変動（すなわち、発生保険金に係る負債に関連する履行キャッシュフローの変動）	_____
<i>IFRS 17.103(b)(iv)</i>	(iv) 将来のサービスに関連する変動（すなわち、不利な契約のグループに係る損失及びそれらの損失の戻入れ）	_____
<i>IFRS 17.103(c)</i>	(c) 保険収益及び保険サービス費用から除外した投資要素（保険料の払戻しがIFRS第17号第105項(a)(i)に記述した期間におけるキャッシュフローの一部として表示される場合を除き、保険料の払戻しと合算）	_____
<i>IFRS 17.105</i>	また、IFRS第17号第100項により要求される調整表を作成するにあたり、該当する場合には、当期に提供したサービスに関係のない以下の金額それぞれを個別に表形式で開示する。	_____
<i>IFRS 17.105(a)</i>	(a) 以下を含む当期のキャッシュフロー	_____
<i>IFRS 17.105(a)(i)</i>	(i) 発行した保険契約について受領した（または保有する再保険契約について支払った）保険料	_____
<i>IFRS 17.105(a)(ii)</i>	(ii) 新契約獲得キャッシュフロー	_____
<i>IFRS 17.105(a)(iii)</i>	(iii) 発行した保険契約について支払った（または保有する再保険契約により回収した）発生保険金及びその他の保険サービス費用（新契約獲得キャッシュフローを除く）	_____
<i>IFRS 17.105(b)</i>	(b) 保有する再保険契約の発行者による不履行リスクの変動の影響	_____
<i>IFRS 17.105(c)</i>	(c) 保険金融収益または費用	_____
<i>IFRS 17.105(d)</i>	(d) 保険契約の帳簿価額純額の変動を理解するために必要となる可能性のある追加的な表示科目	_____
<i>IFRS 17.101</i>	期首残高から期末残高への調整表を、以下に関して別々に表形式で開示する。	_____
<i>IFRS 17.101(a)</i>	(a) 将来キャッシュフローの現在価値の見積り	_____
<i>IFRS 17.101(b)</i>	(b) 非金融リスクに係るリスク調整	_____
<i>IFRS 17.101(c)</i>	(c) 契約上のサービス・マージン	_____
<i>IFRS 17.104</i>	IFRS第17号第101項により要求される調整表において、該当する場合、以下の金額それぞれを個別に開示する。	_____
<i>IFRS 17.104(a)</i>	(a) 将来のサービスに関連する変動。以下を区分して表示する。	_____
<i>IFRS 17.104(a)(i)</i>	(i) 契約上のサービス・マージンを調整する見積りの変動	_____
<i>IFRS 17.104(a)(ii)</i>	(ii) 契約上のサービス・マージンを調整しない見積りの変動（すなわち、不利な契約のグループに係る損失及びそれらの損失の戻入れ）	_____
<i>IFRS 17.104(a)(iii)</i>	(iii) 当期に当初認識した契約の影響	_____
<i>IFRS 17.104(b)</i>	(b) 当期のサービスに関連する変動。すなわち以下で構成される。	_____
<i>IFRS 17.104(b)(i)</i>	(i) サービスの移転を反映するために純損益に認識された契約上のサービス・マージンの金額	_____
<i>IFRS 17.104(b)(ii)</i>	(ii) 将來のサービスまたは過去のサービスに関連のない非金融リスクに係るリスク調整の変動	_____
<i>IFRS 17.104(b)(iii)</i>	(iii) (ii)に含まれる非金融リスクに係るリスク調整に関連する金額を除く実績調整	_____
<i>IFRS 17.104(c)</i>	(c) 過去のサービスに関連する変動（すなわち、発生保険金に係る履行キャッシュフローの変動）	_____
<i>IFRS 17.105</i>	また、IFRS第17号第101項により要求される調整表を作成するにあたり、該当する場合には、当期に提供したサービスに関係のない以下の金額それぞれを個別に表形式で開示する。	_____
<i>IFRS 17.105(a)</i>	(a) 以下を含む当期のキャッシュフロー	_____
<i>IFRS 17.105(a)(i)</i>	(i) 発行した保険契約について受領した（または保有する再保険契約について支払った）保険料	_____

<i>IFRS 17.105(a)(ii)</i>	(ii) 新契約獲得キャッシュフロー	_____
<i>IFRS 17.105(a)(iii)</i>	(iii) 発行した保険契約について支払った(または保有する再保険契約により回収した)発生保険金及びその他の保険サービス費用(新契約獲得キャッシュフローを除く)	_____
<i>IFRS 17.105(b)</i>	(b) 保有する再保険契約の発行者による不履行リスクの変動の影響	_____
<i>IFRS 17.105(c)</i>	(c) 保険金融収益または費用	_____
<i>IFRS 17.105(d)</i>	(d) 保険契約の帳簿価額純額の変動を理解するために必要となる可能性のある追加的な表示科目	_____
<i>IFRS 17.105A</i>	IFRS第17号第28B項を適用して認識した保険獲得キャッシュフローに係る資産の期首残高から期末残高への調整表を開示する。当該調整表は、保険契約の調整表と整合的なレベルで集約しなければならない。	_____
<i>IFRS 17.105B</i>	IFRS第17号第105A項で要求されている調整表において、保険獲得キャッシュフローに係る資産について認識した減損損失及び減損損失の戻入れを区分して開示する。	_____
<i>Insights 8.1.460.27</i>	企業は、保険獲得キャッシュフローに係る資産の期首残高から期末残高への調整表において、減損損失及び減損損失の戻入れを区分して開示する。企業は、減損損失及び減損損失の戻入れを、当該調整表の別個の表示科目として開示するか、1つの表示科目として開示するかを選択できると思われる。しかし、保険契約が企業の財務状態、業績及びキャッシュフローに及ぼす影響を財務諸表利用者が評価するうえで、減損損失及び減損損失の戻入れがそれぞれ重要な情報である場合、それらを区分して開示する必要があるとKPMGは考える。	_____
<i>IFRS 17.109A</i>	保険獲得キャッシュフローに係る資産の認識を中止すると予想している時期を、適切な期間帯に分けて定量的に開示する。	_____
<i>IFRS 17.106</i>	当期に認識した保険収益の分析を開示する。これは以下で構成される。	
<i>IFRS 17.106(a)</i>	(a) 残存カバーに係る負債の変動に関連する金額のうち、対価を受領すると見込んでいるサービスに関連するもの(IFRS第17号B124項参照)。以下の事項を区分して開示する。 (i) 当期に発生した保険サービス費用 (ii) 非金融リスクに係るリスク調整の変動 (iii) 当期中のサービスの移転により純損益に認識した契約上のサービス・マージンの金額 (iv) もしあれば、その他の金額。例えば、将来のサービスに関連するもの以外の受取保険料の実績調整	_____
<i>IFRS 17.106(a)(iv)</i>	(b) 保険料のうち新契約獲得キャッシュフローの回収に関する部分の配分	_____
<i>IFRS 17.107</i>	当期に当初認識した発行した保険契約と保有する再保険契約がそれぞれ財政状態計算書に与える影響を区別して開示する。当該契約が当初認識時に以下の項目に与える影響を表示する。	
<i>IFRS 17.107(a)</i>	(a) 将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り(新契約獲得キャッシュフローの金額を区分して表示)	_____
<i>IFRS 17.107(b)</i>	(b) 将来キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	_____
<i>IFRS 17.107(c)</i>	(c) 非金融リスクに係るリスク調整	_____
<i>IFRS 17.107(d)</i>	(d) 契約上のサービス・マージン	_____

<i>IFRS 17.108</i>	IFRS第17号第107項により要求される開示において、以下から生じる金額を区分して開示する。	
<i>IFRS 17.108(a)</i>	(a) 保険契約の移転または企業結合により他の企業から獲得した契約	
<i>IFRS 17.108(b)</i>	(b) 不利な契約のグループ	
<i>Insights 8.1.460.70</i>	IFRS第17号は、当期中に発行した保険契約の影響に関する開示（IFRS第17号第107項を参照）が、保有する再保険契約に対してどのように適用されるべきかについて定めていない。当該基準は、当初認識時に不利な保険契約グループを区分して表示するために、開示を分解することを求めている。保有する再保険契約は不利にはなり得ないため、企業は、開示をさらに分解するか否かを特定するために、会計方針を選択し、それを首尾一貫して適用することができると思われる。企業が保有する再保険契約を以下のいずれかまたは両方を区分して表示するために、調整表を分解することは認められるが、要求されているわけではないとKPMGは考える。	
	<ul style="list-style-type: none"> • 当初認識時における損失回収要素を伴う当該契約と、当初認識における損失回収要素を伴わない当該契約とを区分 • 当初認識時における正味の利得ポジションにある当該契約と、当初認識時における正味の費用ポジションにある当該契約とを区分 	
<i>IFRS 17.109</i>	報告期間の末日現在で残存する契約上のサービス・マージンをいつ純損益に認識すると見込んでいるかを、発行した保険契約と保有する再保険契約で区分して、適切な期間帯に分けて定量的に開示する。	
保険料配分アプローチを適用している契約に適用される開示		
<i>IFRS 17.97</i>	以下を開示する。	
<i>IFRS 17.97(a)</i>	(a) 保険料配分アプローチを適用するためにIFRS第17号第53項及び第69項のどの要件を充足したか	
<i>IFRS 17.97(b)</i>	(b) IFRS第17号第56項、第57項（b）及び第59項（b）を適用して貨幣の時間価値及び金融リスクの影響についての調整を行ったか	
<i>IFRS 17.97(c)</i>	(c) 新契約獲得キャッシュフローを認識するにあたり選択した方法（IFRS第17号第59項（a））	
<i>IFRS 17.100</i>	期首残高から期末残高への調整を、以下に関して別々に開示する。	
<i>IFRS 17.100(a)</i>	(a) 損失要素を除外した残存カバー要素に係る正味負債（または資産）	
<i>IFRS 17.100(b)</i>	(b) 損失要素	
<i>IFRS 17.100(c)</i>	(c) 発生保険金に係る負債。以下について個別の調整表を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 将来キャッシュフローの現在価値の見積り (ii) 非金融リスクに係るリスク調整 	
<i>IFRS 17.103</i>	IFRS第17号第100項により要求される調整表において、該当する場合、以下の金額それぞれを個別に開示する。	
<i>IFRS 17.103(a)</i>	(a) 保険収益	
<i>IFRS 17.103(b)</i>	(b) 保険サービス費用。以下を区分して表示する。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 発生保険金（投資要素を除く）及び発生したその他の保険サービス費用 (ii) 新契約獲得キャッシュフローの償却 (iii) 過去のサービスに関連する変動（すなわち、発生保険金に係る負債に関連する履行キャッシュフローの変動） (iv) 将來のサービスに関連する変動（すなわち、不利な契約のグループに係る損失及びそれらの損失の戻入れ） 	

<i>IFRS 17.103(c)</i>	(c) 保険収益及び保険サービス費用から除外した投資要素（保険料の払戻しがIFRS第17号第105項(a)(i)に記述した期間におけるキャッシュフローの一部として表示される場合を除き、保険料の払戻しと合算）
<i>IFRS 17.105</i>	また、上記調整表（IFRS第17号第100項）を作成するにあたり、該当する場合には、当期に提供したサービスに関係のない以下の金額それを個別に表形式で開示する。
<i>IFRS 17.105(a)</i>	(a) 以下を含む当期中のキャッシュフロー
<i>IFRS 17.105(a)(i)</i>	(i) 発行した保険契約について受領した（または保有する再保険契約について支払った）保険料
<i>IFRS 17.105(a)(ii)</i>	(ii) 新契約獲得キャッシュフロー
<i>IFRS 17.105(a)(iii)</i>	(iii) 発行した保険契約について支払った（または保有する再保険契約により回収した）発生保険金及びその他の保険サービス費用（新契約獲得キャッシュフローを除く）
<i>IFRS 17.105(b)</i>	(b) 保有する再保険契約の発行者による不履行リスクの変動の影響
<i>IFRS 17.105(c)</i>	(c) 保険金融収益または費用
<i>IFRS 17.105(d)</i>	(d) 保険契約の帳簿価額純額の変動を理解するために必要となる可能性のある追加的な表示科目
<i>IFRS 17.105A</i>	IFRS第17号第28B項を適用して認識した保険獲得キャッシュフローに係る資産の期首残高から期末残高への調整表を開示する。当該調整表は、保険契約の調整表と整合的なレベルで集約しなければならない。
<i>IFRS 17.105B</i>	IFRS第17号第105A項で要求されている調整表において、保険獲得キャッシュフローに係る資産について認識した減損損失及び減損損失の戻入れを区分して開示する。
<i>IFRS 17.109A</i>	保険獲得キャッシュフローに係る資産の認識を中止すると予想している時期を、適切な時間帯で、定量的に開示する。
保険金融収益または費用	
<i>IFRS 17.110</i>	当報告期間における保険金融収益または費用の合計金額を開示し、説明する。特に、利用者が純損益及びOCIに認識された金融収益または費用の源泉を評価できるように、保険金融収益または費用と資産の投資リターンとの関係を説明する。
直接連動の有配当契約に関して以下を行う。	
<i>IFRS 17.111</i>	(a) 基礎となる項目の構成を説明し、その公正価値を開示する。
<i>IFRS 17.112</i>	(b) 契約上のサービス・マージンを（IFRS第17号B115項を適用して）履行キャッシュフローの一部の変動について調整していない場合、その選択が当期における契約上のサービス・マージンの調整に与える影響を開示する。
<i>IFRS 17.113</i>	(c) 保険金融収益または費用を純損益とOCIに分解する基礎を（IFRS第17号B135項を適用して）変更した場合、アプローチの変更が行われた期間において以下を開示する。
<i>IFRS 17.113(a)</i>	(i) 分解の基礎を変更しなければならなかった理由
<i>IFRS 17.113(b)</i>	(ii) 影響を受ける財務諸表の表示科目それぞれに係る調整額
<i>IFRS 17.113(c)</i>	(iii) 変更が適用される保険契約グループの変更日現在の帳簿価額

Insights 8.1.345.50

IAS第21号に基づく為替換算差額は、当初認識時の為替レートとは異なるレートで貨幣性項目を決済または換算する際に、発生することがある。保険契約は貨幣性項目として扱われるため、保険契約グループの帳簿価額の変動に係る為替換算差額は、一般的に、純損益として認識される。ただし、企業が保険金融収益または費用を純損益とOCIに分解して表示する会計方針を選択した場合（Insights into IFRS 第8.1.440項参照）、OCIに含まれている保険契約の帳簿価額の変動に係る為替換算差額は、Insights into IFRS 第8.1.440項のガイダンスに従ってOCIとして認識される。IAS第21号は企業に、純損益に認識した為替換算差額の金額を開示するよう求めているが、それらをどの勘定科目で表示するかは規定していない（Insights into IFRS2.7.160項参照）。したがって、企業は、IAS第21号に従い純損益に認識した為替換算差額を、保険契約の金融リスクに関連するという理由で保険金融収益または費用の一部として表示することも、別の勘定科目に表示することもできると思われる。

移行に係る金額**IFRS 17.114**

修正遡及アプローチ（IFRS第17号C6項からC19A項参照）または公正価値アプローチ（IFRS第17号C20項からC24B項）を適用して移行日時点で測定される保険契約グループが、その後の期間の契約上のサービス・マージン及び保険収益に与える影響を財務諸表利用者が特定できるように、IFRS第17号第101項（c）により要求される調整表及びIFRS第17号第103項（a）により要求される保険収益の金額を以下のそれについて開示する。

IFRS 17.114(a)

(a) 修正遡及アプローチが適用された移行日時点で存在する保険契約

IFRS 17.114(b)

(b) 公正価値アプローチが適用された移行日時点で存在する保険契約

IFRS 17.114(c)

(c) その他すべての保険契約

IFRS 17.115

上記IFRS第17号第114項（a）から（b）を適用して開示を行ったすべての期間に關し、移行に係る金額を算定する際に使用した方法及び判断の性質と重要性を財務諸表利用者が理解できるように、移行日時点における保険契約の測定をどのように決定したかを開示する。

IFRS 17.116

保険金融収益または費用を純損益とOCIに分解しており、移行日時点でOCIに累積する金額を算定するために特定の移行規定（IFRS第17号C18項（b）、C19項（b）、C24項（b）及びC24項（c））を適用しているすべての期間に關し、これらの項に従つて測定した金額が存在するすべての期間について、保険契約グループに関するFVOCIで測定する金融資産に関しOCIに計上した累計額の期首残高から期末残高への調整表を開示する。

IFRS第17号を適用する際の重要な判断**IFRS 17.117**

IFRS第17号を適用する際に行った重要な判断及び当該判断の変更を開示する。具体的には、使用したインプット、仮定及び見積り法を開示する。これには以下が含まれる。

IFRS 17.117(a)

(a) IFRS第17号の適用範囲に含まれる保険契約を測定するために用いた手法及び当該手法に対するインプットを見積るためにプロセス。実務上不可能な場合を除き、インプットに関する定量的な情報を開示する。

IFRS 17.117(b)

(b) それらの契約を測定するために用いた手法及びインプットの見積りに関するプロセスの変更、それぞれの変更の理由、及び影響を受ける契約の種類

IFRS 17.117(c)

(c) 以下に用いたアプローチ

<i>IFRS 17.117(c)(i)</i>	(i) 裁量権の行使により生じた将来キャッシュフローの見積りの変更を、直接連動の有配当契約ではない契約に係る将来キャッシュフローの見積りのその他の変更と区別すること（IFRS第17号B98項参照）
<i>IFRS 17.81, 117(c)(ii)</i>	(ii) 非金融リスクに係るリスク調整の算定（非金融リスクに係るリスク調整の変動が、保険サービス要素と保険金融要素に分解されるのか、それとも保険サービスに係る結果において全額が表示されるのかを含む）
<i>IFRS 17.117(c)(iii)</i>	(iii) 割引率の算定
<i>IFRS 17.117(c)(iv)</i>	(iv) 投資要素の決定
<i>IFRS 17.117(c)(v)</i>	(v) 保険カバーと投資リターン・サービスまたは保険カバーと投資関連サービスによって提供される給付の相対的なウェイト付けの決定
<i>IFRS 17.118</i>	保険金融収益または費用を（IFRS第17号第88項（b）または第89項（b）を適用して）純損益に表示する金額とOCIに表示する金額に分解している場合、純損益に認識する保険金融収益または費用を算定するために用いた手法の説明を開示する。
<i>IFRS 17.119</i>	非金融リスクに係るリスク調整を算定するために用いる信頼水準を開示する。非金融リスクに係るリスク調整の算定について信頼水準技法以外の技法を使用している場合には、使用した技法及び当該技法の結果に相当する信頼水準を開示しなければならない。
<i>Insights 8.1.470.31</i>	企業によっては、報告企業全体よりも詳細な粒度で信頼水準を開示することを望む場合がある（例えば、ポートフォリオ、製品タイプ、事業単位及び/または地域別）。このような場合、企業は、より詳細な粒度での信頼水準の開示に加え、報告企業として単一の信頼水準も開示する必要があるかどうかという疑問が生ずる。企業は、報告企業レベルの開示が必要かどうかを判断するために、特定の事実及び状況に基づき、判断を適用する必要があると思われる。この判断に関連する可能性のある検討事項は、以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> 企業の財務業績を他の企業の財務業績と比較し、企業のリスク評価が他の企業の評価とどのように異なるかを理解するために、利用者が企業レベルの開示を要求するであろう程度 他の活動との比較における企業の保険事業の規模 保険事業全体と比較した、個々の信頼水準が開示されている構成要素の規模（例えば、特定の構成要素が企業の保険事業の大部分を表しているかどうか） 個々の信頼水準が開示されている異なる構成要素間のリスク分散の程度
<i>Insights 8.1.470.32</i>	一般に、開示される信頼水準は、適切な精度で示された特定のパーセンテージであるべきである。限られた状況下では、パーセンテージの範囲を開示することが適切であると考えられる。以下のような場合、範囲を開示することが適切であるとKPMGは考える。 <ul style="list-style-type: none"> 複数の構成要素について個々の信頼水準を開示すると、重要でない詳細な情報を大量に含めることになり、有用な情報が不明瞭になる場合（すなわち、要約の観点から） リスク調整の名目金額を、複数の信頼水準で表すことができる場合

Insights 8.1.470.37

企業はリスク調整を決定するために使用した実際の信頼水準またはその他の技法を開示することを要求されているが、IFRS会計基準は保有する再保険契約をInsights into IFRS 第8.1.470.30項から第8.1.470.35項に記載されている信頼水準の開示に反映するか否か、及びその方法については説明していない。これらの開示は、発行した保険契約グループ、保有する再保険契約グループ、発行した保険契約グループと保有する再保険契約グループの集約、またはこれらの基礎の組合せについて行われる可能性がある。IFRS会計基準はこれらの信頼水準の開示に単一の基礎を使用することを義務付けていないと思われる。したがって、異なる基礎を使用することができます。企業はIFRS第17号で規定されている開示の目的を考慮して、開示の適切な基礎を決定するために判断を行うべきであるとKPMGは考える（Insights into IFRS 第8.1.450.10項から第8.1.450.20項を参照）。KPMGはまた、利用者が信頼水準の開示を理解できるように、また、他の企業との比較可能性が向上するように、企業は信頼水準の開示を行うまでの基礎を開示すべきであると考える。

IFRS 17.120

基礎となる項目のリターンに基づいて変動しないキャッシュフローの割引に用いているイールド・カーブ（またはイールド・カーブの範囲）を開示する。幾つかの保険契約のグループについて合計でイールド・カーブを開示している場合には、加重平均の形式でまたは比較的狭い範囲で開示しなければならない。

IFRS第17号の適用範囲に含まれる契約から生じるリスクの性質及び程度**全般的事項****IFRS 17.121-122**

財務諸表利用者が、IFRS第17号の適用範囲に含まれる契約から生じる将来キャッシュフローの性質、金額、時期及び不確実性を評価できるように、保険契約から生じる保険リスク及び金融リスクと、その管理方法に焦点を当てた情報を開示する。一般的に、金融リスクには信用リスク、流動性リスク及び市場リスクが含まれるが、これらに限定されるものではない。

IFRS 17.123

報告期間の末日現在のリスク・エクスポージャーについて開示した情報が、当期中のリスク・エクspoージャーを表すものでない場合には、以下を開示する。

- (a) その旨
- (b) 末日現在のエクスポージャーが当期中のエクspoージャーを表さない理由
- (c) 当期中のリスク・エクspoージャーを表す追加的な情報

IFRS 17.126

企業の営業における規制上の枠組みの影響に関する情報を開示する（例：最低資本要件や要求される金利保証）。

IFRS 17.126

異なる特性を有する保険契約者に対して異なる価格または給付水準を設定する実務上の能力を明確に制限する法律または規制により、契約が同じグループに含められる場合（IFRS第17号第20項参照）、その旨を開示する。

IFRS 17.124-125

それぞれの種類のリスクについて、以下を開示する。

IFRS 17.124(a), (c)

- (a) リスクに対するエクspoージャー、それがどのように生じるのか、及び前期からの変更

IFRS 17.124(b)-(c)

- (b) リスクの測定及び管理に関する目的、方針及びプロセス、並びに前期からの変更

<i>IFRS 17.125(a)</i>	(c) 経営幹部に内部的に提供されている情報を基礎とした、報告期間の末日現在でのリスクに対するエクspoージャーに関する定量的情報の要約
<i>IFRS 17.125(b)</i>	(d) 上記(c)で提供していない場合には、IFRS第17号第127項から第132項により要求される開示（下記参照）
<i>IFRS 17.127</i>	すべての種類のリスクに関し、IFRS第17号の適用範囲に含まれる契約から生じるリスクの集中についての情報を開示する。これにはどのように集中を決定するかの記述、及びそれぞれの集中を識別する共通の特性（例えば、保険事故の種類、業種、地理的領域または通貨）についての記述が含まれる。
保険リスク及び市場リスクに関する特定の開示—感応度分析	
以下を開示する。	
<i>IFRS 17.128(a)(i)</i>	(a) 保険リスクに関し、純損益及び資本が、報告期間の末日現在で合理的に起こり得たリスク変数の変動があったならばどのように影響を受けていたのかを示した感応度分析。発行した保険契約に係る影響を、保有する再保険契約によるリスク軽減の前と後で示す。
<i>IFRS 17.128(a)(ii)</i>	(b) 市場リスクの種類ごとに、純損益及び資本が、報告期間の末日現在で合理的に起こり得たリスク変数の変動があったならばどのように影響を受けていたのかを示した感応度分析。保険契約から生じるリスク・エクspoージャーの変動に対する感応度と企業が保有する金融資産から生じるリスク・エクspoージャーの変動に対する感応度の間の関係性を説明するような方法で示す。
<i>IFRS 17.128(b)</i>	(c) 感応度分析の作成に使用した手法及び仮定
<i>IFRS 17.128(c)</i>	(d) 感応度分析の作成に使用した手法及び仮定の前期からの変更とその変更の理由
<i>IFRS 17.129</i>	IFRS第17号第128項(a)に定められるものではない金額が、リスク変数の変動によってどのような影響を受けるかを示した感応度分析を作成し、当該感応度分析をIFRS第17号の適用範囲に含まれる契約から生じるリスクを管理するために使用している場合、当該感応度分析をIFRS第17号第128項(a)に定められる分析の代わりに開示することができる。これを適用する場合、以下の事項も開示する。
<i>IFRS 17.129(a)</i>	(a) 当該感応度分析の作成に使用した手法の説明と、提供した情報の基礎となる主要なパラメーター及び仮定の説明
<i>IFRS 17.129(b)</i>	(b) 使用した手法の目的の説明と提供した情報において生じる可能性がある制約の説明
クレーム・ディベロップメントに関する特定の開示	
<i>IFRS 17.130</i>	実際の保険金と保険金の割引前金額の従前の見積りとの比較（すなわち、クレーム・ディベロップメント）を開示する。この開示は、保険金支払の金額及び時期が報告期間の末日現在で確定していない最も古い重要な保険金請求が発生した期間から開始する。ただし、報告期間の末日から10年を超えて遡って当該開示を行う必要はない。
<i>IFRS 17.130</i>	上記開示は、保険金支払の金額及び時期に関する不確実性が通常1年以内に解消するクレーム・ディベロップメントについては要求されない。

<i>IFRS 17.130</i>	クレーム・ディベロップメントに関する開示を、IFRS第17号第100項（c）を適用して開示している発生保険金に係る保険契約負債グループの合計帳簿価額と調整する。
信用リスクに関する特定の開示	
<i>IFRS 17.131</i>	IFRS第17号の適用範囲に含まれる契約から生じる信用リスクに関し、次の事項を開示する。
<i>IFRS 17.131(a)</i>	(a) 発行した保険契約と保有する再保険契約のそれぞれについて報告期間の末日現在の信用リスクへの最大エクスポージャーを最もよく表す金額
<i>IFRS 17.131(b)</i>	(b) 資産である保有している再保険契約の信用度に関する情報
流動性リスクに関する特定の開示	
<i>IFRS 17.132</i>	IFRS第17号の適用範囲に含まれる契約から生じる流動性リスクに関し、次の事項を開示する。
<i>IFRS 17.132(a)</i>	(a) 流動性リスクをどのように管理しているのかの記述
<i>IFRS 17.132(b)</i>	(b) 負債である発行した保険契約のポートフォリオと負債である保有する再保険契約のポートフォリオに係る個別の満期分析。最低限、ポートフォリオの正味キャッシュフローを報告日後最初の5年間は各年度について示し、最初の5年を超える期間は合計で示す。 この開示には、保険料配分アプローチを適用して測定した残存カバーに係る負債を含める必要はない。当該分析は、下記のいずれかの見積時期に基づく場合がある。 (i) 残存する契約上の割引前正味キャッシュフロー (ii) 将来キャッシュフローの現在価値の見積り
<i>IFRS 17.132(b)(i)</i>	(i) 残存する契約上の割引前正味キャッシュフロー
<i>IFRS 17.132(b)(ii)</i>	(ii) 将来キャッシュフローの現在価値の見積り
<i>IFRS 17.132(c)</i>	(c) 要求払の金額（当該金額と関連する契約ポートフォリオの帳簿価額との関係を説明する）

4.9 採掘活動

<i>IFRS 6.23</i>	企業の財務諸表に認識されている、鉱物資源の探査及び評価により生じる金額を特定し、説明する情報を開示する。
<i>IFRS 6.24(b)</i>	鉱物資源の探査及び評価から生じた、資産、負債及び収益、費用並びに営業活動キャッシュフロー及び投資活動キャッシュフローの金額を開示する。
<i>IFRS 6.18</i>	事実と状況から、探査及び評価資産の帳簿価額が回収可能金額を超過すると思われる場合には、そのような探査及び評価資産について減損の評価を行う。事実と状況から、探査及び評価資産の帳簿価額が回収可能金額を超過すると思われる場合は、IFRS第6号第21項に規定される場合を除き、IAS第36号に従って減損損失を測定し、表示し、開示する。関連する開示は、 2.8章「非金融資産の減損」 で記載している。
<i>IFRS 6.25</i>	企業は、探査及び評価資産を他の資産とは別のクラスの資産として扱い、IAS第16号またはIAS第38号で要求される開示を、資産の分類の方法（有形か無形か）に整合するように行わなければならない。関連する開示については、 2.1章「有形固定資産」 及び（または） 2.2章「無形資産及びのれん」 で記載している。

4.10 共通支配下の取引及び新会社の設立

Insights 5.13.240.10 KPMGの見解では、企業は共通支配下の取引の会計方針を開示すべきである。

Insights 5.13.240.20 企業は、特定の取引の影響を財務諸表利用者が理解するために必要な場合、財務諸表に追加的な開示を行う。KPMGの見解では、この要件を満たすため、財務諸表利用者がその影響を理解できるよう、共通支配下の取引についての十分な情報を財務諸表に開示する必要がある。

Insights 5.13.240.30 KPMGの見解では、公正価値会計を採用する場合、連結財務諸表における子会社の取得について、企業結合に関してIFRS第3号が規定する開示を行わなければならぬ。簿価による会計処理を採用する場合にも、KPMGはそのような開示の一部（例えば、取得した資産及び負債のクラスごとの、取引日（比較情報が再表示されない場合）または表示される最も古い期間の期首（比較情報が再表示される場合）に認識した金額）は、財務諸表利用者にとって目的適合性があると考える。

Insights 5.13.62.10 KPMGの見解では、取得企業は連結財務諸表において、表示されている最も古い報告期間の期首より前に企業結合が行われたものとして、比較情報を再表示し、また報告期間の企業結合以前の期間を修正することができるが、強制ではない。ただし、KPMGの見解では、企業が共通支配下となる前の期まで遡って、この修正再表示を行ってはならない。

5. IFRS会計基準の初度適用

5.1 IFRS会計基準の初度適用

IFRS 1.20

IFRS第1号は、他のIFRS会計基準の表示及び開示の定めに関する免除規定を設けていない。

IFRS 1.21

IAS第1号に準拠するためには、企業の最初のIFRS会計基準財務諸表は、少なくとも3つの財政状態計算書、2つの純損益及びその他の包括利益計算書、2つの独立した純損益計算書（表示する場合）、2つのキャッシュフロー計算書及び2つの持分変動計算書並びに関連する注記（比較情報を含む）を含める。

Insights 6.1.1470.20

IFRS会計基準開始財政状態計算書として移行日時点の財政状態計算書を表示することに加え、IFRS第1号は「関連する注記」の表示を要求している。KPMGの見解では、この規定は、従前のGAAPからのIFRS会計基準への移行が、IFRS会計基準移行日における初度適用企業の財政状態にどのような影響を与えたかを理解するうえで目的適合性のある注記を開示することを求めていると解釈しなければならない。すなわち、IFRS会計基準開始財政状態計算書に関連するすべての状況におけるすべての注記が必要とされているわけではないと考える。初度適用企業は目的適合性のある注記として何を開示するのか判断する際に、まずすべての注記を必要とみなし、その後、どの注記がIFRS会計基準への移行の影響を理解するうえで目的適合性がないために削除可能であるかを検討する。注記及びその他の比較情報のうち、いずれを削除するかを決定する際には、重要性及び初度適用企業に関する特定の事実や状況（初度適用企業が事業を行っている法管轄地域における法規制等を含む）を考慮する必要がある。

IFRS 1.22

従前のGAAPに従った過去の推移の要約または比較情報を含む財務諸表がある場合、企業は以下のことを行う。

IFRS 1.22(a)

(a) 従前のGAAPによる情報がIFRS会計基準に準拠して作成されていないことを明示する。

IFRS 1.22(b)

(b) それをIFRS会計基準に準拠したものにするための主な修正の内容を開示する。ただし、それらの修正を金額で示す必要はない。

IFRS 1.23

企業は従前のGAAPからIFRS会計基準への移行が、報告された財政状態、財務業績及びキャッシュフローにどのように影響したかを説明する。

IFRS 1.24-26

IFRS第1号第23項に準拠するためには、企業の最初のIFRS会計基準財務諸表に、以下の調整表を含める。調整表では、利用者が財政状態計算書及び純損益及びその他の包括利益計算書における重要な修正を理解できるように十分詳細でなければならない。また、調整表は、従前のGAAPのもとで発生した誤謬の修正と会計方針の変更とを明確に区別しなければならない。

IFRS 1.24(a)

(a) 以下の両方の日付について、従前のGAAPに従って報告されていた資本から、IFRS会計基準に準拠した資本への調整表

(i) IFRS会計基準移行日

IFRS 1.24(a)(i)

(ii) 従前のGAAPに従った企業の直近の年次財務諸表に表示されている最終年度の末日

<i>IFRS 1.24(b)</i>	(b) 企業の直近の年次財務諸表における最新の期間についてIFRS会計基準に準拠した包括利益合計額への調整表。この調整の出発点は、従前のGAAPに従った同じ期間に係る包括利益合計額（企業がそのような合計額を報告していなかった場合は、従前のGAAPによる純損益）である。
<i>IFRS 1.24(c)</i>	(c) IFRS会計基準開始財政状態計算書を作成する際に企業が初めて減損損失を認識するか戻し入れた場合は、企業がIFRS会計基準移行日に開始する期間にそれらの減損損失または戻入れを認識していたとすればIAS第36号で求められていたであろう開示を行う（ 2.8章「非金融資産の減損」 を参照）。
<i>Insights 6.1.1470.90</i>	KPMGの見解では、IFRS会計基準への移行の影響に関して、以前に公表した開示への参照をIFRS会計基準に基づく最初の財務諸表に含めるだけでは不十分である。以前に公表した自発的な追加的情報がIFRS会計基準のすべての規定に完全に準拠しており、それらの情報が監査済みではない場合は、そのような参照によって監査済みであると示唆されない場合は、以前に公表した自発的な追加的情報（例：より詳細な分析）への参照は容認されているとKPMGは考えている。
<i>IFRS 1.25</i>	企業が従前のGAAPのもとでキャッシュフロー計算書を表示していた場合は、キャッシュフロー計算書の重要な修正についても説明する。
<i>IFRS 1.26</i>	IFRS第1号第24項（a）及び（b）で要求されている調整表において、従前のGAAPのもとでの誤謬を、会計方針の変更と区別する。
<i>IFRS 1.27A</i>	企業が、最初のIFRS会計基準財務諸表の対象期間中に会計方針を変更する場合またはIFRS第1号に含まれている免除規定の適用を変更する場合、最初のIFRS会計基準期中財務報告と最初のIFRS会計基準年次財務諸表との間の変更を、IFRS第1号第23項に従って説明し、IFRS第1号第24項（a）及び（b）で要求されている調整表を更新する。
<i>IFRS 1.28</i>	企業が過年度において財務諸表を表示していなかった場合は、最初のIFRS会計基準財務諸表はその旨を開示する。
<i>IFRS 1.29</i>	過去に認識した金融資産が、IFRS第1号D19A項に従いFVTPLで測定する金融資産に指定されている場合、そのように指定した金融資産の指定日現在の公正価値と、以前の財務諸表における分類及び帳簿価額を開示する。
<i>IFRS 1.29A</i>	過去に認識した金融負債が、IFRS第1号D19項に従いFVTPLで測定する金融負債に指定されている場合、そのように指定した金融負債の指定日現在の公正価値と、以前の財務諸表における分類及び帳簿価額を開示する。
<i>IFRS 1.30</i>	企業が、IFRS会計基準開始財政状態計算書において、有形固定資産、投資不動産、無形資産または使用権資産の項目について公正価値をみなし原価として用いる場合は、企業の最初のIFRS会計基準財務諸表において、IFRS会計基準開始財政状態計算書の表示科目について、以下の事項を開示する。 (a) それらの公正価値の総額 (b) 従前のGAAPのもとで報告していた帳簿価額に関する修正の総額

<i>IFRS 1.31</i>	企業が、分離財務諸表のIFRS会計基準開始財政状態計算書において、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の原価について、みなし原価を使用する場合には、企業の最初のIFRS会計基準分離財務諸表は、以下の事項を開示する。	
<i>IFRS 1.31(a)</i>	(a) みなし原価が従前のGAAPにおける帳簿価額である投資のみなし原価の総額	_____
<i>IFRS 1.31(b)</i>	(b) みなし原価が公正価値である投資のみなし原価の総額	_____
<i>IFRS 1.31(c)</i>	(c) 従前のGAAPのもとで報告されていた帳簿価額に関する修正の総額	_____
<i>IFRS 1.31A</i>	企業が、IFRS会計基準開始財政状態計算書において石油・ガス資産について公正価値をみなし原価として用いる場合は、その旨及び従前のGAAPにより算定された帳簿価額の配分の基礎を開示する。	_____
<i>IFRS 1.31B</i>	企業がIFRS第1号D8B項の免除規定を料金規制の対象となる営業活動に適用している場合は、その旨及び従前のGAAPのもとでの帳簿価額の算定の基礎を開示する。	_____
<i>IFRS 1.D2</i>	IFRS第2号が適用されていないすべての資本性金融商品の付与について、企業はIFRS第2号第44項及び第45項で要求される情報を開示する。	_____
<i>IFRS 1.31C</i>	企業が激しい超インフレ（IFRS第1号D26項からD30項を参照）により、資産・負債を公正価値で測定し、その公正価値をIFRS会計基準開始財政状態計算書でみなし原価として用いることを選択する場合は、最初のIFRS会計基準財務諸表において、企業がどのようにして、また、どのような理由で、以下の両方の特徴がある機能通貨を有し、その後に有さないこととなったのかを説明する。	
<i>IFRS 1.31C(a)</i>	(a) 信頼性のある一般物価指数が、その通貨での取引及び残高を有するすべての企業にとって利用可能でない。	_____
<i>IFRS 1.31C(b)</i>	(b) その通貨と相対的に安定した外貨との交換可能性がない。	_____
<i>IFRS 1.23A</i>	企業が、過去の報告期間にIFRS会計基準を適用したことがあるが、直近の年次財務諸表にIFRS会計基準に準拠しているという明示的かつ無限定の記述を含めていない場合がある。この企業がその後にIFRS会計基準の適用を再開した場合、以下の事項を開示する。	
<i>IFRS 1.23A(a)</i>	(a) IFRS会計基準の適用を中止した理由	_____
<i>IFRS 1.23A(b)</i>	(b) IFRS会計基準の適用を再開する理由	_____
<i>IFRS 1.23B</i>	上記のIFRS第1号第23A項で言及した企業が、IFRS会計基準の適用を再開した時点で、IAS第8号に従って、IFRS会計基準の適用を中止していなかったかのようにIFRS会計基準を遡及的に適用することを選択した場合、そのような選択をした理由を説明する。	_____

5.2 規制繰延勘定とIFRS会計基準初度適用企業

IFRS第14号「規制繰延勘定」は、料金規制の影響の会計処理に関するIFRS会計基準の暫定的な基準である。IFRS第14号は、IASBがこの領域の包括的なプロジェクトを完了するまでの間、規制繰延勘定残高の会計処理について引き続き従前のGAAPを使用することを初度適用企業に認めている。また、IFRS第14号は、規制繰延勘定残高の表示及び開示に関する規定を設けている。

要件を満たす企業がIFRS第14号の規定を適用するか否かは任意である。適用範囲に関する詳細なガイダンスについては、KPMGの刊行物「Insights into IFRS」（第20版）の6.2章を参照。

表示

財政状態計算書に表示すべき情報

<i>IFRS 14.18</i>	IFRS第14号第11項から第12項に従って認識される規制繰延勘定残高は、他のIFRS会計基準に従って認識される資産及び負債に加えて財政状態計算書に認識される。IFRS第14号第20項から第26項に示される表示の要求事項は、規制繰延勘定を認識することの影響を他のIFRS会計基準の財務報告の要求事項と区別する。
<i>IFRS 14.19-20</i>	財政状態計算書において、次の事項について独立の表示科目を表示する。
<i>IFRS 14.20(a)</i>	(a) すべての規制繰延勘定の借方残高の合計額
<i>IFRS 14.20(b)</i>	(b) すべての規制繰延勘定の貸方残高の合計額
<i>IFRS 14.19, 21</i>	流動資産と非流動資産、及び流動負債と非流動負債を財政状態計算書における別個の分類として表示する場合には、規制繰延勘定残高の合計額を流動または非流動として分類しない。そのかわりに、IFRS第14号第20項で要求している独立の表示科目を、規制繰延勘定残高の表示前に算出する小計の使用によって、他のIFRS会計基準に従って表示している資産及び負債と区別する。
<i>IFRS 14.19, 24, B11</i>	IAS第12号の表示及び開示の要求事項にかかわらず、規制繰延勘定残高を認識する結果として繰延税金資産または繰延税金負債を認識する場合には、規制繰延勘定残高を認識する結果として生じる繰延税金資産（負債）を次のいずれかにより表示する。
<i>IFRS 14.B11(a)</i>	(a) 規制繰延勘定の借方残高及び貸方残高について表示される表示科目とともに
<i>IFRS 14.B11(b)</i>	(b) 関連する規制繰延勘定の借方残高及び貸方残高の近くに独立の表示科目として
<i>IFRS 14.19, 25, B21</i>	IFRS第5号第38項の規定にかかわらず、非継続事業または処分グループをIFRS第5号に従って表示する場合、非継続事業の料金規制対象活動から生じる規制繰延勘定残高の増減を次のいずれかにより表示する。
<i>IFRS 14.B21(a), B22</i>	(a) 規制繰延勘定の借方残高及び貸方残高について表示される表示科目の中で。IFRS第14号第33項に記述されている規制繰延勘定の表示科目の分析の一部として別個に開示することが必要となることがある。
<i>IFRS 14.B21(b)</i>	(b) 他の規制繰延勘定の借方残高及び貸方残高の近くに独立の表示科目として

純損益及びその他の包括利益計算書に表示すべき情報

<i>IFRS 14.19, 24, B12</i>	IAS第12号の表示及び開示の要求事項にかかわらず、規制繰延勘定残高を認識する結果として繰延税金資産または繰延税金負債を認識する場合には、規制繰延勘定残高を認識する結果として生じる繰延税金資産（負債）の増減を次のいずれかにより表示する。
<i>IFRS 14.B12(a)</i>	(a) 規制繰延勘定の増減について純損益及びその他の包括利益計算書に表示される表示科目とともに

IFRS 14.B12(b) (b) 規制繰延勘定の増減について純損益及びその他の包括利益計算書に表示される
関連する表示科目の近くに独立の表示科目として

IFRS 14.19, 25, B20 IFRS第5号第33項の規定にかかわらず、非継続事業または処分グループをIFRS第5号に従って表示する場合、非継続事業の料金規制対象活動から生じる規制繰延勘定残高の増減を次のいずれかにより表示する。

IFRS 14.B20(a), B22 (a) 規制繰延勘定残高の増減について純損益に関して表示される表示科目の中で。IFRS第14号第33項に記述されている規制繰延勘定の表示科目の分析の一部として別個に開示することが必要となることがある。

IFRS 14.B20(b) (b) 規制繰延勘定残高の増減について純損益に関して表示される表示科目の近くに独立の表示科目として

純損益の部または純損益計算書に表示すべき情報

IFRS 14.19, 23 当報告期間に係るすべての規制繰延勘定残高の残りの正味増減（取得した金額など、純損益に反映されていないものは除く）について、独立の表示科目を表示する。この独立の表示科目は、規制繰延勘定残高の正味増減の前で算出する小計の使用によって、他のIFRS会計基準に従って表示されている収益及び費用と区別する。

IFRS 14.19, 26, B14 IAS第33号で要求されるのと同じ方法（それらの金額から規制繰延勘定残高の正味増減を除外しなければならないことを除く）で計算した追加的な基本的及び希薄化後1株当たり利益を表示する。IAS第33号第73項に合わせて、IFRS第14号第26項で要求されている1株当たり利益を、表示するすべての期間について、IAS第33号で要求されている1株当たり利益と同等の目立たせ方で表示する。

その他の包括利益の部に表示すべき情報

IFRS 14.19, 22 当報告期間に係るすべての規制繰延勘定残高の正味増減のうちOCIに認識した項目に関するものを表示する。他のIFRS会計基準に従って次のようにする項目に関する正味増減について独立の表示科目を使用しなければならない。

IFRS 14.22(a) (a) その後に純損益に振り替えられることがないもの

IFRS 14.22(b) (b) その後に所定の条件が満たされた場合に純損益に振り替えられるもの

全般的事項

IFRS 14.27 財務諸表利用者が以下の事項を評価できる情報を開示する。

IFRS 14.27(a) (a) 提供する財またはサービスの対価として顧客に請求するのに用いることができる価格を設定する料金規制の内容及びそれに関連するリスク

IFRS 14.27(b) (b) 料金規制が財政状態、経営成績及びキャッシュフローに与える影響

IFRS 14.28 IFRS第14号第30項から第36項で要求される開示のいずれかがIFRS第14号第27項の目的を満たすのに目的適合性がないと考えられる場合には、それらを財務諸表から省略することができる。

IFRS 14.28 IFRS第14号第30項から第36項に従って提供される開示がIFRS第14号第27項の目的を満たすのに不十分である場合には、この目的を満たすために必要な追加的な情報を開示する。

<i>IFRS 14.29</i>	IFRS第14号第27項の開示目的を満たすために、以下のすべてを考慮する。
<i>IFRS 14.29(a)</i>	(a) 開示規定を満たすのに必要な詳細さのレベル
<i>IFRS 14.29(b)</i>	(b) 様々な規定のそれぞれにどの程度の重点を置くべきか
<i>IFRS 14.29(c)</i>	(c) どの程度の集約または分解を行うべきか
<i>IFRS 14.29(d)</i>	(d) 財務諸表利用者が、開示される定量的情報を評価するために追加の情報を必要とするか否か

料金規制の対象となっている活動の説明

<i>IFRS 14.30</i>	財務諸表利用者が、企業の料金規制対象活動の内容及びそれに関連するリスクを評価するのに役立つように、料金規制対象活動の種類ごとに、以下の事項を開示する。
<i>IFRS 14.30(a)</i>	(a) 料金規制対象活動の内容と程度、及び規制上の料金設定プロセスの内容の簡潔な記述
<i>IFRS 14.30(b)</i>	(b) 料金規制機関の身分。料金規制機関が関連当事者（IAS第24号で定義）である場合には、その旨とともに、どのような関連があるのかの説明
<i>IFRS 14.30(c)</i>	(c) 規制繰延勘定の借方残高の各クラス（すなわち、コストまたは収益の各種類）の将来の回収と、規制繰延勘定の貸方残高の各クラスの将来の返還が、リスク及び不確実性の影響をどのように受けるのか。例えば：
<i>IFRS 14.30(c)(i)</i>	(i) 需要リスク（例：消費者の嗜好の変化、代替的な供給源の利用可能性、競争のレベル）
<i>IFRS 14.30(c)(ii)</i>	(ii) 規制リスク（例：料金設定申請の提出もしくは承認、または予想される将来の規制活動についての企業の評価）
<i>IFRS 14.30(c)(iii)</i>	(iii) その他のリスク（例：通貨リスクや他の市場リスク）

<i>IFRS 14.31</i>	IFRS第14号第30項で要求される開示は、注記で直接に、または財務諸表から他の報告書（経営者による説明やリスク報告書など、財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能であるもの）への相互参照により組み込むかのいずれかにより示す。当該情報が財務諸表に直接記載されず、相互参照での組込みもされていない場合には、その財務諸表は不完全である。
-------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

認識している金額の説明

<i>IFRS 14.32</i>	規制繰延勘定残高の認識及び認識の中止の基礎、並びに当初及び事後の測定の方法（規制繰延勘定残高の回収可能性の評価の方法や減損損失の配分方法を含む）を開示する。
<i>IFRS 14.33</i>	料金規制対象活動の各種類について、規制繰延勘定残高の各クラスについて以下の情報を開示する。
<i>IFRS 14.33(a)</i>	(a) 当期首及び当期末の帳簿価額の調整表（別の様式の方が適切である場合を除き、表形式で開示する）。必要な詳細さのレベルを決定する際に判断を適用する（IFRS第14号第28項から第29項参照）が、以下の内訳項目は通常、目的適合性がある。
<i>IFRS 14.33(a)(i)</i>	(i) 当期に財政状態計算書において、規制繰延勘定残高として認識した金額
<i>IFRS 14.33(a)(ii)</i>	(ii) 純損益及びその他の包括利益計算書において、当期に回収（償却と称されることがある）または返還した残高に関して認識した金額
<i>IFRS 14.33(a)(iii)</i>	(iii) 規制繰延勘定残高に影響を与えた他の別個に識別された金額（例：減損、企業結合で取得したかまたは引き受けた項目、処分した項目、外国為替レートまたは割引率の変動の影響）

<i>IFRS 14.33(b)</i>	(b) 貨幣の時間価値を反映するために用いる、規制繰延勘定残高の各クラスに適用可能な収益率または割引率（該当がある場合、ゼロという率や、率の範囲も含む）
<i>IFRS 14.33(c)</i>	(c) 規制繰延勘定の借方残高の各クラスが回収（もしくは償却）されると予想される、または規制繰延勘定の貸方残高の各クラスの返還を行うと予想される残存期間
<i>IFRS 14.34</i>	料金規制が法人所得税費用（利益）の金額及び時期に影響を与える場合、認識した当期税金及び繰延税金の金額に料金規制が与える影響を開示する。さらに、課税に関連する規制繰延勘定残高及び関連する当該残高の増減を区分して開示する。
<i>IFRS 14.35</i>	料金規制対象活動を有する子会社、関連会社または共同支配企業のうち、IFRS第14号に従って規制繰延勘定残高を認識しているものへの関与についてIFRS第12号に従って開示する場合、開示する関与に関して、規制繰延勘定の借方残高と貸方残高に含まれている金額と、当該残高の正味の増減を開示する（IFRS第14号B25項からB28項を参照）。
<i>IFRS 14.B25</i>	IFRS第12号第12項（e）では、報告企業にとって重要性のあるNCIを有する各子会社について、報告期間中に子会社のNCIに配分された純損益を開示することを要求している。IFRS第14号に従って規制繰延勘定残高を認識する企業は、IFRS第12号第12項（e）で開示を要求している金額に含まれている規制繰延勘定残高の正味の増減を開示する。
<i>IFRS 14.B26</i>	IFRS第12号第12項（g）は、報告企業にとって重要性のあるNCIを有する子会社のそれについて、IFRS第12号B10項に定めた子会社に関する要約財務情報を開示することを要求している。同様に、IFRS第12号第21項（b）（ii）では、報告企業にとって重要性のある共同支配企業及び関連会社のそれについて、IFRS第12号B12項からB13項に定めた要約財務情報を開示することを要求している。IFRS第12号B16項では、個々には重要性のない他のすべての関連会社及び共同支配企業についてIFRS第12号第21項（c）に従って開示が要求される要約財務情報を定めている。
<i>IFRS 14.B27</i>	IFRS第14号に従って規制繰延勘定残高を認識している場合、IFRS第12号第12項、第21項、B10項、B12項からB13項及びB16項で規定されている情報に加えて、規制繰延勘定の借方残高の合計額、規制繰延勘定の貸方残高の合計額及びこれらの残高の正味の増減を、純損益で認識した金額とOCIで認識した金額とに区分して、IFRS第12号の開示が要求される各企業について区分して開示する。
<i>IFRS 14.B28</i>	IFRS第12号第19項では、子会社に対する支配の喪失時にIFRS第10号第25項に従って計算した利得または損失を認識する際に、開示が要求される情報を規定している。IFRS第14号の適用を選択する場合、IFRS第12号第19項で要求される情報に加えて、当該利得または損失のうち、支配喪失日現在の旧子会社における規制繰延勘定残高の認識の中止に起因する部分を開示する。
<i>IFRS 14.36</i>	規制繰延勘定残高がもはや全額回収可能または返還可能ではなくなったと判断する場合には、その旨、回収可能または返還可能でない理由及び規制繰延勘定残高を減額した金額を開示する。

6. IFRS会計基準の任意の早期適用

6.1 特約条項付の非流動負債及び負債の流動又は非流動への分類 (IAS第1号の改訂)

早期適用に関する注記

IAS 1.139U, 139W

IASBは2020年1月に「負債の流動又は非流動への分類」（2020年改訂）を公表した。2020年改訂の特定の側面を再検討した上で、IASBは2022年10月にIAS第1号の追加改訂「特約条項付の非流動負債（2022年改訂）」を公表し、2020年改訂の発効日を2024年1月1日に延期した。いずれの改訂も2024年1月1日以降開始する事業年度から適用され、早期適用が認められる。

企業は双方の改訂を同時に適用する必要がある。したがって、2022年改訂では以下を明確にしている。

- 2022年改訂の公表後に2020年改訂を早期適用する場合には、2022年改訂も同時に適用しなければならない。
- 2022年改訂を早期適用する場合には、2020年改訂も同時に適用しなければならない。

経過措置

IAS 1.139U, 139W

本改訂はIAS第8号に従って遡及適用される。

IAS 1.76

報告期間の末日から財務諸表の発行の承認日までの間に以下の事象が発生した場合、IAS第10号「後発事象」に従って、当該事象を修正を要しない事象として開示する。

IAS 1.76(a)

(a) 流動負債に分類された負債の長期での借換え

IAS 1.76(b)

(b) 流動負債に分類された長期借入契約の違反の是正

IAS 1.76(c)

(c) 流動負債に分類された長期借入契約の違反を是正するための猶予期間の貸手による付与

IAS 1.76(d)

(d) 非流動負債に分類された負債の決済

IAS 1.76ZA

IAS第1号第69項から第75項までを適用するにあたり、借入契約から生じる負債の決済を延期できる権利が報告期間後12ヶ月以内に特約条項を遵守することを条件としている場合には、当該負債は非流動負債として分類される可能性がある。このような場合には、財務諸表利用者が、当該負債の返済が報告期間後12ヶ月以内に必要となるリスクを理解できるよう以下を含む情報を注記に開示する。

IAS 1.76ZA(a)

(a) 特約条項に関する情報（特約条項の内容とその遵守が求められる日付を含む）及び関連する負債の帳簿価額

IAS 1.76ZA(b) (b) (もしあれば) 将來の特約条項の遵守が困難となる可能性を示唆する事実及び状況（例えば、報告期間中または報告期間後に抵触する可能性を回避するか、その可能性を軽減させるために行動したことなど）。このような事実及び状況には、報告期間の末日時点の状況に基づいて特約条項を遵守しているかどうかを評価する場合、特約条項は遵守していなかったであろうという事実も含まれる。

IAS 1.139U, 139W 発効日前にこれらの改訂を適用する場合、その旨を開示する。

6.2 セール・アンド・リースバックにおけるリース負債（IFRS 第 16 号の改訂）

早期適用に関する注記

2022年9月に公表されたIFRS第16号の改訂では、売却として会計処理するためのIFRS第15号の要件を満たすセール・アンド・リースバック取引に関する事後測定に係る要求事項が追加されている。また、売手（借手）に対して、リースバックから生じるリース負債を残存する使用権に係る利得または損失の金額を認識しない方法で事後測定することが要求されている。

IFRS 16.C1D 本改訂は2024年1月1日以降開始する事業年度から適用され、早期適用が認められる。

経過措置

IFRS 16.C20E 本改訂はIAS第8号に従い、適用開始日以降に締結されたセール・アンド・リースバック取引に遡及適用される。

IFRS 16.C1D 発効日前にこれらの改訂を適用する場合、その旨を開示する。

6.3 サプライヤー・ファイナンス契約（IAS 第 7 号及び IFRS 第 7 号の改訂）

早期適用に関する注記

IAS 7.44F 2023年5月に公表されたIAS第7号及びIFRS第7号の改訂では、サプライヤー・ファイナンス契約について、企業の負債及びキャッシュ・フロー並びに流動性リスクに対するエクスポージャーに与える影響を財務諸表利用者が評価することを可能にする情報を開示することを要求している。

IAS 7.62 本改訂は、2024年1月1日以降開始する事業年度から適用され、早期適用も認められる。

移行時の開示

<i>IAS 7.62</i>	本改訂を早期適用する場合は、その旨を開示する。
<i>IAS 7.63</i>	本改訂の適用にあたり、企業は以下の事項を開示することは要求されない。 (a) 企業が本改訂を最初に適用する事業年度の期首より前に表示された報告期間に関する比較情報 (b) 企業が本改訂を最初に適用する年次報告期間の期首時点でのIAS第7号第44H項 (b)(ii)及び(iii)で求められる情報 (c) 企業が本改訂を最初に適用する年次報告期間内の期中報告期間におけるIAS第7号第44F項から第44H項で求められる情報
<i>IAS 7.44F</i>	サプライヤー・ファイナンス契約について、企業の負債及びキャッシュ・フロー並びに流動性リスクに対するエクスポージャーに与える影響を財務諸表利用者が評価することを可能にする情報を開示する。
<i>IAS 7.44H(a)</i>	IAS第7号第44F項の目的を満たすために、サプライヤー・ファイナンス契約に関する以下の事項を集約して開示する。 (a) サプライヤー・ファイナンス契約の契約条件（例えば、延長された支払条件及び提供された担保または保証）。ただし、契約条件に類似性のないサプライヤー・ファイナンス契約については、別個に開示しなければならない。
<i>IAS 7.44H(b)</i>	(b) 報告期間の期首及び期末時点での、 (i) サプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債の帳簿価額、及び企業の財政状態計算書における関連する表示科目
<i>IAS 7.44H(b)(ii)</i>	(ii) 上記(i)で開示されているもののうち、仕入先が資金供給者からすでに支払を受けている金融負債の帳簿価額、及び関連する表示科目
<i>IAS 7.44H(b)(iii)</i>	(iii) 上記(i)で開示されている金融負債、及びサプライヤー・ファイナンス契約の一部ではない比較可能な営業債務の双方につき、支払い期日のレンジ（例えば、請求日から30-40日）。比較可能な営業債務とは、例えば、上記(i)で開示された金融負債と同一の事業ラインまたは法域内の営業債務である。支払期日のレンジが広い場合、企業はそれらのレンジを説明する情報を開示するか、追加のレンジ（例えば階層に分けたレンジ）を開示しなければならない。
<i>IAS 7.44H(c)</i>	(c) 上記(b)(i)で開示された金融負債の帳簿価額の非資金変動の種類及び影響。非資金変動には、例えば企業結合、為替差額、現金及び現金同等物の使用を要しない他の取引の影響が含まれる (IAS第7号第43項参照)。
<i>Insights 7.10.657</i>	IFRS第7号の改訂に従い、企業は流動性リスクに関する情報を提供する際にサプライヤー・ファイナンス契約を考慮する必要がある。例えば、企業に支払条件の延長を提供する、または企業の仕入先に支払条件の早期化を提供することで、結果的に企業が当初仕入先に対して負っていた金融負債の一部を資金供給者に集中させることになるサプライヤー・ファイナンス契約を有しているか、または係る契約に対するアクセスを有しているかを検討する(IFRS第7号B11F項、IG18項からIG18A項及びBC58E項参照)。

6.4 交換可能性の欠如 (IAS 第 21 号の改訂)

早期適用に関する注記

IAS 21.8-8B, 19A

2023年8月に公表された本改訂では交換可能性が定義され、どのような場合に交換可能性が欠如するかが示されている。また、この場合に適用される直物為替レートを企業がどのように見積もるか、及び2つの通貨の交換可能性が欠如している場合に企業がどのような開示を行うかについても定められている。

IAS 21.60L

本改訂は2025年1月1日以降開始する事業年度から適用され、早期適用も認められる。

移行時の開示

IAS 21.60L

発効日前にこれらの改訂を適用する場合、その旨を開示する。

経過措置

IAS 21.60M

企業は、本改訂の適用に際して比較情報を修正再表示してはならない。代わりに以下を行う。

- (a) 企業が外貨建取引を機能通貨で報告しており、適用開始日において機能通貨が当該外貨へ交換可能ではない、または、当該外貨が機能通貨へ交換可能でないと結論付ける場合、適用開始日において以下を行なう必要がある。
 - (i) 影響する外貨建貨幣性項目、及び公正価値で測定される外貨建非貨幣性項目を当該日の見積直物為替レートで換算する。
 - (ii) 当該改訂を適用したことにより生じる影響を利益剰余金の期首残高の調整として認識する。
- (b) 企業が機能通貨以外の通貨を表示通貨とする場合または在外営業活動体の業績及び財政状態を換算する場合で、適用開始日において機能通貨（または在外営業活動体の機能通貨）が表示通貨へ交換可能でないと結論付ける場合、または表示通貨が機能通貨（または在外営業活動体の機能通貨）へ交換可能でないと結論付ける場合、適用開始日において以下を行なう必要がある。
 - (i) 影響する資産及び負債を当該日の見積直物為替レートで換算する。
 - (ii) 企業の機能通貨が超インフレ経済下にある場合には、影響する資本項目を当該日の見積直物為替レートで換算する。
 - (iii) 当該改訂を適用したことにより生じる影響を、資本の独立の内訳項目に累積された為替換算調整勘定累計額の調整として認識する。

ある通貨が他の通貨に交換可能でないことにより企業が直物為替レートを見積もる場合 (IAS第21号第19A項参照)、当該通貨が他の通貨に交換可能でないことが企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与える（または与えると予想される）影響を財務諸表利用者が理解できる情報を開示しなければならない。この目的を達成するために、企業は以下の事項に関する情報を開示しなければならない。

- | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p><i>IAS 21.57A(a)</i></p> <p><i>IAS 21.57A(b)</i></p> <p><i>IAS 21.57A(c)</i></p> <p><i>IAS 21.57A(d)</i></p> | <p>(a) 他の通貨に交換可能でない通貨の性質及び財務的な影響</p> <p>(b) 使用した直物為替レート</p> <p>(c) 見積もりのプロセス</p> <p>(d) 当該通貨が他の通貨に交換可能でないことにより企業がさらされるリスク</p> | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

IAS第21号第57A項を適用するにあたり、企業は以下の事項を開示しなければならない。

- | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p><i>IAS 21.A19(a)</i></p> <p><i>IAS 21.A19(b)</i></p> <p><i>IAS 21.A19(c)</i></p> <p><i>IAS 21.A19(d)</i></p> <p><i>IAS 21.A19(d)(i)</i></p> <p><i>IAS 21.A19(d)(ii)</i></p> <p><i>IAS 21.A19(e)</i></p> <p><i>IAS 21.A19(f)</i></p> | <p>(a) 対象となる通貨及び当該通貨が交換可能でなくなる原因となった制限の説明</p> <p>(b) 影響する取引の説明</p> <p>(c) 影響する資産及び負債の帳簿価額</p> <p>(d) 使用された直物為替レート及び当該レートが以下のいずれであるか</p> <p>(i) 観察可能な調整されていない為替レート (IAS第21号A12項からA16項参照)</p> <p>(ii) その他の見積技法を用いて見積もられた直物為替レート (IAS第21号A17項参照)</p> <p>(e) 企業が見積りに用いた見積技法の説明、並びに当該見積技法において用いたインプット及び仮定の定性的・定量的情報</p> <p>(f) 他の通貨に換算可能でないことにより企業がさらされている各種類のリスクについての定性的情報、並びに各種類のリスクにさらされている資産及び負債の性質及び帳簿価額</p> | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

在外営業活動体の機能通貨が表示通貨に交換可能でない場合、または、表示通貨が在外営業活動体の機能通貨に交換可能でない場合に、企業は併せて以下の情報も開示する。

- | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p><i>IAS 21.A20(a)</i></p> <p><i>IAS 21.A20(b)</i></p> <p><i>IAS 21.A20(c)</i></p> | <p>(a) 在外営業活動体の名前、当該在外営業活動体が子会社、共同支配事業、共同支配企業、関連会社、支店のいずれであるか、及び事業を行う主たる場所</p> <p>(b) 在外営業活動体の要約財務情報</p> <p>(c) 企業に在外営業活動体への財政的支援を要求する可能性のある契約上の取り決めの性質及び条項（企業が損失を被る可能性のある事象及び状況を含む）</p> | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

Appendix I

2023年に適用される新しいIFRS会計基準及びIFRS会計基準の改訂並びに将来適用される規定

「開示チェックリスト」（2022年9月版）の公表後、いくつかの新しいIFRS会計基準、IFRS会計基準の改訂及び解説指針が公表された。このAppendixは、2023年8月31日時点でIASBが公表している新たな規定を、以下の2つの表において記載している。

- 現在発効している新たな規定

この表は、事業年度が2023年1月1日に開始する企業に適用が義務付けられるIFRS会計基準の変更を示している。

- 将来適用される規定

この表は、2023年1月1日より後に開始する事業年度に適用が義務付けられるが、2023年1月1日に開始する事業年度に早期適用が認められるIFRS会計基準の変更を示している。

これらの表には、関連する開示規定を示している、この冊子の関連する章、及び将来適用される規定についてKPMGの詳細なガイダンスへの参照が含まれている。この表で示されている適用日はすべて、事業年度の期首を指している。

現在発効している新たな規定

適用日	新たなIFRS会計基準または IFRS会計基準の修正	この冊子の 関連する章	KPMGのガイダンス
	IFRS第17号「保険契約」	4.8	Insights into IFRS (第8.1章), web article #, A new transition option for IFRS 17 # IASB、「IFRS第17号『保険契約』の修正」を公表*
2023年1月1日	会計方針の開示— IAS第1号及びIFRS実務記述 書第2号の改訂	1.4	Insights into IFRS (1.2.40, 2.1.10, 2.8.45), web article #, talkbook # IASB、「会計方針の開示 (IAS第1号及びIFRS実務 記述書第2号の改訂)」を公表*
	会計上の見積りの定義— IAS第8号の改訂	該当なし ^a	Insights into IFRS (2.8.100–110), web article #
	単一の取引から生じた資産及 び負債に係る繰延税金— IAS第12号の改訂	2.11	Insights into IFRS (3.13.210, 6.1.925), web article # IASB、「単一の取引から生じた資産及び負債に係 る繰延税金 (IAS第12号の改訂)」を公表*
2023年5月23日 ^b	国際的な税制改革—第2の柱 モデルルール—IAS第12号の 改訂	2.11	Insights into IFRS (3.13.43, 80, 645), web article #, talkbook # 「国際的な税制改革-第2の柱モデルルール (IAS第 12号の改訂)」公表*

（訳者注）☆が付された刊行物は情報提供を目的にあずさ監査法人IFRSアドバイザリー室が独自に作成したものであり、本表では参考
情報として記載しています。#が付された刊行物については日本語訳を作成していません。

^a これらの新たに発効した改訂による、新たな開示規定の追加または既存の開示規定の変更はない。

^b 本改訂では、2023年5月23日の公表から直ちに適用される第2の柱に基づくグローバル・ミニマム課税に係るトッ
プアップ税に対する繰延税金会計の適用免除、及び2023年12月31日以降に適用される第2の柱のエクスポート
ジャヤに関する新たな開示規定が示されている。2023年12月31日前に終了する期中報告期間においては、開示
は要求されない。

将来適用される規定

適用日	新たなIFRS会計基準または IFRS会計基準の修正	この冊子の 関連する章	KPMGのガイダンス
	特約条項付の非流動負債 —IAS第1号の改訂 負債の流動又は非流動への分 類—IAS第1号の改訂	6.1	Insights into IFRS (2.9.45, 3.1.47, 7.10.55), web article [#] IASB、「 負債の流動又は非流動への分類 - 発効日の延期 (IAS第1号の改訂) 」を公表*
2024年1月1日	セール・アンド・リースバッ クにおけるリース負債 —IFRS第16号の改訂	6.2	Insights into IFRS (5.1.595), web article [#] , Leases – Sale and leaseback [#] IASB、「 セール・アンド・リースバックにおける リース負債 (IFRS第16号の改訂) 」を公表*
	サプライヤー・ファイナンス 契約—IAS第7号及びIFRS第7 号の改訂	6.3	Insights into IFRS (2.3.195, 7.10.657), web article [#] IASB、「 サプライヤー・ファイナンス契約 (IAS 第7号及びIFRS第7号の改訂) 」を公表*
2025年1月1日	交換可能性の欠如—IAS第21 号の改訂	6.4	Insights into IFRS (2.7.390), web article [#] IASB、「 交換可能性の欠如 (IAS第21号の改訂) 」 を公表*
発効日は無期限に 延期（ただし任意 適用可） ^a	「投資者とその関連会社また は共同支配企業との間の資産 の売却または拠出—IFRS第 10号及びIAS第28号の修正」		該当なし ^a

(訳者注) ☆が付された刊行物は情報提供を目的にあずさ監査法人IFRSアドバイザリー室が独自に作成したものであり、本表では参考
情報として記載しています。#が付された刊行物については日本語訳を作成していません。

^a これらの改訂の適用日は無期限に延期された。早期適用は引き続き認められる。

KPMGによるその他の刊行物

LinkedIn の'KPMG IFRS'や home.kpmg/ifrs では、新規の IFRS 会計基準利用者も現行の IFRS 会計基準利用者も、「財務諸表の開示例」や「開示チェックリスト」等の、最新動向の概略、複雑な規定についての詳細なガイダンス及び実務的なツールを入手することができます。



IFRS Today ブログ、 podcasts、ビデオ		ニュース KPMGのIFRS会計基 準及びIFRSサステナ ビリティ開示基準の記 事を検索できます。	
気候変動に関する 財務報告の リソースセンター		サステイナビリティ 報告のリソース センター	
報告			
Guides to financial statements 開示例及び チェックリストを 提供します。		ESG報告に向けた 準備	
財務報告に役立つ コミュニケーション		Insights into IFRS® 実際の取引及び契約 へのIFRS会計基準の 適用を支援します。	

ハンドブック

結合及び（または）カーブアウト財務諸表		1株当たり利益	
公正価値測定		IFRS会計基準と米国会計基準との比較表	
リース		収益認識	
株式に基づく報酬		ツールキット	

詳細なガイダンス及びインサイト

企業結合及び連結		保険契約	
金融商品		銀行業	

KPMGの「Accounting Research Online」では、広範にわたる会計、監査及び財務報告に関するガイダンスや文献について参照することができます。現在の大きく変化する環境において最新情報に精通したい方にとって、このウェブベースの会員制サービスは価値あるツールとなります。aro.kpmg.comで、ぜひ30日間の無償トライアルをお試しください。

日本語訳の発行にあたって

あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室は、国際財務報告基準の改訂や新基準の公表に際して、適時に情報を提供することを目的として、KPMG International Standards Group (KPMG IFRS Limitedの一部。以下、ISG) が公表する英文冊子のうち、日本に与える影響の大きいものについて日本語訳を作成しています。

本冊子は、ISGが2023年9月に発行した「Guide to annual financial statements - Disclosure checklist」の日本語訳です。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、英語原文が優先するものとします。本冊子が、IFRS会計基準を理解または適用しようとしている方々に、少しでもお役に立てれば幸いです。本冊子の翻訳は、あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室のメンバーを中心に行いました。

2024年1月

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

アカウンティングアドバイザリーサービス

東京事務所

TEL : 03-3548-5120

FAX : 03-3548-5113

大阪事務所

TEL : 06-7731-1300

FAX : 06-7731-1311

名古屋事務所

TEL : 052-589-0500

FAX : 052-589-0510

azsa-accounting@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/ifrs

Publication name: Guide to annual financial statements – Disclosure checklist

Publication number: 137850

Publication date: September 2023

本書は、KPMGインターナショナルが2023年9月に発行した「Guide to annual financial statements – Disclosure checklist」を、KPMGインターナショナルの許可を得て翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

© 2024 KPMG IFRG Limited, a UK company, limited by guarantee. All rights reserved.

KPMG International Standards Group is part of KPMG IFRG Limited.

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 24-1001

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

KPMGは、グローバル組織、またはKPMG International Limited（「KPMGインターナショナル」）の1つ以上のメンバーファームを指し、それそれが別個の法人です。KPMG International Limitedは英国の保証有限責任会社（private English company limited by guarantee）です。KPMG International Limitedおよびその関連事業体は、クライアントに対してかかるサービスも提供しています。KPMGの組織体制の詳細については、<https://home.kpmg/xx/en/home/misc/governance.html>をご覧ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

コピーライト © IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。それは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。